皆野町地域防災計画

令和７年５月

皆 野 町 防 災 会 議

目　　次

第１編　総　則

第１章　総則 1
第１節　計画の目的 1
第１　趣旨 1
第２　計画の構成 1
第３　計画の位置付け 1
第４　計画の修正 2
第５　計画の実践 2
第６　計画の用語 2
第２節　皆野町の概況 3
第１　自然条件 3
第２　社会環境 5
第３　災害履歴 8
第３節　防災の基本理念 9
第１　基本理念 9
第２　防災対策の基本方針 9
第４節　計画の効果的推進 10
第２章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 11
第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 11
第１　趣旨 11
第２　町 11
第３　県 16
第４　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割 17
第５　皆野町を管轄する一部事務組合 20
第６　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割 20
第７　災害時応援協定締結団体・事業者の役割 21
第２節　防災体制 22
第１　災害対策本部の設置・運営 22
第２　職員の配備体制 24
第３　職員の動員体制 25
第３章　地震被害想定 27
第１節　地震被害想定 27
第１　概要 27
第２　想定条件 28
第３　想定結果 30
第４章　防災訓練 32

第１節　基本方針 32
第１　趣旨 32
第２　目的 32
第２節　現況と実施計画 33
第１　現況 33
第２　町及び防災関係機関等が行う防災訓練 33
第３　事業所、自主防災組織等が実施する訓練 35
第４　訓練の検証 35
第５章　調査研究 36
第１節　基本方針 36
第２節　実施計画 36

第２編　震災対策編

第１章　施策ごとの具体的計画 37
第１　自助、共助による住民の防災力の向上 37
○　基本方針 37
○　具体的取組 37
＜予防・事前対策＞ 37
１　自助、共助による住民の防災力の向上（普及啓発・防災教育） 37
２　自主防災組織の育成強化 42
３　消防団の活動体制の充実 43
４　事業所等における防災組織等の整備 44
５　ボランティア等の活動支援体制の整備 46
６　地区防災計画の策定支援 47
７　適切な避難行動に関する普及啓発 47
＜応急対策＞ 48
１　自助による応急対策の実施 48
２　地域による応急対策の実施 48
３　事業所による応急対策の実施 48
４　ボランティアとの連携 49
５　地域の安全確保への協力 49
第２　災害に強いまちづくりの推進 50
○　基本方針 50
○　具体的取組 50
＜予防・事前対策＞ 50
１　防災まちづくり 50
２　耐震化と安全対策の推進 51
３　空き家対策 53
４　不燃化等の促進 53
５　宅地等の安全対策 53
６　土砂災害の予防 54
７　ため池の予防対策 55
８　地震火災等の予防 56
９　被災建築物応急危険度判定体制等の整備 57
10　孤立化地域対策 59
＜応急対策＞ 60
１　公共施設等の応急対策
＜復旧対策＞ 62
１　迅速な災害復旧
第３　交通ネットワーク・ライフライン等の確保 66
○　基本方針 66

○　具体的取組 66
＜予防・事前対策＞ 66
1　交通関連施設の安全確保 66
2　緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備 67
3　ライフラインの確保 68
＜応急対策＞ 73
1　道路ネットワークの確保 73
2　交通規制 75
3　交通施設の応急対策 76
4　ライフライン施設の応急対策 76
＜復旧対策＞ 79
1　ライフライン施設の早期復旧 79
第４　応急対応力の強化 82
○　基本方針 82
○　具体的取組 82
＜予防・事前対策＞ 82
1　応急活動体制の整備 82
2　防災活動拠点の整備 84
3　消防力の充実強化 84
4　救急救助体制の整備 85
5　相互応援の体制整備等 86
＜応急対策＞ 87
1　災害発生直前の未然防止活動 87
2　応急活動体制の施行 87
3　防災活動拠点の開設・運営 88
4　応急措置 89
5　消防活動 89
6　自衛隊災害派遣 92
7　応援要請 94
8　応援の受入れ 95
第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 97
○　基本方針 97
○　具体的取組 97
＜予防・事前対策＞ 97
1　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 97
＜応急対策＞ 101
1　災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達 101
2　広聴広報活動 114
第６　医療救護等対策 117
○　基本方針 117

○　具体的取組 117
＜予防・事前対策＞ 117
1　医療救護体制の整備 117
2　防疫体制の整備 120
＜応急対策＞ 121
1　初動医療体制 121
＜復旧対策＞ 124
1　防疫活動 124
第７　帰宅困難者対策 125
○　基本方針 125
○　具体的取組 125
＜予防・事前対策＞ 125
1　帰宅困難者支援体制の整備 125
＜応急対策＞ 128
1　帰宅困難者への情報提供 128
2　一時滞在施設の開設・運営 128
＜復旧対策＞ 131
1　帰宅支援 131
第８　避難対策 132
○　基本方針 132
○　具体的取組 132
＜予防・事前対策＞ 132
1　避難体制の整備 132
＜応急対策＞ 137
1　避難の実施 137
2　避難所の開設・運営 139
3　広域避難 143
4　広域一時滞在 144
第９　災害時の要配慮者対策 145
○　基本方針 145
○　具体的取組 145
＜予防・事前対策＞ 145
1　避難行動要支援者の安全対策 145
2　要配慮者全般の安全対策 148
3　社会福祉施設入所者等の安全対策 150
＜応急対策＞ 153
1　避難行動要支援者等の避難支援 153
2　避難生活における要配慮者支援 154
3　社会福祉施設入所者等の安全確保 156
4　外国人の安全確保 156

第10　物資供給・輸送対策 158
○　基本方針 158
○　具体的取組 158
＜予防・事前対策＞ 158
1　飲料水・生活用水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備 158
2　緊急輸送体制の整備 163
＜応急対策＞ 165
1　飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給 165
2　緊急輸送 167
第11　相互応援 168
○　基本方針 168
○　具体的取組 168
＜予防・事前対策＞ 168
1　相互応援の体制整備等 168
＜応急対策＞ 170
1　応援要請 170
2　応援の受入れ 172
3　自衛隊災害派遣 173
第12　遺体の埋・火葬対策 177
○　基本方針 177
○　具体的取組 177
＜予防・事前対策＞ 177
1　埋・火葬のための資材、火葬場の確保 177
＜応急対策＞ 178
1　遺体の取扱い 178
＜復旧対策＞ 180
1　遺体の埋・火葬 180
第13　住民生活の早期再建 181
○　基本方針 181
○　具体的取組 181
＜予防・事前対策＞ 181
1　罹災証明書の発行体制の整備 181
2　応急住宅対策 181
3　動物愛護 183
4　文教対策 184
5　がれき処理等廃棄物対策 184
6　被災中小企業支援 186
＜応急対策＞ 187
1　災害救助法の適用 187

２　被災者台帳の作成・罹災証明書の発行 189
３　がれき処理等廃棄物対策 190
４　動物愛護 192
５　応急住宅対策 193
６　文教対策 195
＜復旧対策＞ 200
１　生活再建等の支援 200
第２章　災害復興 217
○　基本方針 217
○　実施計画 217
第１　復興に関する事前の取組の推進 217
第２　復興対策本部の設置 217
第３　復興計画の策定 217
第４　復興事業の実施 217

第３章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 218
○　基本方針 218
第１　趣旨 218
○　実施計画 218
第１　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 218
第２　地震発生後の対応 220
第４章　火山噴火降灰対策 221
第１　基本方針 221
第２　実施計画 221
○　被害想定 221
○　具体的取組 222
＜予防・事前対策＞ 222
１　火山噴火に関する知識の普及 222
２　事前対策の検討 226
３　食料、水、生活必需品の備蓄 226
＜応急対策＞ 227
１　応急活動体制の確立 227
２　情報の収集・伝達 227
３　避難所の開設・運営 229
４　医療救護 229
５　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 229
６　農林水産業者への支援 230
７　降灰の処理 230
８　物価の安定、物資の安定供給 231

＜復旧対策＞ 232
１　継続災害への備え 232
２　その他復旧対策 232
第５章　最悪事態（シビアコンディション）への対応 233
第１　シビアコンディションを設定する目的 233
第２　シビアコンディションへの対応 233
第３　シビアコンディションの共有と取組の実施 233
①　命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～ 234
②　支援者の犠牲はあってはならない 235
③　火災から命を守る 236
④　首都圏長期大停電と燃料枯渇 237
⑤　その時、道路は通れない 238
⑥　首都機能の麻痺 239
⑦　デマやチェーンメールは新たな災害 240
⑧　超急性期医療と慢性疾患の同時対応 241
⑨　都心からの一斉帰宅は危険 242
⑩　危険・不便な首都圏からの避難 243
⑪　助かった命は守り通す 244
⑫　食料が届かない 245
⑬　災害の連鎖を防止せよ 246

第３編　風水害対策編

第１章　施策ごとの具体的計画 247
第１　自助、共助による住民の防災力の向上 247
○　基本方針 247
○　具体的取組 247
＜予防・事前対策＞ 247
１　自助、共助による住民の防災力の向上（普及啓発・防災教育） 247
２　自主防災組織の育成強化 247
３　消防団の活動体制の充実 247
４　事業所等における防災組織等の整備 247
５　ボランティア等の活動支援体制の整備 247
６　地区防災計画の策定支援 247
７　適切な避難行動に関する普及啓発 247
＜応急対策＞ 249
１　自助による応急対策の実施 249
２　地域による応急対策の実施 249
３　事業所による応急対策の実施 249
４　ボランティアとの連携 249
５　地域の安全確保への協力 249
第２　災害に強いまちづくりの推進 250
○　基本方針 250
○　具体的取組 250
＜予防・事前対策＞ 250
１　水害予防－治山 250
２　水害予防－治水 251
３　水害予防－ため池 255
４　土砂災害予防 255
５　防災まちづくり 258
＜応急対策＞ 259
１　公共施設等の応急対策 259
２　土木施設の応急対策 259
＜復旧対策＞ 260
１　迅速な災害復旧 260
第３　交通ネットワーク・ライフライン等の確保 261
○　基本方針 261
○　具体的取組 261
＜予防・事前対策＞ 261
１　交通関連施設の安全確保 261
２　緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備 261

３　ライフラインの確保 261
＜応急対策＞ 262
１　道路ネットワークの確保 262
２　交通規制 262
３　ライフライン施設の応急対策 262
４　発災時のエネルギー供給機能の確保 262
＜復旧対策＞ 263
１　ライフライン施設の早期復旧 263
第４　応急対応力の強化 264
○　基本方針 264
○　具体的取組 264
＜予防・事前対策＞ 264
１　水防 264
２　応急活動体制の整備 266
３　防災活動拠点の整備 266
＜応急対策＞ 267
１　水防活動 267
２　土砂災害防止 268
３　応急活動体制の施行 270
４　警備活動 270
第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 271
○　基本方針 271
○　具体的取組 271
＜予防・事前対策＞ 271
１　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 271
２　気象情報や避難情報の活用の周知 271
＜応急対策＞ 272
１　特別警報・警報・注意報等の伝達 272
２　町における措置 284
３　災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達 286
４　異常な現象発見時の通報 287
５　消防法に定める火災警報 288
６　広聴広報活動 288
第６　医療救護等対策 289
○　基本方針 289
○　具体的取組 289
＜予防・事前対策＞ 289
１　医療救護体制の整備 289
２　防疫体制の整備 289

＜応急対策＞ 290
1　初動医療体制 290
＜復旧対策＞ 290
1　防疫活動 290
第７　避難対策 292
○　基本方針 292
○　具体的取組 292
＜予防・事前対策＞ 292
1　避難体制の整備 292
＜応急対策＞ 294
1　避難の実施 294
2　避難所の開設・運営 302
3　広域避難 302
4　広域一時滞在 302
第８　災害時の要配慮者対策 303
○　基本方針 303
○　具体的取組 303
＜予防・事前対策＞ 303
1　避難行動要支援者の安全対策 303
2　要配慮者全般の安全対策 303
3　社会福祉施設入所者等の安全対策 303
＜応急対策＞ 304
1　避難行動要支援者等の避難支援 304
2　避難生活における要配慮者支援 304
3　社会福祉施設入所者等の安全確保 304
4　外国人の安全確保 304
第９　物資供給・輸送対策 305
○　基本方針 305
○　具体的取組 305
＜予防・事前対策＞ 305
1　飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備... 305
2　緊急輸送体制の整備 305
＜応急対策＞ 306
1　飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給 306
2　緊急輸送 306
第10　相互応援 307
○　基本方針 307
○　具体的取組 307
＜予防・事前対策＞ 307
1　相互応援の体制整備等 307

＜応急対策＞ 308
1　応援要請 308
2　応援の受入れ 308
3　自衛隊災害派遣 308
第11　遺体の埋・火葬対策 309
○　基本方針 309
○　具体的取組 309
＜予防・事前対策＞ 309
1　埋・火葬のための資材、火葬場の確保 309
＜応急対策＞ 310
1　遺体の取扱い 310
＜復旧対策＞ 311
1　遺体の埋・火葬 311
第12　住民生活の早期再建 312
○　基本方針 312
○　具体的取組 312
＜予防・事前対策＞ 312
1　罹災証明書の交付体制の整備 312
2　応急住宅対策 312
3　被災者台帳の整備 312
4　動物愛護 312
5　文教対策 312
6　がれき処理等廃棄物対策 312
7　被災中小企業支援 312
＜応急対策＞ 313
1　災害救助法の適用 313
2　被災者台帳の作成・罹災証明書の発行 313
3　災害廃棄物等処理対策 313
4　動物愛護 313
5　応急住宅対策 313
6　文教対策 313
＜復旧対策＞ 314
1　生活再建等の支援 314
第13　竜巻等突風対策 315
○　基本方針 315
○　具体的取組 315
＜予防・事前対策＞ 315
1　竜巻の発生、対処に関する知識の普及 315
2　竜巻注意情報等気象情報の普及 315
3　被害予防対策 317

4　竜巻等突風対処体制の確立 317
5　情報収集・伝達体制の整備 318
6　適切な対処法の普及 318
＜応急対策＞ 320
1　情報伝達 320
2　救助の適切な実施 321
3　がれき処理 322
4　避難所の開設・運営 322
5　応急住宅対策 322
6　道路の応急復旧 323
＜復旧対策＞ 324
1　被害認定の適切な実施 324
2　被災者支援 324
第２章　災害復興 326
第１　基本方針 326
第２　実施計画 326
第３章　雪害対策 327
第１　基本方針 327
第２　大雪災害の特徴 327
第３　実施計画 328
○　具体的取組 328
＜予防・事前対策＞ 328
1　住民が行う雪害対策 328
2　情報通信体制の充実強化 329
3　雪害における応急対応力の強化 330
4　避難所の確保 330
5　孤立予防対策 331
6　建築物の雪害予防 332
7　道路交通対策 333
8　鉄道等交通対策 334
9　ライフライン施設雪害予防 334
10　農林水産業に係る雪害予防 334
＜応急対策＞ 336
1　応急活動体制の施行 336
2　情報の収集・伝達・広報 336
3　道路機能の確保 338
4　警備・交通規制 338
5　救出・救助及び孤立地区への支援の実施 339
6　避難所の開設・運営 341
7　医療救護 341

８　ライフラインの確保 341
９　地域における除雪協力 342
＜復旧対策＞ 343
１　長期化する雪害への対応 343
２　農業復旧支援 343
３　その他復旧対策 343
４　生活再建等の支援 343

第４編　複合災害対策編

○　基本方針 345
○　具体的取組 346
＜予防・事前対策＞ 346
1　複合災害に関する防災知識の普及 346
2　複合災害発生時の被害想定の実施 347
3　防災施設の整備等 347
4　非常時情報通信の整備 347
5　避難対策 347
6　災害医療体制の整備 348
7　災害時の要配慮者対策 348
8　緊急輸送体制の整備 348
＜応急対策＞ 349
1　情報の収集・伝達 349
2　交通規制 349
3　道路の修復 349
4　避難所の再配置 349

第５編　広域応援編

○　基本方針 351
○　想定災害と対象地域 351
○　埼玉県における区域連携の枠組み 352
○　広域応援のタイムテーブル 353
○　初動シナリオ 354
○　具体的取組 355
＜事前対策＞ 355
1　広域応援体制の整備 355
2　広域支援拠点の確保 355
3　広域応援要員派遣体制の整備 356
4　広域避難受入体制の整備 356
5　町内被害の極小化による活動余力づくり 357
＜応急対策＞ 358
1　広域応援調整 358
2　応援に係る広域災害情報の収集 359
3　広域応援要員の派遣 360
4　広域避難の支援 361
5　がれき処理支援 363
6　環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援 364

＜復旧対策＞ 365
1　広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行） 365
2　遺体の埋・火葬支援 366
3　仮設工場・作業場の斡旋 366
4　生活支援 366
5　首都機能の維持 367

第６編　事故災害対策編

第１節　火災対策計画 369
第１　火災予防 369
第２　消防活動 371
第３　大規模火災予防 373
第４　大規模火災対策 376
第５　林野火災予防 379
第６　林野火災対策 382
第２節　危険物等災害対策計画 385
第１　危険物等災害予防 385
第２　危険物等災害応急対策 386
第３　高圧ガス災害応急対策計画 386
第４　火薬類災害応急対策計画 387
第５　サリン等による人身被害対策計画 387
第３節　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画 390
第１　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方 390
第２　予防対策 391
第３　応急・復旧対策 393
第４節　農林業災害対策計画 402
第１　凍霜害予防 402
第２　農林業災害対策 402
第５節　道路災害対策計画 405
第１　道路災害予防 405
第２　道路災害応急対策 407
第６節　鉄道事故・施設災害対策計画 410
第１　目標 410
第２　鉄道事故対策計画 410
第７節　航空機事故対策計画 412
第１　目標 412
第２　活動体制 412
第３　応急措置 412
第８節　文化財災害対策計画 414

第１　基本方針 414
第２　実施計画 414

資料編

１　防災組織・協力機関

○防災関係機関の連絡先一覧 415
○皆野町防災会議委員名簿 417
○皆野町消防団 418
○自主防災組織 419
○秩父広域市町村圏組合水道局指定給水装置工事事業者（皆野町内分） 420
○皆野・長瀞下水道組合指定工事事業者（皆野町内分） 420

２　災害危険箇所等関係

○山腹崩壊危険地区 421
○崩壊土砂流出危険地区 422
○土砂災害警戒区域等
・土石流箇所一覧 424
・急傾斜地の崩壊箇所一覧 426
・地すべり箇所一覧（国土交通省所管） 431
○河川指定区間一覧 432
○地すべり危険地区一覧 432
○地すべり防止区域一覧（国土交通省所管） 433
○地すべり防止区域一覧（農林水産省所管） 433
○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧 434
○砂防指定地指定状況 434
○ため池一覧 434
○土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所 435

３　防災関連施設・設備関係

○救急病院・救急診療所一覧 444
○指定避難所・指定避難場所一覧 445
○福祉避難所一覧 446
○防災倉庫及び防災備蓄品一覧 446
○緊急輸送道路 446
○災害用ヘリポート（飛行場場外離着陸場）の状況 447

４　協定

○災害協定締結一覧 448
○災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 450
○災害時における足立区と秩父地域自治体との相互応援に関する協定書..... 452
○災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（株式会社カインズ） 454
○災害時における物資の輸送に関する協定書（社団法人埼玉県トラック協会秩父支部） 456
○災害時における救援物資提供に関する協定書（三国コカ・コーラボトリング株式会社） 458
○災害時における物資供給に関する協定書（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター） 460

○災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人秩父郡市医師会）..... 463
○災害時の医療救護活動に関する協定書（秩父郡市歯科医師会） 465
○災害時の医療救護活動に関する協定書（秩父郡市薬剤師会） 467
○災害時の医療救護活動に関する協定書（医療法人徳洲会皆野病院）..... 469
○災害時における避難施設の使用に関する覚書 471
○皆野秩父バイパス新皆野橋架設に伴う工事用道路の使用に関する協定書..... 472
○防災行政無線連動装置及び防災行政無線遠隔制御装置の設置、運用管理等に関する協定書... 473
○災害時における福祉避難所の設置運営に係る協定書（みなの福祉会）..... 475
○災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（カナの会）..... 477
○災害時における電気設備等の復旧に関する協定書 479
○災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 481
○災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書 483
○埼玉県下消防応援協定 485
○埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書 487
○比企広域市町村圏組合消防相互応援協定 489
○秩父地域５市町消防団危機対応相互応援協定書 491
○埼玉県防災ヘリコプター応援協定 493
○災害時における協力支援に関する協定 495
○災害時の情報交換に関する協定書 496
○災害時における家屋被害認定調査に関する協定書 497
○災害時における被災者等相談の実施に関する協定書 499
○皆野町と郵便局との地域における協力に関する協定書 501
○皆野町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書 503
○災害時における被災者支援に関する協定書 505
○災害に係る情報発信等に関する協定 507
○「ＡＵＧ」を活用した包括連携協定書 509
○災害時における給電器及び給電可能な車両の貸与に関する協定書 511

５　条例

○皆野町防災会議条例 513
○皆野町防災会議に関する要綱 515
○皆野町災害対策本部条例 516

６　その他

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 517
○指定文化財一覧 521
○農林漁業セーフティネット資金の概要 525
○Operational Intervention level（ＯＩＬ）と防護措置について 526

７　様式類

○災害救助関係申請様式類 528
○罹災証明書様式 540

第１編　総　則

第１章　総則

第１節　計画の目的

【総務課】

第１　趣旨

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、町の地域にかかる災害について、住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災基本計画に基づき、皆野町防災会議（以下「町防災会議」という。）が定めるものである。

第２　計画の構成

この計画は、以下の６編をもって構成している。

第１編　総則
第２編　震災対策編
第３編　風水害対策編
第４編　複合災害対策編
第５編　広域応援編
第６編　事故災害対策編

第１編総則は、計画全般にわたる基本理念を示すとともに、町の防災体制や各関係機関の役割などの共通事項を整理したものである。

第２編震災対策編は、地震による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。なお、火山噴火降灰対策は本編の第４章に記載している。

第３編風水害対策編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。なお、雪害対策については本編の第３章で記載している。

第４編複合災害対策編は、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生した場合の対策の方向性をまとめたものである。

第５編広域応援編は、首都圏広域災害が発生した場合を想定し、町における広域応援の主な対応をまとめたものである。

第６編事故災害対策編は、火災、危険物等災害、放射性物質及び原子力発電所事故災害、鉄道事故、航空機事故などについて、それぞれ対策をまとめたものである。

第３　計画の位置付け

この計画は、県防災計画を基準として、共通する計画については県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

第４　計画の修正

この計画は、状況の変化等に応じて、必要な修正及び補正を行い、常に有効なる防災業務の遂行を図る。

第５　計画の実践

１　町の執行機関は、町長の所轄のもとにその所掌事務並びにこの計画に基づいて防災事務を処理し、町長の行う防災事務が円滑かつ的確に行われるよう必要な処置をしなければならない。

２　町内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、法令又はこの計画の定めるところにより、町長の行う防災事務が適切に行われるよう協力し、援助し、若しくは自己の業務に係る防災事務を処理しなければならない。

第６　計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１	町	皆野町
２	町防災計画	皆野町地域防災計画
３	町本部	皆野町災害対策本部
４	町本部条例	皆野町災害対策本部条例（昭和38年条例第８号）
５	県	埼玉県
６	県防災計画	埼玉県地域防災計画
７	県本部	埼玉県災害対策本部
８	県支部	埼玉県災害対策本部秩父支部
９	災対法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
10	救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）

第２節　皆野町の概況

【総務課】

第１　自然条件

１　位置

本町は埼玉県の北西、秩父郡の北東に位置し東経 139 度５分､北緯 36 度４分にあり、東は長瀞町と東秩父村に、北は本庄市と神川町に、南と西は秩父市にそれぞれ接している。

東西約 15.2 ㎞、南北は広いところで約 7.3 ㎞、面積は 63.74k ㎡､その大部分は林野で占められている。

町の中央には国道 140 号と秩父鉄道が走り､また、国道 140 号皆野寄居バイパスや県道 10 路線とともに秩父地域の交通の要所となっている。都心からは 80 ㎞の圏域にあり、鉄道利用でさいたま市へ約１時間 40 分、東京へ約２時間で連絡している。

■皆野町の位置

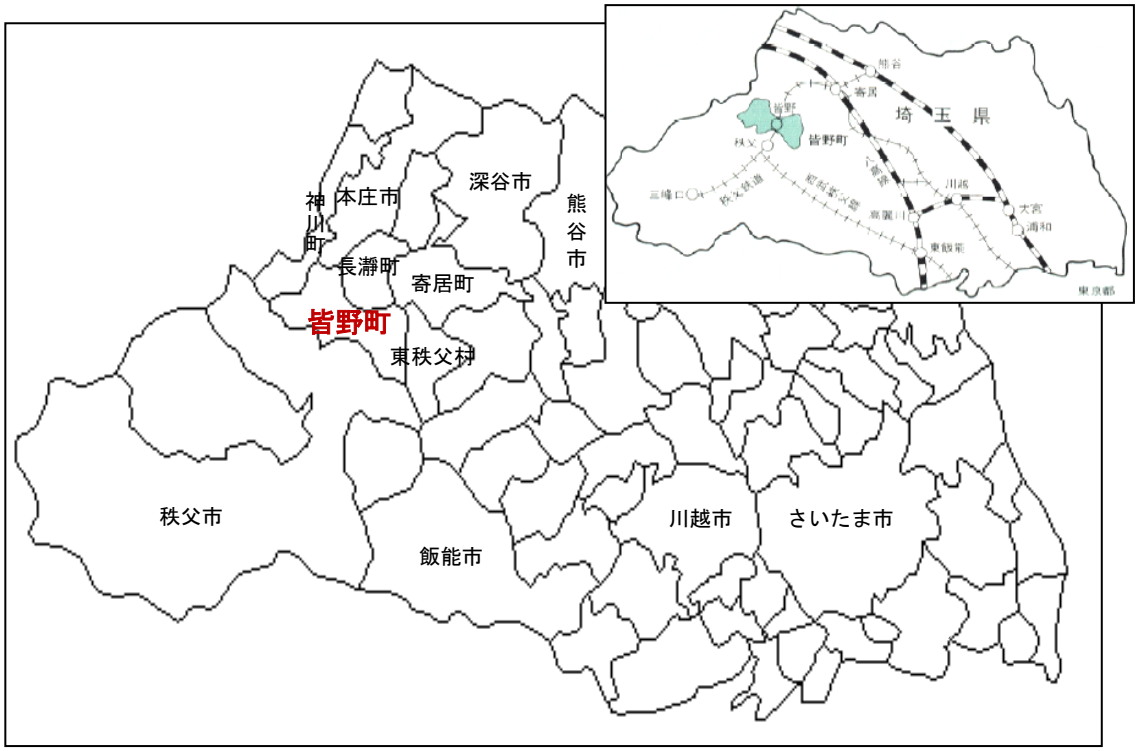

２　気候

気候は内陸性気候を示し、冬季は北西の季節風が強く、乾燥した晴天が続き降雨量、積雪とも比較的少なく、夏季は高温多湿で気温の年較差が著しいものとなっており、年間（平成 30 年から令和５年）の平均気温は 14.0～15.0℃程度、年間降水量は 1,000～1,800 ㎜程度である。

■気温・湿度・降水量

年	気温（℃）			平均湿度（%）	降水量（mm）	
	平均	最高	最低		総量	１日最大量
平成 30 年	14.5	39.2	-9.5	75	1,319.0	158.5
平成 31 年	14.1	37.6	-7.5	74	1,865.5	511.0
令和２年	14.2	38.5	-7.3	78	1,542.0	91.5
令和３年	14.1	37.1	-8.5	75	1,123.0	52.5
令和４年	14.0	38.4	-7.4	76	1,151.0	61.0
令和５年	15.1	38.2	-9.9	73	1,009.0	91.5

資料：秩父特別地域気象観測所（観測地点：秩父）

３　地形

本町は、地形的には秩父盆地の北東隅部にあたり荒川、赤平川の流路に沿う中央部の皆野・国神地区の平地と、秩父山地の北東部にあたる金沢・日野沢地区、外秩父山地に続く三沢地区に大別され、町の中央部分にある約25%の平坦地が町の中心を形成し、蓑山、大霧山、皇鈴山、登谷山、宝登山、城峯山、破風山の500～1,000m余の山々に囲まれている。

町の最高地は城峯山の1,037.7m、最低地は下田野、小滝の県道（長瀞町との町境）で147.7mであり、標高差は890mとなっている。

河川は、町の中央を南北へ流れる荒川に、支流の赤平川、日野沢川、三沢川が注ぎ、ほかに遠く利根川へ注ぐ小山川が北の一角を北へ流れている。また、荒川の支流沿いは、山地特有の渓谷を有する河川形状となっており、山地を経て秩父盆地へ向けて流れる荒川の両側には河岸段丘が形成されている。

■皆野町の地形図

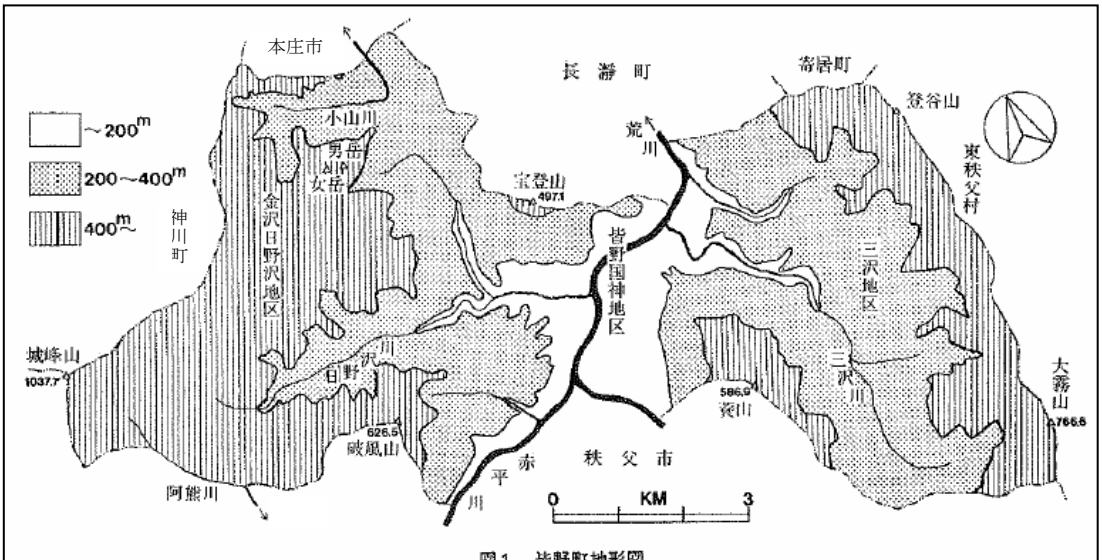

図１　皆野町地形図

資料：皆野町誌

４　地質

町の地質は、金沢、出牛から秩父市黒谷に至る構造線、出牛―黒谷断層によって、大きく二分されており、東側の宝登山の北側及び南側の金崎・皆野地域、蓑山から大霧山―登谷山の間の三沢地域には結晶片岩類が分布している。また、西側の日野沢地域には中・古生代の地層、金沢地域には女岳・男岳付近から西方にかけて跡倉相当層が分布しており、出牛―黒谷断層に沿う国神・金沢地域には地溝状となって第三紀層があり、その第三紀層は荒川、赤平川流域に続き、秩父盆地第三紀層に連続している。

さらに、町には蛇紋岩や石英閃緑岩の貫入が所々にあり、河岸段丘には段丘礫層、山地の頂上付近にはローム層が積もっている場所が存在する。

このように、本町の地質構造は、中・古生代の地層から結晶片岩類、新生代の地層、未固結の礫層、ローム層まで、複雑なものとなっており、こうした状況から発生しやすい災害を挙げると、おおむね以下のとおりとなる。

■地形・地質と災害の関連

地　形		地　質	発生しやすい災害
山地	急傾斜地の谷、凹型の斜面	石英閃緑岩	斜面崩壊、表層すべり、土石流
		関東ローム層	斜面崩壊、表層すべり、土石流
山麓	谷の出口、急傾斜の扇状地、急傾斜の麓部	未固結堆積物	土石流、渓流の洪水、斜面崩壊
低地	谷底、旧可道、支谷の合流点		河川の氾濫、洪水
	段丘崖		斜面崩壊
	旧河道、河川沿い、谷底、水田・湿地の盛土、埋土		液状化現象

第２　社会環境

１　人口

（１）総人口

本町の人口は減少傾向にあり、平成２年の 12,571 人に対し、令和２年では 3,269 人減少し、9,302 人となっている。この間、持ち家住宅制度の取組などにより、平成７年には人口の増加が見られたが、平成７年以降は、若年齢層を中心とした人口の流出や出生児数の減少などの影響から、人口減少が続いている。

（２）世帯数及び世帯人員

一世帯あたりの人口は毎年減り続け、平成２年の 3.64 人に対し、令和２年では 2.60 人となっており、30 年間で 1.04 人減少している。世帯数は平成 27 年から減少に転じ、令和２年では 3,584 世帯となっている。

■人口・世帯数の推移　（単位：人、世帯、人／ｋ㎡）

年	人口			世帯数	１世帯あたり人員	人口密度
	合計	男	女			
平成２年	12,571	6,101	6,470	3,455	3.64	198
７年	12,602	6,164	6,438	3,639	3.46	198
12 年	12,199	5,958	6,241	3,773	3.23	192
17 年	11,518	5,616	5,902	3,771	3.05	181
22 年	10,888	5,334	5,554	3,762	2.89	177
27 年	10,133	4,958	5,175	3,662	2.77	159
令和２年	9,302	4,583	4,719	3,584	2.60	146

資料：国勢調査

２　土地利用現況

町の総面積63.74k㎡の約６割を山林・原野が占め、東は簑山、登谷山、大霧山、北は宝登山、西は城峯山、破風山などの500～1,000mの山々に囲まれ、町の中央には南北に荒川が流れ、東西から三沢川と日野沢川が合流している。また、荒川に沿って南北に秩父鉄道と国道140号が走り、同バイパスが開通しているとともに、町内には皆野駅、親鼻駅があり、駅周辺を中心として市街地が形成されている。さらに、市街地から放射状に主要地方道５路線、一般県道５路線が走り、幹線道路網が形成されている。

土地利用の時系列変化を見ると、令和６年では宅地が増加、田及び畑が減少傾向となっている。

■地目別面積の推移　（単位：ｋ㎡、％）

年	合計		宅地		田		畑		山林・原野		その他	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
昭和61年	63.07	100.0	1.89	3.0	0.65	1.0	6.61	10.5	37.50	59.5	16.42	26.0
平成３年	63.61	100.0	2.05	3.2	0.63	1.0	6.28	9.9	37.55	59.0	17.10	26.9
８年	63.61	100.0	2.21	3.5	0.58	0.9	6.00	9.4	36.40	57.2	18.42	29.0
12年	63.61	100.0	2.30	3.6	0.52	0.8	5.86	9.2	37.24	58.5	17.69	27.8
18年	63.61	100.0	2.35	3.7	0.50	0.8	5.76	9.1	37.48	58.9	17.52	27.5
27年	63.74	100.0	2.34	3.7	0.50	0.8	5.79	9.1	37.64	59.1	17.47	27.4
令和２年	63.74	100.0	2.35	3.69	0.48	0.75	5.61	8.80	37.57	58.94	17.73	27.82
６年	63.74	100.0	2.36	3.70	0.47	0.74	5.56	8.72	37.62	59.02	17.73	27.82

資料：税務課「固定資産概要調書」（各年１月１日現在）

３　道路

町域の中央を南北に縦断する国道140号と同バイパスを中心として、主要地方道５路線、一般県道５路線によって、幹線道路網の骨格が形成されており、これらの国・県道を軸にして幹線町道や主要林道が各集落から河川と並走し接続し、さらに、その他の町道・林道がそれらに接続して本町の生活基盤として経済社会活動を支えている。

西関東連絡道路は、皆野寄居バイパスや皆野秩父バイパスが整備され、埼玉県と山梨県を結ぶ広域高規格道路として利用されている。

市街地周辺では住民の生活環境の改善や、歩行者の安全確保を念頭においた整備が、また集落間道路では車両のすれちがいのできる待避所や、見通しのきかないカーブや急勾配箇所の整備が計画的に進められている。

町道の整備率は舗装率58.4％、改良率20.7％となっており、災害時の避難路確保の観点からも、さらなる道路の整備・充実が課題として挙げられる。

■町道の状況

年	実延長（km）				改良済実延長(km)	改良率(%)	舗装済実延長(km)	舗装率(%)
	計	幅員3.5m未満	3.5m～5.5m	5.5m以上				
令和元年	192.8	117.4	55.0	20.4	37.5	19.5	112.1	58.1
令和２年	192.8	116.9	55.2	20.7	38.1	19.8	112.3	58.2
令和３年	192.9	116.5	55.6	20.8	38.6	20.0	112.5	58.3
令和４年	192.7	116.2	55.7	20.8	38.8	20.1	112.5	58.4
令和５年	192.7	115.8	56.0	20.9	39.3	20.4	112.5	58.4
令和６年	192.7	115.5	56.2	21.0	39.9	20.7	112.5	58.4

資料：建設課（各年３月31日）

４　公共交通機関

公共交通機関としては、町の中央部を南北に秩父鉄道が走り、皆野駅と親鼻駅が設置され、１時間に２～４本の列車が運行されている。路線バスは、町営バスが２路線（日野沢線・金沢線）、民営バスが１路線（西武観光バス・三沢線）走っている。

自家用車の普及や学生の減少などにより、公共交通機関の利用は減少しているが、通勤・通学者や子ども、高齢者、観光客などにとって、重要な交通手段となっている。

５　ライフライン

（１）上水道

町の生活用水は、秩父広域市町村圏組合水道局と小規模水道組合によって供給されており、上水道普及率（平成26年度末現在）は92.5%となっている。

今後は、老朽施設の計画的な更新、災害時の給水体制の確保、水道施設の適切な維持管理体制の確立を目指すとともに、災害時におけるライフラインの確保の観点から、上水道施設の耐震性・防災性の向上を図る。

（２）下水道

町の下水道は、秩北特定環境保全公共下水道整備事業(計画区域面積225.10ha)により、昭和55年より事業を開始し、長瀞浄化センターの第１期工事竣工に合わせて平成９年度より供用を開始、その後順調に整備を進め現在に至っている。

令和５年度末現在、町における計画処理人口に対する水洗化率は85.6%、町全体の下水道普及率は52.8%となっている。

今後は施設の更新時期を迎えるため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な修繕・更新を推進する。

第３　災害履歴

明治維新前後以降、本町に大きな被害を及ぼした主な災害を以下に列挙する。

■町の主な災害履歴

種別	西暦（和暦）	名称	主な被害
火災	1848（嘉永元年）	金沢村出牛の火災	全焼９戸、14 棟、焼失寺社１
	1880（明治 13 年）	日野沢村藤原の火災	全焼６戸、10 棟
	1882（明治 15 年）	大淵の大火	全焼 243 戸、326 棟、焼失寺社 11
	1890（明治 23 年）	皆野村原の大火	全焼 26 戸、37 棟、半焼３戸、３棟
	1895（明治 28 年）	日野沢村藤原の火災	全焼 16 戸、19 棟、半焼２戸、６棟
	1918（大正７年）	大淵の大火	全焼 14 戸、半焼３戸、36 棟
	1920（大正９年）	金沢村出牛の大火	家屋全焼 28 世帯、７棟
	1930（昭和５年）	皆野村腰火災	焼失家屋 13、記録不明
	1945（昭和 20 年）	皆野町皆野駅前火災	家屋全焼 24 世帯、29 戸
水害	1910（明治 43 年）	明治 43 年の水害	寛保の水害以降最も大きな爪痕を残す
	1938（昭和 13 年）	昭和 13 年９月１日の洪水	被害甚大
	1940（昭和 15 年）	日野沢村沢辺若浜の洪水	被害甚大
	2007（平成 19 年）	台風９号による浸水・冠水等による被害	床下浸水６棟、道路冠水５箇所、がけ崩れ 24 箇所、水道 20 戸、電気 18 戸
	2019（令和元年）	台風 19 号による被害	10 月 12 日から 10 月 13 日にかけ、台風第 19 号（令和元年東日本台風）発生。 12 日の日降水量は、秩父 511 ミリ、浦山 635 ミリ、三峰 549 ミリ、上吉田 434 ミリに達した。 災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用。 土砂崩落・流出　18 箇所 河川の洪水　26 箇所 内水の氾濫　6 箇所 住宅被害　全壊 3 棟、半壊 1 棟、一部損壊 1 棟、床下浸水 4 棟、床上浸水 3 棟
雪害	2014（平成 26 年）	平成 26 年２月 14 日からの大雪	最深積雪 98cm（熊谷地方気象台秩父特別地域気象観測所） 災害救助法が適用、自衛隊災害派遣 孤立集落　３集落（39 世帯・80 人） 住宅被害　235 棟（一部損壊） 農業施設被害　79 棟 （全壊 70 棟、半壊７棟、一部損壊２棟）

資料：皆野町誌等

第３節　防災の基本理念

【総務課・全課】

第１　基本理念

町において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。今般、最新の科学的知見や過去の被害地震等に基づく地震被害想定調査の結果、本町においては、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、町域に多くの被害をもたらすおそれが明らかになったことから、阪神・淡路大震災や東日本大震災等、過去の大規模災害による教訓を踏まえ、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策にあたっては、災対法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据え、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる対策を講じていくこととする。

第２　防災対策の基本方針

上記の基本方針に基づき、町全体で災害対策を進めていくための基本方針を以下に定める。

１　自助、共助の強化

住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、県、町、住民等が一体となって最善の対策をとることで、住民の被害を最小化する。

２　効果的な災害予防

災害に備えるための措置について、ハード・ソフトを適切に組み合わせ、効果的な災害対策を推進する。

併せて、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

３　迅速な災害情報収集と被災者支援

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

４　適切かつ速やかな災害復旧・復興

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第４節　計画の効果的推進

１　自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

２　ジェンダー主流化（＊）をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

＊ジェンダー主流化

ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点）から、各種制度や事業において性別を理由に異なる結果がもたらされていないか精査を行い、男女間の格差が生じている場合には、ジェンダー平等の達成に向けて取り組み、事業効果の向上を図ること。

３　デジタル化の推進

効果的･効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

４　計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めるものとする。

・計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
・計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

町は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

第２章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

【町・各機関】

第１　趣旨

防災に関し、町、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第２　町

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。

名　　称	事務又は業務の大綱
町	1　災害予防 （1）防災に関する組織の整備に関すること。 （2）防災に関する訓練の実施に関すること。 （3）防災に関する物資・資材の備蓄、整備、点検に関すること。 （4）防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。 （5）前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 2　災害応急対策 （1）警報の伝達及び避難の指示に関すること。 （2）消防、水防その他の応急措置に関すること。 （3）被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 （4）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 （5）施設及び設備の応急の復旧に関すること。 （6）清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 （7）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 （8）緊急輸送の確保に関すること。 （9）避難者の誘導及び避難所の開設、管理に関すること。 (10) 医療救護に関すること。 (11) 救援物資に関すること。 (12) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 3　災害復旧・復興対策 （1）災害復旧・復興の基本方針の作成に関すること。 （2）被災者、被災事業者の自立支援に関すること。 （3）公共土木施設の災害復旧に関すること。

１　災害対策本部の機構及び組織

（１）本部の機構

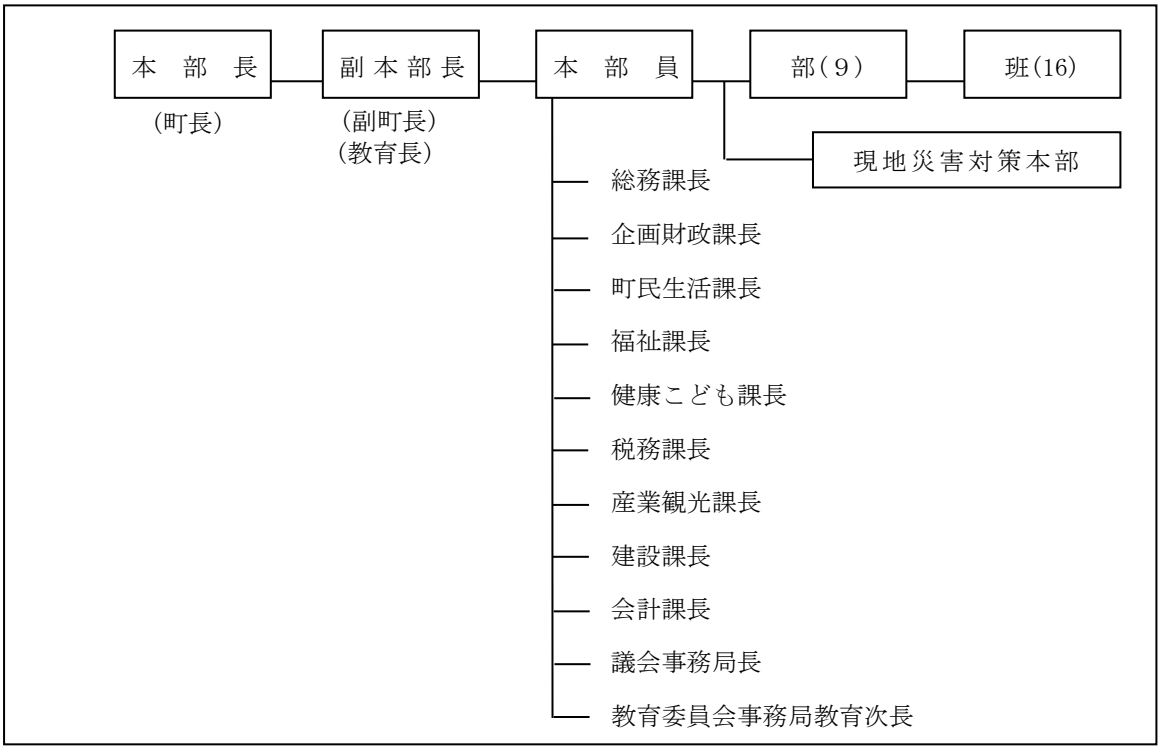

（２）対策部及び班の組織

対策部	対策班
総務部	統括班　財務会計班　広報班　消防班
町民生活部	住民班　環境衛生班
福祉部	福祉救護班
保健医療部	保健医療班
税務部	税務班
産業観光部	農林班　商工観光班
建設部	管理班　土木班
教育部	学校教育班　社会教育班
議会部	議会班

平常時における体制		災害対策本部の組織	
課	担当	部	班
総務課	行政担当	総務部	統括班
	危機管理担当	総務部	統括班、消防班
	情報管財担当	総務部	統括班
企画財政課	政策推進担当	総務部	広報班
	財政担当	総務部	財務会計班
町民生活課	戸籍住民担当	町民生活部	住民班
	保険年金担当	町民生活部	環境衛生班
	環境衛生担当	町民生活部	環境衛生班
福祉課	福祉介護担当	福祉部	福祉救護班
	地域包括支援センター	福祉部	福祉救護班
健康こども課	子育て支援担当	保健医療部	保健医療班
	健康づくり担当	保健医療部	保健医療班
税務課	収納担当	税務部	税務班
	課税担当	税務部	税務班
産業観光課	農林振興担当	産業観光部	農林班
	商工観光担当	産業観光部	商工観光班
	移住定住促進担当	産業観光部	商工観光班
建設課	管理都市計画担当	建設部	管理班
	建設担当	建設部	土木班
会計課	会計担当	総務部	財務会計班
教育委員会	学校教育担当	教育部	学校教育班
	社会教育担当	教育部	社会教育班
議会事務局		議会部	議会班

（３）災害対策本部の組織及び担当業務

職　名	担当職	担当業務
本部長	町　長	災害対策本部を統轄し、部署の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

部名	部長担当職	班(班長)	主な担当業務
総務部	総務課長 (副部長) 企画財政課長 会計課長	統括班 （危機管理担当）	1　災害等に関する情報の収集に関すること。 2　国、県及び関係機関への要請並びに連絡調整に関すること。 3　他市町村への要請及び連絡調整に関すること。 4　災害対策本部の設置、運営に関すること。 5　職員の動員配備及び災害対策活動に関すること。 6　警報の伝達及び避難の指示に関すること。 7　各部間等の災害対策の調整に関すること。 8　救援、救護物資のあっせん輸送に関すること。 9　自衛隊の派遣要請に関すること。 10　消防団との連携に関すること。 11　自主防災組織・行政区との連携に関すること。 12　災害救助法（災害弔慰金、見舞金を含む）に関すること。
		財務会計班 （財政担当）	1　救助費の集計に関すること。 2　災害対策予算編成及び資金調達に関すること。
		広報班 （政策推進担当）	1　災害情報等の広報活動に関すること。 2　通信の確保に関すること。 3　報道機関との連絡調整に関すること。
		消防班 （消防団長）	1　火災、地震、台風等の災害の防御に関すること。 2　消防、水防に関すること。 3　避難情報の伝達、救出、行方不明者の捜索に関すること。 4　災害地域の整備及び緊急輸送に関すること。 5　秩父消防本部（北分署）等との連絡調整に関すること。
町民生活部	町民生活課長	住民班 （戸籍住民担当）	1　避難所の開設・運営に関すること。 2　埋火葬に関すること。 3　住民安否情報の提供に関すること。 4　被災者台帳に関すること。
		環境衛生班 （環境衛生担当）	1　一般廃棄物の処理及び清掃に関すること。 2　環境衛生に関すること。 3　給水及び給水計画に関すること。 4　し尿処理に関すること。
福祉部	福祉課長	福祉救護班 （福祉介護担当、地域包括支援センター）	1　救出救護に関すること。 2　避難行動要支援者に関すること。 3　福祉避難所に関すること。 4　災害見舞金・義援金品等の募集及び配分に関すること。 5　被災者への融資や被災者生活再建支援金に関すること。 6　社会福祉協議会及び日本赤十字社との連絡調整に関すること。 7　ボランティアに関すること。
保健医療部	健康こども課長	保健医療班 （健康づくり担当）	1　医療及び助産に関すること。 2　医薬品、医療品材等の調達補給に関すること。 3　感染症発生に対する防衛活動に関すること。 4　り災者の医療及び医療機関との連絡調整に関すること。 5　応急救護所の開設、運営に関すること。 6　被災者のこころのケア対策に関すること。
税務部	税務課長	税務班 （収納担当・課税担当）	1　災害、被災状況の調査確認に関すること。 2　罹災台帳の作成及び管理に関すること。 3　罹災証明書の発行に関すること。 4　町税の減免及びその他納税に関すること。

部名	部長担当職	班(班長)	主な担当業務
産業 観光部	産業観光 課長	農林班 （農林振興担当）	1　農林業関係の被害状況調査に関すること。 2　農林業関係の復旧対策に関すること。 3　農林業関係機関との連絡調整に関すること。 4　治山・治水施設の被害調査に関すること。
		商工観光班 （商工観光担当）	1　商工業関係の被害状況調査に関すること。 2　商工業関係の復旧対策に関すること。 3　観光関係の被害状況調査に関すること。 4　観光関係の復旧対策に関すること。 5　帰宅困難者対策に関すること。
建設部	建設課長	管理班 （管理都市計画担当）	1　土木施設の被害状況調査に関すること。 2　被災建築物応急危険度判定に関すること。 3　被災宅地危険度判定に関すること。 4　応急仮設住宅に関すること。 5　災害復旧計画の立案及び実施に関すること。
		土木班 （建設担当）	1　道路、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関すること。 2　応急復旧資材の確保、整備及び輸送に関すること。 3　道路等の障害物の撤去に関すること。 4　建設事業者の確保及び連絡調整に関すること。
教育部	教育次長	学校教育班 （学校教育担当）	1　学校教育施設の被害状況調査に関すること。 2　学校教育施設の災害応急対策に関すること。 3　児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関すること。 4　学用品の確保、調達に関すること。 5　教育施設等の避難所設置開設に係る連絡調整に関すること。
		社会教育班 （社会教育担当）	1　社会教育施設の被害状況調査に関すること。 2　社会教育施設の災害応急対策に関すること。 3　文化財の保護に関すること。 4　社会教育関係団体との連絡調整に関すること。
議会部	議会事務 局長	議会班	1　議会との連絡調整に関すること。

２ 消防機関

名　　称	事務又は業務の大綱
秩父広域市町村圏組合 秩父消防本部	（１）消防防災に関する広域的な施設・整備に関すること。 （２）防災に関する予防普及に関すること。 （３）消防、水防その他の応急措置に関すること。 （４）避難及び応急救助に関すること。 （５）被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 （６）危険物施設の安全管理に関すること。

第３　県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

県　の　機　関	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
秩父地域振興センター	1　県災害対策本部秩父支部の設置に関すること。 2　災害情報の収集及び報告に関すること。 3　市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4　災害応急対策活動に必要な応援措置に関すること。 5　秩父防災基地の開設に関すること。
秩父保健所	1　保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。 2　細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 3　そ族、衛生害虫等の消毒方法の指示に関すること。 4　感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。 5　災害救助食品の衛生に関すること。 6　病院、診療所及び助産所に関すること。 7　罹災者の医療助産その他の保健衛生に関すること。
秩父福祉事務所	1　社会福祉施設の被害状況の収集に関すること。 2　被保護者の安否確認及び保護の実施に関すること。 3　日本赤十字社埼玉県支部との連絡に関すること。
秩父農林振興センター	1　農林畜水産被害状況の調査に関すること。 2　農作物等農業共済に関すること。 3　農業災害融資に関すること。 4　罹災者の食料等の確保及び輸送に関すること。 5　主要農作物の種子及び苗の確保に関すること。 6　農作物病害虫防除対策及び指導に関すること。 7　防除機具及び農薬の調整に関すること。 8　治山、森林管理道施設の応急対策に関すること。
秩父県土整備事務所	1　降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2　洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。 3　水防管理団体との連絡指導に関すること。 4　河川、道路及び橋りょう等の被害状況の調査及び応急修理に関すること。
秩父警察署	1　情報の収集、伝達及び広報に関すること。 2　警告及び避難誘導に関すること。 3　人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4　交通の秩序の維持に関すること。 5　犯罪の予防検挙に関すること。 6　行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること。 7　漂流物等の処理に関すること。 8　その他治安維持に必要な措置に関すること。

第４　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町村等の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

○　指定地方行政機関の役割

名　　称	事務又は業務の大綱
関東農政局	１　災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 ２　応急対策 （１）管内の農業・農地･農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 （２）飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 （３）農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 （４）営農技術指導、家畜の移動に関すること。 （５）災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 （６）応急用食料・物資の支援に関すること。 （７）農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 （８）食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 （９）関係職員の派遣に関すること。 ３　復旧対策 （１）農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 （２）災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
関東森林管理局	１　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。 ２　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
東京管区気象台 （熊谷地方気象台）	１　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 ２　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ３　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ４　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ５　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 ６　災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）

名　　称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	１　非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 ２　災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること。 ３　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。 ４　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 ５　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
埼玉労働局 （秩父労働基準監督署）	１　工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 ２　職業の安定に関すること。
関東地方整備局	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 １　災害予防 （１）震災対策の推進 （２）危機管理体制の整備 （３）災害・防災に関する研究、観測等の推進 （４）防災教育等の実施 （５）防災訓練 （６）再発防止対策の実施 ２　災害応急対策 （１）災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 （２）活動体制の確保 （３）災害発生直後の施設の緊急点検 （４）災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 （５）災害時における応急工事等の実施 （６）災害発生時における交通等の確保 （７）緊急輸送 （８）二次災害の防止対策 （９）ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11)「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 ３　災害復旧・復興 （１）災害復旧の実施 （２）都市の復興 （３）被災事業者等への支援措置

○　自衛隊の役割

名　　称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第32普通科連隊	１　災害派遣の準備 （１）災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 （２）自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 （３）県防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。 ２　災害派遣の実施 （１）人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 （２）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

○　指定公共機関の役割

名　　称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株)、（株）ＮＴＴドコモ	１　電気通信設備の整備に関すること。 ２　災害時における重要通信の確保に関すること。 ３　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
ＫＤＤＩ（株）	１　重要通信の確保に関すること。 ２　災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
日本郵便（株）	１　郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 ２　救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。
日本赤十字社	１　災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと。 ２　救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 ３　主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。
東京電力パワーグリッド(株)	１　災害時における電力供給に関すること。 ２　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
秩父鉄道（株）	１　鉄道施設等の安全保安に関すること。 ２　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
（一社）埼玉県トラック協会	１　災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。

※県防災計画に記載のある指定公共機関のうち、町に関係するもののみ記載

第５　皆野町を管轄する一部事務組合

名　称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
秩父広域市町村圏組合 （消防本部を除く）	１　災害時における火葬及び霊柩業務に関すること。 ２　災害時における廃棄物の処理に関すること。
秩父広域市町村圏組合 水道局	１　飲料水の供給活動の実施に関すること。 ２　水道被災施設の応急対策及び復旧活動の実施に関すること。

第６　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

町内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第７条第１項）

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

【公共的団体等の協力業務の例】

・異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
・災害時における広報等に協力すること。
・出火の防止及び初期消火に協力すること。
・避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
・被災者の救助業務に協力すること。
・炊出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
・被害状況の調査に協力すること。

○　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

名　　称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
ちちぶ農業協同組合	１　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ２　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ３　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 ４　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 ５　農作物の需給調整に関すること。
秩父広域森林組合	１　県、町が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること。 ２　被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。
(社福)皆野町社会福祉協議会	１　災害時における独居高齢者、障がい者等への援護活動の実施に関すること。 ２　災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

名　　称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
皆野町商工会等商工業関係団体	1　町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2　災害時における物価安定についての協力に関すること。 3　救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
病院等経営者	1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2　被災時の病人等の収容、保護の実施に関すること。 3　災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設経営者	1　避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2　災害時における収容者の保護に関すること。
秩父郡市医師会、 秩父郡市歯科医師会、 秩父郡市薬剤師会	1　医療及び助産活動の協力に関すること。 2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3　災害時における医療救護活動の実施に関すること。
自主防災組織及び行政区	1　防災知識の普及・啓発及び防災訓練に関すること。 2　災害時における応急対策に関すること。 3　地域における住民の避難誘導、被災者の救護、物資の配給、防犯その他町が実施する応急対策に関すること。
女性団体等社会教育関係団体	1　町が実施する応急対策についての協力に関すること。

第７　災害時応援協定締結団体・事業者の役割

町は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

町と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

第２節　防災体制

第１　災害対策本部の設置・運営

１　災害対策本部の設置

町の区域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町長は、町防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する（災対法第23条の２）。

災害対策本部は、庁舎内に設置する。ただし、庁舎が被災して使用できない場合は、被災を免れた最寄りの町有施設に設置する。

２　本部員会議の開催

災害対策本部を補完するため、本部長、副本部長及び本部員により構成される本部員会議を開催する。本部会議は、次の事項について協議、調整する。

（１）災害応急活動の基本方針に関すること。

（２）職員の配備体制に関すること。

（３）災害対策本部の設置準備に関すること。

（４）災害対策本部閉鎖後の災害復旧活動に関すること。

３　災害対策本部の閉鎖

本部長は、町内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。

４　設置及び閉鎖の通知

災害対策本部の設置及び廃止が決定されたときは、直ちにこの旨を職員に伝達するとともに、次に掲げる機関に通知する。

（１）知事（県危機管理防災部災害対策課）

（２）町議会

（３）秩父消防本部

（４）秩父警察署

（５）行政区長（自主防災組織）

（６）報道機関

（７）その他必要と認める機関等

５　体制の種別及び配備区分

災害対策の活動にあたってとるべき体制の種別及び配備区分は次のとおりとする。

（１）地震発生時

①　初動体制及び緊急体制

（本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制）

配備区分	地震発生時の配備基準	活　動　内　容
初動体制	原則として震度５弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
緊急体制	原則として震度５強の揺れが発生した場合	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

※具体的な配備基準は、職員初動マニュアルに掲載する。

②　非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

地震発生時の配備基準	活　動　内　容
原則として震度６弱以上の揺れが発生した場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

※具体的な配備基準は、職員初動マニュアルに掲載する。

（２）風水害等時

①　警戒体制及び緊急体制

（本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制）

配備区分	風水害等発生時の配備基準	活　動　内　容
警戒体制	災害が発生又は発生が予想される場合（台風直撃等）	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制
緊急体制	災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予測される場合（町に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制

※具体的な配備基準は、職員初動マニュアルに掲載する。

②　非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

風水害等発生時の配備基準	活　動　内　容
相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合（町に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）（特別警報発表時等）	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

※具体的な配備基準は、職員初動マニュアルに掲載する。

第２　職員の配備体制

配備基準及び動員計画等は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="2">配備体制</th><th>配備基準</th><th colspan="2">動員計画</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">待機体制</td><td rowspan="2">①各種警報発表時
②台風が接近し被害の発生が予想される場合
③大規模火災発生時
④大規模事故等発生時
⑤総務課長が必要と判断した場合</td><td>勤務時間内</td><td rowspan="2">所管する事務分掌に応じ、必要と認める人員</td></tr>
<tr><td>勤務時間外</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地震</td><td>初動体制</td><td>原則として震度５弱の揺れが発生した場合</td><td colspan="2">原則として課長職（相当職を含む。）以上の職員</td></tr>
<tr><td>緊急体制</td><td>原則として震度５強の揺れが発生した場合</td><td colspan="2">原則として主査以上の職員</td></tr>
<tr><td>非常体制</td><td>原則として震度６弱以上の揺れが発生した場合</td><td colspan="2">全職員</td></tr>
<tr><td rowspan="3">風水害等</td><td>警戒体制</td><td>災害が発生又は発生が予想される場合（台風直撃等）</td><td colspan="2">原則として課長職（相当職を含む。）以上の職員</td></tr>
<tr><td>緊急体制</td><td>災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予測される場合（町に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）</td><td colspan="2">原則として主査以上の職員</td></tr>
<tr><td>非常体制</td><td>相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合（町に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）（特別警報発表時等）</td><td colspan="2">全職員</td></tr>
</table>

※具体的な配備基準は、職員初動マニュアルに掲載する。

１　配備体制の決定と活動内容

（１）待機体制

総務課長が町長の承認を得て行う。

情報の収集連絡、予報・警報の伝達及び災害に対する準備処置・応急措置を任務として活動する体制

（２）初動体制

総務課長が町長の承認を得て行う。

本部は設置しないが、通常の組織をもって、情報の収集連絡、警報等の伝達及び災害に対する準備処置・応急措置を任務として活動する体制

（３）警戒体制

総務課長が町長の承認を得て行う。

本部は設置しないが、通常の組織をもって被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制

（４）緊急体制

町長が行う。

非常体制の実施に備えて、必要と認める人員を動員して救助その他の応急対策を強力に推進する体制

（５）非常体制

町長が行う。

本部を設置して、又は設置されている本部体制から全職員を動員して、町の組織機能の全てを挙げて、救助その他の応急対策をもっとも強力に推進する体制

第３　職員の動員体制

１　動員体制の確立

それぞれの課内において作成されている配備基準、動員体制、動員指令の伝達方法等に関する動員計画を含む課運営要領により確立する。

２　動員系統

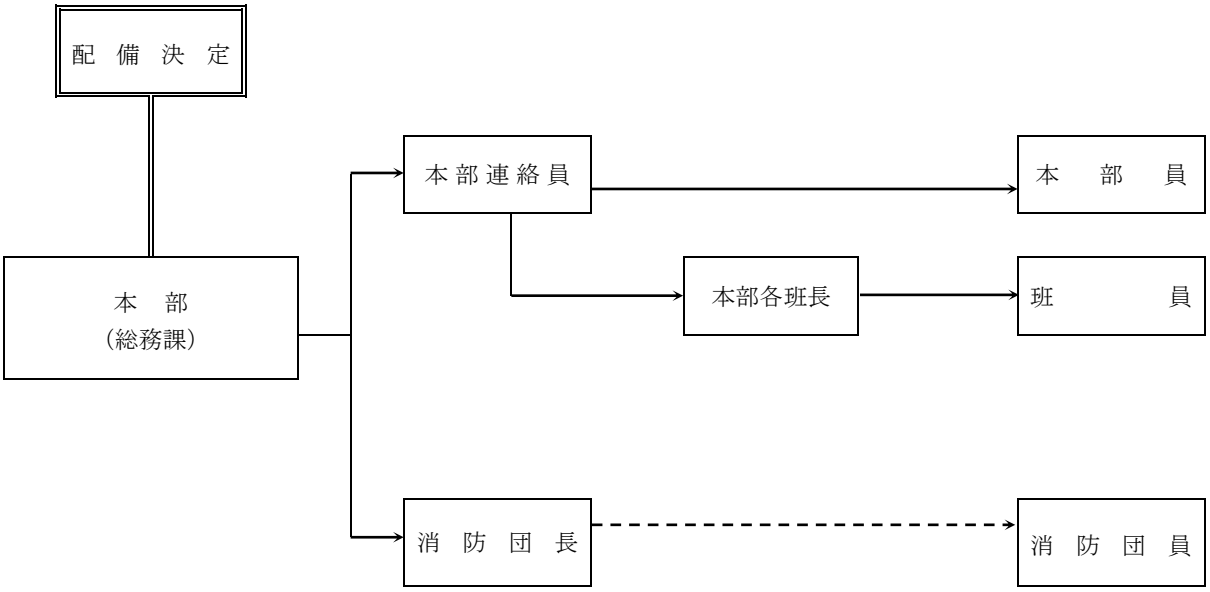

３　動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。

（１）勤務時間内

庁内放送、電話等で行う。

（２）勤務時間外等

災害時職員参集システムにより行う。

４　情報伝達が不可能な場合の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、庁舎に参集するものとする。

（１）職員は、直ちにテレビやラジオ、インターネット等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

（２）職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、速やかに登庁する。

第３章　地震被害想定

第１節　地震被害想定

【総務課】

第１　概要

本計画は、県が平成24～25年度の２か年で実施した「埼玉県地震被害想定調査」を前提とする。

１　被害想定の単位

被害想定は、県全体を250mメッシュ単位で行うことを基本とし、項目によって、市区町村ごと、施設ごとの予測を行うこととしている。

■埼玉県全図

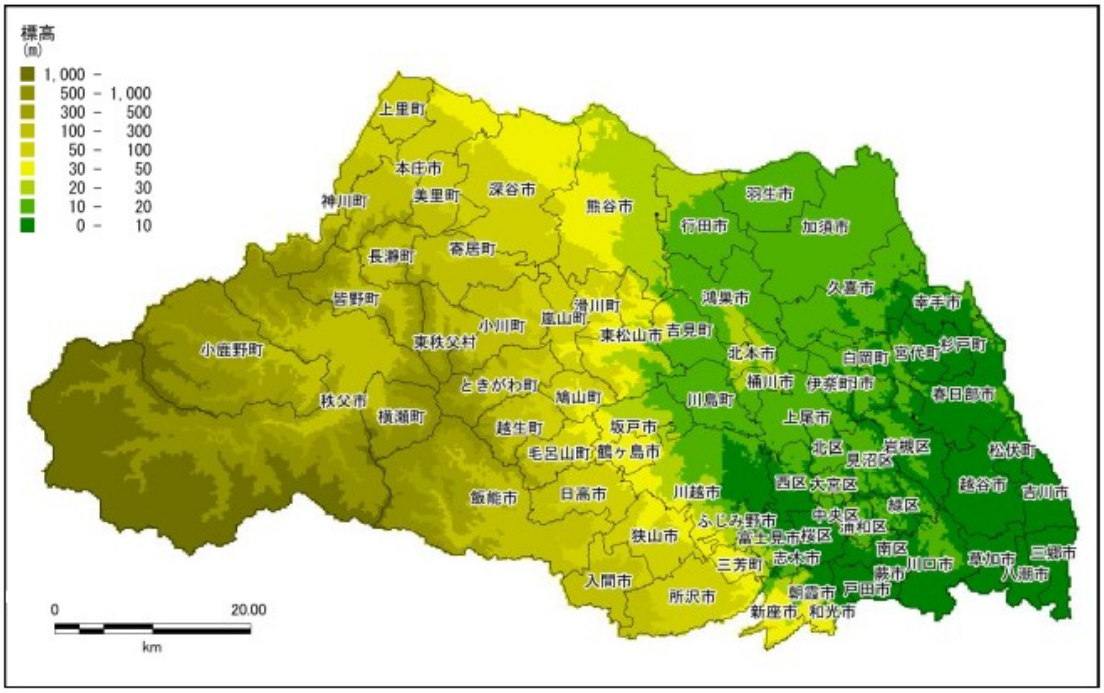

※令和7.7現在、白岡町は白岡市となっている。　**資料：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査（埼玉県）**

第２　想定条件

１　想定ケース

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変わってくるため、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測を行った。

○　季節・時刻３ケース

・冬５時－大多数の人が在宅し、住宅による死傷者が最も多くなるケース
・夏12時－大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
・冬18時－火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

○　風速２ケース

・３m/s －平均的な風速のケース
・８m/s －強風のケース

２　想定地震

国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の５つの地震とした。

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説　明
海溝型	東京湾北部地震	７．３	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でＭ７級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	７．３	
	元禄型関東地震	８．２	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	８．１	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率（深谷断層帯）：ほぼ0%～0.1%
	立川断層帯地震	７．４	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～２%

※地震調査研究推進本部による長期評価を参照

【想定地震の活断層一図】

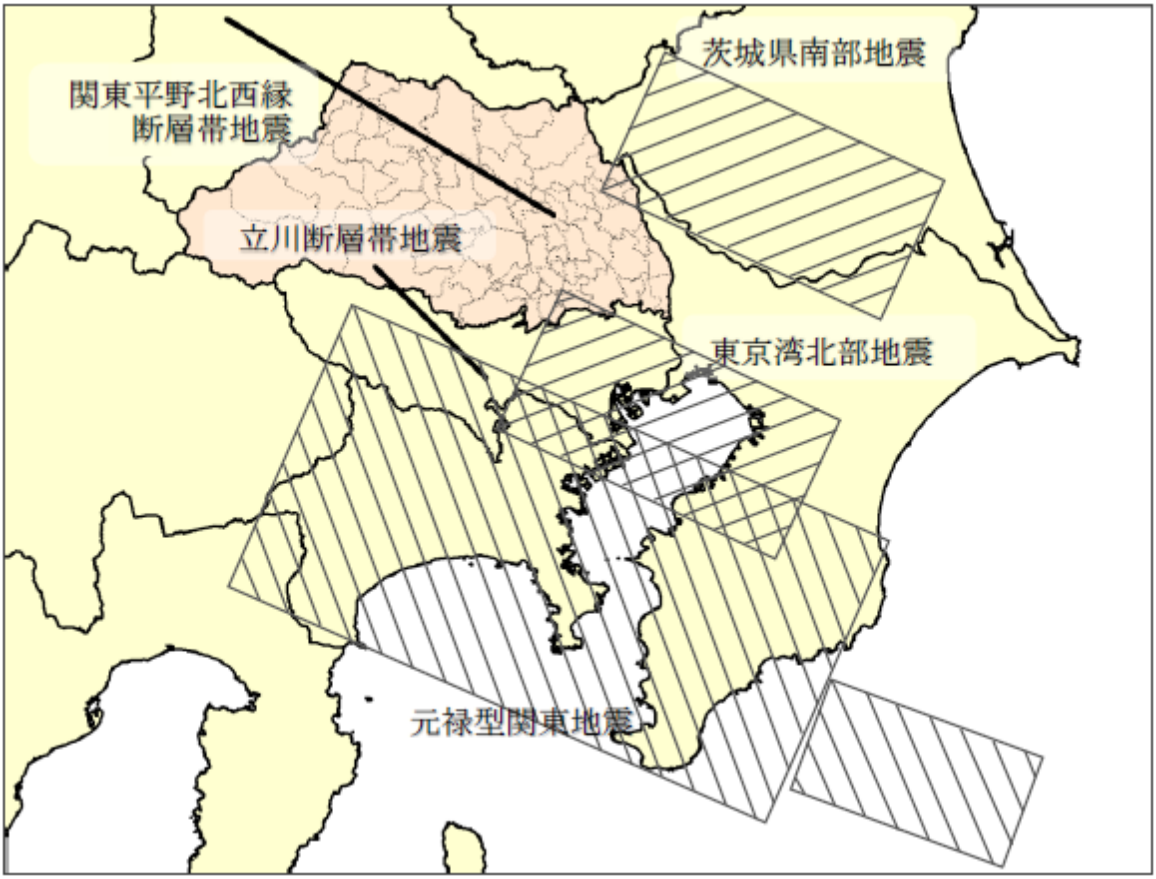

３　活断層による地震動について

活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。

関東平野北西縁断層帯は３点（北、中央、南）、立川断層帯は２点（北、南）のパターンを設定した。

第３　想定結果

１　町において想定される最大地震動

県が想定した５つの地震に対して、本町に最も大きな揺れが発生すると想定されているのは「関東平野北西縁断層帯地震」で、最大震度は６強と予測されている。

この関東平野北西縁断層帯は、断層の北端が群馬県側まで伸び、破壊開始地点として「北」「中央」「南」の３地点から想定されており、特に「北」から破壊が開始された場合、本町にとって最も広範囲で揺れが大きくなると予想されている。

■想定５地震に対する皆野町で予想される最大震度

市町村	東京湾 北　部	茨城県 南　部	元禄型 関　東	関東平野北西縁断層帯			立川断層帯	
				北	中央	南	北	南
皆野町	4	4	4	６強	６強	６強	５弱	５弱

資料：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査（埼玉県）

■地表震度分布図【関東平野北西縁断層帯地震】

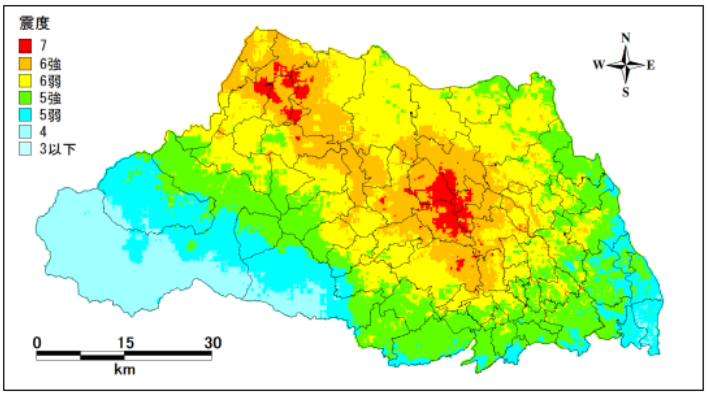

【破壊開始点「北」】

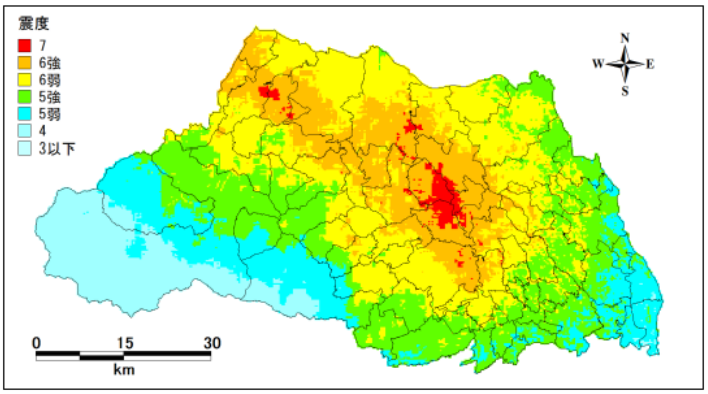

【破壊開始点「中央」】

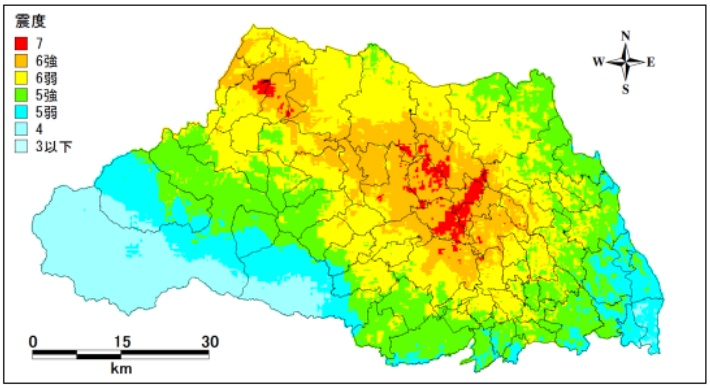

【破壊開始点「南」】

資料：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査（埼玉県）

２　町内の被害予測

本町においては、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合に多くの被害が予測されており、その中でも破壊開始点「北」のときに最も被害が大きくなると予測されている。さらに、帰宅困難者に関しては、すべての想定地震において発生が予測されていることから、日頃からの啓発活動や帰宅困難者のための支援体制の整備、情報収集伝達体制の強化などを含めた総合的防災体制を整備・推進していく必要がある。

■町内の被害予測（「関東平野北西縁断層帯地震」）

項目		予測内容	単位	ケース	東京湾北部	茨城県南部	元禄型関東	関東平野北西縁断層帯			立川断層帯	
								北	中央	南	北	南
建物		全壊数	(棟)	－	0	0	0	46	31	34	0	0
		半壊数	(棟)	－	0	0	0	289	225	236	0	0
火災		焼失棟数	(棟)	冬18時	0	0	0	4	3	4	0	0
人的被害		死者数	(人)	冬５時	0	0	0	3	2	3	0	0
		負傷者数	(人)	冬５時	0	0	0	48	37	39	0	0
生活支援		避難所避難者数(１週間後)	(人)	冬18時	0	0	0	105	55	59	0	0
		帰宅困難者	(人)	平日12時	785	483	694	1,910	1,910	1,910	834	669
			(人)	休日12時	1,558	1,040	1,416	2,822	2,822	2,822	1,118	776
ライフライン	電力	停電世帯数（１日後）	(世帯)	冬18時	0	0	0	176	118	130	0	0
	通信	不通回線数（１日後）	(回線)	冬18時	0	0	0	5	4	4	0	0
	都市ガス	供給停止件数	(件)	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	上水道	断水人口（１日後）	(人)	－	0	0	0	1,204	279	286	0	0
	下水道	機能支障人口	(人)	－	0	0	0	1,528	1,475	1,520	0	45
その他		エレベーター閉じこめ（直後）	(台)	－	0	0	0	2	1	1	0	0
		災害廃棄物量	(万t)	冬18時	0	0	0	0.8	0.5	0.6	0	0

資料：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査（埼玉県）

注）避難所避難者において、元禄型関東地震と立川断層帯地震（破壊開始点：北）は１日後の避難所避難者数を示している。

注）帰宅困難者の予測は、内閣府（2013）及び埼玉県（2007）の２種類の帰宅困難率を用いて想定されているが、そのうち、最も帰宅困難者数が多いと想定されているケースを掲載している。

注）災害廃棄物量の予測ケース（冬 18 時）において、「関東平野北西縁断層帯：破壊開始点「北」」では風速 3m/S の場合の想定値を掲載している。

第４章　防災訓練

第１節　基本方針

第１　趣旨

【総務課・各機関】

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努めるほか、県、町、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指すとともに、関係機関が連携し、各種訓練を計画的に実施する。

第２　目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標を以下のとおりとする。

（１）防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。

（２）防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。

（３）住民一人ひとりが、日常及び災害発生時において「自らが何をするべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講ずることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。

（４）防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。

（５）防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。

（６）防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の住民の適正な行動を阻害しないように十分留意すること。

第２節　現況と実施計画

第１　現況

町防災訓練、秩父消防本部及び消防団が実施する消防訓練、それぞれの機関が行う定期的な訓練や自主防災組織が行う地域の訓練により、町、県及び防災関係機関、自主防災組織、住民等の組織間の連携体制の確立・強化を図っている。

第２　町及び防災関係機関等が行う防災訓練

（１）総合防災訓練

町は、大規模な災害の発生を想定して、災害時の応急復旧対策に関する総合的な訓練として、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確認を行う。

○　実施場所

訓練会場については、その都度選定する。

○　訓練内容

① 災害対策本部等の設置運営訓練

② 災害情報の伝達収集、広報訓練

③ 避難誘導訓練

④ 避難所・救護所運営訓練

⑤ 災害現地調査訓練

⑥ 道路等応急復旧訓練

⑦ 自主防災組織等の活動支援訓練等

ア　災害情報収集伝達訓練

町は、災害情報の収集伝達機能を十分機能し活用できる状態に保つとともに、情報の収集、判断、伝達等の訓練を実施する。

【訓練の種類】

・災害情報収集伝達訓練
・通信連絡訓練
・非常通信訓練

【実施の方法】

・災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る。
・気象の予報・警報、特別警報、重大事故等を通知及び連絡する。
・被害の状況及び処置を報告及び連絡する。

イ　消防訓練

消防組織法第４条第２項第15号の規定に基づき、消防計画により実施する。

【訓練の種類】

・基礎訓練
・火災防御訓練
・水災防御訓練
・救助救急訓練
・総合防災訓練

ウ　避難訓練

災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法（昭和23年法律第186号）第８条の規定に基づく防火管理者等が実施する。

町は、避難指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て、年１回以上実施する。

【訓練の種類】

・町が実施するもの

災害時における避難指示等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。

・防火管理者が実施するもの

学校、病院、工場、事業所その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。

・児童、生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

・避難行動要支援者等の訓練

住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報提供などの必要な支援を行う。

エ　学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

各施設は、児童及び生徒、園児、入院患者、入所者等の安全確保を図るため防災計画を作成し、職員に周知徹底する。また、計画の実効性を高めるため、防災訓練を定期的に実施する。なお、町の関係部署及び秩父消防本部は、その実施を指導する。

第３　事業所、自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動を習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。

【訓練の種類】

・事業所における訓練

学校、医療機関及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

・自主防災組織等の訓練

町及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（ＤＩＧ）※1や避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ）※2などを実施する。

※１　ＤＩＧ（Disaster Imagination Game）

大きな地図を参加者で囲み､災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

※２　ＨＵＧ（Hinanzyo Unei Game）

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

第４　訓練の検証

訓練実施後、以下のとおり検証等を行う。

・訓練の概要や参加者アンケート結果等を取りまとめ、参加者へフィードバックする。
・評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しを行う。
・評価や課題は町の防災訓練に対する助言や参考資料として活用する。
・訓練により抽出された課題は次の訓練に生かし、これを繰り返す。

第５章　調査研究

第１節　基本方針

【総務課・建設課】

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。

第２節　実施計画

１　基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として関係機関等で随時活用できるよう情報提供を行う。また、震災対策計画の基礎となる被害想定調査を行う。

（１）防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、行政区、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性（子供、女性、高齢者の比率などを含む）を診断した「カルテ」から構成される。

（２）地震被害想定に関する調査研究

震災対策を効果的に実施するためには、県内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握することが必要である。

町は、県が実施する地域の危険度及び被害の想定に関する調査を活用する。

２　震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

町は、県が公表する震災の予防に関する調査及び研究の成果を活用する。

第２編　震災対策編

第１章　施策ごとの具体的計画

第１　自助、共助による住民の防災力の向上

【町・各機関】

基本方針

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方である。町は、公助の役割を効果的に果たすためにも、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する必要がある。

その上で、震災時において、建築物の倒壊や火災の同時多発的な発生などから地域を守るため、住民や事業所等が、町や県、防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災活動の活性化に取り組む。

また、住民一人ひとりの防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめの細かい防災教育を、地域特性を踏まえ体系的に行うとともに、広報紙への記事掲載や防災マップの配布、講演会等の学習機会を提供するなど、住民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　自助、共助による住民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）
２　自主防災組織の育成強化
３　消防団の活動体制の充実
４　事業所等における防災組織等の整備
５　ボランティア等の活動支援体制の整備
６　地区防災計画の策定支援
７　適切な避難行動に関する普及啓発

１　自助、共助による住民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）

（１）取組方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは町、防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。町は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

（２）役割

機関名等	役割
町	・防災に関するパンフレット等の作成・配布 ・防災教育に役立つ設備・機器・映像資料等の整備・貸出 ・防災に関する講演会・研修会の開催 ・防災に関する広報の実施 ・緊急地震速報についての普及・啓発 ・高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進
熊谷地方気象台	・防災に関する広報の実施 ・防災に関する講演会・研修会の開催 ・地震情報の普及・啓発 ・緊急地震速報についての普及・啓発
自主防災組織	・防災訓練の実施 ・防災知識の普及・啓発 ・防災用資機材の整備 ・地域の災害危険個所の把握 ・災害時の活動計画の作成
住民	・防災に関する学習 ・火災の予防 ・防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置 ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低３日間（推奨１週間）分を目標） ・自動車へのこまめな満タン給油 ・家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策 ・ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ・震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル１７１など） ・自主防災組織への参加 ・県や町、行政区、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加 ・近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（行政区の活動等）への参加 ・近隣の要配慮者への配慮 ・住宅の耐震化 ・保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ・家庭や地域での防災総点検の実施 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

（３）具体的な取組内容

ア　災害に関する各種資料の収集・提供

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適

切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

イ　住民向けの普及・啓発

○　埼玉県防災学習センター等の活用

町は、常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センター等を活用し、広く住民に対して普及・啓発を行う。

○　普及・啓発パンフレット等の作成配布

町は、防災知識の普及・啓発を図るため、広く住民に向けた防災に関するパンフレット等を作成、配布する。

○　防災教育用設備、教材の貸出

町は、防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

○　講演会・研修会・出前講座の実施

防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。

また、ジェンダー主流化の視点からの防災対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。

○　マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて広く住民に対して防災意識の高揚を図る。

○　広報紙等の活用

町が発行する広報紙やホームページ等に、防災に関する情報を掲載する。

○　地震情報、防災気象情報等の普及・啓発

気象庁、熊谷地方気象台、県及び町は、地震や気象に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報、防災気象情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

○　緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、町は熊谷地方気象台及び県と連携し緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 建築物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建築物のそばから離れる。 丈夫な建築物のそばであれば建築物の中に避難する。
車の運転中	後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。 避難するときは、窓を閉め、エンジンキーはつけたままドアロックはしない。

○　高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等)、民生委員・児童委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

ウ　自助の強化

○　実践的な訓練の導入

町は、住民を対象とする訓練に災害図上訓練（ＤＩＧ）や避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

○　防災意識の向上

住民は、町やその他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の震災から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加を通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

○　家庭内の三つの取組の普及

住民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

１　家具の配置の見直しや、転倒防止器具の取り付けなどをして家具類の転倒・落下・移動を防止する。

２　災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段である災害用伝言ダイヤル「１７１」、災害用伝言板、ＮＴＴ災害用伝言板ｗｅｂ１７１をそれぞれ体験し、発災に備える。

３　家庭内で備蓄を行う（最低３日間（推奨１週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食品などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるおそれがあるため、携帯トイレの備蓄（推奨１週間分）を行う。

町は、三つの取組を中心に、住民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

○　防災総点検

住民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、県、町、住民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
家庭	・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル１７１」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族との非常時の連絡方法の話合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認
事業所	・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物等関連施設の安全点検
自主防災組織	・地域の危険性の把握 ・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検(防災資機材、備蓄品) ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検

学校	・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況

２ 自主防災組織の育成強化

（１）取組方針

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。

このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

【自主防災組織の活動内容】

平常時	・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 （例　防災イベント・講習会の実施、各種資料の回覧・配布） ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・防災用資機材の購入・管理等 資機材の例　初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ・地域の把握（例　危険箇所の把握、要配慮者）
発災時	・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達の実施 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意） ・避難所の運営活動の実施（例　炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

（２）役割

機関名等	役割
町	・自主防災組織の育成（新規結成及び活動の強化） ・地域における防災リーダーの育成 ・自主防犯組織の育成（新規結成及び活動の強化）

（３）具体的な取組内容

ア　活動の充実・強化

○　町は、以下に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。

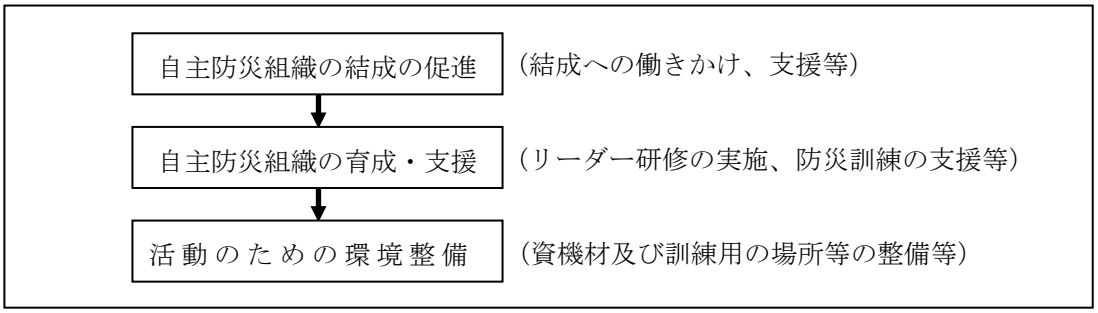

３ 消防団の活動体制の充実

（１）取組方針

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・消防団の設置 ・消防団員の募集 ・消防団活性化総合計画の策定

（３）具体的な取組内容

ア　消防団の活性化と育成

町は、消防団活性化総合計画（昭和63年２月29日消防消第60号消防庁長官通知）を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

イ　公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

ウ　消防団の広域応援活動

大規模災害が発生した場合には、被災市町村の消防団のみでは災害対応が困難なため、他の市町村の消防団による広域応援活動が可能となるよう、災害時における相互応援協定の締結を推進する。

４ 事業所等における防災組織等の整備

（１）取組方針

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

町は、町内に立地する企業等における防災組織の育成指導を図るとともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。

（２）役割

○　事業所等

機関名等	役割
町	・企業に対する指導・助言の実施 ・事業継続力強化支援計画の策定
商工会	・事業継続力強化支援計画の策定
企業、社会福祉施設、病院等	・災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定 ・事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の推進 ・防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、各計画の点検・見直し等の実施 ・コンピュータシステムやデータのバックアップ対策の実施

○　危険物等関連施設

機関名等	役割
町（一部の高圧ガス等は県）	・危険物等関連施設の管理者に対し、事故予防規定等の制定や防災組織の活動等の助言・指導の実施

○　集客施設等（学校、病院その他）

機関名等	役割
町	・学校、病院及び文化会館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対する指導・助言の実施
学校	・防災計画及び業務継続計画の策定

（３）具体的な取組内容

ア　企業等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上施設の重要な防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従事者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

町は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

イ　企業等における防災体制の充実

町は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ウ　危険物等関連施設の防災対策

町（一部の高圧ガス等は県）は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

エ　学校の防災計画

学校においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校の実態に即した適切な防災計画を立てる。

○　防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画の作成に当たっては、各校の管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

○　防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び町並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

○　防火管理

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

・日常点検の実施

職員室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

・定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

○　防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

・学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、ＡＥＤ研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

さらに、学校における消防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

・教科目による防災教育

社会科や理科、生活科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

・教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童等に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童等の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

５ ボランティア等の活動支援体制の整備

（１）取組方針

大規模な災害が発生した場合に、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力を得て迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・災害ボランティアの支援及び活動環境の整備 ・ボランティア関係機関等との情報共有

（３）具体的な取組内容

ア　災害ボランティアの支援及び活動環境の整備

町はＮＰＯやボランティア団体の支援に取り組むとともに、彩の国会議、社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

また、災害時に、町は、彩の国会議、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制構築に努める。

イ　ボランティア関係機関等との情報共有

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

６ 地区防災計画の策定支援

（１）取組方針

地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

（２）役割

機関名等	役割
町	・地区居住者等に対し、提案手続等の周知 ・地区防災計画の策定支援

７ 適切な避難行動に関する普及啓発

（１）取組方針

避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行うための普及啓発を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・正常性バイアス等に関する普及啓発
住民	・正常性バイアス等の正しい理解と適切な避難行動の実施

（３）具体的な取組内容

ア　住民向けの普及啓発

住民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、町は正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

＜応急対策＞

１　自助による応急対策の実施
２　地域による応急対策の実施
３　事業所による応急対策の実施
４　ボランティアとの連携
５　地域の安全確保への協力

１　自助による応急対策の実施

（１）取組方針

事前の備えに基づき、自らが防災対応にあたる。

（２）役割

機関名等	役割
住民	・初期消火の実施 ・避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める ・自主防災活動への参加、協力 ・避難所でのゆずりあい ・県、町、防災関係機関が行う防災活動への協力 ・風評に乗らず、風評を広めない

２　地域による応急対策の実施

（１）取組方針

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。

地域における避難対策及び要配慮者対策は、「第８　避難対策（第２編－132ページ）」及び「第９災害時の要配慮者対策（第２編－145ページ）を参照する。

（２）役割

機関名等	役割
自主防災組織	・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。） ・避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
消防団	・消火、救助活動の実施

３　事業所による応急対策の実施

（１）取組方針

事前の備えに基づき、事業所がその所在する地域の一員として共助による防災対応を行う。

（２）役割

機関名等	役割
事業者	・利用者、従業員等の安全確保 ・被災者等の安否確認 ・救助隊との協力 ・救出・救護の実施
町	・企業等が設置する自衛消防隊と連携した被害の拡大防止

４ ボランティアとの連携

（１）取組方針

大規模災害時に、被災地内外からボランティアの応援を円滑に受け入れるため、関係機関が連携して対応する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・災害ボランティアセンターの設置・運営支援
町社会福祉協議会	・災害ボランティアセンターの設置・運営（町の状況による） ・ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングなど

（３）具体的な取組内容

ア　町災害ボランティアセンターの設置

町は、発災後直ちに町社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会、ボランティア団体が主体となり、ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングなどを行う。また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターに支援を要請する。

５ 地域の安全確保への協力

（１）取組方針

自主防犯組織は、地域の安全の確保のため町及び警察の活動に可能な範囲で協力する。

（２）役割

機関名等	役割
自主防犯組織	・地域の安全確保に向けた町、警察への協力

第２　災害に強いまちづくりの推進

【総務課・建設課・町民生活課】

基本方針

地震による人的・物的被害を最小限にするため、建築物の不燃化の促進を図るとともに、避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができるまちの整備等により、総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　防災まちづくり
２　耐震化と安全対策の推進
３　空き家対策
４　不燃化等の促進
５　宅地等の安全対策
６　土砂災害の予防
７　ため池の予防対策
８　地震火災等の予防
９　被災建築物応急危険度判定体制等の整備
10　孤立化地域対策

１　防災まちづくり

（１）取組方針

地震による被害を最小限にするため、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、日常的に安全・安心でゆとりある快適なまちづくりを推進する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進 ・社会資本の長寿命化計画の策定・実施 ・地震防災緊急事業五箇年計画の作成及び事業の推進 ・防災活動のための公共用地の有効活用

（３）具体的な取組内容

ア　防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進

○　土地利用の規制・誘導

国土利用計画法に基づく埼玉県国土利用計画や埼玉県土地利用基本計画等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全なまちづくりを進める。

○　土地情報の整備

適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の情報を整備する。

イ　社会資本の老朽化対策の推進

町は、老朽化の進む社会資本(橋りょう、下水道等)に関して、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

ウ　地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進

町は、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、県と連携して地震防災事業の着実な実施を図る。

エ　防災活動のための公共用地の有効活用

町は、避難場所、避難所、備蓄、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

２ 耐震化と安全対策の推進

（１）基本方針

地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し、建築物等の耐震性の向上を図る。

（２）役割

機関名等	役割
町	・耐震改修促進計画の策定 ・耐震診断及び耐震改修の促進 ・ブロック塀倒壊防止対策の推進 ・自動販売機転倒防止対策の推進 ・エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進
防災関係機関	・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施

（３）具体的な取組内容

ア　町有建築物等

町は、耐震改修促進計画を策定し、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施する。

イ　一般建築物等

○　耐震化対策

町は、一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発するとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

・耐震化に特に配慮すべき施設

町は、駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。

・耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する相談窓口を設置する。

・耐震診断を行う技術者の養成

建築関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成する。

・耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関する情報の提供、説明会の開催等を通じ、住民への知識の普及・啓発に努める。

○　ブロック塀の倒壊防止対策

町は、管理する道路沿道のブロック塀等の地震による倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

・ブロック塀の実態調査

避難路、避難所及び通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

・ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

・ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

ブロック塀を設置している者に対し、点検を行うよう指導するとともに、上記の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修や生け垣化等を奨励する。

また、町は、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

○　自動販売機の転倒防止対策

町は、管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

○　エレベーターにおける閉じ込め防止対策

町は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

３ 空き家対策

（１）取組方針

町は、平常時より、災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（２）役割

機関名等	役割
町	・空き家の実態把握及び措置

（３）具体的な取組内容

ア　空き家の実態把握及び措置

町は、空家等対策計画に基づき、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

４ 不燃化等の促進

（１）取組方針

木造住宅は延焼の危険性が高いため、不燃化対策を推進する。

火災の危険を防除するため、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、不燃化等の促進を図る。

（２）役割

機関名等	役割
町	・建築物の防火の推進

（３）具体的な取組内容

ア　建築物の防火の推進

木造住宅等の不燃化等を推進する。

５ 宅地等の安全対策

（１）取組方針

町は、造成地に発生する災害の防止対策を講じる。

（２）役割

機関名等	役割
町	・宅地造成地における防災対策の推進

（３）具体的な取組内容

ア　宅地造成地の防災対策

○　災害防止に関する指導等

町は、宅地造成地の開発許可等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

○　指導基準

・災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

・人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

・軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の清掃等）を促進する。

・盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地すべり抑止杭等の安全措置を講ずるよう指導する。

【大規模盛土造成地】

・面積3,000 ㎡以上の谷埋め盛土又は原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高５ｍ以上の腹付け盛土がなされた造成地

６ 土砂災害の予防

（１）取組方針

土砂災害警戒区域、山腹崩壊地等における防災対策を推進する。

（２）具体的な取組内容

ア　急傾斜地の防災対策

「第３編－風水害対策編－第１章－第２　災害に強いまちづくりの推進（250ページ）」を準用する。

イ　山復崩壊地など

実施機関	震災予防対策
県、町	１　現況 　県の治山事業は、県面積の37%にあたる八高線以西の山地、丘陵地を対象として集中的に実施している。 ２　全体計画 　大地震により山がゆるみ、その後の降雨によって大規模な土石流が発生するおそれがある。このため、荒廃渓流については、治山ダム及び護岸工事等の整備を推進し、土石流防止、渓流の浸食防止を図り、被害を未然に防止するとともに、既設工作物については常時点検を行い、設備の機能の維持に努める。

山腹崩壊地や荒廃渓流については、山地の保全や森林の維持・造成を図るため治山施設の整備などの対策を推進する。また、既設工作物については点検を実施し、施設の老化、損傷等が生じているものについて、補修・更新等を行う。

なお、山崩れや土砂流出の防止工事として、治山ダム等の整備、山腹基礎工、山腹緑化工などの施工を実施する。

治山事業等は、災害発生危険度の高い地区から逐次実施し、既設工作物についても亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、有害行為の防止や住民に対し避難行動など自主的な防災活動が行えるよう普及啓発を行う。

７ ため池の予防対策

（１）取組方針

町は、地震災害発生時にため池が安全に保たれるよう、予防対策を推進する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・ため池の震災予防対策の推進

（３）具体的な取組内容

実施機関	震災予防対策
町	現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。 特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行う。また、町は、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

８　地震火災等の予防

（１）取組方針

地震火災は、地震発生時の気象状況や住宅地の状況等によって甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

（２）役割

機関名等	役割
町、秩父消防本部	・出火防止対策の推進 ・初期消火体制の充実 ・危険物取扱施設の安全化

（３）具体的な取組内容

ア　地震に伴う住宅からの出火防止

（ア）一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

○　町及び秩父消防本部は、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止装置の付いたガス器具の普及に努める。

○　対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置の管理の徹底について周知する。

○　電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や、地震後はブレーカーを落としてから避難することなどの普及啓発を図る。

○　住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

（イ）化学薬品からの出火防止

○　町は、学校や研究機関等で保有する化学薬品について、混合混触による出火の防止など適切な管理を行う。

○　引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

イ　初期消火体制の充実強化

町は、自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、秩父消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

○　事業所の初期消火力の強化

町は、震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

○　地域住民と事業所の連携

町は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化する。

ウ　危険物取扱施設の安全化

秩父消防本部は、危険物取扱施設の安全性の確保のため、各種法令に基づく規制の遵守を徹底するとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

危険物取扱施設	安全化の指導及び普及啓発
消防法危険物取扱施設	過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。 このため、秩父消防本部はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図るものとする。
火薬類施設	火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが厳しく規制されている。しかし、万が一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。 このため、秩父消防本部は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図るものとする。

９　被災建築物応急危険度判定体制等の整備

（１）取組方針

町は、地震災害発生時に公共施設や民間建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が速やかに行われるように体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・被災建築物応急危険度判定体制等の整備

（３）具体的な取組内容

町は、地震災害発生時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する体制を整備する。

【被災建築物応急危険度判定士派遣のおおまかな流れ】

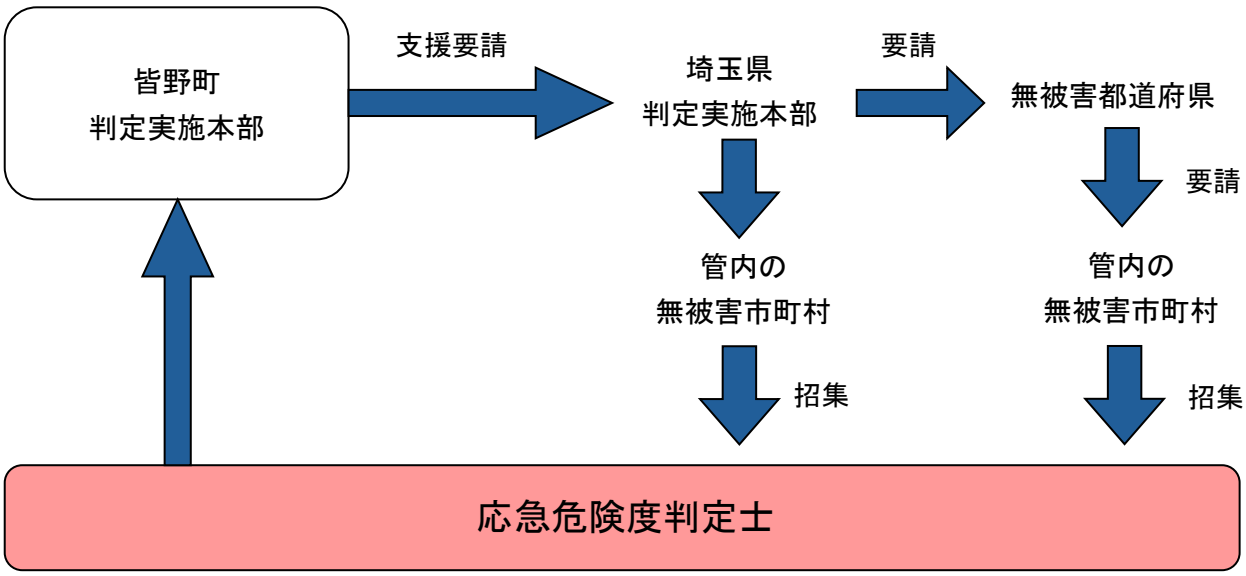

【被災宅地危険度判定士派遣のおおまかな流れ】

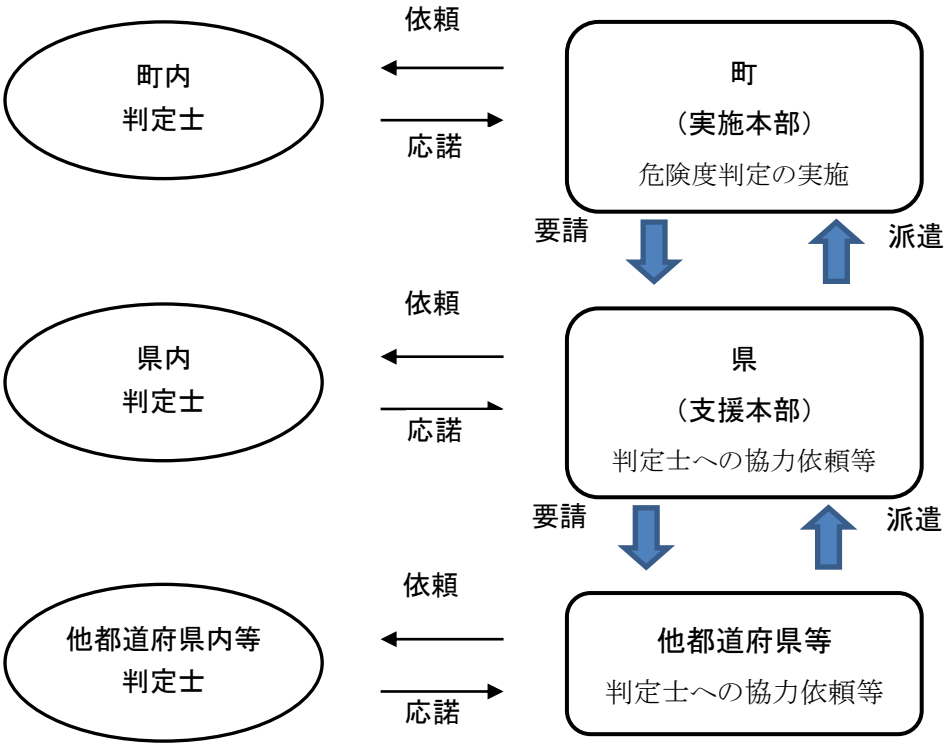

10　孤立化地域対策

（１）取組方針

町は、大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という。）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄

＜応急対策＞

１　公共施設等の応急対策

１　公共施設等の応急対策

（１）取組方針

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

町は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を順調に行うよう指導する。

（２）役割

機関名等	役割
町、防災機関	・公共建築物の応急対策の実施
町、医療機関	・医療救護活動施設の応急対策の実施
町、社会福祉施設	・社会福祉士施設の応急対策の実施
町、秩父消防本部	・危険物取扱施設の応急対策の実施

（３）具体的な取組内容

ア　公共建築物

○　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって判定する。

町、防災機関	町及び防災関係機関が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用可能性について判断する。

○　被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

町	各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

○　応急措置

町、防災関係機関	被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

イ　その他公共施設等

（ア）不特定多数の人が利用する公共施設

○　施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

○　施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

（イ）医療救護活動施設

○　施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

○　施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

（ウ）社会福祉施設

○　社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

○　施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

○　施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

○　被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

ウ　危険物等関連施設

（ア）危険物施設

秩父消防本部は、「第６編　事故災害対策編－第２節　危険物等災害対策計画－第２　危険物等災害応急対策－２　応急措置」の応急措置を講ずるよう指導する。

（イ）火薬類施設

秩父消防本部は、「第６編　事故災害対策編－第２節　危険物等災害対策計画－第４　火薬類災害応急対策計画－２　応急措置」の応急措置を講ずるよう指導する。

＜復旧対策＞

１　迅速な災害復旧

１　迅速な災害復旧

（１）取組方針

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実現を図る。

（２）役割

機関名等	役割
町	・災害復旧計画の作成 ・災害復旧事業の実施 ・県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査への協力
防災関係機関	・被災施設の復旧事業計画の作成

（３）具体的な取組内容

ア　災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

【災害復旧事業計画の種類】

第１　公共土木施設災害復旧事業計画
第２　農林水産業施設災害復旧事業計画
第３　都市災害復旧事業計画
第４　上下水道災害復旧事業計画
第５　住宅災害復旧事業計画
第６　社会福祉施設災害復旧事業計画
第７　病院等災害復旧事業計画
第８　学校教育施設災害復旧事業計画
第９　社会教育施設災害復旧事業計画
第10　復旧上必要な金融その他の資金計画
第11　その他の計画

イ　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

○　法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助する
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- 水道法

○　激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。

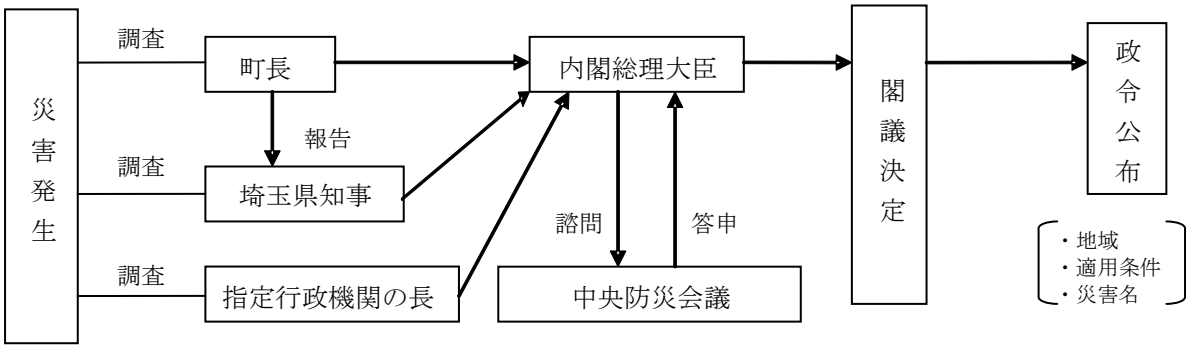

○　財政援助措置の対象

【公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助】

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設復旧事業関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業

・児童福祉施設災害復旧事業
・老人福祉施設災害復旧事業
・身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
・障害者支援施設等災害復旧事業
・婦人保護施設災害復旧事業
・感染症指定医療機関災害復旧事業
・感染症予防事業
・堆積土砂排除事業
・たん水排除事業

【農林水産業に関する特別の助成】

・農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
・農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
・土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
・共同利用小型漁船の建造費の補助
・森林災害復旧事業に対する補助

【中小企業に関する特別の助成】

・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

【その他の財政援助及び助成】

・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
・日本私学振興財団の業務の特例
・町が施行する伝染病予防事業に関する特例
・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
・水防資材費の補助の特例
・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
・雇用保険法による求職者給付の支給に関する条例
・上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

○　激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

ウ　災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う。

第３　交通ネットワーク・ライフライン等の確保

【総務課・建設課・ライフライン事業者】

基本方針

災害による人的被害の最小化及び迅速な復旧には、道路及び鉄道等の交通ネットワーク・ライフライン等の確保が不可欠である。そのため、予防、応急、復旧の対策に万全を講じる。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　交通関連施設の安全確保
２　緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
３　ライフラインの確保

１　交通関連施設の安全確保

（１）取組方針

交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋りょう等の安全確保、道路、鉄道施設の耐震性向上を図る。

（２）役割

機関名等	役割
道路管理者（町）	・道路整備の推進 ・橋りょうの耐震化の推進
交通事業者	・交通関連施設の耐震化の推進 ・交通関連施設における安全確保対策の強化

（３）具体的な取組

ア　道路の震災予防対策

道路管理者は、土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。

また、老朽化した橋については架替え、修繕等を推進するとともに既設橋りょうの耐震補強を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。

イ　交通関連施設の耐震化の推進

駅等、交通関連施設の耐震化を推進する。

ウ　交通関連施設の震災予防対策

実施機関	震災予防対策
秩父鉄道(株)	１　計画方針 鉄道の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、施設ごとに、万全の予防措置を講じる。 ２　事業計画 ①　日常の巡回検査に、さらに年1回の各構造物等の総点検を実施、記録し、将来の対策に備える。 ②　橋りょう、落石等の要注意箇所は、必要に応じ現地調査の上、防護工事を実施する。

２ 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

（１）取組方針

各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図るとともに、災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。

（２）役割

実施機関	震災予防対策
町	・道路網の整備 ・緊急輸送道路沿線地域の不燃化、緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化 ・応急復旧資機材の整備

（３）具体的な取組内容

ア　緊急輸送道路の指定

町は、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町村、関係機関、関連企業と協議の上、町内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

・町庁舎
・町公共施設
・町内の関係機関施設
・防災活動拠点
・避難所、避難場所
・町内の備蓄倉庫、輸送拠点
・臨時ヘリポート

イ　緊急輸送道路沿線の整備

町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

○　県が指定する緊急輸送道路に対する取組

・ 沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進
町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化を促進し、地震による道路を塞ぐおそれのある建築物の発生を少なくするように努めるものとする。

・ 危険箇所の調査、応援体制の整備
緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。また、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。

○　道の駅の防災機能の整備・強化

道の駅「みなの」を災害時に求められる機能に応じた整備・強化を行う。

ウ　応急復旧資機材の整備

平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また(一社)埼玉県建設業協会等との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

３ ライフラインの確保

（１）取組方針

ライフライン関連施設の耐震化や、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

（２）役割

機関名等	役割
町、秩父広域市町村圏組合（水道局・秩父クリーンセンター）、皆野・長瀞下水道組合、ライフライン事業者（電気事業者、ガス事業者、通信事業者）	・ライフライン関連施設の耐震性の確保 ・バックアップ機能の確保（系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等） ・被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備 ・優先復旧順位の事前決定 ・ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備推進 ・一般廃棄物処理施設の耐震性の確保

（３）具体的な取組内容

ア　電気施設の震災予防対策　**【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】**

地震に対して、設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

イ　ガス施設の震災予防対策　**【県、（一社）埼玉県ＬＰガス協会】**

県は、ガス施設について、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、消防法及び建築基準法等の関係法令並びに関係学会が定める設計基準に適合するよう指導している。

施設名	役割	
一般消費施設 （ＬＰガス）	長期計画	液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導する。 ①　特定供給設備は「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」に適合すること。 ②　地震による二次災害を防止するため一般消費者が地震時にとるべき緊急措置等を年１回以上周知すること。 ③　洪水浸水想定区域図で１ｍ以上の浸水が想定される地域においては一般消費者が使用する液化石油ガス充てん容器が流出しないよう必要な措置を講ずること。
	現況	震災等対策として次のとおり指導している。 ①　充てん容器は、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用チェーンで固定するなど、震災時に転倒しないようにしておくこと。 ②　ガス配管には、全配管のガスが即時に停止できる元バルブを操作しやすい位置に取り付けること。 ③　ガス配管は、地盤の若干の移動及び家屋の振動に耐えられるよう固定するとともに、可とう性を持たせること。 ④　ゴムホースの接続部は、ホースバンドによる固定等離脱防止・ガス漏れ防止の措置を講ずること。 ⑤　洪水浸水想定区域図で１ｍ以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて１本又は２本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。
	短期計画	液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導する。 ①　特定供給設備が「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」に適合すること。 ②　震度５弱以上の地震を検知すると自動的にガスを遮断する、感震機能のついたＳ型保安ガスメーターなど地震対策用の安全器具の普及を促進すること。 ③　洪水浸水想定区域図で１ｍ以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて１本又は２本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。

ウ　上水道施設の震災予防対策　**【秩父広域市町村圏組合水道局】**

上水道の配水管路において、損傷及び継手部の漏水が予想され、特に軟弱地盤地域においては、被害発生の危険性が高い。

町及び秩父広域市町村圏組合水道局は、地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管の耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えする等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化に関する計画を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。

エ　廃棄物処理施設の震災予防対策　**【秩父広域市町村圏組合秩父クリーンセンター】**

町及び秩父広域市町村圏組合秩父クリーンセンターは下記のとおり震災予防対策に取り組む。

① 施設の耐震化、不燃堅牢化を図る。
② 施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。
③ 処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保すること。

オ　下水道施設の震災予防対策　**【皆野・長瀞下水道組合】**

町及び皆野・長瀞下水道組合は、浄化センターや下水道管など下水道施設の耐震強化を推進する。

① 中継ポンプ場及び終末処理場に電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備えるものとする。
② 中継ポンプ場及び終末処理場の機能確保のため、再生水製造装置などを設置し、ポンプ稼動などに必要な水の確保に努める。
③ 処理場、ポンプ場の建設に当たっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備えるものとする。
④ 管路計画にあたっては、ネットワーク化や二条化などのバックアップ手段を考慮するものとする。
⑤ 下水道施設を防災施設として活用する場合を考慮し、マンホールトイレシステムの整備、消防用水として再生水利用について検討を行う。
⑥ 緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ県・市町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールを定めておく。

カ　通信設備の震災予防対策　**【東日本電信電話(株)埼玉事業部】**

（ア）通信設備の安全対策

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話（株）埼玉事業部に災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

（イ）平時の取組

○ 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進めている。
○ 平素から災害復旧用資材を確保しておく。
○ 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、以下に揚げる訓練を定期又は随時実施する。なお、町、秩父警察署、秩父消防本部などの防災機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。

・発災時初動立ち上げ訓練
・気象に関する情報伝達訓練
・災害時における通信疎通訓練
・電気通信設備等の災害応急復旧訓練

・消防及び水防の訓練
・避難及び救助訓練

○　１７１（災害用伝言ダイヤル）・ｗｅｂ１７１（災害用伝言板）（※１）、災害用伝言板（※２）のＰＲに努める。

※１ 東日本電信電話（株）提供　※２ 携帯電話事業者提供

キ　ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定　**【ライフライン事業者】**

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

＜応急対策＞

１　道路ネットワークの確保
２　交通規制
３　交通施設の応急対策
４　ライフライン施設の応急対策

１　道路ネットワークの確保

（１）取組方針

災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することは極めて重要である。関係各機関は、被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にして的確に対処する。

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、道路の被害情報を的確に把握し、応急復旧を実施する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・緊急輸送道路等の被害状況の把握及び伝達 ・応急復旧順位の決定・作業の実施(道路啓開を含む) ・道路施設の応急対策の実施 ・緊急輸送道路の復旧作業のための事前協議の実施 ・放置車両対策の実施

（３）具体的な取組内容

ア　道路被害状況の把握及び伝達

○　町は、災害が発生した場合、道路の被害状況や障害物の状況を速やかに調査する。調査を行う際は、緊急輸送道路、緊急交通路及び避難路に指定されている路線から優先的に調査を行うものとする。

○　調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県（統括部）に報告するものとする。

イ　道路施設の応急対策

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合、次のとおり応急対策を実施する。

＜町（道路管理者）による応急対策の方法＞

○　道路の破損、流失、埋没並びに橋りょうの損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補修、崩落土等の除去、橋りょうの応急修繕等、必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

○　応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、一時的な付替道路の開設や、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図るものとする。
○　道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。
○　被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。
○　大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図るものとする。

ウ　緊急輸送道路の応急復旧作業

町は、次のとおり緊急輸送道路の応急復旧作業を実施するものとする。

○　事前協議の実施

緊急輸送道路の効率的な応急復旧のために、警察本部、（一社）埼玉県建設業協会と次の事項について事前協議を行う。

・復旧路線、区間
・復旧車線数
・復旧作業の相互応援
・協力建設会社との連携

○　作業順位の決定

町は、あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県（統括部、警察本部）と調整の上、応急復旧順位を決定する。

○　応急復旧作業

町は、道路の被害状況等に応じて、応急復旧作業を行う。

○　放置車両対策

町は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、町は、自ら車両の移動等を行う。

エ　応急復旧、交通規制状況の広報

町は、応急復旧、交通規制、交通量などに関する情報伝達窓口を設置し、問い合わせ等に対して的確な情報伝達を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、交通規制の状況等を広報する。

２ 交通規制

（１）取組方針

被災地内の安全な交通を確保するため、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、交通規制を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・交通規制措置の実施（道路法第46条第１項）

（３）具体的な取組内容

ア　被災地内の交通対策

被災地内において、安全な交通を確保するため、また、渋滞を緩和するため、以下のとおり交通規制を行うものとする。

- 町は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- 町は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ秩父警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由について確認したうえで、秩父警察署長にこれらの事項を通知するものとする。

  あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。
- 町は、降雪等による交通対策の状況を利用者に周知するものとする。

イ　交通規制に関する情報共有

町は、交通規制を行ったときは、県（統括部）に報告する。

ウ　交通規制に関する住民等への広報

町は、交通規制を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図るものとする。

・関係道路の主要交差点への標示
・関係機関への連絡
・一般住民に対する広報

３　交通施設の応急対策

（１）取組方針

交通施設の安全確保と早期復旧を図るとともに、帰宅困難者に配慮する。

（２）役割

機関名等	役割
秩父鉄道（株）	・鉄道施設の応急対策の実施

（３）具体的な取組内容

ア　鉄道施設の応急対策

秩父鉄道(株)が策定した防災業務計画等に基づき、応急対策を実施する。

応急対策の実施にあたっては、鉄道事業者間の調整、連携に努める。

４　ライフライン施設の応急対策

（１）取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

（２）役割

機関名等	役割
町、秩父広域市町村圏組合水道局、皆野･長瀞下水道組合、ライフライン事業者	・ライフライン施設の応急対策の実施 （必要に応じ現地作業調整会議を開催）

（３）具体的な取組内容

ア　上水道施設応急対策　**【秩父広域市町村圏組合水道局】**

① 秩父広域市町村圏組合水道局は、災害が発生した場合、町、その他関係機関と連携し、速やかに被害状況を把握し、応急復旧作業に取りかかる。
なお、復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から避難所に至る基幹管路の復旧を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を行いながら送水管・配水管の復旧を進める。

② 応急復旧に係る調査及び工事は、町指定給水指定工事事業者や日本水道協会との連携により、被害状況の調査及び復旧工事を行う。

③ 応急復旧工事の技術者や資機材が不足する場合は、県及び日本水道協会に対し調達・斡旋を要請する。

イ　下水道施設　**【皆野・長瀞下水道組合】**

①　皆野・長瀞下水道組合は、被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

②　町が被害を受けなかったときは、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

ウ　電気施設応急対策　**【東京電力パワーグリット（株）熊谷支社】**

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

エ　ガス施設応急対策　**【（一社）埼玉県ＬＰガス協会】**

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

オ　電気通信設備の災害対策　**【東日本電信電話（株）埼玉事業部】**

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話（株）埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

○　応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

・重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。

・通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

・災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

○　応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

・被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

・必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

・復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

○　災害時の広報

・災害時における通信量の増加を抑制するため，災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

・通信のそ通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

・テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
・災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

カ　現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、町、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

＜復旧対策＞

１　ライフライン施設の早期復旧

１　ライフライン施設の早期復旧

（１）取組方針

県、町、防災機関、ライフライン事業者が協力し、減災目標で設定した期間内の復旧を目指す。

（２）役割分担

機関名等	役割
町、防災機関	・ライフラインの復旧作業を円滑に進めるための調整の実施
ライフライン事業者	・復旧計画の策定 ・復旧作業の実施

（３）具体的な取組内容

ア　上水道施設復旧対策　**【秩父広域市町村圏組合水道局】**

被害状況によって復旧に要する期間は異なるが、全域断水している状況においては１か月以内の復旧を目標とする。

復旧作業は上流から下流に向かって行うことを基本とする。また、基幹施設の復旧施設は専門業者へ依頼する。

配水管は、幹線、準幹線、支線の順で復旧作業を行い、基幹施設と同様に上流から行う。ただし、病院、社会福祉施設、避難所の重要施設への通水を優先する。

基幹施設の復旧は、施設復旧業者などと協力して復旧内容、方法、体制を検討する。

○　応急復旧の実施

・幹線復旧

幹線から分岐している準幹線や支線のバルブを閉め切った上、被害箇所の探査や復旧作業を行う。

・準幹線・支線

準幹線から分岐している支線や給水管のバルブや止水栓を閉め切った上、被害箇所の探査や復旧作業を行う。ただし、病院・社会福祉施設・避難所への通水を優先する。

○　復旧広報と体制の調整

作業結果の報告を受け、復旧箇所を配管図へ登録するとともに、通水エリアを住民に広報する。また、応急復旧の進捗状況、住民の要望などを受け、復旧体制や資機材の調整を行う。

イ　下水道施設復旧対策　**【皆野・長瀞下水道組合】**

被害状況を速やかに把握して、下水道施設の応急復旧に努める。

また、支援体制の基本ルールに基づいて、近隣自治体と相互に下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

ウ　電気施設復旧対策　**【東京電力パワーグリッド（株）熊谷支社】**

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

○被害状況の早期把握

全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

○災害時における復旧資材の確保

・調達

非常災害対策本(支)部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

・請負工事会社保管在庫の相互流用
・本(支)部相互の流用
・本店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材）

・輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図る。

なお、道路被害状況（橋りょう損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。

・復旧資材置場の確保

災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合(他人の土地を使用する必要がある場合等)には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図る。

○復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中枢となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

エ　電気通信設備の災害対策　**【東日本電信電話（株）埼玉事業部】**

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話(株)埼玉事業部が実施する復旧対策は次のとおりである。

○復旧要員計画

・被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。
・被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

○移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

○被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

○　通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうするおそれがある場合は、対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル（１７１）や災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）の開設の措置を講ずる。

○　復旧工事

応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第４　応急対応力の強化

【総務課・建設課・各機関】

基本方針

町は、地震災害が発生した場合、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分にして、応急活動体制に万全を期す。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　応急活動体制の整備
２　防災活動拠点の整備
３　消防力の充実強化
４　救急救助体制の整備
５　相互応援の体制整備等

１　応急活動体制の整備

（１）取組方針

町は、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の体制を整備する。

また、業務継続計画（ＢＣＰ）及び各種マニュアルを整備し、災害時優先業務が円滑に実施できる体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・災害対策本部体制の整備
町、防災関係機関、ライフライン事業者	・業務継続計画（ＢＣＰ）の策定及び推進 ・災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底 ・電源、非常用通信手段等の確保 ・情報システムやデータのバックアップ対策 ・応急対応、復旧復興のための人材の確保

（３）具体的な取組内容

ア　災害対策本部体制の整備

町は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の体制を整備するほか、災害の規模に応じ段階的に引き上げる防災対応の体制を整備する。

町の災害対策本部体制については、「第１編　総則編　第３章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱　第２節　防災体制」を参照。

イ　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定及び推進

町は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を策定しておく。さらに計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

ウ　電源、非常用通信手段等の確保

町は、町庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（ＥＶ）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るとともに定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制を構築するものとする。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

エ　情報システムやデータのバックアップ対策

町は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、情報システムに関する業務継続計画等に基づき、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

オ　災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

町は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図る。

カ　防災行動計画（タイムライン）の作成

町は、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

キ　応急対応、復旧復興のための人材の確保

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、町は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

２ 防災活動拠点の整備

（１）取組方針

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中枢機能を高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

防災活動拠点施設の管理者は、災害時に当該施設が有する機能を十分に発揮するよう、あらかじめ利用関係者と調整を図り、運営マニュアル等を作成する。

（２）役割

機関名等	役割
町、防災関係機関	・防災活動拠点の整備 ・防災拠点施設運営マニュアルの整備

３ 消防力の充実強化

（１）取組方針

秩父消防本部、皆野町消防団による消防力の充実強化に取り組む。

（２）役割

機関名等	役割
町	・消防水利等の整備 ・消防の広域化等の推進
秩父消防本部、皆野町消防団	・装備・資機材の充実強化 ・消火体制の整備

（３）具体的な取組内容

ア　消防資機材の整備

○　秩父消防本部は、災害対策に有効な消防資機材の充実を図る。

○　皆野町消防団は、必要な消防資機材を整備する。

○　町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ　消防水利等の整備

町は、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、河川やプール等の水利の開発や確保を推進する。

ウ　消防の広域化等の推進

町は、埼玉県消防広域化推進計画に基づき、自主的な町の消防の広域化等に向けた取組を推進するとともに、広域化等実施後の消防の円滑な運営の確保を図るものとする。

４ 救急救助体制の整備

（１）取組方針

大規模地震の発生時には、多数の傷病者の発生が予想されるため、救急救助活動の万全を期する。

（２）役割

機関名等	役割
町、秩父消防本部	・救急救助体制の整備
秩父消防本部	・傷病者搬送体制の整備

（３）具体的な取組内容

ア　救急救助体制の整備

○　町及び秩父消防本部は、消防署、消防団詰所及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、皆野町消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行って、皆野町消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

イ　傷病者搬送体制の整備

○　情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

○　搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

○　搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

○　ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

○　効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

５　相互応援の体制整備等

（１）取組方針

町は、応援受入れに関する体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・専門的技術職員による相互応援体制の整備 ・応援受入体制の整備

（３）具体的な取組内容

「第２編　震災対策編－第１章－第11　相互応援－＜予防・事前対策＞－１　相互応援の体制整備等（168ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

１　災害発生直前の未然防止活動
２　応急活動体制の施行
３　防災活動拠点の開設・運営
４　応急措置
５　消防活動
６　自衛隊災害派遣
７　応援要請
８　応援の受入れ

１　災害発生直前の未然防止活動

（１）取組方針

町は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策を行うものとする。

（２）役割

機関名等	役割
町	・物資備蓄状況、物資拠点の開設手続・管理者連絡先の確認

（３）具体的な取組内容

ア　物資支援の準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

２　応急活動体制の施行

（１）取組方針

町は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。

国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合は、緊密な連絡調整を図り、協力して災害応急対策を実施する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・災害対策本部体制等の施行 ・町の行政機能の確保状況の把握

（３）具体的な取組内容

ア　町災害対策本部の設置等

（ア）町災害対策本部の設置

町は、町防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。

（イ）町の行政機能の確保状況の報告

震度６弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する。（第１報は原則として発災後12時間以内、第２報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）

県や国では、把握した情報を基に、町に対して応援職員の派遣など必要な支援を行う。

イ　初動期の人員確保

町は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、災害時職員参集支援システムにより迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

ウ　災害対策本部の組織

災害対策本部の組織については、「第１編　総則編　第２章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱　第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（12ページ）」を準用する。

エ　各部・班の分掌事務

各部・班の分掌事務については、「第１編　総則編　第２章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱　第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（14ページ）」を準用する。

３ 防災活動拠点の開設・運営

（１）取組方針

災害発生時に防災活動の拠点となる施設を速やかに開設し、運営体制を確立する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・防災活動拠点の開設・運営

（３）具体的な取組内容

町は、速やかに防災活動のための拠点となる施設を開設し、運営体制を整える。

４ 応急措置

（１）取組方針

災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

（２）役割

機関名等	役割
町	・応急措置等の実施 ・知事の指示に基づく他の市町村の応援

（３）具体的な取組内容

ア　知事等の応急措置

（ア）応急措置

知事は、県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置を速やかに実施するとともに、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努めるものとし、必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請する。

（イ）町長に対する指示

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、町長に対して、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し応援すべきことを指示する。（災対法第72条第１項）

（ウ）市町村長が実施すべき応急措置の代行

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により町長がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部、又は一部を町長に代わって実施する。（災対法第73条、同法施行令第30条）

・警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、立入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること（災対法第63条第１項）
・応急措置に必要な他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること（同法第64条第１項）
・応急措置に支障のある工作物等の除去（同条第２項）
・市町村の区域内の住民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること（同法第65条第１項）

５ 消防活動

（１）取組方針

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・消防相互応援協定に基づく他の消防機関への応援要請
秩父消防本部	・情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ ・同時多発火災への対応 ・火災現場活動 ・救急救助
皆野町消防団	・出火防止 ・消火活動 ・救急救助 ・避難誘導 ・情報の収集 ・応援隊の受入準備

（３）具体的な取組内容

ア　消防活動

機関	活動内容
秩父消防本部	**①　情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ** ア　災害状況の把握 119 番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。 イ　把握結果の緊急報告 消防長は災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。 ウ　応援隊の受入 応援隊の受入れ及びその準備を行う。
	②　同時多発火災への対応 ア　避難地及び避難路確保優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。 イ　重要地域優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動行う。 ウ　消火可能地域優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
	③　火災現場活動の原則 ア　出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。 イ　火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。 ウ　火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

	④　救急救助 　要救助者の救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、搬送先を決定する。詳細については、「第６　医療救護等対策－＜応急対策＞－１　初動医療体制」を参照。
皆野町消防団	**①　出火防止** 　地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。
	②　消火活動 　地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは秩父消防本部と協力して行う。 　また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。
	③　救急救助 　秩父消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。
	④　避難誘導 　避難指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。
	⑤　情報の収集 　秩父消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。
	⑥　応援隊の受入準備 　応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を秩父消防本部と協力して行う。

イ　応援要請

○　応援要請の手続等

消防相互応援協定による応援要請	町長は、町内の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
知事による応援出動の指示等	被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は、県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。
緊急かつ広域的な応援要請	知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認めた時は、消防組織法第 44 条、緊急消防援助隊運用要綱及び「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき緊急消防援助隊を要請するものとする。

○　内容

　町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

　被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

・火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
・応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
・応援要請を行う消防隊の種別と人員
・町への進入経路及び集結場所（待機場所）
・応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

○　応援隊の受入体制

町及び秩父消防本部は、円滑な受入れを図るため、受入体制を整える。

６ 自衛隊災害派遣

（１）取組方針

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。自衛隊は派遣要請に基づき、部隊の派遣等、適切な措置を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・災害派遣部隊の受入体制の確保
秩父消防本部	・災害派遣部隊との相互協力
県（統括部）	・知事による災害派遣要請の実施 ・自衛隊との連絡調整 ・災害派遣部隊の受入体制の確保
自衛隊	・災害派遣活動の実施

（３）具体的な取組内容

ア　災害派遣活動　**【自衛隊】**

○　災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の３つの要件を勘案して行う。

１　緊急性の原則
　差し迫った必要性があること。
２　公共性の原則
　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
３　非代替性の原則
　自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

・被害状況の把握	・避難者の誘導、輸送
・避難者の捜索、救助	・水防活動
・消防活動	・道路又は水路等交通上の障害物の除去
・診察、防疫、病虫害防除等の支援	・通信支援
・人員及び物資の緊急輸送	・炊事及び給水支援
・救援物資の無償貸付又は贈与	・交通規制の支援
・危険物の保安及び除去	・予防派遣
・その他	

イ　災害派遣の要請

①　知事への派遣要請の依頼

知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、町長が次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

部署名	電話番号等	記載事項
［時間内］ 県危機管理防災部 危機管理課	ＴＥＬ：０４８－８３０－８１３１ ＦＡＸ：０４８－８３０－８１２９ 県防災行政無線（地上系） ＴＥＬ：８３－６－８１３１ ＦＡＸ：８３－６－８１２９ 県防災行政無線（衛生系） ＴＥＬ：８４－２００－６－８１３１ ＦＡＸ：８３－２００－６－８１２９	・災害の状況及び派遣を要する理由 ・派遣を希望する期間 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・その他参考となる事項
［時間外］ 県危機管理防災 センター システム管理室	上記（時間内）の末尾を次のように変更する ＴＥＬの場合：－８１１１ ＦＡＸの場合：－８１１９	

②　知事に依頼できない場合

町長は、緊急避難及び人命救助など、事態が急迫した場合もしくは通信等の途絶により、知事に派遣要請を依頼できない場合には、直接、最寄部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

部隊名（駐屯地）	連絡責任者	電話番号
陸上自衛隊 第32普通科連隊 （大宮）	［時間内］　第３科長	０４８－６６３－４２４１
	［時間外］　部隊当直司令	

ウ　災害派遣部隊の受入体制の確保

○　緊密な連絡協力

町は、県、秩父警察署、秩父消防本部等と、派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

○　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

○　作業計画及び資材等の準備

町は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

・作業箇所及び作業内容
・作業の優先順位
・作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
・部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

○　自衛隊との連絡窓口一本化

町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

○　派遣部隊の受入れ

町は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

・災害対策本部事務室
・宿舎
・材料置き場（野外の適当な広さ）
・駐車場（車一台の基準３ｍ×８ｍ）
・ヘリコプター発着場（２方向に障害物がない広場）

エ　経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた町が負担するものとし、 その内容はおおむね次のとおりとする。

・派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
・派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
・その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

７ 応援要請

（１）取組方針

大規模地震等により被害が広範囲に及び、町などによる対応では困難な場合は、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している他市町村や各団体に応援の要請を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・市町村相互応援協力の実施

（３）具体的な取組内容

ア　町の応援要請

○　町は、町の地域に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めたときは、他市町村に対して応援を求めることができる(災対法第 67 条及び相互応援協定)。

その判断はおおむね次のような事態に際して行う。

・被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
・他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
・夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、町は、あらかじめ県外の市町村と、応援協定等を締結するよう努めるものとする。

また、町は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする。(消防組織法第39条)

８ 応援の受入れ

（１）取組方針

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・国からの応援受入れ ・地方公共団体からの応援受入れ ・ボランティアの応援受入れ ・公共的機関からの応援受入れ

（３）具体的な取組内容

ア　国、地方公共団体等からの応援受入れ

○　県の対応（市町村の支援）

県は市町村の受援ニーズ把握のために職員を派遣するなど、市町村が円滑に応援を受けられるよう支援する。

被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

○　町の対応

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、町では、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう配慮する。

＜リエゾン等への配慮＞

・活動場所の提供
・被害状況や受援ニーズ等を情報提供
・町災害対策本部会議等への参加機会の提供
・仮眠場所の提供
・リエゾン等が自ら宿泊場所を確保できない場合、庁内の会議室等を提供
・リエゾン等が自ら携行品（食料、文房具、パソコン等）を準備できない場合、携行品を提供

イ　ボランティアの応援受入れ

「第１　自助、共助による住民の防災力の向上－＜応急対策＞－４　ボランティアとの連携」を準用する。

第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

【総務課・各機関】

基本方針

町及び防災関係機関が迅速かつ的確に災害対応を行うため、災害情報を迅速かつ的確に収集・分析・加工・共有・伝達する体制の整備を図る必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信設備を整備する。

また、災害指揮情報のデジタル化を推進し、災害時に効果を上げる総合的な災害オペレーション支援システムを構築する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

１　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

（１）取組方針

町及び秩父消防本部は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備を推進する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 ・防災行政無線（同報系）の整備 ・情報通信設備の安全対策の推進 ・災害情報のための電話の指定 ・障がいの種類及び程度に応じた情報伝達体制の整備等
秩父消防本部	・情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 ・情報通信設備の安全対策の推進 ・災害情報のための電話の指定
熊谷地方気象台、日本放送協会（ＮＨＫ）	・緊急地震速報の発表等

（３）具体的な取組内容

ア　情報収集体制の整備

町は、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、情報収集体制を整備する。

・情報収集体制の整備

被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、

報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

・情報総括責任者の選任

町は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たらせるものとする。

イ　情報の分析・加工体制の整備

○　災害情報データベースの整備

町及び秩父消防本部は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。

○　災害情報シミュレーションシステムの整備

町及び秩父消防本部は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

○　人材の育成

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

ウ　情報共有・伝達体制の整備

町及び秩父消防本部は、避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、防災行政無線（戸別受信機を含む)、ちちぶ安心・安全メール、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ（ＣＡＴＶシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む)、ラジオ（コミュニティＦＭ放送、臨時災害放送局)、ホームページ、スマートフォンアプリ、緊急速報メール、デジタルサイネージ、ＳＮＳ（Ｘ、フェイスブック、ＬＩＮＥ)、Ｌアラート（災害情報共有システム)、道路情報表示板等を有効に活用する。

エ　防災行政無線等の整備

○　町防災行政無線の整備推進

町は、防災行政無線（同報系（戸別受信機を含む。）及び移動系）の整備を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

○　情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

町及び秩父消防本部は、災害発生時に支障が生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的に実施する。

オ　緊急地震速報の発表等【熊谷地方気象台、日本放送協会（ＮＨＫ）】

気象庁は、最大震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上又は長周期地震動階級３以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級１以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上又は長周期地震動階級４の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

日本放送協会（ＮＨＫ）は、緊急地震速報（警報）をテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

※緊急地震速報で用いる区域の名称

緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
埼玉県北部	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
埼玉県南部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ケ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、川島町、宮代町、杉戸町、松伏町
埼玉県秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町

カ　情報通信設備の安全対策

町及び秩父消防本部は、災害時に情報通信設備が十分機能し活用できる状態に保つため、以下のような安全対策を講じるものとする。

○　非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

○　地震動に対する備え

情報通信設備は、免震床に設置するなど、地震動に対する対策を講じる。また、各種機器には転倒防止装置を施す。

○　通信回線のバックアップ

防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

キ　災害情報のための電話の指定

町及び秩父消防本部は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

ク　障がいの種類及び程度に応じた情報伝達体制の整備等

町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。

町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。

＜応急対策＞

１　災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達
２　広聴広報活動

１ 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

（１）取組方針

町及び秩父消防本部は、応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達を行う。

【通信連絡系統】

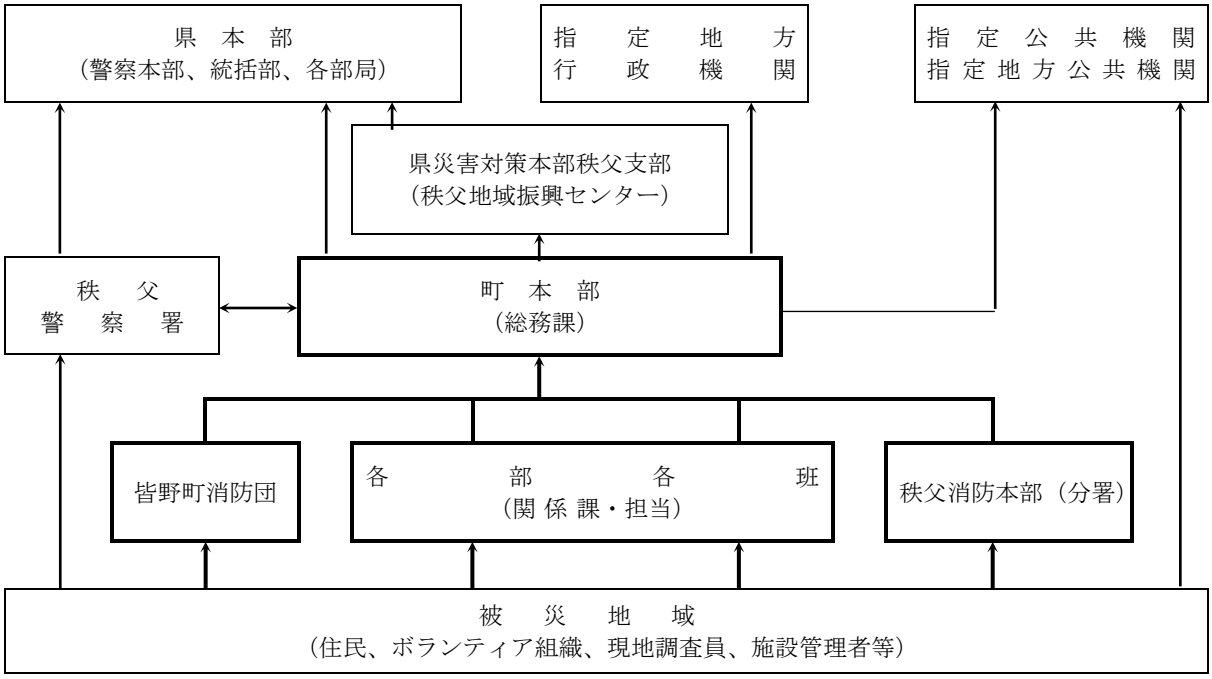

（２）役割

機関名等	役割
町、秩父消防本部	・被害情報等の収集・共有・伝達の実施 ・正確な情報に基づく適切な災害応急対策の実施

（３）具体的な取組内容

ア　情報収集・共有・伝達体制

（ア）通信連絡体制

町及び秩父消防本部は、有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、以下により行う。

○　防災行政無線

国、県との通信は、消防庁の消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク　（衛星系防災行政無線）、内閣府の中央防災無線（地上系、衛星系）を用いる。県内市町村、防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

なお、通信のふくそう等により通信の確保が困難となる場合には、県は、回線統制、一斉指令、割込み、強制切断、及び直通回線の設置等の通信統制を行う。

○　非常通信

町及び秩父消防本部は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

【関東地方非常通信協議会】

○　構成

無線局の免許人又は承認を受けた者並びに人命の救助、災害の救助、交通通信の確保及び秩序維持に関して特に非常通信に関係の深い機関又は団体をもって構成されている。

○　任務

・非常通信訓練の実施
・非常通信の運用計画の策定
・非常通信網の整備
・アマチュア無線局の育成指導
・非常通信活用に関する調査研究
・通信機器の取扱指導

○　使者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

（イ）地震情報等の収集・伝達

○　地震情報の収集・伝達

県は、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集する。収集した情報は県防災行政無線により町に伝達する。

町は、地震情報を収集した場合、町防災行政無線、広報車、ちちぶ安心・安全メール等により直ちに住民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

（ウ）緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による町の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

イ　被害情報等の収集・共有・伝達系統

（ア）災害オペレーション支援システムによる報告

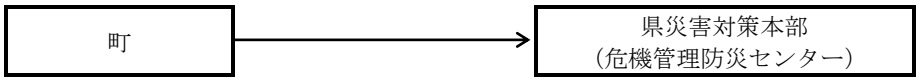

（イ）有線電話等の通信連絡が可能な場合

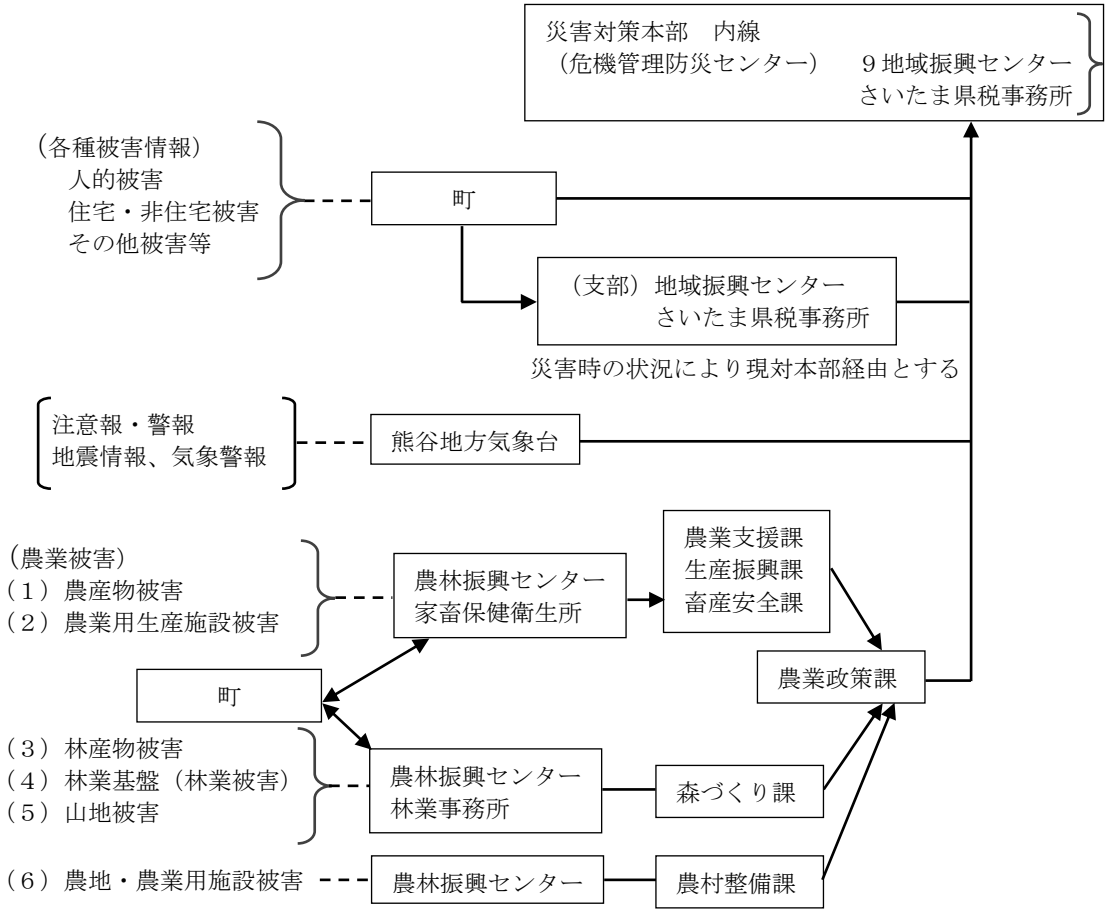

（ウ）無線のみの通信連絡となる場合

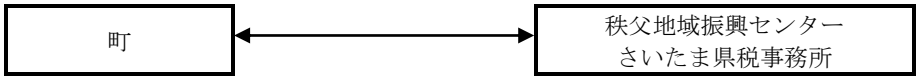

ウ　災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

町は、町の区域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム(使用できない場合はＦＡＸ等)で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

○　情報の収集

・町は、災害情報の収集にあたっては、秩父警察署と緊密に連携するものとする。

・被害の程度の調査に当たっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。

・被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。

・全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査するものとする。

・特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、秩父警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

・要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

○　情報の共有・伝達

町は、町の区域内の被害状況等について、次により県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

【報告すべき災害】

・救助法の適用基準に合致するもの
・町が災害対策本部を設置したもの
・災害が近隣市町村にまたがるもので、町における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
・災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
・災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
・地震が発生し、町内で震度４以上を記録したもの
・その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

【発生速報及び被害速報】

・発生速報

県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第１号の発生速報により防災行政無線ＦＡＸ等で報告する。

・経過速報

県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか２時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第２号の経過速報により防災行政無線ＦＡＸ等で報告する。

・確定報告

様式第３号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後７日以内に文書で報告する。

○　報告先

被害速報及び確定報告は、県災害対策課へ報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話　０４８－８３０－８１１１（直通）

防災行政無線（発信特番）－２００－６－８１１１

【消防庁への報告】

区分 / 回線別		平日（9：30～18：15）（消防庁応急対策室）	左記以外（消防庁宿直室）
ＮＴＴ回線	電　話	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電　話	TN-90-49013	TN-90-49102
	ＦＡＸ	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電　話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）　TN は、回線選択番号を示す。

エ　安否不明者等の氏名等公表

町は、救出・救助活動を実施する秩父警察本部・秩父消防本部と緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行うものとする。

オ　孤立集落に関する状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び町に連絡するものとする。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

カ　災害通信計画

（ア）非常電報及び緊急電報の利用

防災関係機関は、災対法第57条、電話通信事業法第８条並びに電気通信事業法施行規則第55条及び第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用するものとする。

（イ）災害情報通信のための通信施設の優先使用

町が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行う。

○　有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲

・警察機関
・消防機関
・水防機関
・航空保安機関
・気象業務機関
・鉄道事業者
・電気事業者
・鉱業事業者
・自衛隊

○　有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

・災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
・災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

○　有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

・緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておくものとする。
・町が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議するものとする。

（ウ）非常通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。

○　非常通信の運用方法

・非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

・人命の救助に関すること。
・天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること。
・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
・電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
・遭難者救援に関すること。
・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
・鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。
・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。
・救助法第７条及び災対法第71条第２項の規定に基づき、町長から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

・非常無線通信文の要領

・電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
・カタカナ又は通常の文書体で記入する。
・簡単で要領を得たものとし、１通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
・宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
・発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
・余白に「非常」と記入すること。

・非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

・非常通信の取扱料

原則として無料である。

○　非常通信に関する照会先

関東総合通信局無線通信部陸上第二課

電　話　０３－６２３８－１７７６（直通）

ＦＡＸ　０３－６２３８－１７６９

○　ＵＡＶ等による被害状況の把握

町は、必要に応じ、ＵＡＶ※を活用し情報収集を行うものとする。

※ＵＡＶ（Unmanned Aerial Vehicle）とは、人が搭乗せず遠隔操作で飛行する無人航空機を指す。

【別表　被害報告判定基準】

区　分	基　準
人　的　被　害	1　死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの 2　行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるもの 3　負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち「重傷」とは、１月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、１月未満で治療できる見込みのもの
住　家　被　害	1　住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2　棟とは、一つの独立した建物とする。 3　世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4　全壊、全焼又は流出とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した床面積その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。 5　半壊又は半焼とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が 20%以上 50%未満のもの 6　一部破損とは、全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。 7　床上浸水とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの 8　床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの

非住家被害	1　非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住宅とする。 2　公共建物とは、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3　その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4　非住家被害とは非住家に対する全壊、半壊程度の被害をうけたもの
田畑被害	1　流出とは、田・畑の耕土の厚さ１割以上が流出した状態をいい、埋没とは、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの 2　冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害をうけたもの
道路被害	1　道路決壊とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害をうけたもの 2　道路冠水とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害をうけたもの
その他の被害	1　文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校聾学校・養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 2　橋りょう被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害をうけたもの 3　河川被害とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、又は準用される河川もしくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護をすることを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害をうけたもの 4　破防被害とは、砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）第１条に規定する破防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される破防のための施設又は同法第３条の２の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 5　清掃施設被害とは、ごみ処理及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの 6　がけ崩れとは、がけ崩れによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 7　鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害をうけたもの 8　被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ運行できない程度の被害をうけたもの 9　水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10　電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11　電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12　ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13　ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災者	1　罹災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については当該施設は、宿泊するすべての者の集まりを１世帯として取り扱う。また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然２世帯として取り扱う。 2　罹災者とは、罹災世帯の構成員とする。

被　害　金　額	1　「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2　「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3　「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4　「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5　「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。 6　「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7　「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 8　「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。 9　「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部等	1　市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置にあたり、とった配備体制の名称を記入する。 2　災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。
備　　考	1　災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2　災害の発生年月日とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3　災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4　消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。 5　その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難指示を行った場合には、その概況とする。

（注）　1　この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。
　　2　要領第 13 条の規定に基づく報告は、累計すること。

様式第１号

発　　生　　速　　報

皆野町

日　時　分受信	発信者		受信者	
１　被　害　発　生	自　　月　　日　　時　　分 至　　月　　日　　時　　分			
２　被　害　場　所				
３　被　害　程　度				
４　災害に対する措置	（１）　災害対策本部設置の状況　　日　　時　　分設置 （２）　市町村のとった主な応急措置の状況 （３）　応援要請又は職員派遣の状況 （４）　災害救助法適用の状況 （５）　避難指示の状況 （６）　消防機関の活動状況 ア　出動機関　　消防職員　　名 消防団員　　名 イ　主な活動内容（使用した機材を含む）			
５　その他必要事項				

「注」内容は簡単に要を得たものとする。

様式第２号

経　　過　　速　　報

皆野町

		発信者		受信者	
災害の種別		発生地域			
被害報告	月　　日　　時　　分現在				
報告区分	発生　　経過				

区分			被害	区分			被害
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失　　埋没
	行方不明者		人				冠水 ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没 ha	流失　　埋没
		軽傷	人				冠水 ha	
住家被害	全壊（焼）（流失）		棟		道路被害	決壊	箇所	
			世帯			冠水	箇所	
			人		その他被害	文教施設	箇所	
	半壊（焼）		棟			病院	箇所	
			世帯			橋りょう	箇所	
			人			河川	箇所	
	一部破損		棟			砂防	箇所	
			世帯			清掃施設	箇所	
			人			崖くずれ	箇所	
	床上浸水		棟			鉄道不通	箇所	
			世帯			被害船舶	隻	
			人			水道	戸	
	床下浸水		棟			電話	回線	
			世帯			電気	戸	
			人			ガス	戸	
非住家被害	公共建物	全壊	棟			ブロック塀等	箇所	
		半壊	棟		罹災世帯		世帯	
	その他	全壊	棟		罹災者数		人	
		半壊	棟		火災発生	建物	棟	
						危険物	件	
						その他	件	

災害に対してとられた措置
（１）　災害対策本部設置の状況　　日　　時　　分設置
（２）　市町村のとった主な応急措置の状況
（３）　応急要請又は職員派遣の状況
（４）　災害救助法適用の状況
（５）　避難指示の状況
市町村数　　地区数
人　員　　人
（６）　消防機関の活動状況
ア　出動人員　消防職員　　名
消防団員　　名
計　　名
イ　主な活動内容（使用した機材を含む。）

様式第３号

被　害　状　況　調

皆野町

発信者		受信者	
災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日　　至　　月　　日		
報告区分	確　定		

区分			被害	区分			被害
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失　　埋没
	行方不明者	人				冠　　水 ha	
	負傷者 重傷	人			畑	流失・埋没 ha	流失　　埋没
	負傷者 軽傷	人				冠　　水 ha	
住家被害	全壊（焼）（流失）	棟		道路被害	決壊	箇所	
		世帯			冠水	箇所	
		人		その他被害	文教施設	箇所	
	半壊（焼）	棟			病院	箇所	
		世帯			橋りょう	箇所	
		人			河川	箇所	
	一部破損	棟			砂防	箇所	
		世帯			清掃施設	箇所	
		人			崖くずれ	箇所	
	床上浸水	棟			鉄道不通	箇所	
		世帯			被害船舶	隻	
		人			水道	戸	
	床下浸水	棟			電話	回線	
		世帯			電気	戸	
		人			ガス	戸	
非住家被害	公共建物 全壊	棟			ブロック塀等	箇所	
	公共建物 半壊	棟		罹災世帯		世帯	
	その他 全壊	棟		罹災者数		人	
	その他 半壊	棟		火災発生	建物	棟	
					危険物	件	
					その他	件	

２ 広聴広報活動

（１）取組方針

町は、地震発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の要望に適切に対応する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・被災者の安否情報の提供 ・広報の実施

（３）具体的な取組内容

ア　住民への広報

町の主な広報活動、広報内容は、以下のとおりである。

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく。

広報活動の実施	広報内容
町は、保有する以下の媒体を活用して広報を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請は原則として県が行うものとするが、コミュニティFMやローカルCATV、エリアメール等様々な情報提供手段を検討する。 ①　防災行政無線 ②　広報車 ③　ハンドマイク ④　インターネット（ホームページ、登録制メール、ＳＮＳ等）	①　地域の被害状況に関する情報 ②　町における避難に関する情報 ・避難指示等に関すること ・避難施設に関すること ③　地域の応急対策活動の状況に関する情報 ・救護所の開設に関すること ・交通機関及び道路の復旧に関すること ・電気、水道等の復旧に関すること ④　被災者生活再建支援に関する情報 ⑤　その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む） ・給水及び給食に関すること ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること ・防疫に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること等

イ　要配慮者への広報

町は、広報を実施するにあたっては、外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障がい者に対してのファクシミリや文字放送による広報の実施など要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進していくものとする。

ウ　広聴活動

（ア）被災者に対する広聴活動の実施

町	個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。
県対策本部	被災状況によって必要であると認められる場合、又は町から要請があった場合は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、町や他の防災関係機関と連携を図りながら被災者の要望、苦情等の収集を行う。

（イ）活動手順

震災後速やかに	・被災地での個別聴取（１回目） ・災害情報相談センターの設置 ・震災相談連絡会議の設置
５日後	被災地での個別聴取（２回目）
10 日後	被災地でのアンケート調査（１回目）
２週間後	震災相談窓口の見直し
20 日後	被災地での個別聴取（３回目）
１か月後	震災相談窓口の見直し
その後当分の間	定期的に個別聴取、アンケート調査を実施

※　被災者以外に対しても、アンケート調査を実施する。

（ウ）災害情報相談センターの設置

県は、災害情報相談センターを設置する。電話回線、ファクシミリ等の設備を確保するとともに、土曜日、日曜日を含め相談員を確保し、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り被災者の安否情報の提供等に対応する。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

また、災害情報相談センターは、震災直後（３日間程度)、１週間以内を重点に、２週間後、１か月後に、それぞれ時期に応じての重点的な相談窓口に改編するものとする。

町は、情報収集や提供等、災害情報相談センターの業務に協力するものとする。

（エ）県、町、関係団体の連携確保（震災相談連絡会議の設置等）

町は、県及び関係団体と連携して震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

第６　医療救護等対策

【総務課・町民生活課・健康こども課・医療機関】

基本方針

医療救護体制の確立に努める。また、防疫対策等、復旧対策に取り組む。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　医療救護体制の整備
２　防疫体制の整備

１　医療救護体制の整備

（１）取組方針

災害発生時には、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制の整備を推進する。

また、自主防災組織等による自主救護活動の体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・初期医療体制の整備 ・自主防災組織等による救護班支援計画の策定 ・自主防災組織等の応急救護力の強化
秩父郡市医師会、秩父郡市歯科医師会、秩父郡市薬剤師会	・医療活動実施体制の整備（救護班編成等）
自主防災組織	・自主救護活動の実施

（３）具体的な取組内容

ア　初期医療体制の整備

○　初期医療体制の整備

町は、秩父郡市医師会、医療法人、秩父郡市歯科医師会、秩父郡市薬剤師会、医療機関等及び地域の自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定める。

【初期医療体制に係る計画の内容】

- 救護所の設置
- 救護班の編成
- 救護班の出動
- 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- 医薬品等の備蓄

○　自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援するための計画を定める。

○　自主防災組織等の応急救護能力の強化

町は、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、ＡＥＤ等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

○　救急医療機関の災害時の対応力の強化

救護班の応急処置に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

イ　後方医療機関等

○　後方医療機関の確保

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を受け入れ、治療及び入院等の救護を行う医療機関を後方医療機関と位置付ける。なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、（地独）埼玉県立病院機構の病院、（独）国立病院機構の病院、公立病院等の地域の中心的な病院とする。

【後方医療機関の主な機能】

・既存入院患者などの治療の継続
・災害による傷病者の受入れ
・救護班の派遣

後方医療機関となるべき医療機関は、災害時に医療機能を確保するため、主に以下の措置をとる。

・医療施設等の耐震化及び不燃化
・医薬品等の備蓄及び配備
・水、食料の備蓄及び整備
・自家発電装置等の備蓄及び配備
・医療要員の非常参集体制の整備
・救護班の編成
・傷病者の円滑な受入体制の整備

○　災害拠点病院の指定

県は、災害時における救急医療体制の充実強化のため、災害時の対応能力を強化し、次の機能を有した病院を災害拠点病院として指定している。

・ 災害時における高度医療機関
・ 広域搬送の対応機能
・ 救護班の派遣機能
・ 地域の医療機関への支援機能

○　情報連絡体制及び搬送体制

救護所から救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは町外の後方医療機関への広域搬送（二次搬送）について、救急車やヘリコプター等による搬送手段、輸送順位及び輸送経路を事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備を図る。

○　医薬品等の備蓄

町は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。

ウ　保健所、埼玉ＤＭＡＴ※等への要請手続の周知

町は、保健所や埼玉ＤＭＡＴ、医師会等の医療機関に、災害の発生により要請の必要性が生じた場合に備え、連絡先や要請手順等をあらかじめ確認し、職員への周知を図る。

※ＤＭＡＴ
ＤＭＡＴとは、災害現場に迅速に駆けつけ救命処置等を行う「災害派遣医療チーム」のことで、埼玉県内にある16箇所の災害拠点病院等に設置されている。

２ 防疫体制の整備

（１）取組方針

災害が発生した場合、汚水の溢水など衛生条件の悪化に伴い、感染症等がまん延するおそれがある。このため防疫に関する措置を実施し、必要な体制の整備をする。

（２）具体的な取組内容

ア　防疫活動組織

災害時の防疫体制について、秩父保健所、秩父郡市医師会及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておく。

イ　防疫用資機材の調達

町は、防疫及び保健衛生用資機材の調達に関し、関係する機関・事業所等に協力を要請する。

＜応急対策＞

１ 初動医療体制

１ 初動医療体制

（１）取組方針

大規模地震の発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関等は、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災機関との緊密な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・搬送用車両の手配・配車 ・医薬品等の調達、供給 ・医療救護班の編成
秩父郡市医師会、秩父郡市歯科医師会、秩父郡市薬剤師会	・医療救護活動の実施
消防機関	・救急救助の実施

（３）具体的な取組内容

ア　救急救助体制

（ア）救急救助における出動

○　出動における連携

救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。

○　出動における基本的考え方

救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先に出動する。

（イ）救急・救助における活動

○　救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施する。

○　延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。

○　延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。

○　同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。

（ウ）応援要請

次の事項は、「第２編　震災対策編－第１章－第４　応急対応力の強化－＜応急対策＞－５　消防活動」を準用する。

・消防相互応援協定による応援要請 ・知事による応援出動の指示 ・緊急かつ広域的な応援要請

イ　傷病者搬送

○　傷病者搬送の判定

医療救護班は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

○　傷病者搬送の要請

・医療救護班は、町、消防機関及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
・町は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターの要請を行う。

○　傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた町、消防機関及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

ウ　医療救護

（ア）初期医療体制

○　医療機関等の災害時の対応

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。

ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材、医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護班を派遣する。

（イ）救護活動

○　医療・助産救護活動

町は、必要に応じ避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護班を編成し、出動するとともに、災害の種類及び程度により秩父郡市医師会、皆野病院に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関に協力を要請する。

【医療救護班の業務内容】

・傷病者に対する応急処置
・トリアージの実施
・搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
・軽症者に対する医療
・カルテの作成
・医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
・助産救護
・死亡の確認
・遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

○　帳簿等の整備

この計画により出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出するものとする。

（ウ）精神科救急医療の確保

町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

＜復旧対策＞

１ 防疫活動

１ 防疫活動

（１）取組方針

災害発生時の感染症の蔓延防止のため、防疫体制を確立する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・消毒及び害虫駆除の実施

（３）具体的な取組内容

ア　防疫活動の実施

県は、次の活動を行う。

・動員計画に基づいて人員配置、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒の指示及び班の活動に必要な予算並びに経理等を行う。
・災害情報及び患者発生情報を収集し、集計及び分析する。
・発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。
・町及び保健所と連絡調整を行い、町の行う被災地区の家屋及び避難所等の消毒の指導を行う。
・感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。
・被災地区の医療機関の状況を把握し収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、町及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。

町は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

第７　帰宅困難者対策

【総務課・産業観光課・教育委員会事務局】

基本方針

大規模災害が発生し鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、県内で約67万人の帰宅困難者が発生すると想定される。これだけ膨大な数の帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界がある。特に、発災後一定時間は、行政機関は救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応が期待できなくなる。

このため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけではなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性がある。さらに鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

このため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心して留まれるための対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　帰宅困難者支援体制の整備

１　帰宅困難者支援体制の整備

（１）取組方針

社会の構成員がそれぞれの役割分担を踏まえ帰宅困難者対策を実施する体制を整備する。

町は、地域の安全確保や地域の事業者の調整など、地域に関する対策を担当する。

企業等の民間事業者や住民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努める。

（２）役割

機関名等	役割
町	■　地域での対策の検討、実施 ・一斉帰宅抑制の取組の推進 ・駅周辺帰宅困難者対策協議会の設置、運営 ・駅周辺の混乱の防止 ・町有施設における一時滞在施設の確保及び指定 ・町有以外の施設における一時滞在施設の確保　など

秩父鉄道（株）、企業等	■　自助を基本とした取組 ・従業員等に対する一斉帰宅抑制の取組の推進 ・訪問者、利用者等に対する安全の確保 ・訪問者、利用者等のための一時滞在施設の確保 ・地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ・路上等にいる帰宅困難者の受入努力　など
住民	■　自助を基本とした取組 ・外出時の発災に備えた準備 ・家族等との安否確認手段の確保 ・地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ・帰宅困難者に対する支援努力 ・帰宅困難者相互による扶助努力　など

（３）具体的な取組内容

ア　帰宅困難者対策の普及啓発

（ア）一斉帰宅の抑制

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」といった基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル１７１や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

（イ）企業等への要請

職場や学校などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体を通じて次の点を要請する。

・施設の安全化　・災害時のマニュアルの作成　・飲料水、食料の確保
・情報の入手手段の確保　・従業員等との安否確認手段の確保
・災害時の水、食料や情報の提供　・仮宿泊場所等の確保

イ　一時滞在施設の確保

町及び秩父鉄道（株）は、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。また、公衆無線ＬＡＮなど通信環境の整備に努めるものとする。

なお、備蓄を確保できない場合等も想定されることから、防災基地等からの備蓄物資の提供方法について、あらかじめ検討しておくこととする。町は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

ウ　企業等における対策

事業者は、発災時に自社従業員等の安全確保及び保護のため、帰宅行動を抑制する。

また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認方法や災害時のマニュアル作成、また食糧等の備蓄など体制整備に努める。

エ　学校における対策

学校は、発災時に児童生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となることから、保護者による児童生徒の引き取りや、児童生徒の下校が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、食糧、飲料水等の備蓄や災害時の「学校防災マニュアル」作成等の体制整備に努める。

オ　帰宅支援施設の充実

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を設定し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

カ　訓練の実施

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や駅等における誘導等の混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証をする。

＜応急対策＞

１　帰宅困難者への情報提供
２　一時滞在施設の開設・運営

１　帰宅困難者への情報提供

（１）取組方針

帰宅困難者に対して、適切な判断・行動を可能にするための交通情報・被害情報等の提供を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・帰宅困難者に対する情報の提供、広報の実施
秩父鉄道（株）	・鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
ＮＴＴ東日本、携帯電話事業者	・安否確認手段（災害用伝言ダイヤル（１７１）、災害用伝言板等（ｗｅｂ１７１）の提供
報道機関	・帰宅困難者に対する情報の提供

（３）具体的取組

ア　帰宅困難者への情報提供

町は、帰宅困難者に対して交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等への安否確認のための手段を確保するよう努める。

【帰宅困難者に伝える情報例】

・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

２　一時滞在施設の開設・運営

（１）取組方針

町及び秩父鉄道（株）等が連携し、主要駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・町有施設の一時滞在施設の開設、運営 ・町有施設以外の一時滞在施設の開設依頼 ・一時滞在施設の開設情報等の収集、提供 ・駅周辺から一時滞在施設への避難路の確保 ・路上で被災した等、行く場所がない帰宅困難者の一時滞在施設への誘導
一時滞在施設となる施設	・一時滞在施設の開設、運営 ・帰宅困難者への飲料水、食料の提供
秩父警察署	・駅周辺の混乱防止対策に係る支援
秩父鉄道（株）	・利用者へ必要な情報を提供 ・利用者の保護、待機場所の提供 ・一時滞在施設の開設、運営 ・帰宅困難者への飲料水、食料の提供 ・町や関係機関等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導又は案内

（３）具体的な取組内容

ア　主要駅周辺等における一時滞在施設の開設

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。なお、秩父鉄道（株）については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

一時滞在施設の開設・運営については、「第８　避難対策－＜応急対策＞－２　避難所の開設・運営」を準用する。

イ　一時滞在施設への誘導

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、秩父警察署の協力を得る。

ウ　一時滞在施設の運営

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

町は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、町から提供された情報などを受け入れた帰宅困難者に提供する。

運営に当たっては、共助の点から、施設内の帰宅困難者に運営スタッフとして、あるいはその補助者として参画してもらうことも有用である。

エ　一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後概ね３日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等が、一つの判断材料となる。

一時滞在施設の管理者は、閉鎖に当たっては町と調整をする。

管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

＜復旧対策＞

１ 帰宅支援

１ 帰宅支援

（１）取組方針

混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施する。

（２）具体的な取組内容

ア　帰宅活動への支援

実施機関	項 目	対 策 内 容
町	水、食料の配布及び休憩所提供等	避難所等において、水、食料の配布を行う。 町は、公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放する。また協定に基づく応援事業所に対して一時的避難場所の提供、軽食等の提供、トイレの使用等の協力を要請する。

イ　帰宅途上における一時滞在施設の確保

徒歩帰宅者に対して、休憩する場所が必要となることから、地域の避難所は、徒歩帰宅者のための一時滞在施設とする。

第８　避難対策

【総務課・町民生活課・福祉課・健康こども課・教育委員会事務局・警察・消防・各機関】

基本方針

災害発生時に避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　避難体制の整備

１　避難体制の整備

（１）取組方針

事前に避難計画を策定し、住民に周知することにより人的被害の防止に万全を期する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・避難計画の策定（避難指示等発令基準の整備） ・指定緊急避難場所（広域避難場所を含む）の選定、確保 ・指定避難所の選定、確保 ・避難路の選定、確保 ・指定避難所における生活環境の確保 ・指定緊急避難場所（広域避難場所を含む）、指定避難所、避難路及び避難にあたっての留意事項等の住民への周知

（３）具体的な取組内容

ア　避難計画の策定

（ア）避難計画の策定

町は、避難計画を作成するとともに、自主防災組織・自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

避難行動要支援者の避難支援について、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、福祉避難所の指定等を推進する。（避難行動要支援者を含む要配慮者対策については「第９　災害時の要配慮者対策（第２編－145ページ）」を準用する。）

【避難計画で定める主な内容】

○　高齢者等避難、避難指示の判断基準及び伝達方法
○　指定避難所・指定避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
○　指定避難所・指定避難場所への経路及び誘導方法
○　避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
○　避難所の管理・運営に関する事項

（イ）防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期するものとする。

・病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
・高齢者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
・駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
・工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、町、秩父警察署、秩父消防本部との連携等

（ウ）公立学校の避難計画

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、町地域防災計画に基づき、町、秩父消防本部、秩父警察署及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ　指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保

（ア）指定緊急避難場所の指定

町は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。）を事前に選定・確保する。

災害の想定等により、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

【指定緊急避難場所の指定基準】

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次のa～cの条件を満たすこと
地震を対象とする避難場所については、次のa～eの全ての条件を満たすこと
a)災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
b)他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
c)周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
d)耐震基準を満たしており、安全な構造であること
e)地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること

（イ）避難路の確保

町は、指定緊急避難場所への避難路について、次の基準で選定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

・避難路は、相互に交差しないものとする。
・避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
・避難路の選定にあたっては、住民の理解と協力を得る。
・避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

（ウ）指定避難所の指定

○　町は、あらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。）を指定する。

○　指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。なお、浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平時から住民に周知する。

・原則として、自治会又は学区を単位とすること。
・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
・建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ＡＬＣ板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
・余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
・発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
・物資等の運搬にあたる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
・環境衛生上、問題のないこと。

○　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

○　福祉避難所にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

（オ）指定避難所における生活環境の確保

○　指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。

○　指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努め、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

○　また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

○　指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策を推進する。

○　指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

【避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例】

・ＬＰガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
・停電対応型空調機器の設置
・ガスコージェネレーションの設置
・太陽光発電や蓄電池
・ソーラー付ＬＥＤ街灯

（カ）避難所運営計画の策定

町は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

・避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
・避難所単位での物資・資機材の備蓄
・避難所の管理・運営体制
・福祉避難所の設置
・災害対策本部との情報連絡体制
・避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
・被災者の自立支援

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

（キ）住民への周知

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民への周知を図る。

・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在
・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

（ク）避難所管理・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルを作成する。

＜応急対策＞

１　避難の実施
２　避難所の開設・運営
３　広域避難
４　広域一時滞在

１　避難の実施

（１）取組方針

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、大規模災害時には、他都道府県からの多数の被災者の受入れを想定し、一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

（２）役割

機関名等	役割
町長	・避難指示の実施 ・警戒区域の設定 ・避難誘導の実施
消防職員	・(町長の委任を受け）立退きの指示
水防管理者、警察官、自衛官（又はその命を受けた職員）	・避難指示の実施

（３）具体的な取組内容

ア　避難指示の実施

（ア）町長

町長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。（災対法第60条、水防法第29条）

この場合、町長は知事に必要な事項を伝達するものとする。

（イ）警察官

警察官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったときのほか、人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合においては、直ちに当該地域住民等に対して、立退きを指示するものとする。

この場合、警察官は、直ちにその旨を町長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告する。（災対法第61条、警察官職務執行法第４条）

（ウ）自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。（自衛隊法第94条）

この場合、自衛官は、町長を通じて知事に必要な事項を伝達するものとする。

（エ）知事又はその命を受けた職員

○　知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対して速やかに立退きの指示を行うものとする。（災対法第60条第１項）

○　知事又はその命を受けた職員は、洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。（水防法第29条）

○　知事又はその命を受けた職員は、地滑りにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。（地すべり等防止法第25条）

イ　避難指示の周知

避難指示を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、みなの安心・安全メール、町ホームページ、町公式ＬＩＮＥ、広報車、エリアメール等のあらゆる広報手段を通じて住民等に周知するものとする。その際、障がい者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

【避難指示の内容】

・要避難対象地域
・避難先及び避難経路
・避難理由
・避難時の留意事項
　（例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

ウ　警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

エ　避難誘導

（ア）避難誘導の方法

町長は、次の事項に留意して避難誘導を行うものとする。

○ 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
○ 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。
○ 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
○ 状況により、老幼病弱者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
○ 誘導中は、事故防止に努めること。
○ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、自治会等の単位で行うこと。
○ 避難順位は、おおむね次の順序で行うこと。
・ 病弱者、障がい者
・ 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
・ 一般住民

２ 避難所の開設・運営

（１）取組方針

町は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある者が救助を必要とする場合は、一時的に収容し保護するための避難所を開設する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・避難所の開設、運営 ・避難所外避難者対策の実施

（３）具体的な取組内容

ア　避難所の開設

○　避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

○　開設の方法

・町は、あらかじめ策定したマニュアルに基づき、指定避難所を開設する。
・指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、避難所として指定されていない公共施設や公会堂等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、町ホームページやみなの安心・安全メール等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。
・開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。
・避難所を開設したときは、町はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

○　開設の公示、誘導及び保護

町は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

○　県への報告

町長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。

・避難所の開設の目的、日時及び場所
・箇所数及び収容人員
・開設期間の見込み

イ　避難所の管理運営

町は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

○　避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。町内で避難所等の不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

○　通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

○　避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営にあたっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

そのほか、「第１　自助、共助による住民の防災力の向上－＜応急対策＞－４　ボランティアとの連携（49ページ）」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

○　避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

○　町は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県へ斡旋を依頼することとする。

なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。

○　要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置できるように努める。

男女のニーズの違いや男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等にあたっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、性的マイノリティの人から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

○　要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要な物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）】

高齢者	紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー/ナースコール、義歯洗浄剤
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）、液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、ベビーバス、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、抱っこ紐・おんぶ紐、ベビーカー等
肢体(上肢、下肢、体幹)不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者・内部障がい者	医薬品や使用装具膀胱又は直腸機能に障がい：オストメイトトイレ 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭 呼吸機能障がい：酸素ボンベ
聴覚障がい者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障がい者	白杖、点字器、ラジオ
知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
妊産婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

なお、「第９　災害時の要配慮者対策－＜応急対策＞－２　避難生活における要配慮者支援－イ　避難所における要配慮者への配慮（155ページ）」にも避難所における要配慮者対策を定めている。

○　生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

○　避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

保健師等による健康相談の実施体制、医療機関からの医師の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

○　避難所における感染症対策

感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」（埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、必要な措置を取るものとする。

○　避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことにかんがみ、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることとする。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとし、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

ウ　避難所外避難者対策

町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

３　広域避難

（１）取組方針

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町は、協力を求められた場合、広域避難のための指定避難所及び指定緊急避難場所を提供する。

また、町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

４ 広域一時滞在

（１）取組方針

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町は、他の市町村から協力を求められた場合、広域一時滞在のための避難所を提供するものとする。

なお、町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

避難所の運営に当たっては、「２　避難所の開設・運営－イ　避難所の管理運営（140ページ）」に準じる。

自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

第９　災害時の要配慮者対策

【総務課・福祉課・健康こども課・各機関】

基本方針

高齢者、障がい者、妊産婦など災害時に配慮を要する対象（要配慮者）毎に、避難行動等において必要な支援を行う体制を整備する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　避難行動要支援者の安全対策
２　要配慮者全般の安全対策
３　社会福祉施設入所者等の安全対策

１　避難行動要支援者の安全対策

（１）取組方針

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約６割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約２倍に上った。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。

町は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していくものとする。

（２）役割

機関名等	役割
町	・全体計画の策定 ・要配慮者の把握 ・避難行動要支援者の範囲の設定 ・避難行動要支援者名簿の作成 ・避難行動要支援者名簿の更新 ・避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 ・個別避難計画の作成

（３）具体的な取組内容

ア　全体計画の策定

町地域防災計画に定めた避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、町地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

イ　要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

ウ　避難行動要支援者の範囲の設定

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人の範囲について、要件を設定する。

【高齢者や障がい者等の避難能力の判断に係る着目点】

①　警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
②　避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
③　避難行動を取る上で必要な身体能力

【自ら避難することが困難な者についての例】

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する人
①　要介護認定３～５を受けている人
②　身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障がい者 （心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）
③　重度以上と判定された知的障がい者
④　精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の人
⑤　町の生活支援を受けている難病患者
⑥　上記以外で自治会が支援の必要を認めた人
※上記の例に加え、医療機器の装着等により避難させることが難しい児童がいる家庭等を追加することも考えられる。

なお、障がいの程度等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。

エ　避難行動要支援者名簿の作成

町は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、作成に際してデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

①　氏名
②　生年月日
③　性別
④　住所又は居所
⑤　電話番号その他の連絡先
⑥　避難支援等を必要とする理由
⑦　その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

【留意事項】

○　避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、自治会や自治体等の地縁組織、社協、民生委員・児童委員など、 地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
○　避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、又は定期的に精査することが重要である。
○　個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。

オ　避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

カ　避難行動要支援者名簿の活用

町は、地域防災計画の定めるところにより、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（秩父消防本部、秩父警察署、民生・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等）へ名簿情報を提供する。

発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、町は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平常時からの名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかける。

キ　避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、町は、避難支援者等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

ク　避難行動要支援者名簿情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

ケ　個別避難計画の作成

町（福祉担当）は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、保健・医療・福祉の専門職、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

コ　防災訓練の実施

町は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、秩父福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

２ 要配慮者全般の安全対策

（１）取組方針

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・緊急通報システムの整備 ・防災基盤の整備 ・福祉避難所の指定 ・福祉避難所における物資・資機材の整備 ・見守りネットワークの活用や相談体制の整備 ・外国人の安全確保

（３）具体的な取組内容

ア　要配慮者の安全確保

（ア）緊急通報システムの整備

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

（イ）防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、町、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、町は、その他の集客施設における取組を促進する。

（ウ）要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

（エ）地域との連携

○　役割分担の明確化

町は、避難所や医療機関、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時から連携体制を確立しておく。

○　社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

○　見守りネットワーク等の活用

町は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

（オ）相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

（カ）ヘルプカード（防災カード）

町は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

イ　外国人の安全確保

（ア）外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平時から外国人の人数や所在の把握に努める。

（イ）防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、町は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

（ウ）防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

（エ）防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

（オ）通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

３ 社会福祉施設入所者等の安全対策

（１）取組方針

社会福祉施設入所者は、地震や風水害発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難な人が多いため、いざという時に備えて施設環境を整備しておく。

（２）役割

機関名等	役割
町	・所管する社会福祉施設における防災計画の策定指導
社会福祉施設	・防災計画、マニュアルの作成

（３）具体的な取組内容

ア　社会福祉施設入所者等の安全確保

（ア）施設管理者

○　災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

○　緊急連絡体制の整備

・職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

・安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

○　避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

○　施設間の相互支援システムの確立

町は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

○　被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

○　食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

【備蓄物資（例示）】

・非常用食料（老人食等の特別食を含む。）（３日分以上）
・飲料水（３日分以上）
・常備薬（３日分以上）
・介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（３日分以上）
・照明器具
・熱源
・移送用具（担架・ストレッチャー等）

○　防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、秩父消防本部や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、町はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、町はこれを促進する。

○　地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、近隣の自治会やボランティア団体及び近くの高校等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

○　施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

（イ）町

○　情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

○　防災計画策定の指導

計画及びマニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

○　施設間の相互支援システムの確立

災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

○　社会福祉施設等の耐震性の確保

震災時における建築物の安全を図るため、施設管理者が必要に応じて耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

＜応急対策＞

１　避難行動要支援者等の避難支援
２　避難生活における要配慮者支援
３　社会福祉施設入所者等の安全確保
４　外国人の安全確保

１　避難行動要支援者等の避難支援

（１）取組方針

災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。

（２）役割

機関名等	役割
町	・避難のための情報伝達 ・避難行動要支援者の避難支援 ・避難行動要支援者の安否確認等 ・妊産婦や乳幼児、外国人等の避難支援・安全確保

（３）具体的な取組内容

ア　避難のための情報伝達

町は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難指示の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮すること。

イ　避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

○　避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

○　避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

○　町は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

○　避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

ウ　避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

○　安否確認及び救助活動

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

町は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

・住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。

・避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

エ　名簿に記載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

町は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

２ 避難生活における要配慮者支援

（１）取組方針

避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・要配慮者に配慮した生活支援物資の供給 ・避難所における要配慮者への配慮（区画の配慮、物資調達における配慮、巡回サービスの実施、福祉避難所の活用） ・避難所外も含めた在宅の要配慮者全般への支援（要配慮者への情報提供、相談窓口の開設、巡回サービスの実施、物資の提供、福祉避難所の活用） ・応急仮設住宅提供に係る配慮

（３）具体的な取組内容

ア　生活物資の供給

○　生活支援物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

イ　避難所における要配慮者への配慮

（ア）区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

（イ）物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

（ウ）巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

（エ）福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

併せて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

ウ　避難所外も含めた要配慮者全般への支援

（ア）情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

（イ）相談窓口の開設

町は、町役場等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、保健所等と連携を図りながら、総合的な相談に応じる。

（ウ）巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

（エ）物資の提供

町は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

（オ）福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

エ　応急仮設住宅提供に係る配慮

町は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

３ 社会福祉施設入所者等の安全確保

（１）取組方針

災害発生時に避難行動要支援者を安全に避難させる。

（２）役割

機関名等	役割
町、社会福祉施設等	・社会福祉施設等入所者の安全確保

（３）具体的な取組内容

ア　社会福祉施設等入所者の安全確保

（ア）施設管理者

施設職員の確保	緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入先への移送の実施	避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び町に協力を要請する。

（イ）町

避難誘導及び受入先への移送の実施	施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
巡回サービスの実施	自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

４ 外国人の安全確保

（１）取組方針

災害発生時に外国人を安全に避難させ、理解しやすい情報発信や相談窓口の設置を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・外国人の安全確保

（３）具体的な取組内容

ア　安否確認の把握及び避難誘導の実施

（ア）安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

（イ）避難誘導の実施

町は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

イ　情報提供及び相談窓口の開設

（ア）情報提供

町は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

（イ）相談窓口の開設

町は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第 10　物資供給・輸送対策

【総務課・町民生活課・建設課・教育委員会事務局】

基本方針

災害発生時に、町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するとともに、住民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。

また、応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保する。

さらに物資調達や輸送体制を強化するため、物資の調達や輸送の発注方法の標準化や物資拠点における電源・通信設備の整備を進める。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　飲料水・生活用水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備
２　緊急輸送体制の整備

１　飲料水・生活用水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備

（１）取組方針

町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、また、災害発生直後の住民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の備蓄並びに調達等の供給体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 ・検水体制の整備 ・食料の供給体制の整備（備蓄、調達、給与） ・生活必需品の供給体制の整備（備蓄、調達、給与） ・防災用資機材の供給体制の整備（備蓄、調達） ・医薬品等の供給体制の整備（備蓄、調達）
秩父広域市町村圏組合水道局	・応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 ・検水体制の整備

（３）具体的な取組内容

ア　飲料水の供給体制の整備

（ア）応急給水の実施

町及び秩父広域市町村圏組合水道局は飲料水の供給体制を整備する。

応急給水活動は、復旧までの期間において段階的に給水量を増加させるものとし、人工透析対応病院をはじめとする医療施設、福祉施設等に対し優先的に給水を行うほか、町の地域防災計画に定める避難所等への給水を行う。

【飲料水の供給基準】

１　対象

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者

２　供給量

災害発生時から３日目までは、１人１日約３Ｌ、４日目以後は約20Ｌを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

○　目標水量

地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による最大断水人口を約1,204人分と想定し、１日１人当たりの目標水量を次のとおりとする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から３日	３L/人・日	生命維持に最小限必要な水量	タンク車、県送水管路付近の応急給水栓
災害発生から 10 日	20L/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から 21 日	100L/人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から 28 日	250L/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓

（イ）応急給水資機材の備蓄、調達体制の整備

町は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達体制を整備する。

【品目】

・給水タンク
・ウォーターバルーン
・ポリ袋
・その他

【備蓄場所】

・町庁舎
・各防災倉庫

（ウ）給水拠点の整備

町及び秩父広域市町村圏組合水道局は、浄水場を給水拠点として設定する。ただし、断水対象地区については、順次、避難所に臨時給水所を設置し、運搬給水により拠点給水を行う。

（エ）検水体制の整備

町は、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

秩父広域市町村圏組合水道局は、給水区域内の水源について、水質検査が行える検水体制を整備しておく。

（オ）災害用井戸の整備

町は応急給水に万全を期すため、水確保手段の一つとして、災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備を地域の実情に応じて検討する。

イ　生活用水の確保手段の整備

町は、トイレ洗浄、清掃、風呂、シャワー、洗濯水などの用途に欠かせない生活用水について、タンク、貯水槽及び災害用井戸の整備など、確保手段の多様化に努める。

災害用井戸の整備にあたっては、個人や事業者が管理する井戸の活用を検討する。

ウ　食料の供給体制の整備

（ア）備蓄、調達計画の策定

食料の備蓄、調達は、原則として町が行い、県はそれを補完する。

町は、食料の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

○　備蓄数量

備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、避難者用を県と町でそれぞれ1.5日分（合計３日分）以上、県又は町の災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を３日分以上とする。

○　備蓄品目

備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。

【例】

・主　食（アルファ米、レトルトがゆ、缶入パン）
・乳児食（粉ミルク、離乳食）
・その他（ペットボトル水、缶詰、レトルト食品、カップ麺）

（イ）備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき食料を購入、更新、処分等する。

（ウ）調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、食料の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、食料の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

（エ）食料の供給

災害時の被災者等に対する食料の供給は、災害救助法の基準に従い町が実施する。

また、町は、炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておく。

エ　生活必需品の供給体制の整備

（ア）備蓄、調達計画の策定

生活必需品の備蓄、調達は、原則として町が行い、県はそれを補完する。

町は、生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

○　備蓄数量

備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、避難者用を町と県でそれぞれ1.5日分（合計３日分）以上とする。

○　備蓄品目

備蓄品目は、住民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

【例】

・毛布、タオル　・下着、靴下　・簡易食器　・懐中電灯　・ラップフィルム
・おむつ（子供用、大人用）　・生理用品　・石鹸　・ウェットティッシュ
・使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
・更衣室用ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド
・マスク、防塵マスク、消毒液

（イ）備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき生活必需品を購入、更新、処分等する。

（ウ）調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、生活必需品の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、生活必需品の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

オ　防災用資機材の備蓄

（ア）備蓄、調達計画の策定

防災用資機材の備蓄、調達は、原則として町が行い、県はそれを補完する。町は、防災用資機材の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

○　備蓄数量

備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、町の必要数とする。

○　備蓄品目

備蓄品目は、防災用や災害従事者用の資機材とする。

【例】

・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり）
・移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー）
・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
・ろ水機　・発動発電機　・投光機　・炊飯器　・テント　・ブルーシート
・土のう袋　・避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）
・携帯電話用充電器

○　備蓄場所

町は自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備する。

（イ）備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき防災用資機材を購入、更新、処分等する。

（ウ）調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、防災用資機材の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

カ　医薬品等の供給体制の整備

（ア）備蓄の実施

○　備蓄目標及び品目

町は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。

キ　物資調達・輸送に関する体制の整備

町は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

ク　迅速な物資供給

県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。

そのため、町は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

ケ　物資調達・輸送に関する訓練の実施

町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

２ 緊急輸送体制の整備

（１）取組方針

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、輸送手段の的確な確保など人員や物資を円滑に輸送するための体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・輸送施設・拠点の確保 ・輸送手段の確保 ・緊急輸送ネットワークの形成
輸送事業者	・災害発生時の加盟各社の車両台数及び対応能力等の把握

（３）具体的な取組内容

ア　輸送施設・拠点の確保等

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、体育館等）の輸送拠点について把握・点検する。また、町は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

イ　輸送手段の確保

町は、本計画に基づき物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にしておく。

＜応急対策＞

１　飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給
２　緊急輸送

１　飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給

（１）取組方針

震災時に住民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の調達及び迅速な供給を実施する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・上水道及び管理する簡易水道の被害状況の調査及び復旧工事の実施 ・飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、輸送、給与 ・炊き出しの実施
秩父広域市町村圏組合水道局	・給水計画の樹立 ・給水に必要な資機材の確保 ・給水の実施
自衛隊	・給水トレーラー等による給水の実施 ・救援物資の輸送支援
輸送事業者	・救援物資管理システムの運用 ・物資拠点や避難所等における救援物資の搬出入、輸送

（３）具体的な取組内容

ア　飲料水の供給

（ア）給水の実施

○　給水の方針

町及び秩父広域市町村圏組合水道局は、所管地域における給水計画を樹立し、飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×１日約３Ｌ）の水を確保できないときは、隣接市町村又は県に速やかに応援を要請する。

○　給水方法

町及び秩父広域市町村圏組合水道局は、給水にあたっては、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等による浄水を供給し、浄水が得られない場合には、ろ水器機等を活用する。

○　応急給水資機材の調達

町及び秩父広域市町村圏組合水道局は、必要な資機材を確保する。

（イ）給水施設の応急復旧

○　被害箇所の調査と復旧

町は上水道及び管理する小規模水道の被害状況の調査を１週間以内に完了するよう実施するものとする。

○　資材の調達

町は必要に応じて、復旧資材の調達について、県に供給の斡旋等を要請する。

○　技術者の斡旋

町は必要に応じて、復旧工事の実施について技術者が必要となった場合には、県に派遣の斡旋等を要請する。

イ　物資拠点の開設、運営

町は、地域内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

ウ　物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給

（ア）物資の調達、供給

町は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、状況にあった物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。さらに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

（イ）米穀の供給要請

町は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請することができる。

町は、交通、通信の途絶や被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年５月29日付総合食料局長通知）」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

（ウ）炊き出しの実施

町は、被災状況等に応じ避難所等の適当な場所で、炊き出しによる食料の給与を実施する。炊き出しが不足する場合は、県に炊き出しの協力を要請することができる。

２ 緊急輸送

（１）取組方針

大規模災害発生時には、救助・医療活動の従事者及び食料、生活必需品、医薬品等の物資の輸送をはじめとした緊急輸送を実施する。

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

１ 住民の安全を確保するために必要な輸送
２ 被害の拡大を防止するため必要な輸送
３ 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

（２）役割

機関名等	役割
町	県への要請

（３）具体的な取組内容

ア　陸上輸送

（ア）輸送手段の確保

○　輸送車両等の調達

実施機関	活動内容
町	地震発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、斡旋、又は人員及び物資の輸送を要請する。

第 11　相互応援

【町】

基本方針

災害時において、町職員だけでは対応ができないときは、災対法やあらかじめ締結した相互応援協力に関する協定等に基づき、各地方公共団体及び関係機関に対して防災活動の応援要請を行うための基本的事項について定める。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　相互応援の体制整備等

１　相互応援の体制整備等

（１）具体的な取組内容

ア　市町村間の相互応援体制の整備

○　全体計画

町長は、町の地域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村との間で、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。

町は、災害時の応援要請手続の円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平常時から、協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

○　現況及び短期計画

町は、「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県内市町村との相互応援を推進するとともに、遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努める。

イ　専門的技術職員による相互応援体制の整備

町は、他の公共団体における専門技術及び知識を有する職員を受け入れるために、県と連携し、体制を確立する。

○　応援活動の種類と機関

・災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
・保健医療の広域応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
・被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定、心のケア等）
・災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）

○　受入体制の整備

・情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制を整備する。
・他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報を共有する。
・他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

ウ　応援受入体制の整備

町は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

【想定される応援（例示）】

・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
・国によるプッシュ型の物的支援
・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等
・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班 等
・公共的団体による応援
・ボランティア

○　町が行う対策

・町は受援計画の策定に努める。
・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
・新型コロナウイルスを含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
・消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
・防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
・情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

＜応急対策＞

１ 応援要請
２ 応援の受入れ
３ 自衛隊災害派遣

１ 応援要請

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

（１）具体的な取組内容

ア　町の応援要請等

○　市町村間の相互応援

町長は、町の地域に係る災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、他市町村に対して応援を求めることができる。（災対法第67条）

その判断はおおむね次のような事態に際し行う。

・被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、町のみでは十分に行えないと判断されるとき。
・町のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
・夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であっても、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、町は、あらかじめ姉妹都市など県外の市町村と、応援協定等を締結するよう努めるものとする。

また、町は、町消防の相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする。（消防組織法第39条）

○　県及び指定地方行政機関等への応援要請

町は、県又は指定地方行政機関、指定公共機関等に応援又は応援の斡旋を求める場合は、県（統括部）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要 請 の 内 容	事　　項	備　　考
県への応援要請又は 応急措置の実施の要請	①　災害の状況 ②　応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④　応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥　その他必要な事項	災対法第 68 条
自衛隊災害派遣要請の斡旋を求める場合	①　災害の状況及び派遣を要請する事由 ②　派遣を希望する期間 ③　派遣を希望する区域及び活動内容 ④　その他参考となるべき事項	自衛隊法第 83 条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	①　派遣又は派遣の斡旋を求める理由 ②　派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③　派遣を必要とする期間 ④　派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤　その他参考となるべき事項	災対法第 29 条 災対法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17
ＮＨＫさいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の斡旋を求める場合	①　放送要請の理由 ②　放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第 57 条
消防庁長官への緊急消防援助隊の要請	①　災害の状況（負傷者、要救助者の状況） ②　応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第 44 条

○　埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

町が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

【派遣対象業務】

<table>
<tr><th></th><th>期 間</th><th colspan="2">業務・職種</th></tr>
<tr><td>対 象</td><td>短 期</td><td colspan="2">災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象外</td><td>短 期</td><td>国や関係団体によるルールのある職種</td><td>DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等</td></tr>
<tr><td>中長期</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

※派遣期間は原則８日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

ア　応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の２つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

＜内容＞

・ 被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により、災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。

・ 被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第１段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第１段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第２段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

・ 応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

＜内容＞

・ 総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

＜要請方法＞

・ 被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

２　応援の受入れ

（１）取組方針

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・国からの応援受入れ ・地方公共団体からの応援受入れ ・ボランティアの応援受入れ ・公共的機関からの応援受入れ

（３）具体的な取組内容

ア　国、地方公共団体等からの応援受入れ

○　県の対応（市町村の支援）

県は町の受援ニーズ把握のために職員を派遣するなど、町が円滑に応援を受けられるよう支援する。

町に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて町から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

○　町の対応

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、町では、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

イ　ボランティアの応援受入れ

「第１　自助、共助による住民の防災力の向上－＜応急対策＞－４ ボランティアとの連携」を準用する。

３ 自衛隊災害派遣

（１）取組方針

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。自衛隊は派遣要請に基づき、部隊の派遣等、適切な措置を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・災害派遣部隊の受入体制の確保
自衛隊	・災害派遣活動の実施
警察、消防	・災害派遣部隊の受入体制の確保

（３）具体的な取組内容

ア　災害派遣活動

○　災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の３つの要件を勘案して行う。

１　緊急性の原則	：	差し迫った必要性があること。
２　公共性の原則	：	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
３　非代替性の原則	：	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

・被害状況の把握	・避難者の誘導、輸送
・避難者の捜索、救助	・水防活動
・消防活動	・道路又は水路等交通上の障害物の除去
・診察、防疫、病虫害防除等の支援	・通信支援
・人員及び物資の緊急輸送	・炊事及び給水支援
・救援物資の無償貸付又は贈与	・交通規制の支援
・危険物の保安及び除去	・予防派遣
・その他	

○　災害派遣実施の判断

・自衛隊は、県からの事前の情報又は自ら収集した情報に基づき、調査部隊を派遣することができる。

・自衛隊は、庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

・自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の要請の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

・要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合において自ら情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合で直ちに救援の措置をとる必要がある場合の部隊等の派遣、救援活動が人命救助に関するものと認められる場合の部隊等の派遣、及び地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときには、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。なお、この場合においても、県と連絡をとるよう努めるものとする。

・自主派遣後、知事等から派遣要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

イ　災害派遣の要請

○　連絡系統

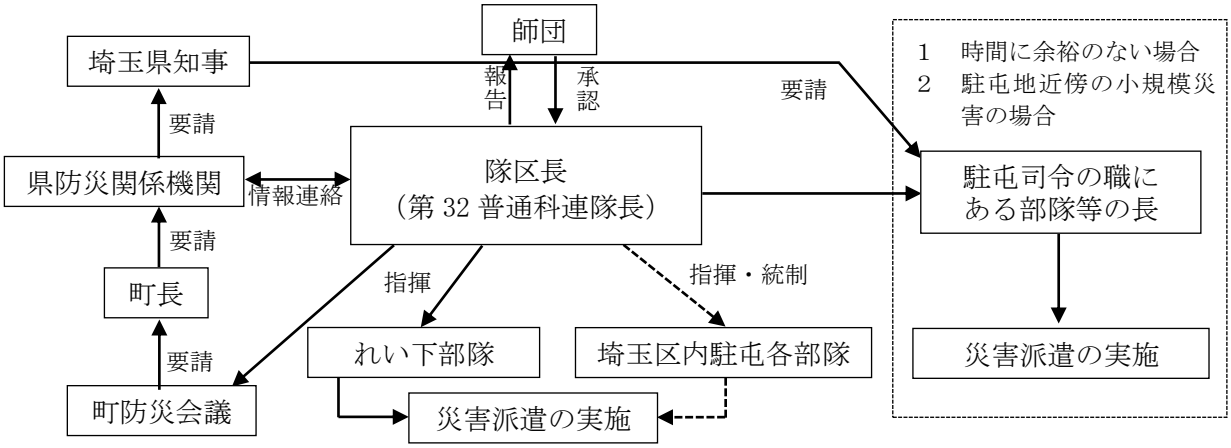

○　町から県に対する災害派遣要請の依頼

・知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、町長が行う。

・町長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。但し、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接次の部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

部隊名（駐屯地）	連絡責任者	電話番号
陸上自衛隊 第32普通科連隊 （大宮）	［時間内］　第３科長	０４８－６６３－４２４１
	［時間外］　部隊当直司令	

【記載事項】

・災害の状況及び派遣を要請する事由
・派遣を希望する期間
・派遣を希望する区域及び活動内容
・その他、参考となるべき事項

ウ　災害派遣部隊の受入体制の確保

○　緊密な連絡協力

県、町、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

○　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

○　作業計画及び資材等の準備

町は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

・作業箇所及び作業内容
・作業の優先順位
・作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
・部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

○　自衛隊との連絡窓口一本化

町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

○　派遣部隊の受入れ

町は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備する。

・本部事務室
・宿舎
・材料置き場（野外の適当な広さ）
・駐車場（車一台の基準３ｍ×８ｍ）
・ヘリポート（２方向に障害物がない広場）

エ　経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

・派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
・派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
・その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

第 12　遺体の埋・火葬対策

【総務課・医療機関】

基本方針

災害発生時には、埋・火葬資材が不足する場合や、火葬場の能力を超える場合が考えられるため、事前に関係業者又は他の自治体と連携した対策を進める。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　埋・火葬のための資材、火葬場の確保

１　埋・火葬のための資材、火葬場の確保

（１）役割

機関名等	役割
町	・遺体収容所の選定 ・埋・火葬資材の確保

（２）具体的な取組内容

ア　遺体収容所の選定

町は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

イ　埋・火葬のための資材、火葬場の確保

町は、震災時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

＜応急対策＞

１ 遺体の取扱い

１ 遺体の取扱い

（１）取組方針

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。これらの捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

（２）役割

機関名等	役割
医療機関	・検案の実施 ・遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理 ・身元確認業務に対する法歯学上の協力
町	・行方不明者の捜索 ・行方不明者相談窓口の設置 ・遺体収容所の設置 ・遺体の輸送 ・遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理 ・遺体及び遺留品の管理 ・遺体の一時保管

（３）具体的な取組内容

ア　遺体の捜索・処理

（ア）捜索活動

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、町が、県・秩父警察署・関係機関及び住民等の協力のもとに実施する。

（イ）行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、町が相談窓口を設置し、秩父警察署と連携を図りながら実施する。

（ウ）遺体の処理

① 遺体収容所（安置所）の開設	町は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数を指定しておくものとする。 前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。
② 遺体の輸送	町は県に報告の上、遺体を、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
③ 死体調査等	警察官は、検視又は死体調査を行う。 救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。
④ 検案	救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
⑤ 遺体の収容	町は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
⑥ 一時保管	町は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

＜復旧対策＞

１ 遺体の埋・火葬

１ 遺体の埋・火葬

（１）取組方針

適切に埋葬、火葬を実施することにより、速やかな復旧・復興につなげる。

（２）役割

機関名等	役割
町	・身元不明遺体等の埋・火葬 ・遺体の埋・火葬 ・埋・火葬の調整及び斡旋

（３）具体的な取組内容

ア　埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により町が実施する。

①　埋・火葬の場所	埋葬は原則として町内で実施する。 火葬は原則として秩父広域市町村圏組合秩父斎場で実施する。
②　他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、町は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、町は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③　罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂着してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④　葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

※埋・火葬に伴う留意点
① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

イ　遺体の埋・火葬の実施

○　遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

○　焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡すものとする。

ウ　埋・火葬の調整及び斡旋

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

第 13　住民生活の早期再建

【総務課・町民生活課・税務課・産業観光課・建設課・教育委員会事務局】

基本方針

震災後の住民の生活再建を迅速に実施するため、生活環境の早期復旧を図る。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　罹災証明書の発行体制の整備
２　応急住宅対策
３　動物愛護
４　文教対策
５　がれき処理等廃棄物対策
６　被災中小企業支援

１　罹災証明書の発行体制の整備

（１）取組方針

被災者支援を迅速に行えるよう罹災証明書の発行体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・住家被害調査、罹災証明書交付に係る実施体制の整備

（３）具体的な取組内容

○　町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

○　町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

○　町は住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。

２　応急住宅対策

（１）取組方針

災害時の建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定の実施体制整備 ・余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための広報活動の実施 ・被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談等の運用体制の確立 ・建設型応急住宅用地の選定、確保 ・建設型応急住宅の適地調査の実施 ・応急仮設住宅の入居・管理体制の整備

（３）具体的な取組内容

ア　応急措置等の指導、相談

○　町は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

イ　応急仮設住宅の事前計画

（ア）事前の用地選定の考え方

町は応急仮設住宅適地の基準に従い、県公有地、町公有地及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

なお、現在、「皆野町民運動公園」を応急仮設住宅建設用地として指定している。

【建設用地の選定基準】

・飲料水が得やすい場所
・保健衛生上適当な場所
・交通の便を考慮した場所
・住居地域と隔離していない場所
・土砂災害の危険箇所等（令和６年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）等に配慮した場所
・工事車両のアクセスしやすい場所
・既存生活利便施設が近い場所
・造成工事の必要性が低い場所

（イ）適地調査

町は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年１回、県に対して報告する。

（ウ）設置事前計画

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成するよう努める。

【応急仮設住宅設置計画の内容】

・応急仮設住宅の着工時期
・応急仮設住宅の入居基準
・応急仮設住宅の管理基準
・要配慮者に対する配慮

３ 動物愛護

（１）取組方針

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町、獣医師会、動物関係団体	・動物の災害対策に関する普及啓発（所有者明示や災害時に備えたしつけ）

（３）具体的な取組内容

ア　動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

（ア）所有者明示に関する普及啓発

町は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携を図り、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

（イ）災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、町は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携を図り、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行う。

４ 文教対策

（１）取組方針

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・応急教育に関する計画の策定、事前対策の推進
校長等	・災害時の応急教育計画の樹立及び周知

（３）具体的な取組内容

ア　学校の災害対策

（ア）町

○　所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

○　教材用品の調達及び配給の方法については町教育委員会事務局並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

○　私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

（イ）校長等

○　学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。

○　校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

・町の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
・児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
・教育委員会事務局、秩父警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
・勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
・学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

５ がれき処理等廃棄物対策

（１）取組方針

衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。

また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・災害廃棄物の処理体制の整備及び実施 ・生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備及び実施

（３）具体的な取組内容

ア　災害廃棄物の仮置場候補地の選定

○　町は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。

○　仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

○　仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

イ　災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

○　仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

○　仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

○　応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

ウ　生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

○　避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

○　生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

エ　広域連携による廃棄物処理

町は、大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、ＮＰＯ法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、ＮＰＯ等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

６ 被災中小企業支援

（１）取組方針

被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

（３）具体的な取組内容

ア　中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

○　町は、あらかじめ町商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

＜応急対策＞

１　災害救助法の適用
２　被災者台帳の作成・罹災証明書の発行
３　がれき処理等廃棄物対策
４　動物愛護
５　応急住宅対策
６　文教対策

１　災害救助法の適用

（１）取組方針

町内に災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

（２）役割

機関名等	役割
町	・災害救助法の適用の県への申請 ・応急救助の実施

（３）具体的な取組内容

ア　災害救助法の適用手続

町は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

県災害対策課
電話　０４８（８３０）８１５０
ＦＡＸ　０４８（８３０）８１５９

イ　災害救助法の適用

（ア）災害救助法の適用基準

○　町の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき（基準１号）

町の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人以上 15,000人未満	40

○　被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、町の住家のうち滅失した世帯の数が基準１号の２分の１に達したとき。（基準２号）

○　被害が広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数であるとき。（基準３号）

○　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（基準３号）

○　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。（基準４号）

○　災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の町の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。（救助法第２条第２項）

（イ）被災世帯の算定

救助法の適用にあたっては、被害の把握及び認定を次の基準で行う。

項　　目	認　定　の　基　準
住家が滅失した世帯数の算定方法	住家が焼失した全世帯数 ＝（全壊、全焼もしくは流出した世帯数） ＋1/2(住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数) ＋1/3(住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数)
住家の滅失等の認定基準	①　住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。 ②　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損傷または焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。 ③　住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの (①)及び(②)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
住家及び世帯の単位	住家：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ１住家として取り扱う。 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。

ウ　応急救助の実施方法

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。

知事は救助事務の内容、期間等を町長に通知し、通知を受けた町長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。

期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

【応急救助の種類と実施者】

救 助 の 種 類	実　施　期　間	実 施 者 区 分
避難所の設置	７日以内	町
炊出しその他による食品の給与	７日以内	町
飲料水の供給	７日以内	町
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	町
医療及び助産	14 日以内（ただし、助産分娩した日から７日以内）	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部（ただし、委任したときは、町）
学用品の給与	教科書１ヶ月以内 文房具 15 日以内	町
被災者の救出	３日以内	町
埋葬	10 日以内	町
生業資金の貸与	現在運用されていない	
応急仮設住宅の供与	（建設型応急住宅）20 日以内に着工 （賃貸型応急住宅）速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも２年以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは、町）
被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	10 日以内	町
被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	３ヶ月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６ヶ月以内）に完了	町
死体の捜索	10 日以内	町
死体の処理	10 日以内	町
障害物の除去	10 日以内	町

２ 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

（１）取組方針

町は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・被災者台帳の作成 ・罹災証明書の発行

（３）具体的な取組内容

ア　被災者台帳の作成

【被災者台帳の記載（記録）内容】

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- 擁護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- その他（内閣府令で定める事項）

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ　台帳情報の利用及び提供

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

ウ　罹災証明書の発行

町は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

エ　被災者支援業務の標準化

町は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

３ がれき処理等廃棄物対策

（１）取組方針

被災地におけるがれき、解体ごみ、し尿、生活ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境の保全と被災地の早期復興を図る。

被害が激甚である場合、個人の家屋等の解体・撤去は、町の国庫事業として実施する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・一般廃棄物処理施設等の被害状況の緊急点検及び応急復旧の実施 ・仮設トイレの便槽を含むし尿のくみ取りの実施、仮設トイレの設置 ・避難所ごみを含む生活ごみの収集体制の整備 ・がれき等解体ごみ、片づけごみ等の処理の実施 ・がれき等解体ごみ、片づけごみ等の処理・処分における破砕、分別の徹底 ・解体業者、廃棄物処理業者等と連携した損壊家屋の解体 ・石綿飛散防止対策の実施(大気汚染防止法政令市・事務移譲市に限る。) ・環境汚染が懸念される廃棄物の処理

（３）具体的な取組内容

ア　処理体制の確保

○　町は災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行うものとする。

○　災害廃棄物処理にあたっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整する。

イ　がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理

○　町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、町の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

○　応急対応時においても、町は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。

ウ　し尿処理

○　町は被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うものとする。また、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行うものとする。

○　町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

【し尿処理施設】

処理機関	所　　在　　地	電話番号
皆野・長瀞下水道組合 秩北衛生センター渓流園	皆野町大字大渕 201	0494－62－0650

【下水道処理施設】

処理機関	所　　在　　地	電話番号
皆野・長瀞下水道組合 長瀞浄化センター	長瀞町中野上 234－１	0494－66－0747

エ　生活ごみの処理

町は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、生活ごみの早期の処理に努めるものとする。

【ごみ処理施設】

施　設　名	所　　在　　地	電話番号	管　　理　　者	備　考
秩父クリーンセンター	秩父市栃谷 1477	0494－24－8050	秩父広域市町村圏組合	可燃ごみ
秩父環境衛生センター	秩父市山田 1100	0494－23－8921	秩父広域市町村圏組合	不燃ごみ

オ　損壊家屋の解体

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

カ　環境汚染が懸念される廃棄物の処理

町は、石綿等の有害物質を含む廃棄物や有害物資取扱い事業所から排出される廃棄物について、適正な処理に努めるものとする。

４ 動物愛護

（１）取組方針

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・所有者不明の動物、負傷動物等の保護 ・避難所における動物の適正飼養の指導の実施

（３）具体的な取組内容

ア　被災地域における動物の保護

町、県、獣医師会、動物関係団体等は協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。

イ　避難所における動物の適正な飼養

町は、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。

また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負う。

町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ウ　情報の交換

町は、県、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。

- 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望

５ 応急住宅対策

（１）取組方針

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保することが必要である。このため、公的住宅の利用、応急仮設住宅の用地確保や設置計画の策定など迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 ・被災住宅の応急修理の実施 ・応急仮設住宅の入居選定・維持管理 ・住宅関係障害物除去の実施
関東森林管理局	・町からの要請に基づく国有林材の供給

（３）具体的な取組内容

ア　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定への協力

町は、地震により被災した建築物が余震等により倒壊等をすることで生ずる二次災害を防止するため、県の支援を得て被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（被災した宅地の危険度判定）を行う。

イ　被災住宅の応急修理

町は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

（ア）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

町は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある部分について緊急の修理を行う。

○　修理の判断

現場確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて判断を行う。

○　修理の範囲

屋根、外壁、窓ガラス等で、雨水の侵入等による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分。

○　修理の期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

（イ）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

○　修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

○　修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修理が必要な部分。

○　修理の期間

災害発生の日から３か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６か月以内）に完了する。

ウ　応急住宅の供給

（ア）応急仮設住宅の入居者選定

町は、被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。

・住居が全壊又は流出した者
・居住する住宅がない者
・自らの資力では住宅を確保することができない者

※　選定にあたっては、救護班、管理班、（班確認）民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。
※　応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。
※　応急仮設住宅の供与対象となる世帯は「生計を一にしている実際の世帯単位」と規定されており、要件が確認できれば同性パートナーであっても支援の対象となる。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。
また、町は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

○　入居期間

入居期間は原則として２年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として６か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

○　要配慮者への配慮

町は、入居に際して要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。
また、入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

エ　住宅関係障害物除去

（ア）除去作業の実施

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

○　対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

○　除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

６　文教対策

（１）取組方針

震災時において、幼児、児童、生徒等の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じる。

（２）役割

機関名等	役割
町	・所管する学校の指導及び支援の実施 ・学用品の調達、配分 ・文化財の応急措置の実施
校長	・緊急避難の指示 ・災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況の把握及び教育委員会事務局への報告 ・臨時休業等の措置 ・避難所の開設等災害対策への協力 ・応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急指導の実施 ・児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合の適切な対応 ・保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防 ・教職員を掌握、校舎内外の整備、教科書及び教材の供与への協力 ・早期の授業再開に向けた対応

（３）具体的な取組内容

ア　応急教育

（ア）発災時の対応

町	所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。
校長	①　状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。 ②　災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会事務局に報告しなければならない。 ③　状況に応じ、町教育委員会事務局と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。 ④　避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。 ⑤　準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。 ⑥　応急教育計画については、町教育委員会事務局に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童、生徒等に周知徹底を図る。

	⑦　児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。 ⑧　学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

（イ）　応急教育の準備

町	所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。
校長	①　教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、町教育委員会事務局と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。 ②　町教育委員会事務局は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。 ③　前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。 ④　応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。 教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。 ⑤　避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記（④）に準じた指導を行うように努める。 ⑥　避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、町教育委員会事務局に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。 ⑦　校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会事務局と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

（ウ）応急教育の方法等

○　文教施設・設備の応急復旧対策

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、その具体化を図る。

○　応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

○　応急教育の方法

・当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。

・被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので授業のできなかった時間について補習授業等を行いその万全を期する。

○　給食等の措置

・学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理を行い給食実施に努める。

・保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。

・学校が地域住民の避難所として使用される場合は当該学校給食施設・設備は、罹災者用炊出しの用にも供されることが予想されるので学校給食及び炊出しの調整に留意するものとする。

・衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

○　教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。

イ　教材・学用品等の調達及び配給の方法

罹災児童・生徒に対する学用品の給与は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行う。

○　給与の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は、き損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

○　給与の実施

・学用品の調達、配分等は、町が行うものとする。ただし町において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、町に供給するものとする。

・教科書については、県が町教育委員会事務局からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。

ウ　文化財の応急措置

○　文化財が被災した場合には、町教育委員会事務局は、県に被害状況を報告し、以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

・被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。
・被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
・被害の大小に関わらず、防護棚などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

○　美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

○　文化財が崩壊した、あるいは崩壊するおそれがある場合、被害の程度によっては、復旧が可能であり、地元と連絡を取り合って保存の処置を進める。

＜復旧対策＞

１　生活再建等の支援

１　生活再建等の支援

（１）取組方針

大規模災害時には、多くの人々が罹災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、関係者が連携し、被災者の生活再建等のきめ細かな支援を行い、住民生活の安定を図る。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付 ・義援金・支援物資等の受付 ・日赤寄託義援金等の受付 ・義援金品の一時保管及び配分
日本郵便（株）	・郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策の実施
住宅金融支援機構	・災害復旧住宅資金の融資
日赤埼玉県支部	・日赤寄託義援金等の受付

（３）具体的な取組内容

ア　被災者の生活確保

（ア）町税の徴収猶予及び減免の措置

町は、災害により被災者の納付すべき町税について、皆野町税条例（昭和30年条例第21号）の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、町税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

（イ）震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

郵便関係	①　被災者に対する郵便葉書などの無償交付 災害救助法が発動された場合、被災１世帯当たり、通常郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 ②　被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。 なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 ③　被災地あて救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする。 ゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受場所は全ての郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。 ④　利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

イ　被災者への融資等

（ア）被災者個人への融資

○　生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」の貸付を、相談支援とともに行う。

【住宅の補修等に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること。
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250 万円以内
貸付条件	償還期間：６か月以内の据置期間経過後、７年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

【災害を受けたことにより臨時に必要となる経費】

貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること。
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150 万円以内
貸付条件	償還期間：６か月以内の据置期間経過後、７年以内 利率：1.5％（連帯保証人がいる場合は無利子）

○　災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

【建設資金融資】

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、１戸あたりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金（基本融資額）　1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額）　450万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額）　970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額）　390 万円以下
利率	基本融資額年1.20％ 特例加算額年 2.10％
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え３年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（１歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

【補修資金融資】

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者。 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資額年1.20％
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え１年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（１歳未満切り上げ）に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

○　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、条例に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

対象災害	①　県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ②　当該市町村の区域内において、自然災害により５世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③　県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が５以上の市町村が３以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④　自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	①　上記の災害による死亡者（３か月以上の行方不明者を含む。） ②　住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	①　生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②　①以外の場合 250 万円
費用負担	国１／２、県１／４、町１／４

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者とする。
支給額	①　生計維持者　250 万円　②　①以外の場合　125 万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

【災害援護資金の貸付】

対象災害	県内で自然災害により、災害救助法による救助が行われた市町村が１箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。但し、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ①　世帯員が１人　220 万円 ②　〃　２人　430 万円 ③　〃　３人　620 万円 ④　〃　４人　730 万円 ⑤　〃　５人　730 万円に、世帯員の人数から４人を除いた者１人につき 30 万円を加算した額 ⑥　住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず 1,270 万円
貸付対象となる被害	①　療養期間が１か月以上である世帯主の負傷 ②　住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の１／３以上の損害
貸付金額	①　世帯主の１か月以上の負傷　限度額　150 万円 ②　家財の１／３以上の損害　〃　150 万円 ③　住居の半壊　〃　170(250)万円 ④　住居の全壊　〃　250(350)万円 ⑤　住居の全体が滅失若しくは流失　〃　350 万円 ⑥　①と②が重複　〃　250 万円 ⑦　①と③が重複　〃　270(350)万円 ⑧　①と④が重複　〃　350 万円 ※（　）は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10 年間とし、据置期間は、そのうち３年間
利率	年３％以内で町の条例により設定。ただし、据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の２／３を国庫補助、１／３を県負担とする。

（イ）被災中小企業への融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう、次の措置を実施する。

なお、町及び商工会は、被災企業の把握に努め、金融の特別措置について中小企業に周知、徹底を図る。

○　県制度融資の貸付

【経営安定資金（災害復旧関連）】

<table>
<tr><td>融資対象</td><td colspan="2">県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む）
①　原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと。
②　保証対象業種に属する事業を営むものであること。
③　経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又、は災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること。</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td colspan="2">設備資金 8,000 万円（組合の場合　　１億円）
運転資金 8,000 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">融資条件</td><td>使途</td><td>設備資金及び運転資金</td></tr>
<tr><td>貸付期間</td><td>設備資金 10 年以内　運転資金 10 年以内</td></tr>
<tr><td>利率</td><td>大臣指定等貸付　年 1.0～1.2%以内（令和５年 10 月時点）
知事指定等貸付　年 1.1～1.3%以内（令和５年 10 月時点）
※利率確認</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>個人　原則として不要
法人　原則として代表者以外の連帯保証人は不要</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="2">元金均等月賦償還　据置期間２年以内</td></tr>
<tr><td>申込受付場所</td><td colspan="2">中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会</td></tr>
</table>

○　埼玉県信用保証協会への要請

埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

○　資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

○　資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し再建のための資金需要について速やかに把握する。

○　中小企業者に対する周知

町及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

（ウ）被災農林漁業関係者への融資等

県は、被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

○　資金融資

【天災融資法に基づく資金融資】

項　目	内　容
貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年 3.0%以内、年 5.5%以内、年 6.5%以内
償還期限	３～６年以内（ただし、激甚災害のときは４～７年以内）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は 200 万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは 250 万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

項　目	内　容
貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年 3.5%以内
償還期限	６年以内（据置１年）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は 500 万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	町長の被害認定を受けたもの

【（株）日本政策金融公庫（農林水産事業本部）災害復旧関係資金】

資　金　名			貸付対象事業	利　率（年利）	償還期限（以内）	据置期間（以内）	貸付金額の最高限度（1、2のいずれか低い額）
共通	農林漁業セーフティネット資金		災害等を受けた農林漁業者の経営の安定を図るのに必要な資金	1.15～1.65%	15年	3年	600万円 簿記記帳農林漁業者：年間経営費の6/12又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額
	農林漁業施設資金	共同利用施設	協同組合又は連合会等が所有する共同利用施設の復旧	0.65～1.30%	20年	3年	事業費×0.8
		主務大臣指定施設	農業用施設、農機具、林業用施設、漁業用施設等の復旧	0.65～1.30%	15年	3年	①事業費×0.8 ②1施設当たり300万円 （特認600万円） 漁船1,000万円
			果樹の改植・補植	0.65～1.30%	25年	10年	

○　農業災害の補償等

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稲、果樹（ぶどう、なし）、園芸作物（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（大豆、スイートコーン、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

（エ）義援金・義援物資等の受入れ、保管

県	①　義援金・義援物資等の受付（渉外財政部、統括部） 県は、県に寄託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金を受け付ける。 ②　義援物資の受付方針等の周知（物流オペレーションチーム） 小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。 受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国（非常本部等）及び報道機関を通じて公表する。 また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。 ③　義援品の仕分（物流オペレーションチーム） 受付を行った義援品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行い、備蓄物資を所管する各部に種別ごとに引き継ぐとともに、災害対策本部統括部に義援品の保管状況を報告する。 なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用を図りながら行う。

町	町は、それぞれ義援金・義援物資等の受付についての計画を樹立しておくものとする。
日赤埼玉県支部	日赤に寄託された義援金は、日赤埼玉県支部及び市町村において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。 ○　義援金の受付要領 日赤埼玉県支部は、義援金を受付するに当たっては、義援金の受付方法及び受付期間等を定めて実施する。 この場合、全国的に受付する必要があると認められるときは、日赤本社を通じて各都道府県支部に募集を依頼する。

○　義援物資の保管場所

県	受付・仕分けされた義援物資は、防災基地等において、配分までの間、それぞれの種別ごとに保管・管理する。
町	町は、義援物資の保管場所について、あらかじめ計画を樹立しておき、被災者に配分するまでの一時保管を行う。

（オ）義援金義援物資等の配分・輸送

○　義援金の配分

県	県は、県災害対策本部、日本赤十字社埼玉県支部及び埼玉県共同募金会等の義援金受入団体に寄託された義援金について、県義援金配分委員会を設置し、配分を行う。 ①　義援金の募集を決定次第、県義援金配分委員会を組織する。 ②　県配分委員会は、市町村関係団体、義援金受付団体、福祉関係団体及び報道機関等の中から選任する。 ③　配分委員会は、義援金の受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の趣旨を踏まえ、公平性・透明性・迅速性を確保しながら、配分対象、基準、時期、方法等を定めた配分計画を決定する。
町	①　町は、県配分委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。 ②　町は、被災者への義援金の支給状況について、県配分委員会に報告する。
日赤埼玉県支部	受領した義援金は、県配分委員会に送金するまでの間、一時保管する。義援金の受付状況について県配分委員会に報告するものとし、受付けた義援金は、県配分委員会が指定する口座に送金する。

○　義援物資の配分・輸送

県	①　義援物資の配分 義援物資等の市町村に対する配分は、災害対策本部において決定する。 ②　義援物資の輸送 ア　保管場所への輸送（医療救急部、物流オペレーションチーム） 義援物資は、災害対策本部の指示に基づき防災基地等に輸送する。 イ　市町村への輸送 災害対策本部により配分が決定された義援物資は、防災基地等から市町村の指定する場所に輸送し、市町村に引き渡す。
町	町は、県又は日赤から送付された義援金品を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

ウ　被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

○　被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②　市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③　県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④　①又は②の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

<table>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの
①　住宅が全壊した世帯
②　住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③　災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④　大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
⑤　中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※ 全壊：損害割合50％以上
半壊：損害割合20％以上50％未満
大規模半壊：損害割合40％以上50％未満
中規模半壊：損害割合30％以上40％未満</td></tr>
<tr><td>支援金の額</td><td>支給額は、以下の２つの支給金の合計額となる。(※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３/４の額)

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
＜全壊等＞
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
(公営住宅以外)</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
＜中規模半壊＞
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借(公営住宅以外)</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td><td>25 万円</td></tr>
</table>
※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給</td></tr>
<tr><td>町</td><td>①　住宅の被害認定
②　罹災証明書等必要書類の発行
③　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
④　支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付</td></tr>
</table>

県	①　被害状況のとりまとめ ②　災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③　支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	①　国への補助金交付申請等 ②　支援金の支給 ③　支給申請書の受領・審査・支給決定 ④　申請期間の延長・報告
国	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

【被災者生活再建支援金の支給手続】

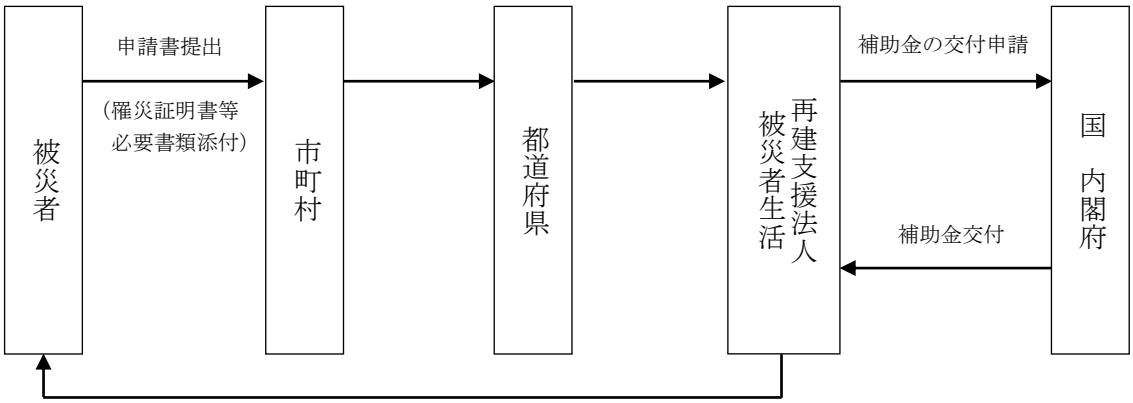

エ　埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う。平成26年４月１日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和２年４月１日以降に発生した自然災害から適用。）

○　埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第２条第１項(2)ア～エで定めるもの ①　住宅が全壊した世帯 ②　住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③　災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④　大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤　中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容

<table>
<tr><td>支援金の額</td><td>
支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）
①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>支給額</td></tr>
<tr><td>全壊、解体、長期避難</td><td>100万円</td></tr>
<tr><td>大規模半壊</td><td>50万円</td></tr>
</table>
②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
<tr><td>中規模半壊</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr>
</table>
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入
（又は補修）する場合は、合計２００（又は１００）万円
※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
</td></tr>
<tr><td>町</td><td>
①　住宅の被害認定
②　罹災証明書等必要書類の発行
③　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
④　支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
</td></tr>
<tr><td>県</td><td>
①　被害状況のとりまとめ
②　支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定
③　被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付
④　被災世帯主へ支援金の支給
⑤　各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求
⑥　申請期間の延長決定
</td></tr>
</table>

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】

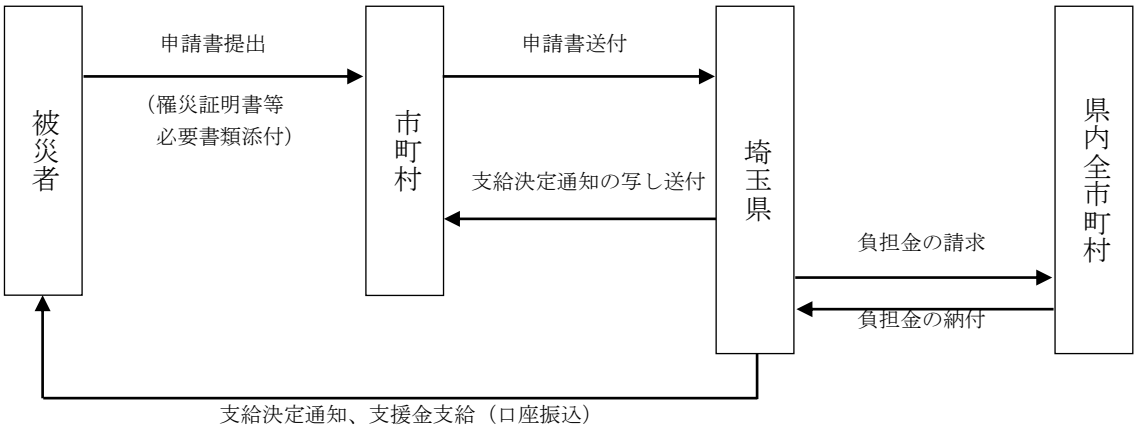

○　埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第２条第１項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が１人の場合は、補修37万５千円、賃借18万７千５百円）
町	①　住宅の被害認定 ②　罹災証明書等必要書類の発行 ③　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④　支給申請書等の必要書類のとりまとめ､第１次審査及び県への書類送付
県	①　被害状況のとりまとめ ②　支給申請書等の受領、審査（第２次)、支給の可否の決定 ③　被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④　被災世帯主へ給付金の支給 ⑤　各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥　申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続】

埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ

○　埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第３条に規定する世帯）。 ①　全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②　全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③　公営住宅等に入居すると１週間に１日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④　公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤　公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥　その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額６万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が５人以上である場合には、給付金の額は月額９万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
町	①　住宅の被害認定 ②　罹災証明書等必要書類の発行 ③　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④　支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
県	①　被害状況のとりまとめ ②　支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定 ③　被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④　被災世帯主へ給付金の支給 ⑤　各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥　申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】

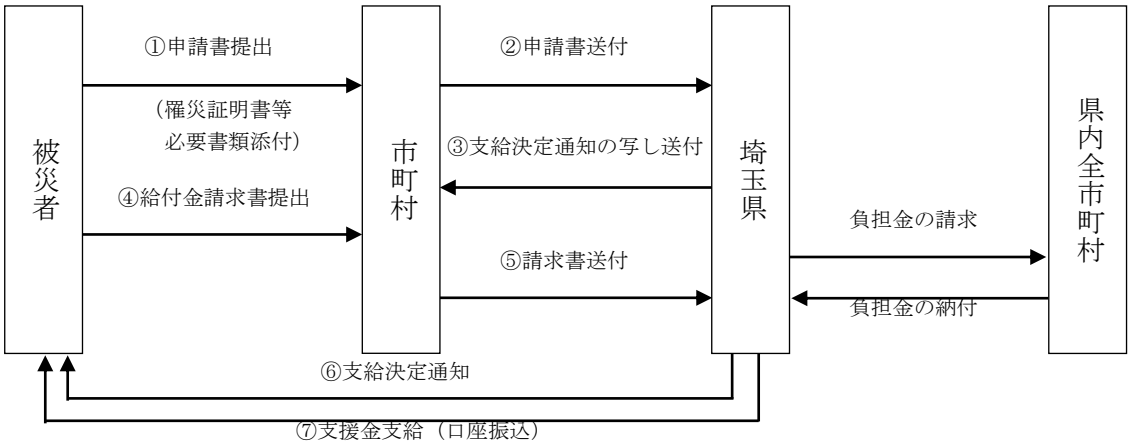

○　埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災対法第２条第１号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 （要請市町村）	①　県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②　県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③　派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④　派遣職員の受入れ
被災地以外の市町村 （派遣市町村）	①　派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②　県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③　要請市町村から派遣要請書を受領 ④　職員の派遣
県 （統括部、支部）	①　要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②　派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③　要請市町村から派遣要請書を受領 ④　県の派遣機関による職員の派遣

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】

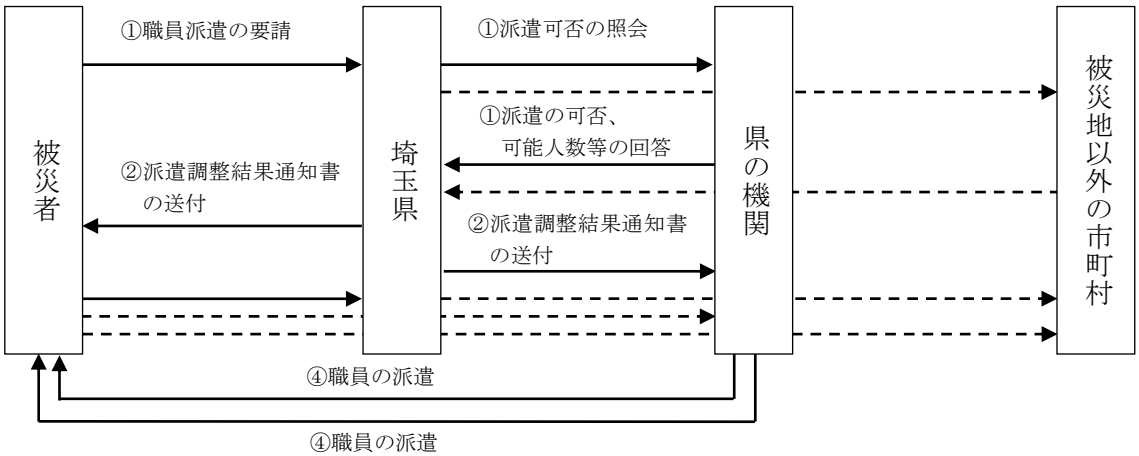

第２章　災害復興

【町】

基本方針

大規模災害により地域が大きく被災し、住民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、町、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止により、快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。また、ジェンダー主流化の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障がい者等あらゆる住民が住みやすい共生社会を実現する。

実施計画

第１　復興に関する事前の取組の推進

町は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。また、復興まちづくりの人材育成のため、復興まちづくりイメージトレーニングを実施する。

第２　復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする復興対策本部を設置する。

第３　復興計画の策定

１　復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。

復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

２　復興計画の策定

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第４　復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

県は、町が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

町及び県は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第３章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

【総務課】

基本方針

第１　趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年３月28日現在で、１都２府26県707市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年８月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度５弱から５強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

実施計画

第１ 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

１　南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局、町、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた町及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】

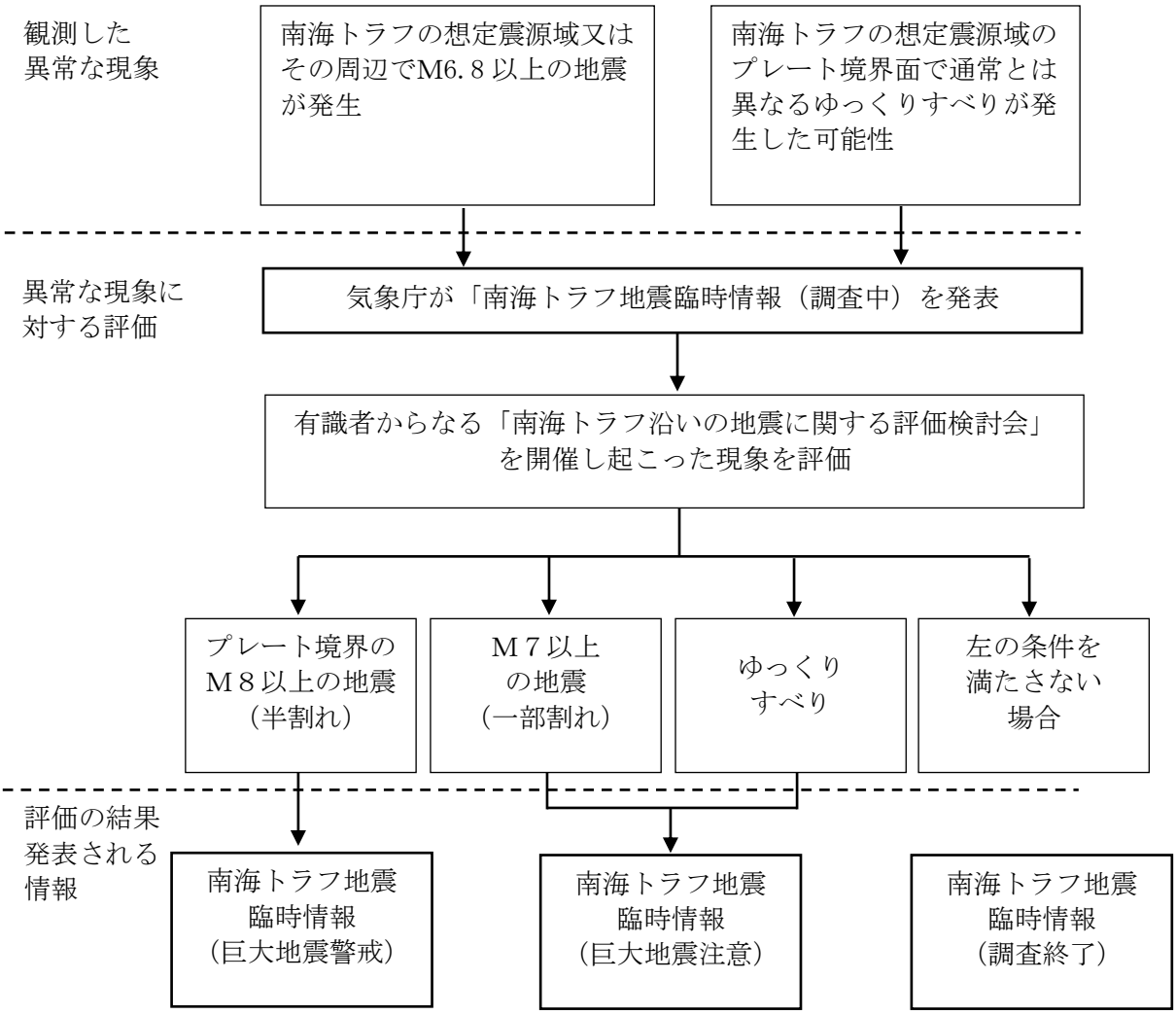

２ 住民、企業等へのよびかけ

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、住民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	２週間 （警戒：１週間） （注意：１週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	１週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■住民の防災対応

○　日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認　等

○　日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない　等

■企業等の防災対応

○　地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認　等

第２　地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、町及び防災関係機関は「第２編　震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第４章　火山噴火降灰対策

【総務課・町民生活課・福祉課・健康こども課・産業観光課・建設課】

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004 年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005 年）による富士山降灰可能性マップによれば、県内では、最大で２～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で２㎝未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明３年（1783 年）の大噴火において本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

第１　基本方針

富士山及び浅間山の噴火が住民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるとともに、甚大な被害となる近隣都県を支援する。

第２　実施計画

被害想定

○　富士山が噴火した場合

最大で２～10cm堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、本町で２㎝未満の降灰が予想されている。

○　その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、県内で数㎝の降灰堆積の可能性がある。

【降灰とは】

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

【火山灰の特徴】

○粒子の直径が２㎜より小さな噴出物（２～0.063㎜を砂、0.063㎜未満をシルトと細分することもある）

○マグマが噴火時に破砕・急冷したガラス片・鉱物結晶片

○亜硫酸ガス（ＳＯ２）、硫化水素（Ｈ２Ｓ）、フッ化水素（ＨＦ）等の火山ガス成分が付着

○水に濡れると硫酸イオン等が溶出

○乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる

○硫酸イオンは金属腐食の要因

○溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
○火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い
○粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒ 非爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率少ない
珪長質（シリカに富む）マグマ⇒ 爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率多い
（出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会）

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　火山噴火に関する知識の普及
２　事前対策の検討
３　食料、水、生活必需品の備蓄

１　火山噴火に関する知識の普及

（１）取組方針

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と火山活動の状況についての周知を図る。

【噴火警報・予報、降灰予報】

○　噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

○　噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第４条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、町の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

埼玉県近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル（キーワード）
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル５（避難）
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル４（高齢者等避難）
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル３（入山規制）
	火口から少し離れたところまでの火口付近	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル２（火口周辺規制）
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル１（活火山であることに留意）

噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域厳重警戒
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	活火山であることに留意

○　噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

○　火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

○　噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

○　降灰予報

気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。

①　降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間ごと）に発表。

・18時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

②　降灰予報（速報）

・噴火が発生した火山※１に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10分程度で発表。

・　噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※１　降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③　降灰予報（詳細）

・噴火が発生した火山※２に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

・噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※２　降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。
降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰予報で使用する降灰量階級表

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	１mm 以上
やや少量	0.1mm 以上１mm 未満
少量	0.1mm 未満

○　火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

○　火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

①火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

②月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

③噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発 ・火山情報の種類と火山活動の状況の周知 ・降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知

２ 事前対策の検討

（１）取組方針

町は、火山降灰によって生じることが想定される災害予防として、次の予防・事前対策を検討する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・住民の安全、健康管理等 ・降灰による空調機器等への影響 ・視界不良時の交通安全確保 ・農産物等への被害軽減対策 ・上下水道施設への影響の軽減対策 ・降灰処理

３ 食料、水、生活必需品の備蓄

（１）取組方針

富士山が噴火した場合、道路等への降灰によって、物資の輸送に支障が生じる。

発災時に冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄の促進（３日分以上を目標。可能であれば１週間以上を推奨）

「第２編　震災対策編－第１章－第１　自助、共助による住民の防災力の向上－＜予防・事前対策＞－１　自助、共助による住民の防災力の向上（37ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

１　応急活動体制の確立
２　情報の収集・伝達
３　避難所の開設・運営
４　医療救護
５　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策
６　農林水産業者への支援
７　降灰の処理
８　物価の安定、物資の安定供給

１　応急活動体制の確立

（１）取組方針

降灰による被害が発生した場合、防災機関及び他都道府県などの協力を得て災害応急対策を実施するとともに、町及びその他の防災機関が実施する災害応急対策を援助する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・災害応急対策の実施

（３）具体的な取組内容

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

２　情報の収集・伝達

（１）取組方針

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・降灰情報の収集・伝達

（３）具体的な取組内容

ア　降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは町内に降灰があったときは、町は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

発信手段は、「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－＜応急対策＞（101ページ）」を準用する。

【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- 噴火警報・予報
- 火山の状況に関する解説情報
- 噴火に関する火山観測報
- 噴火速報
- 降灰予報

イ　降灰に関する被害情報の伝達

町は、下記に示す降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

町は、降灰に関する情報を熊谷地方気象台に提供する。

【降灰調査項目】

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ

ウ　降灰に伴い取るべき行動の周知

町は、下記に示すような降灰時に取るべき行動を、住民に発信する。

（例）

○　外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護すること。

○　家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さないこと。

○　自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用し視界を確保すること。また、滑りやすくなるため、スリップに注意すること。

※ ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウオッシャー液等で洗い流してから作動させる。

住民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、エリアメール、ＳＮＳ、データ放送など）も活用する。

３ 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策－＜応急対策＞（137ページ）」を準用する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

４ 医療救護

「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策－＜応急対策＞（121ページ）」を準用する。

火山灰による目の痛みや呼吸器系への影響など健康への影響が懸念されるため、対応が必要である。

５ 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

「第２編　震災対策編－第１章－第３　交通ネットワーク・ライフライン等の確保－＜応急対策＞（73ページ）」を準用する。

○　大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和２年）では、以下の被害が想定されている。

・鉄道：微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。

・道路：乾燥時10cm以上、降雨時３cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。

・物資：一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。

・人の移動：鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。

・電力：降雨時0.3cm以上で碍子の絶縁低下による停電が発生する。数cm以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。

・通信：噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。

・上水道：原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる又は断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。

・下水道：降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。

・建物：降雨時30cm以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5cm以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。

・健康被害：降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

６ 農林水産業者への支援

○　農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、町は、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するよう支援する。

○　火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、町は県と連携して、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

○　河川や養魚池への降灰により、水質が悪化し魚が死亡する可能性があるため、被害状況を把握するとともに、養殖業者に対し、被害状況に応じた技術指導等を実施する。

７ 降灰の処理

（１）取組方針

○　火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

○　道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

○　宅地など各家庭から排出された灰の回収は町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

○　具体的な処分先及び処分方法については、今後の国の検討状況を踏まえ検討、決定する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・一時的仮置き場の設置 ・火山灰の利用、処分 ・上下水道施設における降灰の除去
事業者	・堆積した降灰の除去（事業施設等） ・一時的仮置き場までの運搬
道路管理者	・道路上の除灰の除去
秩父鉄道（株）	・鉄道施設内の降灰の除去

（３）具体的な取組内容

ア　降灰の収集

町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

８ 物価の安定、物資の安定供給

（１）取組方針

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう、住民や事業者に冷静な行動を求める。

（２）役割

機関名等	役割
町	・買い占め・売り惜しみをする事業者への監視、指導等

（３）具体的な取組内容

町は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

＜復旧対策＞

１　継続災害への備え
２　その他復旧対策

１　継続災害への備え

（１）取組方針

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する可能性がある。そのため、町は、降灰後、降雨による土石流による災害防止に取り組む。

（２）役割

機関名等	役割
町	・警戒基準雨量の見直し ・警戒避難体制の確立 ・降雨時の避難の実施

２　その他復旧対策

「第１章－第２　災害に強いまちづくりの推進－＜復旧対策＞（62ページ）」を準用する。

第５章　最悪事態（シビアコンディション）への対応

【町・各機関】

第１　シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、町の防災対策は、比較的局地的な地震などを想定して実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第２　シビアコンディションへの対応

震災対策編第１章から第４章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、住民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第３　シビアコンディションの共有と取組の実施

町は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかり進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や住民と共有しておく。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることよって、なんとしても住民の命を守ることが重要である。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として埼玉県地域防災計画より引用し、対策の方向性を検討する。

①　命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～

シビアな状況

町及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。

阪神・淡路大震災で亡くなった方の８割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われており、震度６弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に 7,215 人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では３万人以上の重傷者が発生する見込みです。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。

住民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。

そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのであります。

課題

○　家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
○　室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

対策の方向性

＜予防期＞
○　家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
○　家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
○　地震に備えた防災総点検を行う。

②　支援者の犠牲はあってはならない

シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて 254 人になります。同じ３県で犠牲になった消防本部の職員は 27 人、警察官は 30 人で比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は１名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはなりません。

内陸県の埼玉県でも、津波警報の発表や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖をしていただく消防団もあります。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員・児童委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。

しかしそのため支援者側の命を決して犠牲にしてはならず、「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要です。

課題

○　発災後、救助・救出・初期消火にあたっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。

○　現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

対策の方向性

○　救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。

○　支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。

○　必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。

○　防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

③　火災から命を守る

シビアな状況

関東大震災が起こった大正 12 年９月１日は、台風通過直後で、風速 10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速 400～800mの速さで延焼・拡大していきました。

延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約２万坪の被服廠跡では３万８千人が焼死や圧死で命を落としたと言われています。

一方、首都直下地震（都心南部地震）にかかる国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約１万６千人、建物倒壊と合わせれば最大約２万３千人の死者が出るとされています。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、木造密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害は多大になります。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状 7 号線と 8 号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約 20 万棟、4,000 人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失最大約 41 万 2 千棟、倒壊等と合わせ最大約 61 万棟

課題

○　消防機関に頼らない初期消火を確実に行い、火災を拡大させない。
○　消防機関の現場到達を早める。
○　火災から逃げ遅れる人をなくす。

対策の方向性

○　自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
○　安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
○　被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、あらゆる手段を活用する。
○　道路啓開や交通規制を行うため、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

④　首都圏長期大停電と燃料枯渇

シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも時間を要し、常陸那珂発電所の１号機は５月 15 日、鹿島火力発電所の２・３・５・６号機は４月６日から 20 日にかけてようやく復旧しました。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に４カ月を要しました。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後１ヵ月以上続くことも想定しなければなりません。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、町災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでます。

課題

○　災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、１ヵ月以上の長期間にわたる停電時においても活動を継続させなければならない。
○　電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
○　首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

対策の方向性

○　町の主な防災拠点では燃料又は電源を多重的に確保するとともに、災害対策本部が設置される町庁舎等には、備蓄が可能なＬＰガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
○　災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
○　非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
○　ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
○　県外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
○　長期避難を想定し、避難所の環境を向上させるとともに、住民及び他市町村民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

⑤　その時、道路は通れない

シビアな状況

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋りょうは、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路へのがれきの散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。

行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度５はタイヤがパンクしたような感覚、震度６以上では車を制御することが困難と言われています。各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

課題

○　被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
○　緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
○　道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

対策の方向性

○　徒歩帰宅者を支援するため、沿道サービスを拡大する。
○　災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
○　緊急交通路上の障害物・放置車両の撤去体制や、優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

⑥　首都機能の麻痺

シビアな状況

東京には、政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積しています。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出ます。

官公庁施設は耐震化が順次進められていますが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響しあい、復旧が大幅に遅延する可能性もあります。

最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることです。

【国が被害想定の中で示している被害シナリオ】

発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。
１日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、ＰＣやサーバの不調等により、災害対応の中枢としての機能が低下する。
更に激しい被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。 応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。

これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定です。

なお、首都直下地震応急対策要領では、緊急災害対策本部の設置順位が定めてられており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、官邸が被災した場合は、中央合同庁舎第５号館（千代田区霞が関）→市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点に移ります。

しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることになります。

多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する埼玉県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えていかなければなりません。

課題

○　首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。
○　情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。
○　立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。

対策の方向性

○　さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。
○　さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。

⑦　デマやチェーンメールは新たな災害

シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。

その中で、ＳＮＳによる新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渇望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになります。

東日本大震災でも、例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平常時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれません。

課題

○　情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
○　政府、行政による正確な情報発信が不足する。
○　不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

対策の方向性

○　電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化・非常用電源の強化等）を推進する。
○　正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
○　政府や行政は発災後速やかに、テレビやラジオ等の多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

⑧　超急性期医療と慢性疾患の同時対応

シビアな状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。国の被害想定では、首都圏で最大約 12 万 3 千人の負傷者が発生し、そのうち約 2 万 4 千人が重傷者の見込みです。医療活動の主体は、超急性期（48 時間以内）から急性期（1 週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。

課題

○　首都圏約 12 万 3 千人の重傷者に対し、迅速な医療救護活動と受入医療機関を確保する必要がある。

○　道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。

○　電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

対策の方向性

○　平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させる。

○　一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みを検討する。

⑨　都心からの一斉帰宅は危険

シビアな状況

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行いました。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計しました。そのうち88万人は東京23区内で被災します。交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になります。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションしました。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となりました。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は１時間当たり最大12万人という大混雑が予測されます。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられます。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になります。

課題

○　余震による落下物のおそれがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。

○　徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる。

○　緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

対策の方向性

○　近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。

○　慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。

○　都内にいる住民も含め、町内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。

○　主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。

○　公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

⑩ 危険・不便な首都圏からの避難

シビアな状況

国の被害想定では、冬の 18 時発災、風速 15m/ｓの都心南部地震で、首都圏で１日後に約 300 万人、2 週間後に約 720 万人の避難者が発生すると想定されます。

１か月後に１都３県の約９割の断水が解消した場合でも、約 120 万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてきます。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、埼玉県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。

課題

○　避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。

○　緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。

○　観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。

○　他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

対策の方向性

○　都内からの避難者の輸送や受入れについて、災害発生時に混乱が生じないよう、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。

○　計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。

○　九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入調整を行い、県内又は群馬県・新潟県（三県の防災協定に基づく広域避難の受入れ）と調整を行う。

○　発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。

○　被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

⑪　助かった命は守り通す

シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺し、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまうおそれがあります。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち 65 歳以上の高齢者の死亡率は約６割、障がい者の死亡率は被災住民全体の約２倍に上りました。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約３割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約２割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約２割でした。

例えば、１都３県には約７万８千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶したとき、被災地内での処置は極端に制限されるため、万一の場合に備え、遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要となります。

課題

○　配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
○　福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
○　在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）。

対策の方向性

○　受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。
○　避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
○　発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
○　被災者の見守り活動や孤立防止、こころのケアの長期的提供を行う。

⑫　食料が届かない

シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道４号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確保し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災４日後。国道 45 号の道路啓開がおおむね終了したのは発災７日後でした。

そのような中、避難所には十分な食事が行きわたりませんでした。

例えば、宮城県内最大避難者数約 32 万人に対し、発災後３日間に県下の市町村が確保できた食料は 62 万食だけです。また国の物資調達は、発災１週間後に約 39 万人が避難所に滞在していたのに対し、６日後までの到着済み食料は約 290 万食、水が約 213 万本だけです。概算で、１人１日約１食になります。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。

また、在宅避難者には支援が届きづらいという問題もあります。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

課題

○　広域物資供給体制の整備。
○　広域緊急輸送体制の整備。

対策の方向性

○　被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
○　県からの応援を迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の迅速かつ円滑な受領及び被災者への支給を実施する。
○　原則３日以上、可能であれば１週間以上の家庭内備蓄を推進する。
○　複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

⑬　災害の連鎖を防止せよ

シビアな状況

災害の連鎖を防止することが重要です。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオが考えられます。

・東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及します。
・港湾機能の麻痺によりサプライチェーンが寸断し、企業活動が影響を受けます。
・工場や店舗等の喪失、従業者の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれます。
・日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こします。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能であるが、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくことが重要です。

課題

○　災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

対策の方向性

○　各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
○　各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

第３編　風水害対策編

第１章　施策ごとの具体的計画

第１　自助、共助による住民の防災力の向上

【町・各機関】

基本方針

「第２編　震災対策編－第１章－第１　自助、共助による住民の防災力の向上－＜基本方針＞（37ページ）」を準用する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　自助、共助による住民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）
２　自主防災組織の育成強化
３　消防団の活動体制の充実
４　事業所等における防災組織等の整備
５　ボランティア等の活動支援体制の整備
６　地区防災計画の策定支援
７　適切な避難行動に関する普及啓発

１～６については、「第２編　震災対策編－第１章－第１　自助、共助による住民の防災力の向上－＜予防・事前対策＞（37ページ）」を準用する。

７　適切な避難行動に関する普及啓発

「第２編　震災対策編－第１章－第１　自助、共助による住民の防災力の向上－＜予防・事前対策＞（37ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

（１）取組方針

水害はある程度予測可能な災害であることから、住民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動を取ることで自らの命を守ることできる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らが取る行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・マイ・タイムライン作成など適切な避難行動に関する普及・啓発

（３）具体的な取組内容

ア　住民向けの普及啓発

町は、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、マイ・タイムライン作成に関する普及啓発に努めるものとする。

【マイ・タイムライン作成のポイント】
～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より～

１．事前の確認

①　住んでいる場所の特徴

住んでいる場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に入っているか町が作成するハザードマップで確認

②　避難先の想定

住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。

・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」

２．情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

３．早めの避難

＜応急対策＞

１　自助による応急対策の実施
２　地域による応急対策の実施
３　事業所による応急対策の実施
４　ボランティアとの連携
５　地域の安全確保への協力

１～５については、「第２編　震災対策編－第１章－第１　自助、共助による住民の防災力の向上－＜応急対策＞（48ページ）」を準用する。

第２　災害に強いまちづくりの推進

【建設課・産業観光課】

基本方針

風水害による被害を最小限にするため、治山、砂防、治水等の水害予防対策を実施する。また、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。さらに、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとするまちの防災構造化を推進し、災害に強いまちづくりを行う。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　水害予防－治山
２　水害予防－治水
３　水害予防－ため池
４　土砂災害予防
５　防災まちづくり

１　水害予防－治山

（１）取組方針

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという土地の保全上重要な機能を有している。治山事業は、山腹崩壊地、荒廃渓流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害を防止する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・山地災害危険地区における住民の安全確保

（３）具体的な取組内容

ア　予報・警報等の伝達体制確立

県は、効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。

令和６年度３月現在、町内では山腹崩壊危険地区28か所、崩壊土砂流出危険地区62か所、地すべり危険地区18件が把握されている（資料編参照）。町は、これらの地域において、山地災害発生の危険が高まった際には、迅速かつ的確に予報、警報及び避難指示等が地域住民に伝達できる体制を確立する。

イ　治山施策の総合的な推進

県における治山事業の基本方針は次のとおりである。町は、この基本方針に従い、関係機関と連携して治山事業を推進する。

【治山事業の基本方針】

・災害に強い安全な地域づくり

豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、またこれによる被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要なライフラインに近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。

・水源地域の機能強化

良質な水資源の安定的な供給と国土の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境を形成する。

・豊かな環境づくり

安全で良好な生活環境の保全・形成を図るため、防災機能の発揮に併せて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

２ 水害予防－治水

（１）取組方針

河川の果たす役割は極めて重く、河川事業は町の振興、開発を支えるものである。町内の気象条件、地勢地質、土地利用の変遷等を考慮して、治水のみならず利水環境に対しても積極的に対応し、住民の生活水準の向上を図るため、他部門と関連を保って有機的かつ効果的に実施する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・下水道の整備 ・水害ハザードマップの作成

（３）具体的な取組内容

ア　治水対策

（ア）河川の改修

町は、管理する河川について、治水対策が必要な危険な箇所を優先的に改修・整備を推進する。

（イ）雨水流出抑制施設の整備

○　貯留施設の整備

雨水を一時的に貯留し徐々に流出させるため、公共施設等への貯留施設の整備を検討する。

○　浸透施設の整備

・雨水を浸透枡や浸透埋設管に導き、地中に浸透させる施設の整備を推進する。

・駐車場や歩道などに浸透性の舗装を行い、雨水を地中に浸透させることに努める。

○　宅地開発等の指導

宅地開発に際しては、雨水流出抑制施設の設置など、治水対策上の指導を行う。

○　緑地・農地の保金

緑地や農地の持つ保水・貯留機能を維持・確保するため、開発等により失われつつある緑の保全に努める。

（ウ）水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

○　洪水浸水想定区域の指定・公表

県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川について、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、町長へ通知するものである。

町は、水防法第14条における洪水浸水想定区域は洪水ハザードマップにおいて水害リスク情報図として公表・配布を行っている。

現在、指定・公表されている洪水浸水想定区域は次のとおりである。

国管理河川	利根川、小山川、渡良瀬川、江戸川、中川、綾瀬川、烏川、神流川、荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川
県管理河川	綾瀬川、新河岸川、芝川、新芝川、小山川、福川、女堀川、唐沢川、中川、元荒川、大落古利根川、新方川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川
他県管理河川 （群馬県）	石田川、谷田川、利根川、広瀬川、早川

これ以外の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者及びその他の者へ周知するものとする。

○　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

一 洪水予報等の伝達方法
二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
三 災害対策基本法第48条第１項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
　イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
　ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
　ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（ただし、所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。）
五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

町防災会議は、町地域防災計画に上記四に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

また、町地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記四の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

＜四のイ　地下街等＞
・単独又は共同で、国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、町長への報告、公表（義務）
・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止のための訓練の実施（義務）
・自衛水防組織の設置（義務）
＜四のロ　要配慮者利用施設＞
・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、町長への報告、公表（義務）
・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施（義務）
・自衛水防組織の設置（努力義務）

＜四のハ 大規模工場等＞
・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）
・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
・自衛水防組織の設置（努力義務）
・計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の町長への報告（義務）

さらに町長は、国土交通省令で定めるところにより、町地域防災計画において定められた、上記一～五に掲げる事項を住民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

○　洪水ハザードマップ作成の支援

洪水浸水想定区域の指定に基づき、町は、想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成しなければならない。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域ついては「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

（エ）内水対策

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

○　下水道等の整備推進

町及び皆野長瀞下水道組合は、下水道の整備を推進する。

○　内水ハザードマップの作成

町は、被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、住民に情報提供を行う。

３ 水害予防－ため池

（１）取組方針

ため池は農業用水の水源である一方で、豪雨などによりため池が決壊した場合、大きな被害が発生することから、住民の生命・財産を守るため、ため池の防災対策が急務となっている。

このため、防災重点農業用ため池である、一ト星池については、改修等を行うハード対策とハザードマップ作成配布等を行うソフト対策を効果的に組み合わせた防災対策を推進していく。

（２）役割

機関名等	役割
町	・ため池の水害予防対策の推進

（３）具体的な取組内容

ア　ため池の水害予防対策の推進

「第２編　震災対策編－第１章－第２　災害に強いまちづくりの推進－＜予防・事前対策＞－７　ため池の予防対策（55ページ）」を準用する。

４ 土砂災害予防

（１）取組方針

住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、予防の措置を講ずる。

（２）役割

機関名等	役割
町	・警戒避難体制の確立

（３）具体的な取組内容

ア　土砂災害警戒区域等の指定

町は、区域指定に基づき、警戒避難体制を整備する。

○　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

町は、指定された土砂災害警戒区域において、警戒避難体制を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地に関する事項を記載した印刷物の配布を行う。

・土砂災害警戒区域における対策

町は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

① 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
② 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
③ 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
④ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
⑤ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。

町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
三 災害対策基本法第48条第１項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
五 救助に関する事項
六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

上記四に該当する施設については、町地域防災計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記一に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

上記四に該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、町長に報告しなければならない。また、計画に定めるところにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行わなければならない。

さらに、町長は、町地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

【土砂災害の警戒避難体制に関して、ハザードマップに記載すべき事項】

① 土砂災害警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- 自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり

② 土砂災害に関する情報の伝達方法
- 避難場所

③ その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（必要に応じて）
- 雨量情報
- 土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値）
- 避難情報（高齢者等避難、避難指示等）
- 土砂災害の特徴・前兆現象
- 避難時の心得・携行物
- 主要な避難路
- その他

イ　土砂災害警戒区域等の予防対策

（ア）土石流の予防対策

町内には、土石流の発生するおそれの高い渓流や保全対象となる人家が多く、その中には保育所、高齢者福祉施設などの要配慮者関連施設や集落の避難所等も存在する。

こうした公共施設等の存在する渓流について、砂防ダム・堰堤等の整備推進を県に要請するとともに、住民に対し、土石流危険渓流に関する資料を提供するなど、土石流危険渓流の周知に努める。

（イ）地すべり危険箇所の予防対策

地すべり対策事業の推進を県に要請するとともに、住民に対して危険箇所の周知に努める。

（ウ）急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策

町内には、多くの急傾斜地崩壊危険箇所があり、引き続き、県に対し対策工事の整備・推進を要請するとともに、住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するなど、周知に努める。

※前述の「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」については、国土交通省通知「土砂災害危険箇所の今後の取扱いについて」（下記(抜粋)）を踏まえ、皆野町地域防災計画における「土砂災害危険箇所」等の記載を「土砂災害警戒区域等」に変更する。

～抜粋～

令和６年度より、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第９条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととする。

令和６年度以降、土砂災害警戒区域（土石流）より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶものとする。

ウ　山地災害危険地区の予防対策

山地災害危険地区とは、地形、地質等からみて崩壊危険度が高く、公共施設等に直接被害を与えるおそれのある地区をいう。町内に、108箇所の山地災害危険地区（資料編参照）があり、山地災害の発生に備えた注意が必要である。

エ　盛土による災害の予防対策

町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

５ 防災まちづくり

「第２編　震災対策編－第１章－第２　災害に強いまちづくりの推進－＜予防・事前対策＞－１　防災まちづくり（50ページ)」を準用する。

＜応急対策＞

１　公共施設等の応急対策

「第２編　震災対策編－第１章－第２　災害に強いまちづくりの推進－＜応急対策＞－１　公共施設等の応急対策（60ページ）」を準用する。

＜復旧対策＞

１　迅速な災害復旧

「第２編　震災対策編－第１章－第２　災害に強いまちづくりの推進－＜復旧対策＞－１迅速な災害復旧（62ページ）」を準用する。

第３　交通ネットワーク・ライフライン等の確保

【総務課・建設課・ライフライン事業者】

基本方針

「第２編　震災対策編－第１章－第３　交通ネットワーク・ライフライン等の確保－＜基本方針＞（66ページ）」を準用する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　交通関連施設の安全確保
２　緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
３　ライフラインの確保

１～３については、「第２編　震災対策編－第１章－第３　交通ネットワーク・ライフライン等の確保－＜予防・事前対策＞（66ページ）」を準用するほか、３　ライフラインの確保について次のとおり対応する。

○　町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

＜応急対策＞

１ 道路ネットワークの確保
２ 交通規制
３ 交通施設の応急対策
４ ライフライン施設の応急対策

１～４については、「第２編　震災対策編－第１章－第３　交通ネットワーク・ライフライン等の確保－＜応急対策＞（73ページ）」を準用するほか、２　交通規制について、次のとおり対応する。

○　町は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

＜復旧対策＞

１ ライフライン施設の早期復旧

「第２編　震災対策編－第１章－第３　交通ネットワーク・ライフライン等の確保－＜復旧対策＞（79ページ）」を準用する。

第４　応急対応力の強化

【総務課・産業観光課・建設課・消防】

基本方針

各防災機関は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分にして、応急活動体制に万全を期す。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　水防
２　応急活動体制の整備
３　防災活動拠点の整備

１　水防

（１）取組方針

水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防活動に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について計画するものである。

（２）具体的な取組内容

ア　水防体制の確立

町長は、職員の通常勤務から水防非常体制への切替えを迅速確実に行い、勤務員が長期間の非常勤務活動を完逐できるよう配慮する。

【水防非常配備の種類】

①　第１配備体制（待機体制）

少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、ただちに招集その他の活動ができる体制をとる。

②　第２配備体制（警戒体制）

所属人員の約１／２を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる体制をとる。

③　第３配備体制（非常体制）

所属人員全員を動員し完璧な水防体制をとる。

【発令・解除基準】

① 第１配備体制

発令　ア　気象業務法第14条の２に基づく水防活動用予警報で大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。

イ　第２配備体制が解除になったとき。

ウ　その他町長が必要と認めたとき。

解除　ア　気象業務法第 14 条の２に基づく水防活動用予警報が解除になったとき。

イ　町長が水防体制を取る必要が無くなったと認めたとき。

ウ　第１配備体制から第２配備体制に移ったとき。

② 第２配備体制

発令　ア　気象業務法第 14 条の２に基づく水防活動用予警報のうち大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。

イ　水防法第10条、第11条に基づく洪水予警報で、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。

ウ　町長が必要と認めたとき。

エ　第３配備体制が解除になったとき。

解除　ア　気象業務法第 14 条の２に基づく水防活動予警報で、大雨警報、洪水警報のすべてが解除されたとき。

イ　水防法第10条、第11条に基づく洪水予警報で、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）が全て解除されたとき。

ウ　町長が水防体制を取る必要が無くなったと認めたとき。

エ　第２配備体制から第３配備体制に移ったとき。

③ 第３配備体制

発令　ア　町長が必要と認めたとき。

※　相当の被害が、広範囲にわたり発生するおそれがあるとき。

解除　ア　町長が水防体制をとる必要がないと認めたとき。

※　被害が拡大するおそれが無くなったとき。

【非常配備体制】

水防警報が発せられたときは、次により非常配備の体制を取り、水災害に対処する。

体制別	出　動　水　防　隊	摘　　要
第１号	消防団本団隊	比較的軽微な災害が予想される場合
第２号	消防団本団隊、地元分団	部分的な災害が予想される場合
第３号	消防団本団隊、全分団	広範囲な災害が予想される場合

【水防信号】

水防法（昭和24年法律第193号）第20条に規定する水防信号は次のとおりである。

信　号	警　鐘　信　号	サ　イ　レ　ン　信　号	摘　要　事　項
第　1 信　号	○休止　○休止　○休止	５秒　　５秒　　５秒 ○―15 秒　○―15 秒　○―15 秒	通報水位に達したことを知らせる
第　2 信　号	○―○―○　○―○―○	５秒　　５秒　　５秒 ○―６秒　○―６秒　○―６秒	水防（消防）団員及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせる
第　3 信　号	○―○―○―○ ○―○―○―○	10 秒　　10 秒　　10 秒 ○―５秒　○―５秒　○―５秒	区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる
第　4 信　号	乱打	１分　　１分　　１分 ○―５秒　○―５秒　○―５秒	必要と認める区域内の居住者が避難のため立退くことを知らせる

２ 応急活動体制の整備

３ 防災活動拠点の整備

２～３については、「第２編　震災対策編－第１章－第４　応急対応力の強化－＜予防・事前対策＞（82ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

１ 水防活動
２ 土砂災害防止
３ 応急活動体制の施行

１ 水防活動

（１）取組方針

水防区域の監視および警戒、水防作業を実施する。

（２）具体的な取組内容

ア　水防活動

（ア）監視、警戒活動

町長は、出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端、裏側の３班に分かれ巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び秩父県土整備事務所長に報告するとともに水防作業を開始する。

また、必要に応じ、民間事業者への委任により水防活動を行うとともに、事業者が円滑に活動できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

（イ）資器材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

（ウ）水防作業上の措置

- **警戒区域の設定**

水防上緊急の必要がある場合においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- **身分証明書の所持**

調査及び指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

イ　決壊時の処置

（ア）決壊時の処置

○　通報

町長又は消防団長は、水利施設及びその他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を秩父県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

この事態が国土交通省直轄管理区域に影響する箇所のある場合は、町長は荒川上流河川事務所長にも通報しなければならない。

○　警察官の出動要請

水利施設等が破堤又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、町長は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

○　居住者等の水防義務

町長又は消防団長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

（イ）避難のための立退き

○　立退き

町長は洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立退きを指示する。

○　立退予定地等の居住民への周知

町長は、立退き予定地、経路及び処置を設定し、あらかじめ居住民に周知徹底させておく。

○　立退きの通知

立退きを指示する場合においては、町長はただちに知事及び警察署長に通知しなければならない。

（ウ）水防解除

気象業務法第14条の２に基づく大雨注意報等の気象警報が解除され、水防警戒の必要がなくなったときは、町長は水防解除を命ずるとともに、これを一般住民に周知させ、知事に対してその旨を報告しなければならない。

ウ　協力応援

○　協力応援

町長は、水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておく。

町長は、水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第１項に基づき他の水防管理者から応援を求められたときは、自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援するほか、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を図るものとする。

○　費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定める。但し協議が整わない場合は、町長がこれを調整する。

２　土砂災害防止

（１）取組方針

土砂災害に対する情報の収集及び被害への対応を迅速に実施する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・情報の収集・伝達 ・避難指示等の発令 ・避難誘導の実施 ・二次災害の防止

（３）具体的な取組内容

ア　土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報

（ア）土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼び掛けられる情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

○　特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

（イ）情報の収集・伝達

○　町は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。

○　町は土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。

○　町は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、町で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をＦＡＸ、電話等により伝達する。

○　町は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

（ウ）避難指示等の発令

土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった場合、町長は、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

土砂災害警戒情報については、土砂災害警戒情報の目的、発表基準、伝達体制などを町地域防災計画に明記するとともに、「土砂災害警戒情報の発表された場合」を避難指示等の発令基準に位置付ける。

また、土砂災害緊急情報についても同様に地域防災計画に明記する。

（エ）避難誘導

町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障がい者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

（オ）二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- 人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- 発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所（令和６年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- 気象、被害の状況、二次被害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通対策等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

３　応急活動体制の施行

「第２編　震災対策編－第１章－第４　応急対応力の強化－＜応急対策＞－２　応急活動体制の施行（87ページ）」を準用する。

第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

【総務課・各機関】

基本方針

「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－＜基本方針＞（97ページ）」を準用する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備
２　気象情報や避難情報の活用の周知

１　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－＜予防・事前対策＞（97ページ）」を準用する。

２　気象情報や避難情報の活用の周知

（１）取組方針

早期の住民避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等を周知し、住民の防災意識向上を図る。

（２）役割

機関名等	役割
町	・気象情報や避難情報の活用の周知

（３）具体的な取組内容

気象情報や土砂災害警戒情報など災害から身を守るための情報を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

＜応急対策＞

１　特別警報・警報・注意報等の伝達
２　町における措置
３　災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達
４　異常な現象発見時の通報
５　消防法に定める火災警報
６　広聴広報活動

１　特別警報・警報・注意報等の伝達

（１）取組方針

特別警報・警報・注意報等の種類に応じて、伝達組織並びに伝達方法を定め、迅速かつ正確に伝達する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・気象特別警報・警報・注意報の伝達

（３）具体的な取組内容

ア　気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

○　特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

○　対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（６地域）を用いることもある。

天気予報は一次細分区域（３区域）に区分して発表する。

本町は秩父地方に属している。

【予報、特別警報・警報・注意報の細分区域】

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	（秩父地方）	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町

【特別警報・警報・注意報の概要】

種　　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警　　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注　意　報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報

【特別警報・警報・注意報の種類と概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

【水防活動用】

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方気象台）】

種類		発表基準
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雨	表面雨量指数基準：17
		土壌雨量指数基準：118
	洪水	荒川流域=67.4 複合基準※1　荒川流域=(8,66)
	暴風（平均風速）	15m/s
	暴風雪（平均風速）	15m/s 雪を伴う
	大雪	12 時間降雪の深さ 30cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準：10
		土壌雨量指数基準：83
	洪水	荒川流域=53.9 複合基準※1　荒川流域=（5,53.9）
	強風（平均風速）	10m/s
	風雪（平均風速）	10m/s 雪を伴う
	大雪	12 時間降雪の深さ 10cm
	雷	落雷等で被害が予想される場合
	濃霧（視程）	100m
	乾燥	最小湿度 25% 実効湿度 55%
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※2
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
	融雪	
	なだれ	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合

※１（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値。

※２ 冬期の気温は秩父特別地域気象観測所の値。

※３ 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄は空白でそれぞれ示している。

(1) 警報とは、重大な災害が発生するおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が発生するおそれのある旨を注意して行う予報である。警報等は災害発生に密接に結びついた指標（風速や雨量指数など）が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

(2) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

○　各種気象情報

・全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒が呼び掛けられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

・キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

種類	概要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

・　**早期注意情報（警報級の可能性）**

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県秩父地方など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

・　**記録的短時間大雨情報**

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

・　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県秩父地方など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は発表から概ね１時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

イ　水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

（ア）水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル２～５に相当する。

【指定河川洪水予報】

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、氾濫危険水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（氾濫危険水位を下回った場合を除く）、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）ときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ氾濫危険水位未満の状態が継続しているとき、氾濫危険水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

【国が管理する河川の洪水予報】

水防法第10条第２項及び気象業務法第14条の２第２項により、国土交通大臣及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、次のとおりである。

利根川、小山川、渡良瀬川、烏川、神流川、中川、綾瀬川、江戸川、荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川

【県知事が管理する河川の洪水予報】

綾瀬川、新河岸川、芝川、新芝川、中川、元荒川、新方川、大落古利根川

（イ）水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「氾濫危険水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

（ウ）水防法に基づく水防警報

水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

【国が管理する河川の水防警報】

水防法第16条により、国土交通大臣が行う水防警報河川は、次のとおりである。

利根川、烏川、神流川、小山川、渡良瀬川、江戸川、中川、綾瀬川、荒川、入間川、越辺川、高麗川、都幾川、小畔川

ウ　気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼び掛けられる情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

【発表対象地域（43市町村）】

土砂災害の危険の認められない市町を除く、以下の43市町村を対象とする。

さいたま市、川口市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、北本市、桶川市、川越市、所沢市、狭山市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、飯能市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、本庄市、美里町、神川町、熊谷市、深谷市、寄居町、春日部市、松伏町

○　発表及び解除

発表及び解除は、次の項目のいずれかに該当する場合に埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

【発表基準】

・大雨警報（土砂災害）発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

【解除基準】

・降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

○　伝達系統

伝達系統は、「気象警報等の伝達」伝達系統図による。

エ　土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。なお、情報伝達系統は、以下のとおりとする。

○　伝達系統

伝達系統は、以下のとおりとする。

＜県が緊急調査を行う場合＞

地すべり

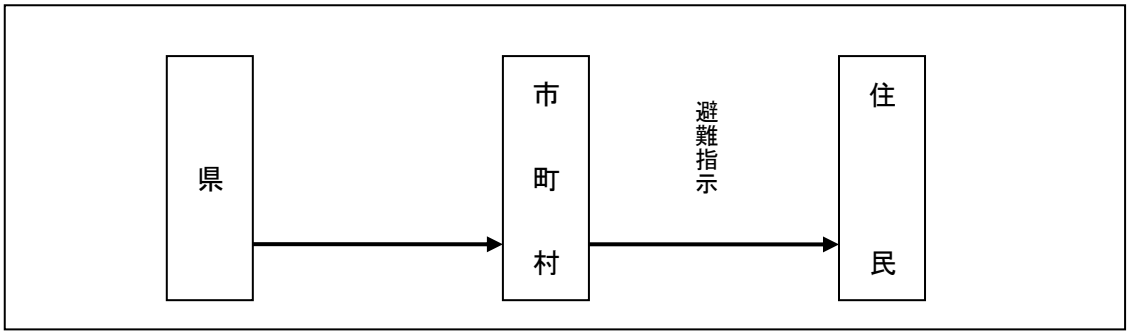

＜国が緊急調査を行う場合＞

・火山噴火に起因する土石流など、高度な専門知識及び技術を要する自然現象

・河道閉塞による湛水

・河道閉塞による湛水を原因とする土石流

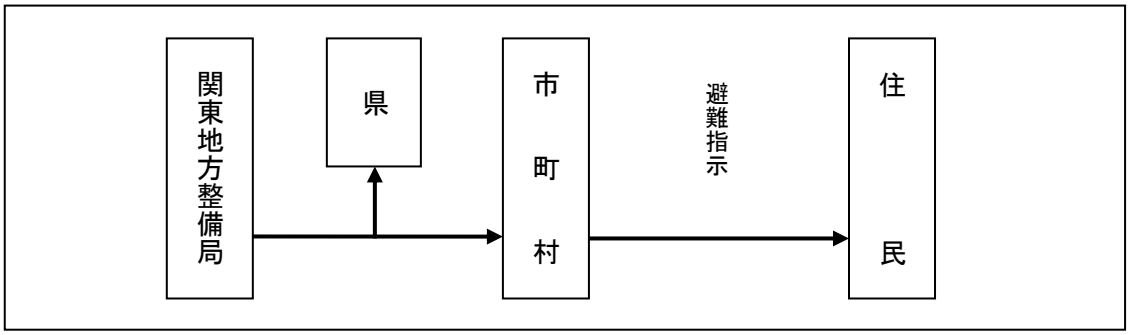

オ　火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて町や消防本部に伝達される。

【通報実施基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

カ　熊谷地方気象台と埼玉県・町とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、町防災担当課責任者又は県防災担当者等へ電話連絡する。なお、緊急性が高い場合などには、町長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、町は、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

・既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合

・特別警報の発表予告、発表、切替、解除をした場合

（１）　台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合

（２）　実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合又は、特別警報の切替をした場合

（３）　特別警報を警報に切り替えた場合

※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

キ　気象警報等の伝達

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台及び気象庁本庁は気象注意報・警報等を発表、切替え、解除した場合は次の機関へ通知するものとする。ただし、水防法及び気象業務法に基づく河川を指定した洪水予報は県水防計画による。

【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】

種別	特別警報		気象情報					水防活動用警報・注意報・情報		
通知先	警報	注意報	全般 関東甲信地方 埼玉県 気象情報	竜巻注意情報	記録的短時間 大雨情報	土砂災害警戒情報	その他の気象情報	警報	注意報	情報
ＮＴＴ東日本（警報伝達システム担当）	●	○						●	○	
ＮＨＫさいたま放送局	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○
消防庁	●	○		○	○	○		●	○	
県災害対策課	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○
関係国土交通省機関（各河川事務所等）	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○

●　気象業務法第 15 条、施行令第８条第１号、第３号及び第９条による通知先を示す。

○　上記以外の通知先を示す。

※　洪水は警報に限る。

【伝達系統図】

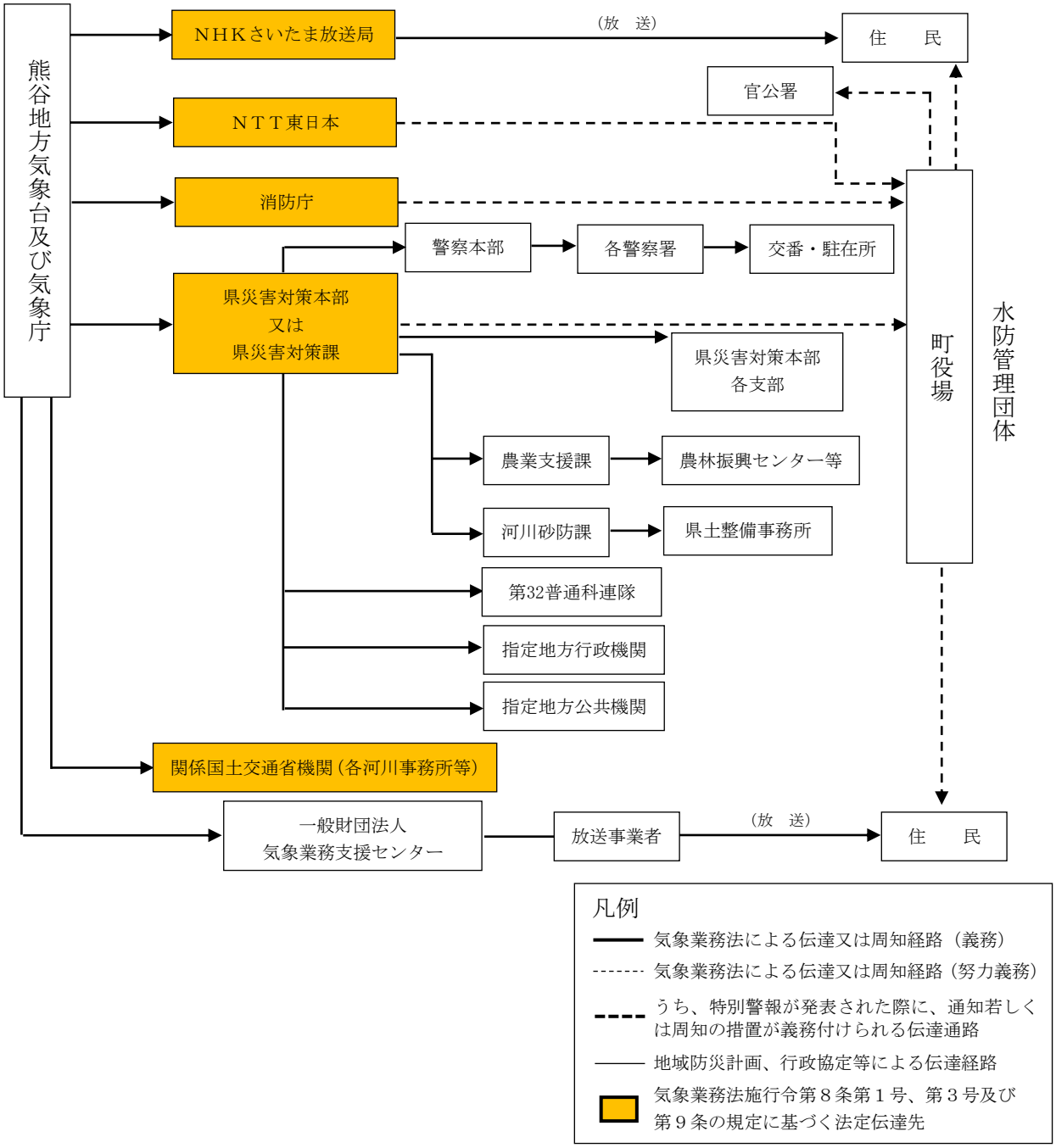

２　町における措置

（１）基本方針

気象警報等が適切に伝達され、被害の未然防止がなされるよう対応する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・関係機関、住民等への気象警報等の伝達

（３）具体的役割

ア　町の措置

（ア）気象警報等の伝達

町長は、県等関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。（災対法第56条）

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民等へ周知するなどの対応をとるものとする。

（イ）伝達体制の整備

町は、注意報及び警報等の伝達の責任者を総務部長（総務課長）とし、体制及び方法等は次のとおりとする。

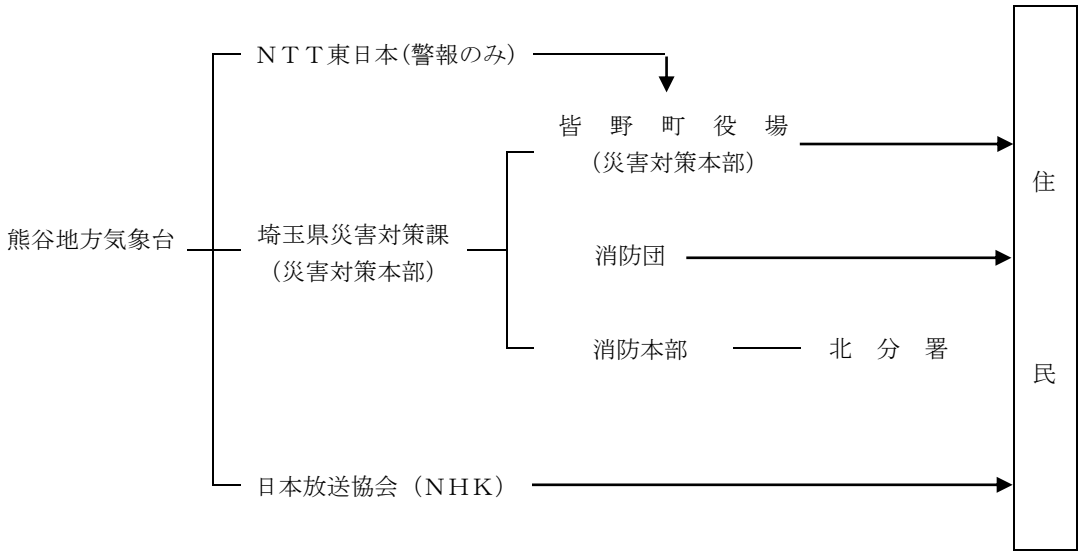

なお、町は防災行政無線（固定系）、広報車、塔上放送、防災緊急連絡ネットワーク等により、災害に関する情報を住民に伝達する。

イ　勤務時間外における注意報等の伝達

町は、勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておく。以下に町における連絡体制を示す。

・当直者の配置

当直員は、非常配備に該当する気象情報が県又は他の関係機関から通知され、若しくは災害発生が予想される場合には、直ちに電話等により総務課長へ連絡する。

・関係各課の担当者への連絡等

総務課長は、当直員から連絡を受けた場合は、町長、副町長に報告をし、配備体制の指示を受け、各課長等へ防災緊急連絡網により伝達する。

３ 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－＜応急対策＞（101ページ)」を準用するほか、次のとおりとする。

（１）風水害時に収集すべき情報

【警戒段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
(ｱ)気象警報等、気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
(ｲ)雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・土砂災害に関するメッシュ情報 ・キキクル	随 時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・町、消防独自の雨量観測所 ・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織・住民	・災害オペレーション支援システム ・町防災行政無線 ・消防無線 ・加入電話 ・防災情報提供システム（気象庁） ・気象庁ホームページ
(ｳ)危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等（令和６年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・町職員 ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織・住民	・町防災行政無線 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(ｴ)住民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防機関の警戒員 ・警察 ・自主防災組織	・町防災行政無線 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

【発災段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
(ｱ)発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水・高潮による浸水状況 ・がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ・発災による物的・人的被害に関する情報 特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報	発災状況の覚知後即時	・町、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、住民 被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に	・災害オペレーション支援システム ・町防災行政無線 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41 等） ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
(ｲ)住民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所の収容の後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・町防災行政無線 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

４ 異常な現象発見時の通報

（１）基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を速やかに把握する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・気象庁その他の関係機関への通報

（３）具体的な取組内容

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

○　発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第２項）

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない。（同条第３項）

○　町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた場合において、町長は、気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

【気象庁（熊谷地方気象台）に行う事項】

○　気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えばたつ巻等突風

○　地震・火山に関する事項

・　火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

・　地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

○　気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

５　消防法に定める火災警報

（１）具体的な取組内容

火災警報は、町長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表するもので、秩父広域市町村圏組合管理者が発令し、その必要がなくなったとき解除する。

６　広聴広報活動

「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－＜応急対策＞２　広聴広報活動（114ページ）」を準用する。

第６　医療救護等対策

【総務課・町民生活課・健康こども課・医療機関】

基本方針

「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策－＜基本方針＞（117ページ）」を準用する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　医療救護体制の整備
２　防疫体制の整備

１～２については、「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策－＜予防・事前対策＞（117ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

１　初動医療体制

「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策－＜応急対策＞（121ページ）」を準用する。

＜復旧対策＞

１　防疫活動

「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策－＜復旧対策＞（124ページ）」を準用する。

第７　避難対策

【総務課・町民生活課・福祉課・健康こども課・教育委員会事務局・警察・消防・各機関】

基本方針

「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策－＜基本方針＞（132ページ）」を準用する。

なお、風水害は地震のような突発的な災害ではなく、ある程度予測可能な災害であることから、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に違いがあることに留意する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　避難体制の整備

１　避難体制の整備

「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策－＜予防・事前対策＞（132ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア　避難計画の策定

町は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとするとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

○　洪水等に対する住民の警戒避難体制

町は、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

○　土砂災害に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

○　局地的短時間豪雨

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

イ　発災前の避難決定及び住民への情報提供

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。町は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

ウ　事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

＜応急対策＞

１　避難の実施
２　避難所の開設・運営
３　広域避難
４　広域一時滞在

１　避難の実施

「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策－＜基本方針＞（132ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

（１）役割

機関名等	役割
町長	・避難の指示 ・警戒区域の設定
知事、その命を受けた職員（応急復旧部）	・避難の指示（洪水及び地すべり） ・警戒区域の設定（町が事務を行えなくなったとき）
県（統括部、応急復旧部）、熊谷地方気象台、関東地方整備局	・避難指示等に関する市町村長への助言
水防管理者	・避難の指示（洪水）
警察官	・避難の指示 ・警戒区域の設定（町長等が現場にいないとき等）
自衛官	・避難の指示（その場に警察官がいない場合に限る） ・警戒区域の設定（町長等、警察官が現場にいないとき）

（２）具体的な取組内容

ア　避難指示

（ア）実施責任者

避難のための立退きの指示、立退き先の指示及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、次の者が行うものとする。

実施責任者	根拠法令	適用災害
町長	災対法第60条	災害全般
知事、その命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
水防管理者	水防法第29条	洪水
警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第４条	災害全般
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 （その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第94条	災害全般

ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。

○　避難指示

・町長及び水防管理者

町長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示、立退き先の指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。

・知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。

知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。

・警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長もしくはその権限を代行する市町村の吏員が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。

・自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

（イ）避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

・要避難対象地域 ・立退き先 ・避難先及び避難経路 ・避難理由 ・避難時の留意事項

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

（ウ）関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す）

・町長

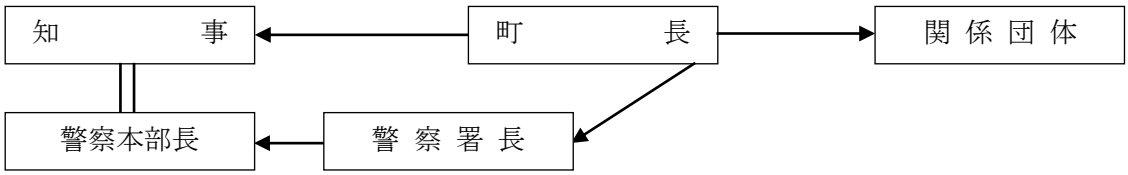

・知事又はその命を受けた職員

（洪水の場合）

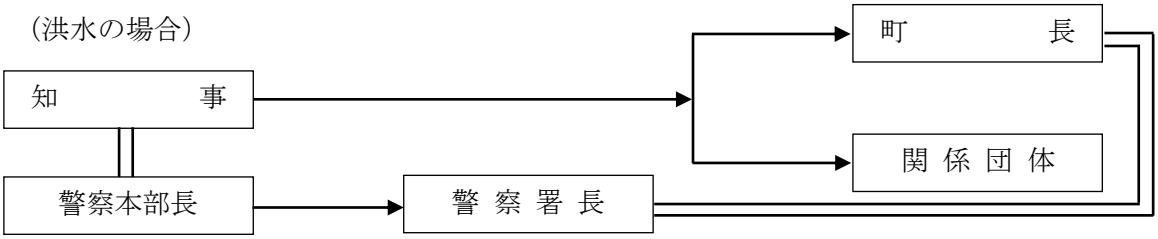

（地すべりの場合）

洪水の場合に準じる。ただし水防管理者に対する通知、連絡を除くものとする。

・水防管理者（町長）

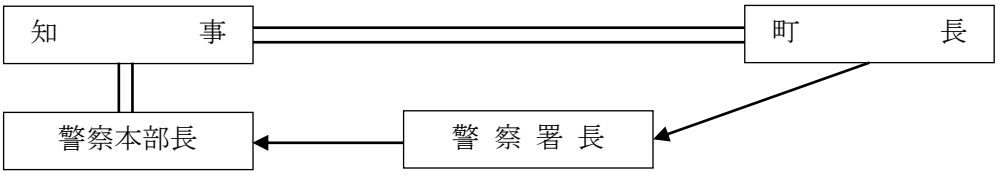

・警察官、海上保安官及び自衛官

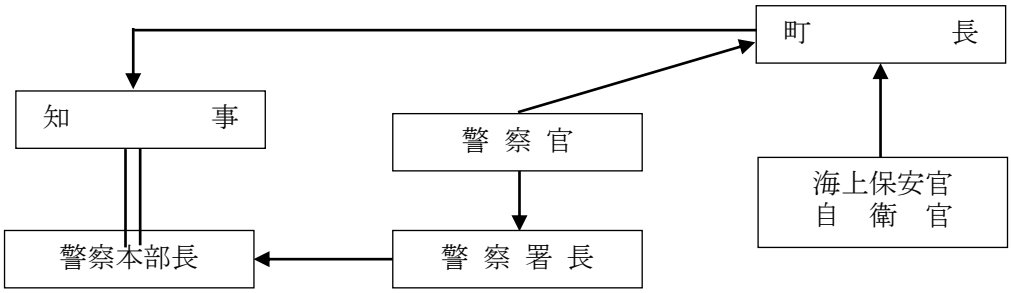

（エ）発令基準及び伝達方法

避難指示の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達するものとし、具体的な発令基準を定めておくものとする。

種 別	発 令 基 準	伝 達 方 法
避難指示	1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発され、避難を要すると判断されるとき。 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 3 河川が氾濫危険水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 5 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 6 土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 7 火災が拡大するおそれがあるとき。	(1) サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 (2) できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。

イ　町長による避難情報の発令

町長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

種 別	発 令 時 の 状 況	住民に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で 屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル４】 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・災害発生（※１）又は切迫（※２）している状況 ※１　災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※２　災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があると判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を町が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル５緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。

（用語の説明）

■避難：災害から命を守るための行動

■立退き避難　：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動

■近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等

■屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の２階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと

・自宅等に浸水しない居室があること

・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

ウ　警戒区域の設定

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状況	措置	指示者	対象者
ア　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63、73条）	(ｱ) 立入制限 (ｲ) 立入禁止 (ｳ) 退去命令	(ｱ) 町長 (ｲ) 警察官（注１） (ｳ) 自衛官（注３） (ｴ) 知事（注４）	災害応急対策に従事する者以外の者
イ　水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(ｱ) 立入禁止 (ｲ) 立入制限 (ｳ) 退去命令	(ｱ)消防機関に属する者 (ｲ)警察官（注２）	水防関係者以外の者
ウ　火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ｱ) 退去命令 (ｲ) 出入の禁止 (ｳ) 出入の制限	(ｱ) 消防吏員又は消防団員 (ｲ) 警察官（注２）	命令で定める以外の者
エ　人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第４条）	(ｱ) 引き留め (ｲ) 避難 (ｳ) 必要な措置命令	(ｱ) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注１）　町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注２）　(ｱ)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注３）　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ｱ)及び(ｲ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注４）　知事は災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代って実施しなければならない。

エ　避難誘導

○　避難指示又は高齢者等避難の伝達

住民に対し、避難指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

＜災害の発生状況に関する状況＞

・河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）

・災害の拡大についての今後の見通し

＜災害への対応を指示する情報＞

・危険地区住民への避難指示

・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請

・周辺河川や斜面状況への注意・監視

・誤った情報に惑わされないこと

・冷静に行動すること

また、町内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

○　避難誘導

避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

山間孤立集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス等の搬送手段を活用する。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

（ア）警察機関の任務

○　警察官が避難誘導を行う場合は、町、消防機関、水防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資器材を活用して的確に行うものとする。

○　住民が避難した地域に対しては、状況の許す限り警らを行い犯罪の予防に努める。

２ 避難所の開設・運営

３ 広域避難

４ 広域一時滞在

２～４については、「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策－＜応急対策＞（139ページ～144ページ）」を準用する。

第８　災害時の要配慮者対策

【総務課・福祉課・健康こども課・各機関】

基本方針

「第２編　震災対策編－第１章－第９　災害時の要配慮者対策－＜基本方針＞（145ページ）」を準用する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　避難行動要支援者の安全対策
２　要配慮者全般の安全対策
３　社会福祉施設入所者等の安全対策

１～３については、「第２編　震災対策編－第１章－第９　災害時の要配慮者対策－＜予防・事前対策＞（145ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

１　避難行動要支援者等の避難支援
２　避難生活における要配慮者支援
３　社会福祉施設入所者等の安全確保
４　外国人への支援

１～４については、「第２編　震災対策編－第１章－第９　災害時の要配慮者対策－＜応急対策＞（153ページ）」を準用する。

第９　物資供給・輸送対策

【総務課・町民生活課・建設課・教育委員会事務局】

基本方針

「第２編　震災対策編－第１章－第10　物資供給・輸送対策－＜基本方針＞（158ページ）」を準用する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備
２　緊急輸送体制の整備

１～２については、「第２編　震災対策編－第１章－第10　物資供給・輸送対策－＜予防・事前対策＞（158ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

１　飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給
２　緊急輸送

１～２については、「第２編　震災対策編－第１章－第10　物資供給・輸送対策－＜応急対策＞（165ページ）」を準用する。

第 10　相互応援

【町】

基本方針

「第２編　震災対策編－第１章－第11　相互応援－＜基本方針＞（168ページ)」を準用する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　相互応援の体制整備等

「第２編　震災対策編－第１章－第11　相互応援－＜予防・事前対策＞（168ページ)」を準用する。

＜応急対策＞

１ 応援要請
２ 応援の受入れ
３ 自衛隊災害派遣

１～３については、「第２編　震災対策編－第１章－第11　相互応援－＜応急対策＞（170ページ）」を準用する。

第 11　遺体の埋・火葬対策

【総務課・医療機関】

基本方針

「第２編　震災対策編－第１章－第12　遺体の埋・火葬対策－＜基本方針＞（177ページ)」を準用する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　埋・火葬のための資材、火葬場の確保

「第２編　震災対策編－第１章－第12　遺体の埋・火葬対策－＜予防・事前対策＞（177ページ)」を準用する。

＜応急対策＞

１ 遺体の取扱い

「第２編　震災対策編－第１章－第12　遺体の埋・火葬対策－＜応急対策＞（178ページ)」を準用する。

＜復旧対策＞

１ 遺体の埋・火葬

「第２編　震災対策編－第１章－第12　遺体の埋・火葬対策－＜復旧対策＞（180ページ）」を準用する。

第 12　住民生活の早期再建

【総務課・町民生活課・税務課・産業観光課・建設課・教育委員会事務局】

基本方針

「第２編　震災対策編－第１章－第13　住民生活の早期再建－＜基本方針＞（181ページ）」を準用する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　罹災証明書の交付体制の整備
２　応急住宅対策
３　被災者台帳の整備
４　動物愛護
５　文教対策
６　がれき処理等廃棄物対策
７　被災中小企業支援

１～７については、「第２編　震災対策編－第１章－第13　住民生活の早期再建－＜予防・事前対策＞（181ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

１　災害救助法の適用
２　被災者台帳の作成・罹災証明書の発行
３　災害廃棄物等処理対策
４　動物愛護
５　応急住宅対策
６　文教対策

１～６については、「第２編　震災対策編－第１章－第13　住民生活の早期再建－＜応急対策＞（187ページ）」を準用する。

＜復旧対策＞

１　生活再建等の支援

「第２編　震災対策編－第１章－第13　住民生活の早期再建－＜復旧対策＞（200ページ）」を準用する。

第 13　竜巻等突風対策

【総務課・産業観光課・建設課】

基本方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等について、住民への注意喚起を行うとともに住民生活に与える影響を最小限にするための対策を推進する。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　竜巻の発生、対処に関する知識の普及
２　竜巻注意情報等気象情報の普及
３　被害予防対策
４　竜巻等突風対処体制の確立
５　情報収集・伝達体制の整備
６　適切な対処法の普及

１　竜巻の発生、対処に関する知識の普及

（１）取組方針

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

（２）役割

機関名等	役割
町	・竜巻や対処方法に関する知識の普及

（３）具体的な取組内容

ア　竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や住民への普及啓発活動を推進する。

２　竜巻注意情報等気象情報の普及

（１）取組方針

竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く住民に普及を図る。

（２）役割

機関名等	役割
町	・竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの普及

（３）具体的な取組内容

町は、県及び熊谷地方気象台と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、住民への普及啓発活動を行う。

〔参考：竜巻注意情報の概要〕

・　竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県秩父地方など）で気象庁から発表される。

・　竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２が現れた地域に発表されるほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断された場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約１時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

【竜巻注意情報の発表例】

埼玉県竜巻注意情報 第１号
令和××年××月××日××時××分 気象庁発表

埼玉県秩父地方は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、××日××時××分まで有効です。

・ 適中率は５％程度、捕捉率は30％程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもあり、予測精度は低い。

〔参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要〕

竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と１時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

（ⅰ）発生確度２：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。（適中率７～14％、捕捉率50～70％程度）

（ⅱ）発生確度１：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。（適中率１～７％、捕捉率80％程度）

発生確度１以上の地域では、予測の適中率は発生確度２に比べて低くなるが、捕捉率は８０％であり見逃しが少ない。

【竜巻発生確度ナウキャストについて】

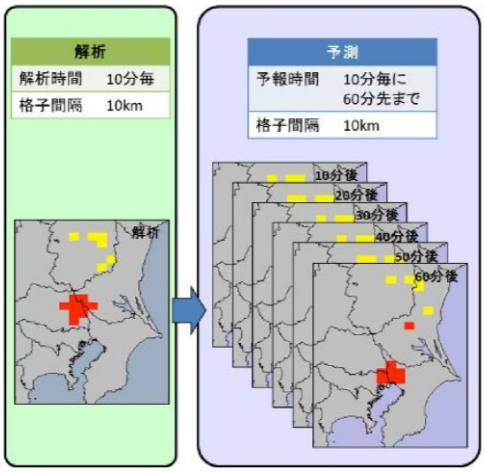

－発生確度２－
竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり、注意が必要である。予測の適中率は７～14%程度、補足率は 50～70%程度である。
発生確度２となっている地方（県など）に竜巻注意報が発表される。

－発生確度１－
竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。
発生確度１以上の地域では、予測の適中率は１～７%程度であり発生確度２に比べて低くなるが、補足率は 80%程度であり見逃しが少ない。

・発生確度２の予測の適中度
発生確度２となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合。
・発生確度１以上の予測の適中率
発生確度１以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合。

資料：気象庁ホームページ

３ 被害予防対策

（１）取組方針

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く住民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

（２）役割

機関名等	役割
町	・農作物における耐風対策

（３）具体的な取組内容

ア　物的被害を軽減させるための方策

○　町は、重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

○　低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

４ 竜巻等突風対処体制の確立

（１）取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

（２）役割

機関名等	役割
町	・竜巻に対する対処、防災関係機関との事前調整

（３）具体的な取組内容

ア　竜巻に対する対処

○　町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておくものとする。

５ 情報収集・伝達体制の整備

（１）取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

（２）役割

機関名等	役割
町	・竜巻等突風が発生又は発生する可能性が高まった際の住民等への伝達体制の整備 ・竜巻等突風の通報制度の検討

（３）具体的な取組内容

ア　住民への伝達体制

○　町は、みなの安心・安全メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。

○　防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時期を逸しない伝達方法を検討する。

イ　目撃情報の活用

○　町及び県や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

６ 適切な対処法の普及

（１）取組方針

竜巻等突風への具体的な対処法を住民にわかりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・竜巻等突風が発生する可能性が高まった際にとるべき行動の住民等への普及 ・竜巻対応マニュアルの作成、関係機関等との共有

（３）具体的な取組内容

ア　具体的な対処方法の普及

○　町は、ホームページや広報紙等を活用し、竜巻等突風から身の安全を守るための対処法をわかりやすく掲示するなど、人的被害を最小限に食い止めるための啓発活動を推進する。

竜巻から命を守るための対処方法（例）	
・頑丈な建物への避難	・窓ガラスから離れる
・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む	・避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成 24 年８月 15 日））

状況の時系列変化	対処行動例
竜巻注意情報発表時	・空の変化(積乱雲が近づく兆し)に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ(５～10 分程度)に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知した時 （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻の接近を認知した時 （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴 （ゴーというジェット機のようなごう音） ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 (屋内) ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 (屋外) ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

資料：気象庁資料をもとに作成

＜応急対策＞

１ 情報伝達
２ 救助の適切な実施
３ がれき処理
４ 避難所の開設・運営
５ 応急住宅対策
６ 道路の応急復旧

１ 情報伝達

（１）取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、住民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・防災情報メール等を活用した竜巻等突風の情報の伝達

（３）具体的な取組内容

ア　竜巻等突風に関する普及啓発の推進

○　町は、住民が竜巻等突風から身の安全を守るため、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

○　町は、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう町単位の情報の付加等を行う。

【町単位での情報の付加に係る参考】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年８月15日））

１．「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

○　「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。

○　なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

２．竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

○　竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

○　気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。

○　竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度２、発生確度１、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、本町が発生確度１又は２の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

（情報伝達）

○　多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

３．当該市町村において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２の範囲に入ったときにおける対応

（情報伝達）

（１）　当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度２の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。

（２）　情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動の２点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）　現在、竜巻注意情報が発表され、○○市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

４．当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

（情報伝達）

（１）　当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。

（２）　情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動の２点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）　先ほど、○○市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。）

２　救助の適切な実施

（１）取組方針

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・災害救助の適切な実施

「第２編　震災対策編－第１章－第13　住民生活の早期再建－＜応急対策＞１　災害救助法の適用（187ページ）」を準用する。

３ がれき処理

（１）取組方針

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

（２）役割

機関名等	役割
町	・がれきの収集、処理の実施

「第２編　震災対策編－第１章－第13　住民生活の早期再建－＜応急対策＞－３　がれき処理等廃棄物対策（190ページ）」を準用する。

４ 避難所の開設・運営

（１）取組方針

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・避難所の開設・運営

「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策－＜応急対策＞２　避難所の開設・運営（139ページ）」を準用する。

５ 応急住宅対策

（１）取組方針

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・被害認定及び罹災証明の発行 ・被災住宅の応急修理の実施 ・応急仮設住宅の維持管理 ・住宅関係障害物の除去

「第２編　震災対策編－第１章－第13　住民生活の早期再建－＜応急対策＞（187ページ）」を準用する。

６ 道路の応急復旧

（１）取組方針

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

＜復旧対策＞

１　被害認定の適切な実施
２　被災者支援

１　被害認定の適切な実施

（１）取組方針

竜巻等突風による被害認定を適切に行い、住民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

（２）役割

機関名等	役割
町	・被害認定の迅速かつ的確な実施

（３）具体的な取組内容

「第２編　震災対策編－第１章－第13　住民生活の早期再建－＜応急対策＞２　被災者台帳の作成・罹災証明書の発行（189ページ）」を準用する。

２　被災者支援

（１）取組方針

被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。

（２）役割

機関名等	役割
町	・被害認定の迅速かつ的確な実施

（３）具体的な取組内容

「第２編　震災対策編－第１章－第13　住民生活の早期再建－＜復旧対策＞１　生活再建等の支援（200ページ）」を準用する。

【＜参考＞平成25年９月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	町
被災者支援	・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・罹災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除
生活再建資金	・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（町社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付 ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（町社会福祉協議会） ・義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給
住宅関連	・町営住宅の提供・広報 ・災害復興住宅融資（(独)住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	・町民税、固定資産税の減免等 ・町税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の災害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	・各種資金（農業近代化資金、スーパーＬ資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育支援	・認可保育所等の保育料の減免 ・放課後児童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度（要保護・準要保護児童生徒） ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、町立幼稚園減免
その他支援	・がれき一時保管場所の設置及び処理 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力エナジーパートナー㈱・東京電力パワーグリッド㈱・その他各契約先小売り電気事業者の定めによる） ・電話料等の支払い延長等（ＮＴＴ東日本㈱） ・ＮＨＫ料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）

第２章　災害復興

【町】

基本方針

「第２編　震災対策編－第２章　災害復興（217ページ）」を準用する。

実施計画

「第２編　震災対策編－第２章　災害復興（217ページ）」を準用する。

第３章　雪害対策

【総務課・建設課・産業観光課・ライフライン事業者】

第１　基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故））が、住民生活等に与える影響を最小限に抑え、住民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るために必要な対策を推進する。

第２　大雪災害の特徴

○　平成26年２月の大雪の状況

２月13日21時に南西諸島で発生した低気圧は、次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。

また、関東地方の上空約1,500メートル付近は－６℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では１週間前（２月８日から９日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。この値は、熊谷（明治29年）と秩父（昭和元年）で観測開始以来の極値である。

－積雪の深さの推移－

（１）熊谷〔２月14日00時から２月15日24時にかけての毎時積雪深（cm）〕

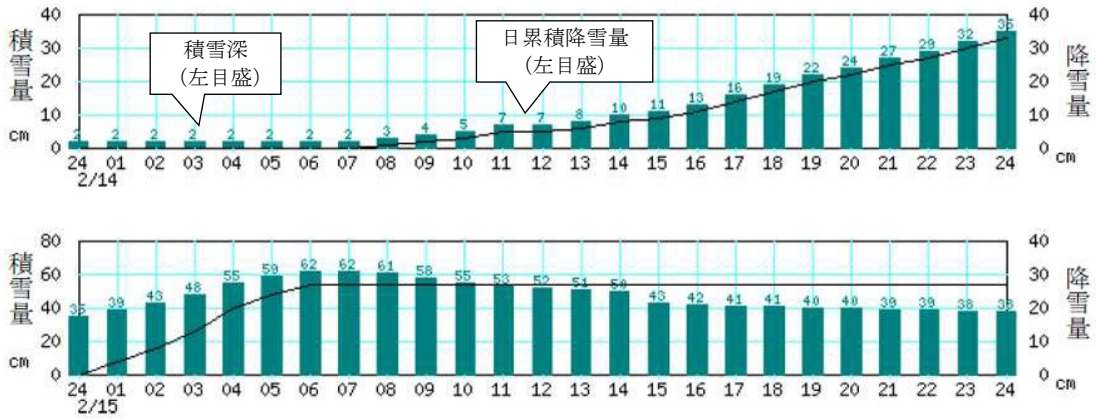

（２）秩父〔２月14日00時から２月15日24時にかけての毎時積雪深（cm）〕

第３　実施計画

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 住民が行う雪害対策
２ 情報通信体制の充実強化
３ 雪害における応急対応力の強化
４ 避難所の確保
５ 孤立予防対策
６ 建築物の雪害予防
７ 道路交通対策
８ 鉄道等交通対策
９ ライフライン施設雪害予防
10 農林水産業に係る雪害予防

１ 住民が行う雪害対策

（１）取組方針

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、住民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、住民は、平時から災害に対する備えを心がける。

（２）役割

機関名等	役割
町	・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低３日間（推奨１週間）分を目標）の奨励 ・住民が担うべき雪害対策の重要性の啓発 ・住民、企業との協力体制の確立

（３）具体的な取組内容

ア　自助の取組

○　自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

○　町は、住民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。

イ　住民との協力体制の確立

○　積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町は、大雪時の路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

「第１章－第１　自助、共助による住民の防災力の向上－＜予防・事前対策＞（37ページ）」を準用する。

２ 情報通信体制の充実強化

（１）取組方針

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、住民の適切な対処を促す。

（２）役割

機関名等	役割
町	・気象情報等の収集・伝達体制の整備 ・住民への伝達及び事前の周知 ・被災市町村や防災関係機関との情報共有

ア　気象情報等の収集・伝達体制の整備

○　町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

イ　住民への伝達及び事前の周知

○　町及び熊谷地方気象台は、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を住民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ住民への周知に努める。

○　住民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

○　町は災害時のオペレーションを支援するシステムを整備し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

「第３編　風水害対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－＜予防・事前対策＞２　気象情報や避難情報の活用の周知（271ページ）」を準用する。

３ 雪害における応急対応力の強化

（１）取組方針

町は、大規模な雪害に対応するため、必要防災資機材等を計画的に整備するとともに、平時から他の防災関係機関との連携強化を図る。

（２）役割

機関名等	役割
町	・大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有 ・防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

（３）具体的な取組内容

ア　大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の共有

○　大雪災害に対応するため、県が作成した事前行動計画（埼玉版タイムライン）を共有する。

イ　防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

○　救助活動等を実施する消防機関及び防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

雪害に対応する防災用資機材（例）				
・スノーシュー	・かんじき	・ストック	・そり	・スコップ
・長靴	・防寒具	・防寒用品	・ポリタンク	など

町は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

４ 避難所の確保

（１）取組方針

町は、人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保するよう努める。

「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策－＜予防・事前対策＞１　避難体制の整備（132ページ）」を準用する。

５ 孤立予防対策

（１）取組方針

町は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行う。

積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

（２）役割

機関名等	役割
町	・孤立集落が必要とする支援の想定 ・孤立のおそれがある地区の状況把握 ・救援実施に必要な体制整備 ・孤立集落を生まないための取組（早期避難所開設）の検討 ・地域コミュニティによる支援機能の強化 ・孤立のおそれがある地区に対し、長期孤立を想定した備蓄の奨励

（３）具体的な取組内容

ア　孤立集落が必要とする支援の想定

町は、必要に応じて関係団体等と協議を行い、孤立集落が必要とする支援（種類、要請手段、調達方法等）内容について、あらかじめ想定しておく。

イ　孤立のおそれがある地区の状況把握

町は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（自治会長等）を把握しておく。

孤立のおそれがある地区（平成 26 年２月の大雪災害時を参考）
・平成26年２月の大雪で孤立した地区 ・集落につながる道路において迂回路がない ・集落につながる道路において、倒木、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険個所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い ・地すべり等土砂災害危険箇所（令和６年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）が孤立化のおそれのある集落に通じる道路があり、土砂災害発生時に、道路が被災した場合、交通途絶の可能性が高い ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い

ウ　救援実施に必要な体制整備

○　町は、集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合に、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

○　町は、孤立するおそれのある地区においては、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。

○　町は、孤立するおそれのある地区内において、救助や物資輸送の際に必要となるヘリコプター離着陸のための適地について検討する。

○　町は、気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

エ　地域コミュニティによる支援機能の強化

地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になるため、地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

オ　長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

町は、孤立するおそれのある地区に対して、最低７日間は外部からの補給がない場合でも自活できるように、飲料水や食料の備蓄について周知を図る。

６ 建築物の雪害予防

（１）取組方針

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの住民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

（２）役割

機関名等	役割
町	・建築物被害を軽減させるための措置

（３）具体的な取組内容

○　町は、役場や学校、防災活動拠点施設、駅等の不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設など要配慮者に関わる施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

・新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

・老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

７ 道路交通対策

（１）取組方針

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

（２）役割

機関名等	役割
町	・関係機関の連携強化

（３）具体的な取組内容

ア　町道等の除雪の優先順位

○　緊急輸送道路、特に重要な基幹道路及び医療機関、ヘリポートへのアクセス道路、公共機関の拠点箇所

○　集落の主要な生活道路

○　雪捨て場へのアクセス道路

○　凍結による交通危険箇所

イ　町の除雪体制

○　町は、地域の実情にかんがみ、必要があると判断されたときは、建設業者へ町道及び林道の除雪を要請し、あらかじめ定められた町道及び林道の除雪にあたらせる。

○　町教育委員会事務局は、特に重要な通学歩道等の安全及び交通確保が必要な場合は、総務課長に職員の動員を要請する。

○　町は、幹線以外の道路の除雪については、あらかじめ区長会、自主防災組織等の団体を通じ、住民による除雪体制づくりを啓発する。

ウ　道路交通の確保

○　道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。

○　道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

エ　雪捨て場の事前選定

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場の選定に努める。

オ　凍結等危険箇所の把握

町は、凍結等のため特に危険な箇所はないか道路パトロールを実施し、その把握に努め、道路交通の安全を期する。

カ　関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、町は、県及び国等との連絡体制をあらかじめ整備する。

「第２編　震災対策編－第１章－第３　交通ネットワーク・ライフライン等の確保－＜予防・事前対策＞（66ページ)」を準用する。

８ 鉄道等交通対策

（１）取組方針

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、町等と連携しながら広く住民に周知する。

９ ライフライン施設雪害予防

（１）取組方針

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、住民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

（２）役割

機関名等	役割
ライフライン事業者	・雪害対策の推進 ・積雪に強いライフラインの研究

（３）具体的な取組内容

ア　ライフラインにおける雪害対策の推進

○　ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するために必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

○　ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図る。

10 農林水産業に係る雪害予防

（１）取組方針

町は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にし、施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・農産物等への被害軽減対策

（３）具体的な取組内容

ア　農産物等への被害軽減対策

積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

＜応急対策＞

１　応急活動体制の施行
２　情報の収集・伝達・広報
３　道路機能の確保
４　警備・交通規制
５　救出・救助及び孤立地区への支援の実施
６　避難所の開設・運営
７　医療救護
８　ライフラインの確保
９　地域における除雪協力

１　応急活動体制の施行

（１）取組方針

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急活動体制を速やかに施行し、災害応急対策を実施する。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・災害応急対策の実施 ・初動期の人員確保

（３）具体的な取組内容

ア　災害応急対策の実施

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

イ　初動期の人員確保

町は、体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、災害時職員参集システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

２　情報の収集・伝達・広報

（１）取組方針

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・積雪に関する被害情報の収集・伝達 ・住民への情報発信 ・積雪に伴うとるべき行動の周知 ・被災市町村等との情報共有機能の強化

（３）具体的な取組内容

ア　気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－＜予防・事前対策＞（97ページ）」を準用する。

イ　積雪に関する被害情報の伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

ウ　住民への情報発信

○　気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、町は、降雪状況及び積雪量の予報等について住民等へ周知する。

○　町は、異常な積雪又はなだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など、住民への多様な伝達手段の中から、有効で時期を逸しない伝達方法を選択する。

○　県は、住民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に発信するとともに、救助や救援活動などの県や警察本部、自衛隊等の対応状況についても一元的に広報する。

○　報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に開催する等、計画的に実施する。

エ　積雪に伴いとるべき行動の周知

町は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を住民に周知する。

（例）

○　不要不急の外出は極力避けること。

○　外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意すること。

○　道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意すること。

○　交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動すること。

○　自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにすること。

○　安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行うこと。

○　除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講ずることや転倒及び屋根雪の落下に注意すること。

オ　県との情報共有機能の強化

○　県は、大雪の際は、被害の全容を把握するために、防災ヘリコプター等による上空からの偵察を活用する。また、得られた被害情報については、災害オペレーション支援システム等を通じて町と共有する。

○　町の被害が甚大な場合、被害状況など県への報告業務等を支援するため、支部の職員の派遣や市町村情報連絡員制度を活用する。

３ 道路機能の確保

（１）取組方針

町及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など住民の命を緊急的・直接的に救助する施設、住民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

（２）役割

機関名等	役割
町	・除雪の応援

（３）具体的な取組内容

ア　効率的な除雪

○　町は、町道等の除雪の優先順位に従い、幹線町道の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

○　除雪状況に合わせ、事前規制の実施や路線特性に応じた交通規制を行う。

○　道路管理者は、緊急的な除雪の実施にあたって必要がある場合は、県警察本部と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要な時は、緊急交通規制の実施を要請する。

イ　除雪の応援

○　町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

○　防災関係機関は、町から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。

○　除雪応援の受入れにあたっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

４ 警備・交通規制

（１）取組方針

異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

（２）具体的な取組内容

ア　交通規制

○　緊急時の交通規制

気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、道路管理者と連携を図り、交通規制を実施する。

○　除雪作業に伴う交通整理と交通規制

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、道路管理者と連携を図り、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

５ 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

（１）取組方針

なだれ事故や異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請及び孤立地区の救援要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・なだれ事故に対する応急対策 ・なだれ発生に伴う避難 ・滞留車両の乗員保護 ・孤立地区の応急対策

（３）具体的な取組内容

ア　なだれ事故に対する応急対策

なだれによる人命等の損失を極力回避するため、鉄道・道路等施設管理者は、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロールを実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見した時は、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生の事前回避に努める。

なだれにより施設が被災した場合には、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。

また、列車又は車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防機関、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

イ　なだれ発生に伴う避難

町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の指示を行うものとする。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずるものとする。

住民等がなだれにより被災したときは、町は、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

ウ　ヘリコプター等による救出・救助

積雪やなだれによる交通途絶等で立ち往生した自動車や、孤立した地区の住民が、直ちに救出・救助が必要な状況であり、かつ他の交通手段が確保できないと認めた時は、町は県に対し、県防災ヘリコプター及び県警ヘリコプター等による救出・救助を要請する。

また、救助の規模が県及び町による対応能力を超え、緊急性、非代替性が認められる場合には、自衛隊法に基づき自衛隊に災害派遣を要請する。

エ　雪害時の滞留車両の乗員保護

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時避難支援等を行う。

オ　孤立地区の応急対策

積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の住民の人命及び財産を保護するため、防災関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

（１）状況の調査等

町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

（２）救援の要請

町は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請するものとする。

（３）医師の派遣・物資の輸送等

町は、県と連携し、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

（４）交通の確保

町は、県及び防災関係機関等と連携し、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

「第２編　震災対策編－第１章－第４　応急対応力の強化－＜応急対策＞（87ページ）」を準用する。

「第２編　震災対策編－第１章－第10　物資供給・輸送対策－＜応急対策＞（165ページ）」を準用する。

６ 避難所の開設・運営

なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った住民や、交通途絶により孤立した地域の住民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策－＜応急対策＞(137ページ)」を準用する。

７ 医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策－＜応急対策＞（121ページ)」を準用する。

８ ライフラインの確保

（１）取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

「第２編　震災対策編－第１章－第３　交通ネットワーク・ライフライン等の確保－＜応急対策＞（73ページ)」を準用する。

（２）役割

機関名等	役割
ライフライン事業者、町	・ライフライン施設の応急対策の実施

（３）具体的な取組内容

ア　応急対策の実施

○　ライフライン事業者、県（給水部）及び町は、倒木による架線断絶や、なだれ・冠雪・着雪・凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずるものとする。

○　ライフライン事業者、県（給水部）及び町は、応急対策の実施にあたり、災害対応の円滑化や住民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

９ 地域における除雪協力

（１）取組方針

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則であるが、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努めることとする。

＜復旧対策＞

１　長期化する雪害への対応
２　農業復旧支援
３　その他復旧対策
４　生活再建等の支援

１　長期化する雪害への対応

（１）取組方針

大量の積雪があった場合には、なだれが発生するおそれが長期間継続する。そのため、積雪後は、なだれによる災害防止に取り組む。

（２）具体的な取組内容

ア　なだれ対策の実施

○　気象台が発表するなだれ注意報を参考にしながら、適宜、住民への注意喚起を行う。

○　道路管理者は、気象台が発表するなだれ注意報や専門家による見解等を参考にしながら、道路の通行規制解除を行う。

２　農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

「第２編　震災対策編－第１章－第13　住民生活の早期再建－＜復旧対策＞（200ページ）」を準用する。

３　その他復旧対策

「第２編　震災対策編－第１章－第２　災害に強いまちづくりの推進－＜復旧対策＞（62ページ）」を準用する。

４　生活再建等の支援

「第２編　震災対策編－第１章－第13　住民生活の早期再建－＜復旧対策＞（200ページ）」を準用する。

第４編　複合災害対策編

第４編　複合災害対策編

【町・各機関】

基本方針

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

そのため、町及び防災関係機関は地震及び風水害等による複合災害を想定し、住民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

町及び防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

１　人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

２　二次被害の防止

町は、県の支援を受けて災害応急対策を実施し、被災者の安全を確保するとともに、被害を最小限に抑える。

３　ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、下水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

○　対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源（※１）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、町外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、県内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※１町内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　複合災害に関する防災知識の普及
２　複合災害発生時の被害想定の実施
３　防災施設の整備等
４　非常時情報通信の整備
５　避難対策
６　災害医療体制の整備
７　災害時の要配慮者対策
８　緊急輸送体制の整備

１　複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、住民等に対して周知する。

○　複合する可能性のある災害の種類

・地震災害
・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）　など

○　複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の３つのパターンに分けられる。

パターン１

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

先発災害	巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下
後発災害	巨大台風が直撃
影　　響	河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊など）

パターン２

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてならない状況になる。

先発災害	巨大地震の発生
後発災害	復旧・復興活動中（１年以内）に巨大台風直撃
影　　響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ

パターン３

町内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはいけない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

地震Ａ´	町内Ａ地区で巨大地震発生
地震Ｂ´	町内Ｂ地区で巨大地震がさらに発生
影　　響	町内対応資源が不足し、対応が困難になる

なお、いずれのパターンにしても、近隣市町村が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町村からの迅速な支援が得られない可能性がある。

２ 複合災害発生時の被害想定の実施

町は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

３ 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないよう防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、町及び防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

４ 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

５ 避難対策

「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策－＜予防・事前対策＞（132ページ）」を準用する。

なお、町は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

６ 災害医療体制の整備

「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策－＜予防･事前対策＞－(117ページ)」を準用する。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

７ 災害時の要配慮者対策

「第２編　震災対策編－第１章－第９　災害時の要配慮者対策－＜予防・事前対策＞（145ページ)」を準用する。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

８ 緊急輸送体制の整備

「第２編　震災対策編－第１章－第10　物資供給・輸送対策－＜予防・事前対策＞－２　緊急輸送体制の整備（163ページ)」を準用する。

なお、町、防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

＜応急対策＞

１　情報の収集・伝達
２　交通規制
３　道路の修復
４　避難所の再配置

１　情報の収集・伝達

「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－＜応急対策＞（101ページ）」を準用する。

なお、町は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

２　交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察は速やかに交通規制を実施する。

３　道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

４　避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。

そのため、町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行う。

第５編　広域応援編

第５編　広域応援編

【総務課・建設課】

基本方針

埼玉県は７つの都県と県境を接する関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。５つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもある。

首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県による相互応援は困難な状況となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。

首都圏広域災害が発生した場合には、まず迅速に町内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとする。

想定災害と対象地域

１　想定災害

今後30年以内の発生確率が70％と言われる南関東地域の大地震のうち、「東京湾北部地震」は地震発生の蓋然性が高く被害規模も大きいとされている。

本編は、首都圏が同時被災する首都直下地震として、東京湾北部地震を想定災害とする。

２　対象地域

首都直下地震で甚大な被害が見込まれる東京都、神奈川県、千葉県を想定する。

【参考：被害想定】出典：各都県の被害想定

	死者数	最大震度	避難者数
東京都	9,641	6強	3,385,489
千葉県	1,394		1,455,977
神奈川県	440		1,040,800
埼玉県	585		54,180

	負傷者数	（うち重傷者）
東京都	147,611	21,893
千葉県	48,004	3,008
神奈川県	22,950	3,630
埼玉県	7,215	812

	全壊棟数		
	揺れによるもの	液状化によるもの	合計
東京都	110,372	13,356	123,728
千葉県	41,330	2,085	43,415
神奈川県	31,320	1,200	32,520
埼玉県	8,127	5,253	13,380

埼玉県における区域連携の枠組み

（１）九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）

○　九都県市では、「九都県市災害時相互応援に関する協定」を締結し、「九都県市広域防災プラン」を作成するなど、平時から実動・図上訓練の実施等により発災時に備えている。また、部会での意見交換等を通じて各都県市における共通課題を検討するとともに、普及啓発活動等の取組を合同で行っている。

○　広域応援の体制構築として、発災時に各都県市間で円滑な連絡調整や情報共有を行うため、情報通信手段の確保や緊急連絡網を整備している。

○　九都県市間で十分に相互応援が行えない場合に備え、関西広域連合との相互応援体制の構築を進めている。

（２）全国知事会

○　全国の都道府県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、各ブロック知事会における支援体制の枠組構築を推進している。また、全国知事会の調整の下、各ブロックの支援体制を基礎とした複数ブロックに渡る全国的な広域応援を実施することとしている。

○　東日本大震災の教訓を基に、平成24年５月の協定改正では、「緊急広域災害対策本部の設置」「カバー（支援）体制の構築」を盛り込んだ。

（３）関東地方知事会

○　埼玉県の属する関東地方知事会（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）では、「１都９県における震災時等の相互応援に関する協定」を締結している。

○　平成25年７月の協定改正では、全国知事会で導入したカバー（支援）体制に基づき、カバーグループの導入及び相対ブロック間の応援について規定した。

（４）三県知事会（群馬県、埼玉県、新潟県）

○　平成25年１月31日に「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」を締結した。

○　協定に基づき、平時における防災体制の共同研究及び連携事業を行うほか、首都直下地震を想定した被災地応援等について、連携した取組を進めていく。

（５）国等が関与して全国的に行われる応援要員派遣の仕組み

ア　応急対策職員派遣制度

○　本制度は、大規模災害発生時に、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の短期派遣の仕組みである。総務省が応急対策職員派遣制度に関する要綱を策定し構築した。

＜支援業務＞

災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付等の災害対応業務（国等が関与して全国的に行われる当制度以外の仕組みによる支援は除く。）

広域応援のタイムテーブル

時期	被災地等の主な対応	県の主な対応	町の主な対応
初動期～ 応急初期	・災害対策本部の設置 ・被災情報の収集 ・避難誘導、消火、水防など被害防止活動 ・人命救助・救急医療の実施	・情報収集体制の確立 ・連絡員等の派遣 ・応援・受援体制の確立	・広域応援にあたって県への協力
応急期	・避難者対策（要配慮者への支援等）の実施 ・帰宅困難者対策の実施 ・物資・燃料等の調達、緊急輸送 ・被災者の健康対策（感染症対策、衛生対策等） ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・医療活動の実施 ・災害ボランティアの受入れ ・義援金・物品の受入れ ・遺体の安置、火葬 ・災害廃棄物の処理 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・海外からの支援の受入れ	・救援物資の需給調整 ・帰宅困難者への支援 ・応援職員の派遣・受入調整 ・広域避難の受入調整 ・ボランティアの活動支援 ・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進	・応援職員の派遣 ・広域避難の受入れ ・避難所の開設・運営、避難所開設の公示 ・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理への協力
復旧・ 復興期	・復興計画の策定・復興財源の確保 ・インフラ施設等の復旧・復興 ・生活再建支援 ・恒久住宅への移行支援 ・経済・雇用調整	・復興計画の策定支援 ・被災自治体の復興業務への支援	・被災自治体の復興業務への支援

初動シナリオ

県は、首都圏広域災害が発生した場合、初動対応を迅速に行うとともに、甚大な被害を被った他の地域に対し、被害状況の把握、応援の要否の確認、支援ニーズの把握を始め状況把握に努めるとともに、連絡が取れない場合の自主出動の要・不要の判断を的確に行い、速やかに支援行動を開始する。

町は、県の支援行動に協力するとともに、広域応援にあたっての協力体制を整備する。

＜初動対応手順＞

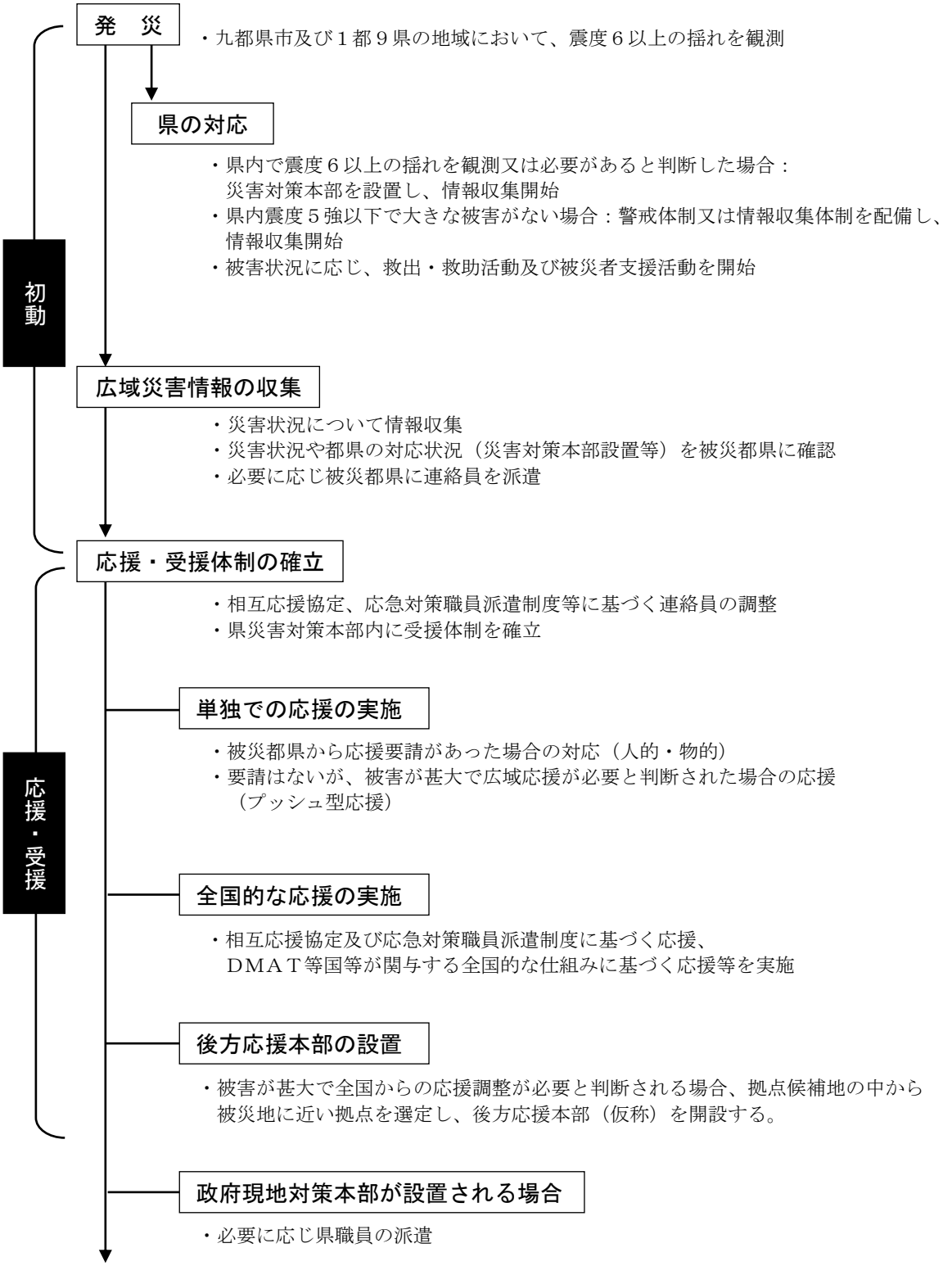

具体的取組

＜事前対策＞

１　広域応援体制の整備
２　広域支援拠点の確保
３　広域応援要員派遣体制の整備
４　広域避難受入体制の整備
５　町内被害の極小化による活動余力づくり

１　広域応援体制の整備

（１）取組方針

町は、県から要請があった場合に備え、広域応援にあたっての協力体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・広域応援にあたっての協力体制の整備

（３）具体的な取組内容

町は、九都県市合同防災訓練等の後援を行うとともに、訓練等に積極的に参加する。

２　広域支援拠点の確保

（１）取組方針

町は、広域応援を実施する時に必要となる物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を事前に設定・確保しておくこととする。

（２）役割

機関名等	役割
警察、消防、自衛隊	・広域支援拠点の情報の共有

（３）具体的な取組内容

ア　広域支援拠点の確保

町は、他自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地を事前に選定する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広に候補地を選定する。

３ 広域応援要員派遣体制の整備

（１）取組方針

町は、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、県が事前に編成する職種混成の応援要員チームへの参加要請があった場合、特段の理由がない限り、これに協力するものとする。

（２）役割

機関名等	役割
町	・応援職員派遣体制の整備 ・広域応援要員の活動体制の整備

（３）具体的な取組内容

ア　応急対策職員派遣制度に基づく応援職員派遣に係る体制整備

県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

町は、県と一体となって応援を行うことから、県の体制整備への協力に努めるものとする。

イ　国等が関与して全国的に行われる応援要員の派遣の仕組みに係る体制整備

町は、上記ア以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき、応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

４ 広域避難受入体制の整備

（１）取組方針

首都圏広域災害発生時には、多くの人々が他都県から町に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・避難所の選定、確保 ・公営住宅等の空き室状況の把握 ・応急仮設住宅の適地調査の実施

（３）具体的な取組内容

ア　広域避難受入体制の整備

町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

町は県とともに、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

５ 町内被害の極小化による活動余力づくり

（１）取組方針

町は、減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・住民への普及啓発 ・自主防災組織の育成 ・防災基盤整備 ・防災まちづくり等の促進 ・事業者等による事業継続の取組の促進

（３）具体的な取組内容

ア　住民への普及啓発

・家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
・家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
・ＤＩＧ、ＨＵＧを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

イ　自主防災組織の育成

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において、中心的役割を担う人材育成を強化する。

ウ　防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

・町は、防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進する。
・民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。
・町及び県は、古い基準で建設された橋りょうの耐震補強工事を計画的に進める。
・町及び県は、老朽化の進む社会資本(橋りょう、下水道等)に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

エ　事業者等による事業継続の取組の促進

事業者等による災害時の事業継続（ＢＣＰ）の取組を促進する。コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

＜応急対策＞

１　広域応援調整
２　応援に係る広域災害情報の収集
３　広域応援要員の派遣
４　広域避難の支援
５　がれき処理支援
６　環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

１　広域応援調整

（１）取組方針

首都圏広域災害が発生し、他都県への支援が可能と判断できる場合、県は広域応援調整のための後方応援本部（仮称）を設置し、被災地への支援が実施される。町は県と協調して応援活動を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・広域応援にあたって県への協力

（３）具体的な取組内容

ア　後方応援本部（仮称）への協力

町は被災が軽微又は被災していない場合、県後方応援本部が実施する被災地支援活動に協力する。

＜広域応援体制の関係図＞

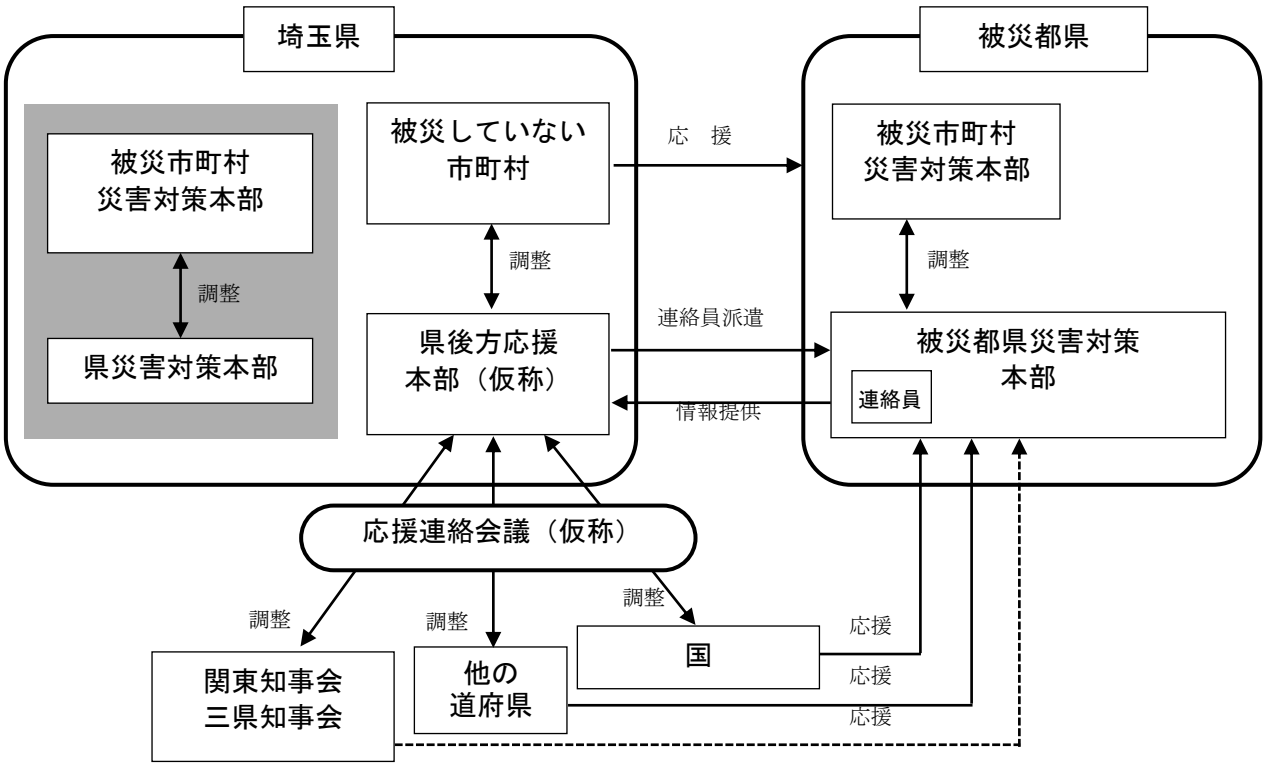

２ 応援に係る広域災害情報の収集

（１）取組方針

県は、首都圏広域災害が発生した場合、首都圏の被災状況を把握するための情報収集を実施し、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。町は、広域応援にあたって県に協力する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・広域応援にあたって県への協力

＜情報の流れ＞

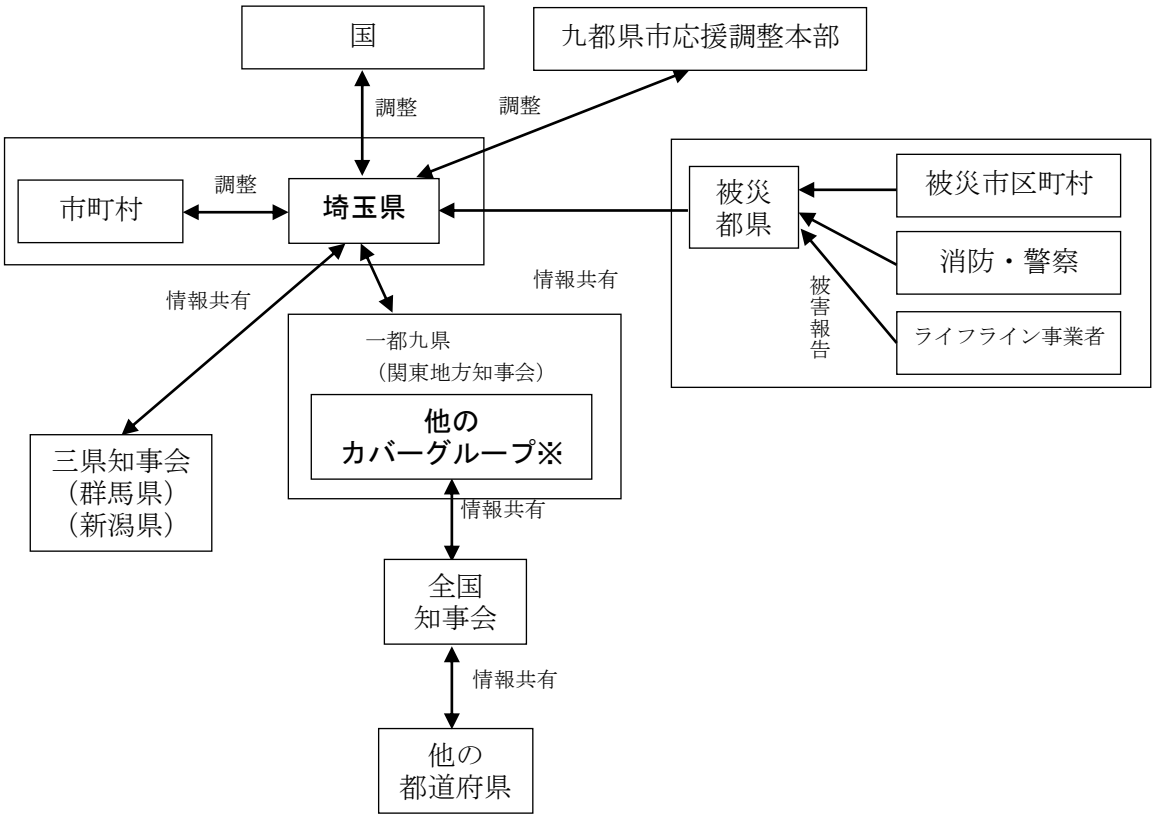

※他のカバーグループ

	グループ構成都県
第１グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
（第２グループ）	（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
第３グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

３ 広域応援要員の派遣

（１）取組方針

県は、相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。

応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣に当たっては、町と一体となって行う。

被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況により判断する（複数の枠組みによる派遣が並行して行われることも想定される。）。

町は、県より広域応援要員の派遣要請があった場合、特段の理由がない限り、これに協力するものとする。

（２）役割

機関名等	役割
町	・応援要員の派遣

＜相互応援協定に基づく広域応援要員派遣の流れ＞

県は被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、広域応援要員を派遣する。

県及び町では必要な要員の確保が困難な場合は、九都県市や全国知事会、三県知事会等に要請する。

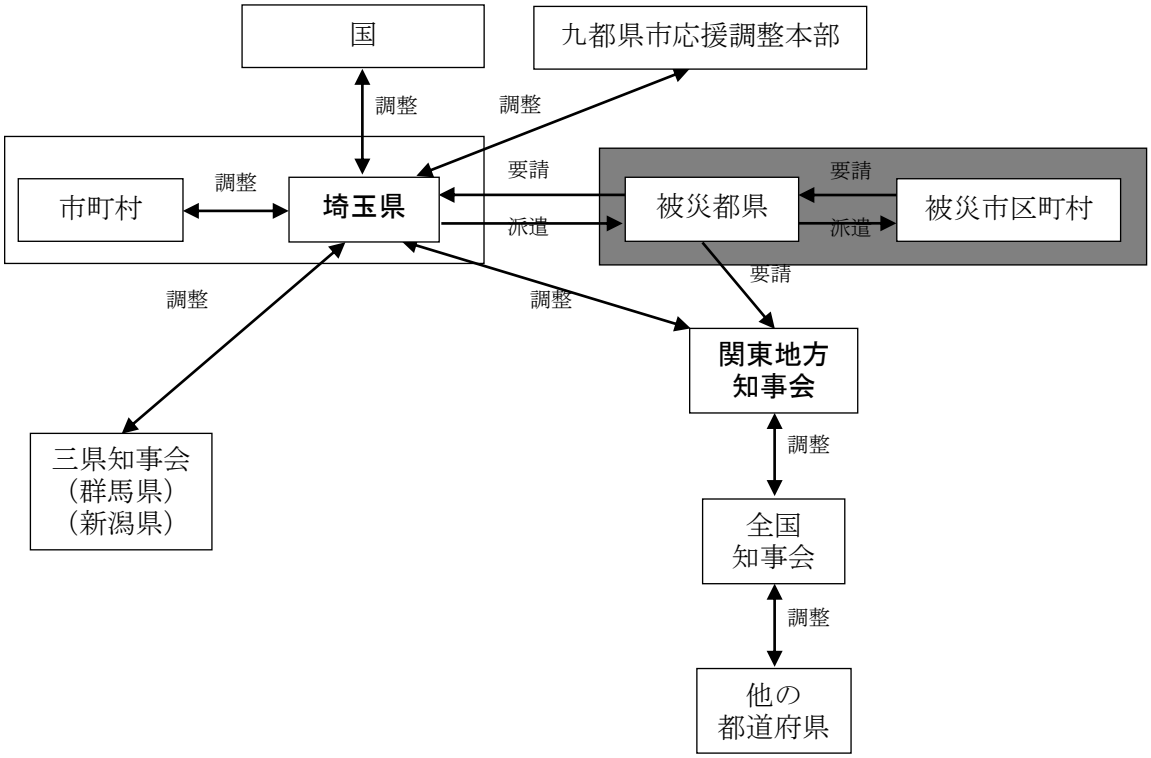

＜参考＞災害対応時期ごとに必要とされる業務

時期	必要とされる応援要員の業務例
応急対応（短期派遣）	○避難者対策 ・避難所運営、物資搬出入、ボランティア受入支援、罹災証明・住民相談、家屋被害調査 ○保健・医療・健康・福祉 ・救護所における診察・治療、死体検案支援、防疫・消毒 ・被災者の健康相談・避難所の衛生対策、心のケア支援 ○建物二次被害防止対策 ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 ○環境 ・災害廃棄物処理支援 ○応急住宅対策 ・応急仮設住宅建設支援 ○教育・文化財 ・児童・生徒のこころのケア、博物館復旧支援、文化財保護 ○環境・衛生 ・がれきの除去・運搬、し尿収集・運搬 ○ライフライン復旧 ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○被災市町村行政業務支援
復旧・復興期（中・長期派遣）	○公共土木・農林水産施設 ・公共土木施設（道路・河川・砂防）や農林水産施設（農地・農業用施設・治山・林道）の災害査定、復旧工事 ○まちづくり・都市再生 ・建築（県立学校等）の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりに係る用地取得業務 ○環境 ・震災廃棄物処理 ○保健・医療・福祉 ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○教育・文化財 ・教育活動支援 ・復旧・復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査

４　広域避難の支援

（１）取組方針

町は、県から他都道府県からの避難者の受入れ協力を求められた場合、特段の理由がない限り、広域一時滞在のための避難所を提供する。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他都県からの避難者（広域一時滞在者）を町が受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・避難所の開設・運営、避難所開設の公示
交通事業者、 バス協会	・移送の実施
自主防災組織、災害ボランティア	・広域一時滞在者向け避難所の運営支援

＜広域避難（広域一時滞在）の流れ＞

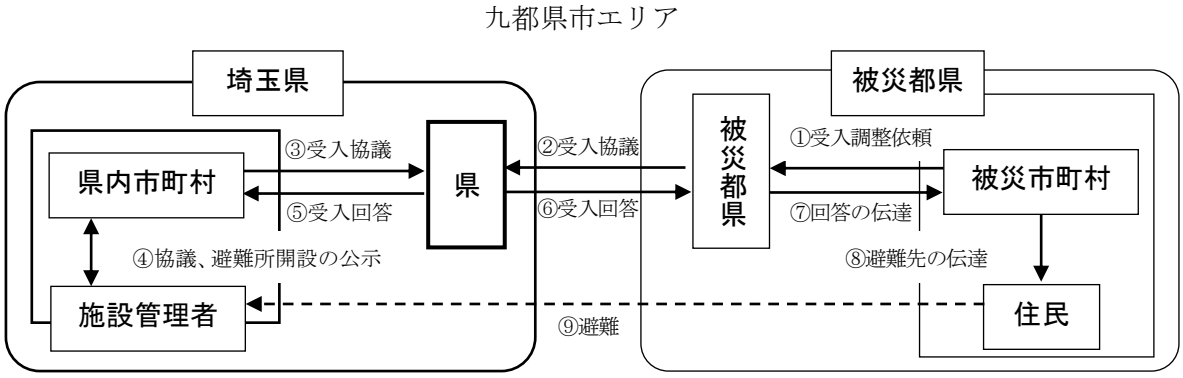

○　応援要請と受入れの流れ

①被災市区町村からの被災都県へ避難者受入調整の依頼

②被災都県内では受入困難な場合、県への要請、被災都県との受入協議

③町と県との受入協議

④町と避難所（施設管理者）との協議

⑤県への受入回答及び避難所開設の公示

⑥被災都県への受入回答

⑦被災都県から被災市区町村への受入回答の伝達

⑧被災市区町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援

⑨避難者の受入れ（避難誘導を含む）

避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う）

○　被災都県からの応援要請及び県との受入協議

県は、被災都県知事から避難者受入れの要請があった場合、埼玉県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、町長に対して町が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。なお、被災都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を収容できる施設を優先して選定する。

○　避難者受入方針の決定

県は、町に対し、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

○　避難所開設の公示及び避難者の収容

町長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

○　避難所の管理運営

「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策（132ページ）」を準用する。

○　要配慮者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

町及び県は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

○　自主避難者への支援

町は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

○　避難者登録システム等の活用

県は、避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供するものとし、町はこれに協力する。

○　遠県への避難

町内の避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は町内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体での二次受入れを調整する。避難者の移送については、受入れ県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

５ がれき処理支援

（１）取組方針

町は、膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・被災都県のがれき処理への協力

６　環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

（１）取組方針

町は、被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・し尿処理、ごみ処理の支援

＜復旧対策＞

１　広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）
２　遺体の埋・火葬支援
３　仮設工場・作業場の斡旋
４　生活支援
５　首都機能の維持

１　広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

（１）取組方針

町は、首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・広域復旧復興支援（職員派遣）の実施

【＜参考＞復旧・復興の時期における被災地で発生する主な業務】

応急後期～復旧期	・帰宅困難の代替輸送、徒歩帰宅支援 ・避難所の生活環境改善 ・被災者の要望調査 ・被災者の生活相談 ・「こころのケア」のためのカウンセリング ・被災者の域外避難 ・防疫体制の確立 ・火葬体制の確立 ・被害認定調査、罹災証明書の発行 ・被災住宅の応急修理の実施 ・仮設住宅（民間賃貸住宅等のみなし仮設を含む）の供給 ・税金の徴収猶予・減免措置 ・被災者生活再建支援金の給付 ・被災企業等への金融相談、事業再建相談 ・義援金の募集、配分 ・一般生活ごみ、粗大ごみの収集 ・がれき類の収集・処理
復興期	・震災（災害）復興本部の設置、復興方針の策定 ・（市町村）復興計画策定 ・震災復興事業の実施 ・仮設住宅入居者の健康管理 ・遠方避難者への支援窓口 ・市街地復興事業（建築制限等の指定） ・被災者の職業斡旋 ・被災者個人への融資 ・中小企業、農林漁業従事者への融資

○　首都圏の復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。町は、職員派遣や必要資材の調達支援等について、県に協力する。

○　主な応援業務

①復興計画の策定

被災都県の復興計画等を策定するため、応援職員の派遣を行う。

②インフラ施設の復旧・復興

県道、市町村道や河川等の復旧のため、応援職員の派遣や必要資材の調達を実施する。

③まちづくりの復旧・復興

土地区画整理事業、市街地再開発事業等を実施するため、応援職員の派遣を行う。

④恒久住宅への移行支援

災害公営住宅整備・供給支援を行うため、応援職員の派遣を行う。

⑤その他、復旧・復興に係る業務支援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。

２ 遺体の埋・火葬支援

（１）取組方針

県は、首都圏広域災害発生時に、県内における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

町は県に協力するとともに、他都県からの火葬依頼へ対応する。

３ 仮設工場・作業場の斡旋

（１）取組方針

町は、事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場として斡旋する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・空き工場・作業場の情報の提供、斡旋の協力

４ 生活支援

（１）取組方針

県は、長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行う。

町は、県の取組に協力する。

（２）役割

機関名等	役割
町	・県の取組への協力

５ 首都機能の維持

（１）取組方針

県は、中央官庁を含める都内が甚大な被害を受けた場合、さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。

町は、政府の災害対応及び業務継続の支援を行う。

（２）役割

機関名等	役割
町	・政府の災害対応及び業務継続の支援

第６編　事故災害対策編

第１節　火災対策計画

【総務課・建設課・町民生活課・福祉課・産業観光課・警察・消防・各機関】

第１　火災予防

１ 基本方針

消防組織の整備、消防施設の充実、消防団員の教養訓練等を援助して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、火災から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期する。

２ 消防力の整備強化

ア　消防組織の整備

常備消防は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町及び小鹿野町の１市４町を構成市町とする秩父消防本部が設立され、広域化が図られた。消防本部は、１つの消防署と４つの消防分署で構成され、本町は秩父消防署北分署が配備され、火災の予防・警戒・鎮圧等地域の消防業務にあたっている。

また、非常備消防として消防団を設置しており、消防団本部と５分団（団員定数２５１名）で構成されている。消防団は、火災発生等の際に初期消火、避難誘導等のほか、常備消防と一体となって消防活動を実施している。また、地域の巡視・防火思想の啓蒙活動を兼ねた夜間警備活動や防火水槽の点検・補水等、地域の防火活動の中核として重要な役割を担っている。

イ　消防団の育成・強化

町は消防力の補完的な組織であり、地域の防災リーダーとしての活動が期待される消防団の育成・強化を図る。

なお、消防資器材の充実、訓練、意識の高揚、住民への指導広報等に配慮し実施する。

ウ　消防施設等の整備

町は、消防力の現勢等を把握し、消防本部と連携して「消防職の整備指針」及び「消防水利の基準」等消防法令に適合するように消防機械器具、消防水利施設等の計画的な保全と更新を図る。

エ　調査

消防組織が災害に対処し、適切な防御活動を行うことができるよう、定期又は臨時に地図、地理、水利及び災害危険区域等を計画的に調査し、その結果に基づき、大規模な災害の発生を予想した被害想定図の作成等に努める。

オ　教育訓練

消防組織がその任務を達成するためには消防職団員の向上を図る必要があり、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図る。

３　火災予防対策

火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、失火防止対策及び消火力の強化等の対策が考えられる。

（１）建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

ア　市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

イ　消防法第７条の規定による建築同意制度の効果的な運用の促進

（２）火災発生原因の制御

ア　防火管理者制度の効果的な運用

（ア）　消防本部は学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図る。

（イ）　防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

イ　予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導するものとする。

ウ　社会福祉施設等の火災予防対策

社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

エ　火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て毎年定期的に火災予防運動を実施する。

オ　火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、発生地の消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教育の資料とする。

（３）耐災環境の整備

ア　消防団員の確保対策

近年の経済情勢、社会環境の変化により、消防団員の減少は全国的な傾向である。

現在町の消防団員数も年々減少しており団員確保に困難をきたしている。

このため、これらの打開策として、次の事項を検討するものとする。

（ア）消防団装備の機械化、軽量化
（イ）消防ポンプ自動車等の重点配置
（ウ）消防団組織の発展的な改善及び合理的な再編成
（エ）中核となる団員の育成及び資質向上
（オ）団員の処遇改善
（カ）女性・大学生に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

イ　民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

（ア）民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、婦人防火クラブ、幼少年消防クラブなど民間防災組織の育成強化に努める。

（イ）事業所等の自衛消防組織の育成強化

大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。

（ウ）消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資器材を整備するとともに、公設消防隊の活動を円滑にならしめるための諸施策を講ずるものとする。

第２　消防活動

１　目標

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定める。

２　消防本部による消防活動

（１）情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

ア　災害状況の把握

１１９番通報、駆け込み通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握するとともに、初動体制を整える。

イ　把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう働きかける。

ウ　応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

（２）大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、次項の原則にのっとる。

ア　避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

イ　重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ　消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ　市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

オ　重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

カ　火災現場活動の原則

（ア）出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

（イ）火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

（ウ）火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

（エ）救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。詳細については、「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策（117ページ)」を準用する。

３　消防団による消防活動

（１）出火防止

地震等の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

（２）消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

（３）救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

（４）避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

（５）情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

（６）応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

４　他の消防機関に対する応援要請

（１）消防相互応援協定に基づく応援要請

町長は、地域における消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

（２）県への応援要請

町長は、地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

（３）要請上の留意事項

ア　要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

（ア）火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
（イ）応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
（ウ）応援要請を行う消防隊の種別と人員
（エ）町への進入経路
（オ）応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ　応援隊の受入体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受入体制を整える。

（ア）応援隊の誘導方法
（イ）応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
（ウ）応援隊の活動拠点の確保

第３　大規模火災予防

１　基本方針

（１）趣旨

市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

（２）留意点

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

２　災害に強いまちづくり

（１）災害に強いまちの形成

町は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、災害に強い市街地構造の形成を図る。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

町は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

（２）火災に対する建築物の安全化

ア　消防用設備等の整備、維持管理

町は、多数の者が出入りする施設等について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

イ　建築物の不燃化

町は、建築物の不燃化を促進する。

「第６編　第１節　第１　火災予防　３　火災予防対策　（１）建築物の不燃化（370ページ）」を準用する。

３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

（１）情報の収集・連絡

ア　情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

イ　通信手段の確保

町は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備」に準ずるものとする。

（２）災害応急体制の整備

ア　職員の体制

町及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

（３）消火活動体制の整備

町及び消防本部は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

町は、平常時から消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

（４）緊急輸送活動への備え

町及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

（５）避難収容活動への備え

ア　避難誘導

町は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難路の指定については、「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策」に準じる。

イ　避難所

町は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所を指定し、住民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

（６）施設、設備の応急復旧活動

町及び事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ、応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておく。

（７）被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

（８）防災関係機関等の防災訓練の実施

ア　訓練の実施

町及び事業者は、大規模火災を想定し、住民参加により、実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

イ　実践的な訓練の実施と事後評価

町及び事業者が訓練を行うにあたっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

４　防災知識の普及、訓練

（１）防災知識の普及

町は、関係機関の協力を得て、年２回春季と秋季に火災予防運動を実施し、住民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図る。

町は、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、住民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、自治会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

（２）防災関連設備等の普及

町は、住民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

（３）防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第４　大規模火災対策

１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

（１）災害情報の収集・連絡

ア　大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ　大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

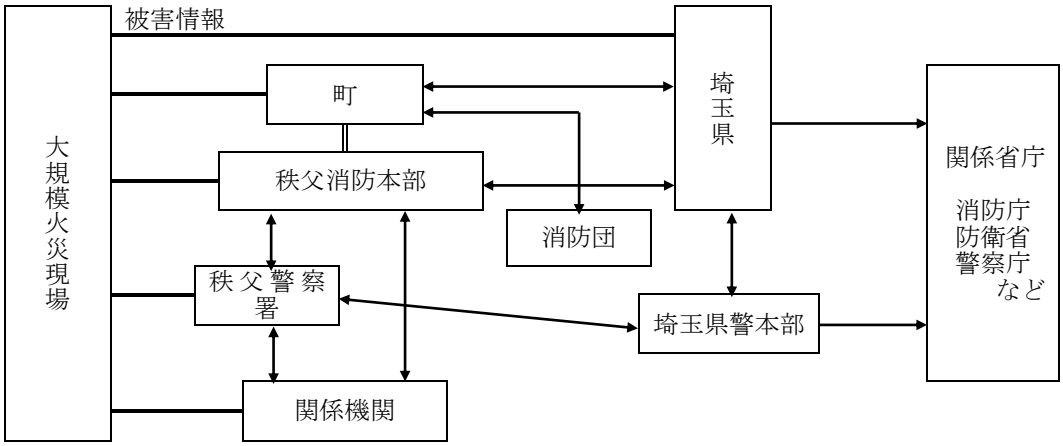

ウ　応急対策活動情報の連絡

町及び消防本部は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

町及び消防本部は、応急対策活動情報に関し、平時から相互に情報交換を行うものとする。

（２）通信手段の確保

町及び消防本部は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、国・県及び町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

（２）事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講ずるものとする。

（３）自衛隊の災害派遣要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

自衛隊の派遣要請については、「第２編　震災対策編－第１章－第11　相互応援＜応急対策＞３　自衛隊災害派遣」を準用する。

３　消火活動

消防本部は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

４　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

（１）緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

（２）交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

５　避難収容活動

発災時における避難誘導については、「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策＜応急対策＞」に準ずる。

６　施設・設備の応急復旧活動

町及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

７　被災者等への的確な情報伝達活動

（１）被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

（２）住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

（３）関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第５　林野火災予防

１　基本方針

（１）趣旨

本町の森林面積は、総面積の約70％を占めている中で、林野火災は、地形の制約等の状況からして、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多い。このため、林野において火災が発生した場合の対策について定める。

（２）留意点

計画の策定にあたっては、事業主体ごとに次の事項に留意する。

ア　林野火災に強い地域づくり

イ　迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

ウ　防災対策の充実

（３）現状

林業の採算性の悪化等から、管理不足による森林の荒廃が進んでいる。一方で山間地域の道路や観光拠点の整備が進み、ハイカー等の森林への入り込みが増加している。その結果、林野火災が多発し、森林に隣接した住宅への延焼の危険が高くなっている。

２　実施計画

（１）町

ア　林野火災に強い地域づくり

（ア）危険地域の把握

町及び秩父消防本部は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

（イ）防災計画の策定

町及び秩父消防本部は、迅速かつ効果的な消防活動が実施できるよう、総合的な防災計画を作成する。

（ウ）火災巡視等

町及び秩父消防本部は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

イ　迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

（ア）情報の収集・連絡関係

①　情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図る。

②　情報の分析整理

町は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に努める。

③　通信手段の確保

町は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備＜予防・事前対策＞」に準ずるものとする。

（イ）消火活動体制の整備

町は、林野火災に備え、水利や消火剤等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努める。

町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防体制の整備に努める。

（ウ）避難収容活動への備え

①　避難誘導

町は、林野火災に備えて避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や入山者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、町は、林野火災発生時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備する。

②　避難所

町は、宿泊施設等を避難所として指定し、住民や入山者への周知徹底に努める。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、点検・整備を行う。

また、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な措置を、住民や入山者及び施設管理者に周知する。

（エ）施設・設備の応急復旧活動

町は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ、応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておく。

（オ）被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、林野火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

（カ）防災関係機関等の防災訓練の実施

①　訓練の実施

町は、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

②　実践的な訓練の実施と事後評価

町が訓練を行うにあたっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

ウ　防災対策の充実

（ア）林野火災予防対策の充実

林野火災の原因は、たばこ・たき火など、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、森林の巡視や火災予防の啓発活動を進め、その防止を図る。

①　森林の保全巡視

林野火災の発生を防止するため、町は、森林の保全巡視を行う。

②　予防啓発活動

毎年、林野火災危険期（２月～３月）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意を喚起するものとする。

③　山間孤立地域の把握

林野火災の延焼により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起するものとする。

（２）町、森林所有者及び林業関係団体

ア　町、森林所有者

町は、消火活動に資する林道、防火貯水槽の整備及び維持管理を実施する。

町及び森林所有者は、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁に、防火樹林帯を造成するものとする。

森林所有者は、造林にあっては、下刈、枝打、除伐等を行い、消火活動に資するものとする。

イ　林業関係団体

（ア）森林巡視等

林業関係団体等は、林野火災の多発時期における巡視等、自主的な森林保全管理活動を推進するものとする。

（３）町及び警察

ア　災害応急体制の整備

（ア）職員の体制

町は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

（イ）防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

イ　緊急輸送活動への備え

林野火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、町及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第６　林野火災対策

１　発災直後の情報の収集・連絡

（１）災害情報の収集・連絡

ア　林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況・林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ　林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

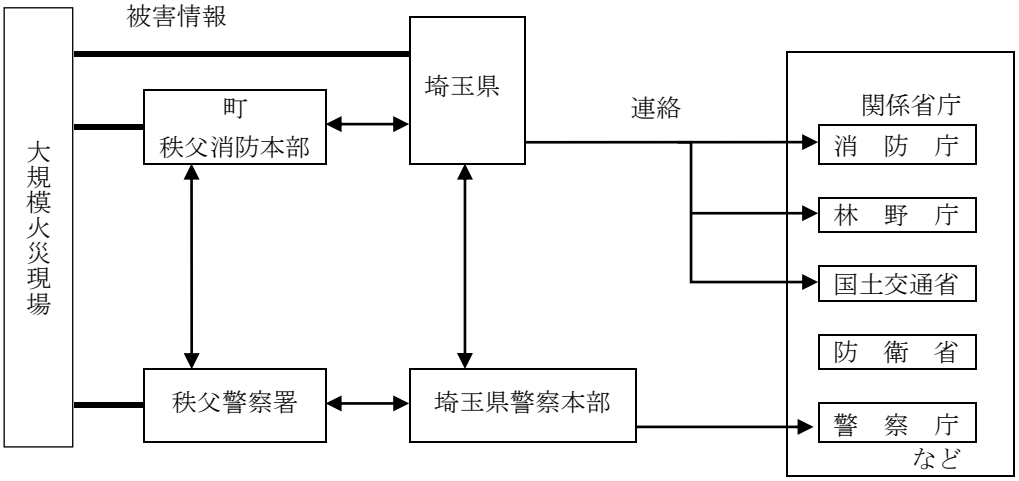

ウ　応急対策活動情報の連絡

町及び消防本部は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、町及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

（２）通信手段の確保

町及び消防本部等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

（２）事業者の協力体制

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力するものとする。

３　消火活動

消防本部は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

４　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

（１）緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

（２）交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制にあたっては、道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

５　避難収容活動

発災時における避難誘導については、「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策－＜応急対策＞（137ページ）」を準用する。

山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を指示する。

６　施設・設備の応急復旧活動

町及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

７　被災者等への的確な情報伝達活動

（１）被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

（２）住民への的確な情報の伝達

町及び消防本部は、住民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

（３）関係者等からの問い合わせに対する対応

町及び消防本部は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

８　二次災害の防止活動

町及び消防本部は県と連携し、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努める。

町は、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じるものとする。

９　災害復旧

町及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援するものとする。

また、町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第２節　危険物等災害対策計画

【総務課・警察・消防・施設管理者】

第１　危険物等災害予防

１　基本方針

（１）趣旨

町及び消防本部は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

（２）留意点

町及び消防本部は危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

２　危険物

（１）施設の現況

消防法第２条第７項に規定する危険物及びその施設は、近年各種産業の発展に伴って複雑化している。

（２）予防対策

ア　次により危険物製造所等の整備改善を図る。

（ア）　危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

（イ）　立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ　次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

（ア）　危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

（イ）　危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

（ウ）　法定講習会等の保安教育を徹底する。

ウ　次により施設、取扱いの安全管理を図る。

（ア）　施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

（イ）　危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

３　高圧ガス

（１）町及び消防本部は、県と連携し、高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

（２）町及び消防本部は、県と連携し、経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導を行う。

（３）町及び消防本部は、県と連携し、埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

（４）町及び消防本部は、県と連携し、高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

４　銃砲・火薬類

（１）町及び消防本部は、県と連携し、猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し、公共の安全を確保する。

（２）町及び消防本部は、経済産業大臣、県、警察と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導を行う。

（３）町及び消防本部は、埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

第２　危険物等災害応急対策

１　活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

２　応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

（１）危険物の流出及び拡散の防止

（２）流出した危険物の除去、中和等

（３）災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置

（４）その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第３　高圧ガス災害応急対策計画

１　活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設作業者は、作業を速やかにする。

あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか、又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

２　応急措置

（１）高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年３月17日決裁）」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。

（２）施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア　製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ　貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。

ウ　上記ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。

エ　充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

第４　火薬類災害応急対策計画

１　活動方針

火薬類取締法により、規制を受ける火薬類施設に火災が発生し又は危険な状態になった場合、二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防本部、警察官に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

２　応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

（１）保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

（２）道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

（３）搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第５　サリン等による人身被害対策計画

１　趣旨

本計画は、町内においてサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、県地域防災計画及び町地域防災計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するために定めるものとする。

２　活動体制

町は、町内で人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

３　応急措置

（１）原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努めるものとする。

（２）情報収集

町は、町内において人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－＜応急対策＞（101ページ）」を準用する。

（３）立入り禁止等の措置

警察機関及び消防本部は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両等、その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

（４）救出、救助

消防本部を主体とした救出及び救助活動を実施する。具体的な対策については、「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策－＜応急対策＞（121ページ）」を準用する。

（５）医療救護

町は、町内に人身被害が発生した場合、「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策－＜応急対策＞（121ページ）」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

（６）救急搬送

「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策－＜応急対策＞（121ページ）」を準用する。人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県に対して、県防災ヘリコプターの出場を要請するほか、必要に応じ自衛隊に対しヘリコプターの出動を要請する。

（７）医療機関の確保

「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策－＜応急対策＞（121ページ）」を準用し、医療機関を確保するものとする。

（８）汚染除去

町は、汚染除去の実施について、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

（９）避難誘導

町、警察官等は、「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策－＜応急対策＞（137ページ）」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の指示を行うものとする。

(10) 応援要請

町は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、速やかに、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第３節　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

【町・各機関】

第１　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

１　趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、住民生活にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとする。

２　現況

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第６条の２第１項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。また、埼玉県は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設から概ね半径５km）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent PlanningZone・施設から概ね半径 30km））に含まれていない。

しかしながら、東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が県の周囲に立地している。

３　計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重する。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、その動向に注視していく必要がある。

第２　予防対策

１　放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

（１）核燃料物質使用施設に係る事故予防対策

ア　核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業者は、県地域防災計画及び町地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

イ　放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

ウ　放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。また、核燃料物質使用事業者は、周辺住民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果を定期的に施設周辺の住民等に報告するなど、当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努めるものとする。

エ　防護資機材等の整備

核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故による被ばくの可能性がある環境下で活動する者が必要とする放射線防護のための資機材の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

オ　緊急時体制の整備

核燃料物質使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防本部、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

（２）放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防本部、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

（３）放射性物質取扱施設の把握

町及び消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

２　迅速かつ円滑な災害対策への備え

（１）情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防本部、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ　情報の分析・整理

町は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国、県その他関係機関との連携を図る。

ウ　通信手段の確保

町は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備」による。

（２）災害応急体制の整備

ア　職員の体制

町及び道路管理者は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

イ　防災関係機関の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。

（３）緊急被ばく医療体制の整備

ア　緊急被ばく医療可能施設の事前把握

町は、あらかじめ県、消防本部と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

（４）防護資機材の整備

町及び消防本部は、放射性物質事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

（５）避難所の指定及び避難収容活動への備え

ア　避難所の指定

町は、放射性物質事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図る。

イ　避難誘導

町は、放射性物質事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

なお、ア及びイについては、「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策（131ページ）」により実施する。

（６）飲料水の供給体制の整備

放射性物質事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第２編　震災対策編－第１章－第10　物資供給・輸送対策＜応急対策＞（165ページ）」を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施するものとする。

（７）広報体制の整備

町は、放射性物質事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

（８）住民相談窓口の整備

町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

（９）防災教育・防災訓練の実施

ア　防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施する。

① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
② 放射線防護に関すること。
③ 放射線による健康への影響に関すること。
④ 放射性物質事故発生時に町がとるべき措置に関すること。
⑤ 放射性物質事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
⑥ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
⑦ その他必要と認める事項

イ　住民に対する知識の普及

町は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、以下のとおりとする。

① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
② 放射線防護に関すること。
③ 放射線による健康への影響に関すること。
④ 放射性物質事故発生時に町がとるべき措置に関すること。
⑤ 放射性物質事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
⑥ その他必要と認める事項

ウ　訓練の実施と事後評価

町は、総合的な防災訓練を実施するにあたり、放射性物質事故も考慮して、訓練を実施する。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第３　応急・復旧対策

１　目標

放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるにあたっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを援用するものとする。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射能量に応じて放射能量の少ない順にＬ型、Ａ型、Ｂ型等に区分される。県内を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのＡ型輸送物であるが、対策を定めるにあたり、Ｂ型輸送物をも視野に入れたものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

２　核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

（１）輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア　事故情報の収集・連絡

（ア）核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第２条第１項第３号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第３条第２号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について最寄りの消防本部、警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む。）発生場所を管轄する関係省庁などに通報するものとする。

①　特定事象発生の場所及び時刻
②　特定事象の種類
③　検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
④　気象状況（風向・風速など）
⑤　周辺環境への影響
⑥　輸送容器の状態
⑦　被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
⑧　応急措置
⑨　その他必要と認める事項

町は、事業者などから受けた情報について、関係省庁等、県、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で情報の交換などを行う。

（イ）核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は次項のとおりとする。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】

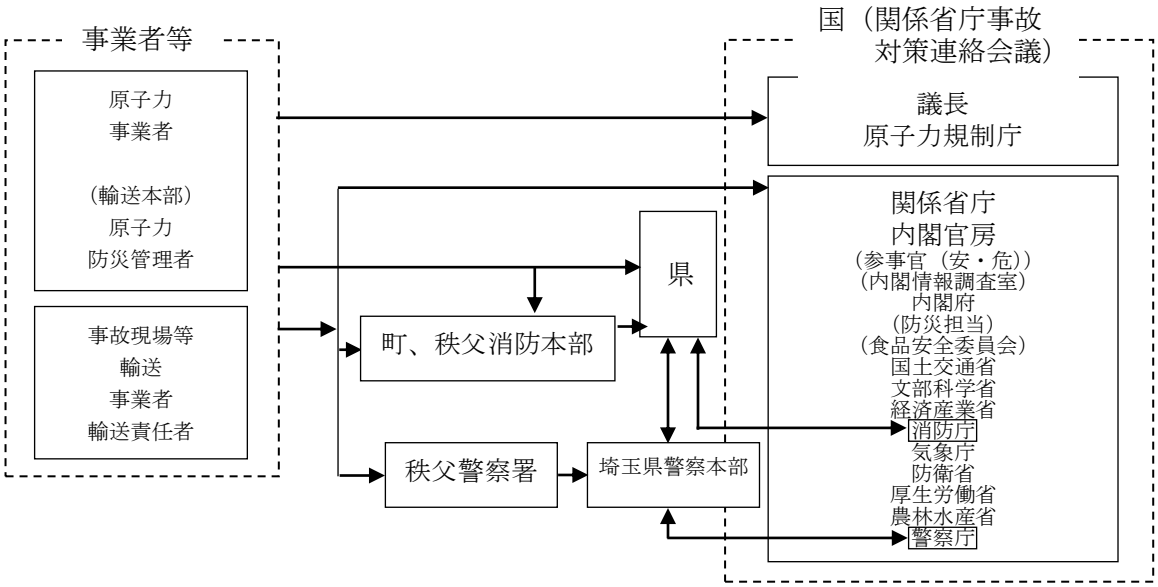

（ウ）応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は町に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ　通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。また、電気事業者は町及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

（２）活動体制の確立

ア　消防本部の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた消防本部は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

※　警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

イ　町の活動体制

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。

（３）消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防本部は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消防活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、近隣又は相互応援協定を締結している市町村が被災した場合、要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ的確に応援を実施する。

（４）原子力緊急事態宣言発出時の対応

ア　災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、町は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、以下の措置を講ずる。

イ　災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたとき、町は災害対策本部を閉鎖する。

（５）緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア　緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ　交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制にあたっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配意する。

（６）退避・避難収容活動など

ア　退避・避難等の基本方針

町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずる。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は資料編で示すとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

イ　警戒区域の設定

（ア）警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が資料編に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は、楕円形）半径15mとする。

（イ）町長への屋内退避・避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を各地域住民に講ずるよう指示等する。

町は、応急措置を実施するため、必要があるときは、災対法第67条第１項の規定に基づき、他の市町村長に対し応援を求める。また、町外へ退避・避難を行う必要が生じた場合は、知事は、災対法第72条第１項の規定に基づく他市町村長への応援指示を行う。

（ウ）関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

ウ　退避・避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ、管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導にあたっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

エ　避難所の運営管理

町は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

オ　要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

カ　住民への的確な情報伝達活動

（ア）周辺住民への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

（イ）住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

（ウ）住民等からの問合せへの対応

町は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

（７）核燃料物質等の除去等

事業者は、町並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

（８）各種規制措置と解除

ア　飲料水・飲食物の摂取制限

町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。

これらの措置についての指標は、資料編で示すとおりである。

イ　解除

町及び消防本部等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

（９）被害状況の調査等

ア　被災住民の登録

町は、県の指示により、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を行う。

イ　被害調査

町は、県の指示により、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

（ア）退避・避難等の措置
（イ）立入禁止措置
（ウ）飲料水・飲食物の制限措置
（エ）その他必要と認める事項

（10）住民の健康調査等

町は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、「第６編　第３節　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画　第２　予防対策－２－（３）緊急被ばく医療体制の整備（392ページ）」において把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

３　放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

（１）事故発生直後の情報の収集・連絡

ア　事故情報の収集・連絡

（ア）放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、町、県、警察、消防本部及び国の関係機関に通報するものとする。

①　事故発生の時刻
②　事故発生の場所及び施設
③　事故の状況
④　気象状況（風向・風速）
⑤　放射性物質の放出に関する情報
⑥　予想される災害の範囲及び程度等
⑦　その他必要と認める事項

町は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに県へ連絡する。

（イ）放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】

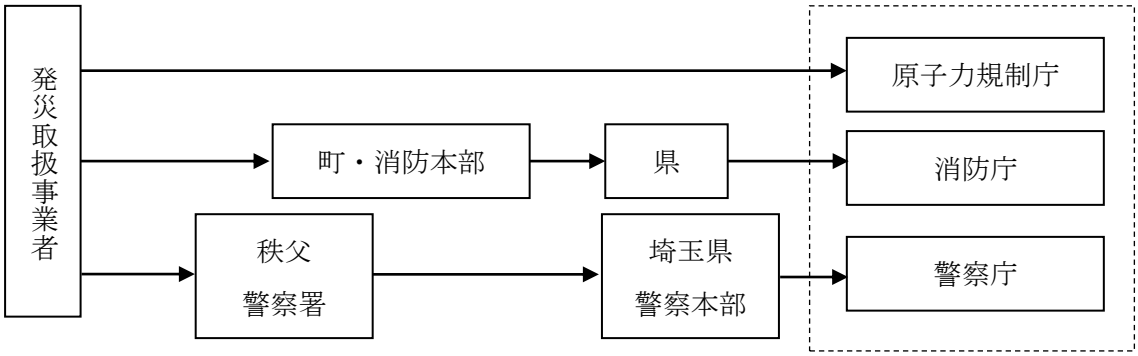

（ウ）応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ　通信手段の確保

県及び町等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

（２）活動体制の確立

町は、前記「２　核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策」に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

４　原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

（１）緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

（出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』）

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

ア　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の３つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。 以下「ＥＡＬ」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたＥＡＬの設定については、原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

イ　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記アの施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、

地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から１日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、１週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。）を設定する。

（２）「２　核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策（４）～（10)」の原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策への準用

「２　核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策（４）～（10)」については、原子力発電所事故対策にも準用するものとする。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・町による放射線量の測定結果等を踏まえ検討を行うものとする。

（３）放射線量等の測定体制の整備

ア　飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備

「２　核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策（８)」を準用し、接種制限等を行うものとする。

（４）町外からの避難住民の受入れについて

町外において原発事故が発生した場合の避難住民の受入れについては「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策」を準用する。

第４節　農林業災害対策計画

【産業観光課】

第１　凍霜害予防

１　基本方針

凍霜害による茶の減収を最小限に防止し、農家経営の安定に資するため、茶園の凍霜害の防除体制を整備し防除技術、被害調査方法及び被害後の技術対策等について定める。

２　実施計画

（１）凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制

農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知する。

（２）霜注意報等の伝達

県から霜注意報等の伝達があった場合は、直ちに農業協同組合等関係団体に伝達する。

第２　農林業災害対策

１　基本方針

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

２　実施計画

（１）活動体制

災害対策の円滑な実施を推進するため、「埼玉県農林水産災害対策要領」を定め、災害の発生に伴い、農林部に「農林水産災害対策委員会」を、関係課に実務を担当する「災害対策実務班」を、各農林振興センターに「支部」をそれぞれ設置し、関係機関との緊密な連携の下に災害対策を講ずるものとする。

なお、埼玉県災害対策本部要綱第18 条に定める非常体制となった場合はこれを優先する。

【農林水産災害対策委員会組織】

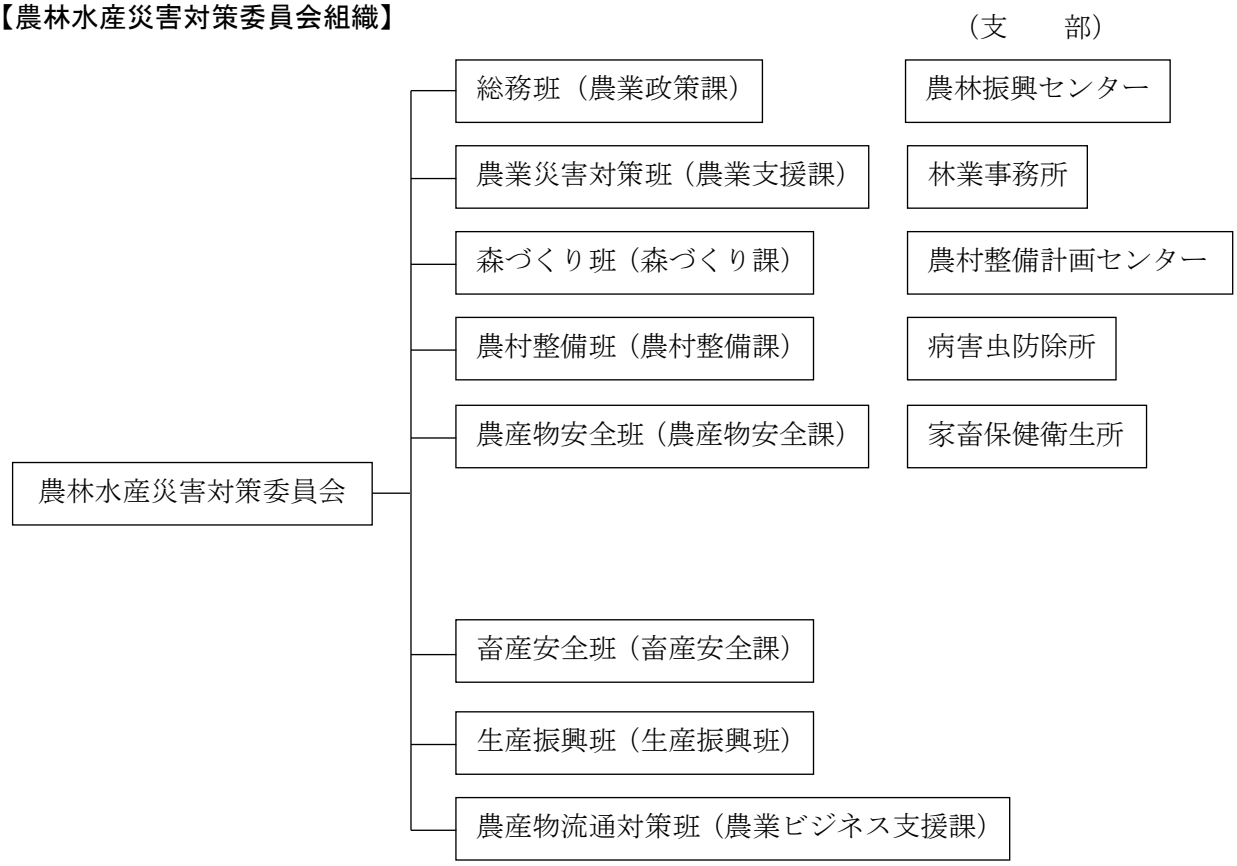

（２）注意報及び警報の伝達

農業支援課は、災害対策課から次の注意報及び警報等の伝達を受けたときは、農林部関係課へ伝達するとともに、ファクシミリ等を利用して各農林振興センターへ伝達する。

なお、土曜、日曜、祝祭日並びに夜間に注意報等の発表があった場合は、別に定める凍霜害予防計画によるものを除き、原則として伝達を行わない。

（伝達する注意報の種類）

区 分	種 類
注 意 報	強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
その他の気象情報	大雨、洪水、台風、低温

３　災害の応急対策及び復旧

（１）農作物・農業生産施設

被害実態に応じて草樹勢の回復、病害虫の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに樹立し、その指導の徹底を期する

また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を講じる。

（２）農地及び農業用施設

被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を講じる。

（３）森林・林産物及び林地荒廃防止施設・森林管理道施設

林地については、被害の規模に応じて復旧措置を講じるとともに立木、林産物被害については、損失の状況等により必要な助成措置を講じる。

また、施設被害に対しては、被害の拡大防止措置を講じるとともに、必要な復旧措置を講じる。

（４）家畜・家禽

災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及びその他の多発性病を予防するため災害の態様に応じて必要な措置を講じる。

また、飼料の確保について、県内飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう指導する。

（５）その他

卸売市場、農林業関係団体の施設など、上記（１）～（４）以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。

第５節　道路災害対策計画

【総務課・建設課】

第１　道路災害予防

１　基本方針

（１）趣旨

地震や水害その他の理由により、トンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

（２）現状

県では、災害が発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報するとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

２　実施計画

（１）道路の安全確保

ア　道路交通の安全のための情報の充実

町長は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

イ　道路施設等の整備

（ア）危険箇所の把握

町長は、災害が発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

（イ）予防対策の実施

町長は、以下の各予防対策に努めるものとする。

①　道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

②　道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

③　道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

④　安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、町長は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

（ウ）資機材の整備

町長は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を確保しておく。

（２）情報の収集・連絡

ア　災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化に努める。

イ　通信手段の確保

町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備」を準用する。

（３）災害応急体制の整備

ア　職員の体制の整備

町は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

イ　防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

（４）緊急輸送活動体制の整備

町は、発災時の道路管理体制の整備に努める。

（５）被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、町は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

第２　道路災害応急対策

１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

（１）災害情報の収集・連絡

ア　事故情報等の連絡

町長は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係市町村、及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

イ　災害発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

ウ　道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

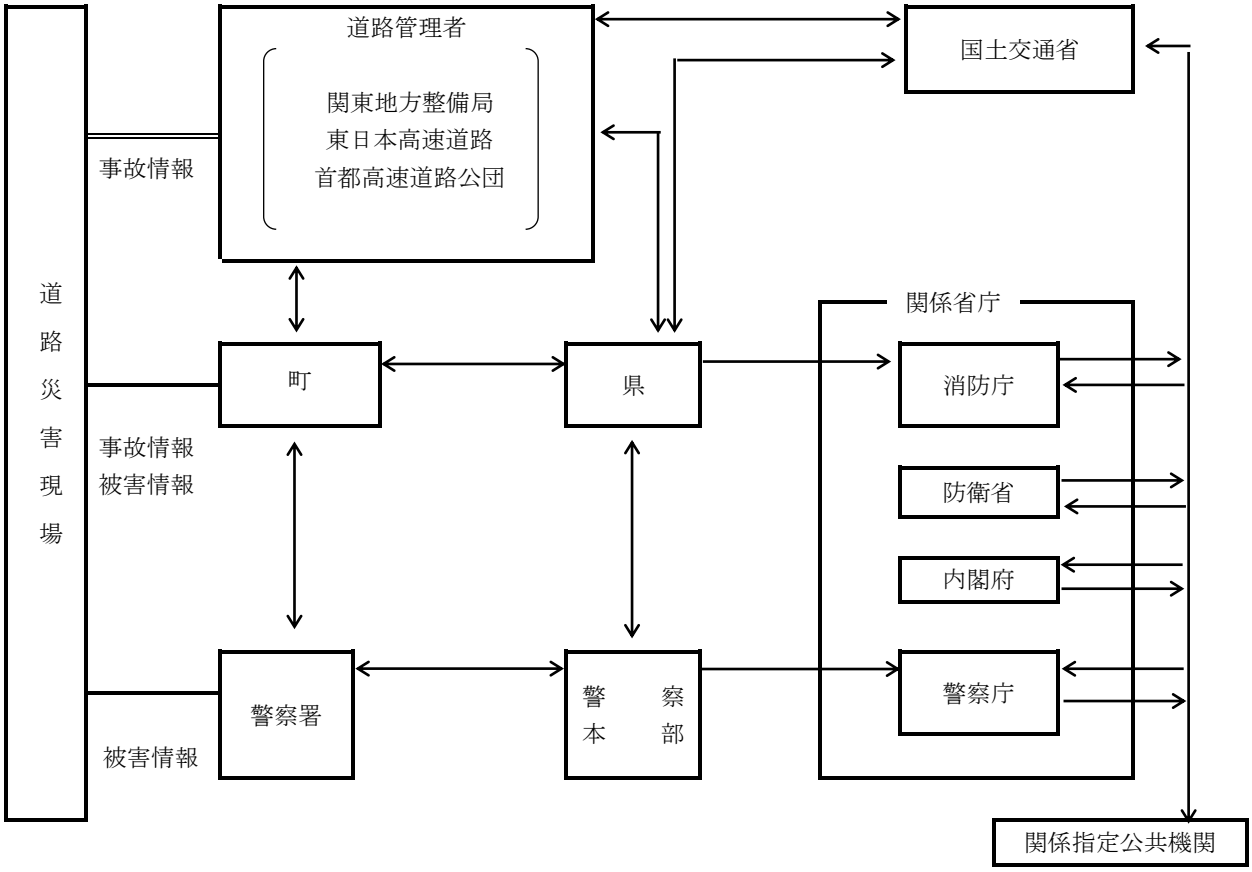

エ　応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

（２）通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、国・県及び町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

３　消火活動

（１）道路管理者

町長は、県、警察等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

（２）消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うとともに、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

４　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

（１）緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

（２）交通の確保

町長及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制にあたっては、町長及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

５　危険物の流出に対する応急対策

町長は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

６　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

町長は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

７　被災者等への的確な情報伝達活動

（１）被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

（２）住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

（３）関係者等からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

８　道路災害からの復旧

町長は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

町長は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第６節　鉄道事故・施設災害対策計画

【総務課・秩父鉄道(株)・秩父消防本部】

第１　目標

１　目的

町において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めるものとする。

２　現況

秩父鉄道（株）は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

第２　鉄道事故対策計画

１　事業者等の活動体制

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

２　町の活動体制

町は、鉄道事故が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに町内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

３　連絡通報体制

鉄道事故発生時の通信連絡手段は「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備（97 ページ)」を準用する。

４　応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、「第２編　災害対策編　第１章及び第３編　風水害対策編第１章」の各項に定める応急対策に準ずるものとするが、特に次項に掲げる項目について万全を期する。

（１）情報収集

町の区域内において鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備（97 ページ)」を準用する。

（２）乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア　事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ　消防本部の対応

消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

（３）災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策（132ページ)」に準じ、避難の指示を行うものとする。

（４）救出、救助

「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策（117ページ)」を準用する。

ア　町は、事故救急対策本部等、消防本部を主体とした救出、救助活動にあたる。

イ　町は、協力者の動員を行う。

ウ　町は、事故の状況により、警察に対して被害者の救出、救助、危険箇所の監視、警ら等を要請する。

（５）消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、町は消防本部を主体とした消火活動を実施する。

（６）応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊及び他機関への応援要請は「第２編　震災対策編－第１章－第11　相互応援＜応急対策＞」を準用する。

第７節　航空機事故対策計画

【総務課・各機関】

第１　目標

航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、町の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

第２　活動体制

１　事業者

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。（航空法第76条）また、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

２　町

町の区域内において航空機事故が発生した場合、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

第３　応急措置

１　情報収集

町の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第２編　震災対策編－第１章－第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備＜応急対策＞」を準用する。

２　避難誘導

（１）乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア　事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ　消防本部の対応

消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

（２）災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は「第２編　震災対策編－第１章－第８　避難対策」に準じ、避難の指示を行うものとする。

３　救出、救助

「第２編　震災対策編－第１章－第６　医療救護等対策」を準用する。

ア　事故救急対策本部等、消防本部を主体とした救出、救助活動にあたる。

イ　協力者の動員を行う。

４　消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防本部を主体とする町は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

５　応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊及び他機関への応援要請は「第２編　震災対策編－第１章－第11　相互応援＜応急対策＞」を準用する。

第８節　文化財災害対策計画

【町・各機関】

第１　基本方針

１　趣旨

町内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

２　留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する住民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

第２　実施計画

１　予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

２　文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期する。

（１）火災予防体制

ア　防火管理体制の整備
イ　文化財に対する環境の整備
ウ　火気使用の制限
エ　火気の厳重警戒と早期発見
オ　自衛消防と訓練の実施
カ　火災発生時における措置の徹底

（２）防火施設の整備強化

ア　火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
イ　消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
ウ　避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

（３）その他

ア　文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
イ　所有者に対する啓発
ウ　管理保護についての助言と指導
エ　防災施設に対する助成

資　料　編

1　防災関係機関等

○防災関係機関の連絡先一覧

1　消防

機関名	所在地	電話番号
秩父広域市町村圏組合 秩父消防本部	秩父市下宮地町 10－25	0494－21－0119

2　県

機関名	所在地	電話番号
危機管理防災部災害対策課	さいたま市浦和区高砂３－15－１	048－830－8181
危機管理防災部危機管理課	さいたま市浦和区高砂３－15－１	048－830－8131
危機管理防災部消防課	さいたま市浦和区高砂３－15－１	048－830－8151
福祉部社会福祉課	さいたま市浦和区高砂３－15－１	048－830－3270
秩父地域振興センター	秩父市東町 29－20	0494－24－1110
秩父保健所	秩父市桜木町８－18	0494－22－3824
秩父福祉事務所	秩父市桜木町８－18	0494－22－6228
秩父農林振興センター	秩父市日野田町１－１－44	0494－24－7211
秩父県土整備事務所	秩父市下影森 1002－１	0494－22－3715
秩父警察署	秩父市上宮地町 29－２	0494－24－0110

3　指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
関東農政局	さいたま市中央区新都心２－１	048－600－0600
関東森林管理局埼玉森林管理事務所	秩父市大野原 491－１	0494－23－1260
東京管区気象台 （熊谷地方気象台）	熊谷市桜町１－６－10	048－521－5858
関東総合通信局	東京都千代田区九段南１－２－１	03－6238－1600
埼玉労働局 （秩父労働基準監督署）	秩父市上宮地町 23－24	0494－22－3725
関東地方整備局	さいたま市中央区新都心２－１	048－601－3151

4　自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第３２普通科連隊	さいたま市北区日進町１－40－７	048－663－4241

５　指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
東日本電信電話（株）埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤５－８－17 さいたま新常盤ビル６階	048－626－6623
ＫＤＤＩ（株）	東京都千代田区飯田橋３－10－10	0077-7-111
日本郵便（株）皆野郵便局	皆野町大字皆野 1623	0494－62－0001
日本赤十字社埼玉県支部皆野町分区	皆野町大字大渕 103－１	0494－62－4615
東京電力パワーグリッド(株) 熊谷支社	熊谷市筑波１－113	0120-995-442
秩父鉄道（株）	熊谷市曙町１－１	048－523－3311
（一社）埼玉県トラック協会	さいたま市大宮区北袋町１－299－３	048－645－2771

６　皆野町を管轄する一部事務組合

機関名	所在地	電話番号
秩父広域市町村圏組合	秩父市栃谷 1477	0494－23－2242
秩父広域市町村圏組合水道局	秩父市別所 538	0494－25－5221

７　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	電話番号
ちちぶ農業協同組合	秩父市上野町 29－20	0494－22－3645
秩父広域森林組合	秩父市日野田町１－7－10	0494－26－5231
（社福）皆野町社会福祉協議会	皆野町大字大渕 103－１	0494－62－4615
皆野町商工会	皆野町大字皆野 1423	0494－62－1311
医療法人皆野病院	皆野町大字皆野 2031－１	0494－62－6300
秩父郡市医師会	秩父市熊木町２－19	0494－22－0570
秩父郡市歯科医師会	秩父市上町３-10-５	0494－22－0594
秩父郡市薬剤師会	秩父市山田 2706-４	0494－26－5451
（株）秩父総合食品卸売市場	秩父市大野原 130	0494－23－5911
（一社）埼玉県建設業協会秩父支部	秩父市上影森 764－８	0494－23－3239

○皆野町防災会議委員名簿

（令和７年４月１日現在）

委員の別	区　分	機　　関　　名	職　　名
会長		皆野町	町長
１号委員	指定地方行政機関	熊谷地方気象台	台長
２号委員	埼玉県の機関	秩父地域振興センター	所長
		秩父福祉事務所	所長
		秩父保健所	所長
		秩父農林振興センター	所長
		秩父県土整備事務所	所長
３号委員	埼玉県警察の機関	秩父警察署	署長
４号委員	皆野町の機関	皆野町	副町長
			総務課長
			企画財政課長
			町民生活課長
			福祉課長
			健康こども課長
			税務課長
			産業観光課長
			建設課長
			会計管理者兼会計課長
			議会事務局長
			教育次長
５号委員	皆野町の教育機関	皆野町教育委員会	教育長
６号委員	消防機関	秩父消防本部	消防長
		皆野町消防団	団長
７号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関	東日本電信電話（株）埼玉事業部	執行役員埼玉事業部長
		東京電力パワーグリッド（株）熊谷支社	支社長

○皆野町消防団

（令和７年４月１日現在）

１．組織構成

組　　織	分　団　数	５分団
	部　　数	２部
団　員　数	条 例 定 数	251 人
	実　員　数	162 人
性　　別	男　　性	152 人
	女　　性	10 人
階　級　別	団　　長	１人
	副　団　長	２人
	分　団　長	５人
	副 分 団 長	５人
	部　　長	16 人
	班　　長	30 人
	団　　員	103 人

２．組織図

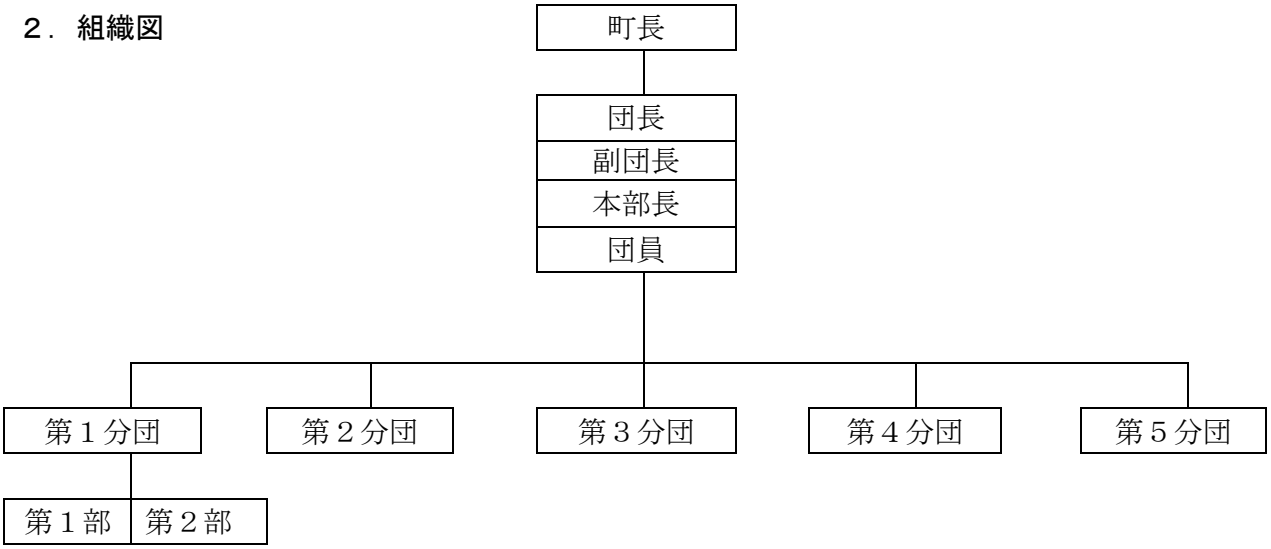

３．配備車両

分　　団		車　両　種　別	台　数
第１分団	第１部	消防ポンプ自動車	１台
	第２部	水槽付消防ポンプ自動車	１台
第２分団		小型動力ポンプ付水槽車	１台
		小型動力ポンプ積載車	１台
		小型動力ポンプ積載車	１台
第３分団		小型動力ポンプ積載車	１台
		小型動力ポンプ軽積載車	１台
第４分団		小型動力ポンプ積載車	１台
		小型動力ポンプ軽積載車	１台
第５分団		小型動力ポンプ積載車	１台
		小型動力ポンプ付水槽車	１台

○自主防災組織

№.	行政区	名称	設立
1	戦場・土京区	戦場・土京区自主防災会	H19.10.21
2	親鼻区	親鼻区自主防災会	H19.10.20
3	駒形区	皆野駒形区自主防災会	H19.10.1
4	上の台区	皆野町上の台区自主防災会	H19.4.21
5	根岸区	根岸区自主防災会	H19.8.1
6	腰区	皆野腰区自主防災会	H19.7.1
7	上原区	上原区自主防災会	H20.1.4
8	上大浜区	上大浜区自主防災会	H20.1.1
9	中大浜区	皆野中大浜区自主防災会	H20.1.26
10	下大浜区	下大浜区自主防災会	H19.6.24
11	原区	皆野町原区自主防災会	H20.4.1
12	下原区	下原区自主防災会	H19.12.1
13	下田野区	下田野区自主防災会	H19.8.1
14	金崎区	金崎区自主防災会	H19.11.1
15	国神区	国神区自主防災会	H19.6.16
16	大渕区	大渕区自主防災会	H19.4.1
17	野巻区	野巻区自主防災会	H19.7.1
18	元金沢区	元金沢区自主防災会	H19.6.1
19	出牛区	出牛区自主防災会	H19.7.14
20	金沢谷津区	金沢谷津区自主防災会	H19.4.1
21	日野沢下区	日野沢下区自主防災会	H19.4.1
22	日野沢中区	日野沢中区自主防災会	H19.4.1
23	日野沢上区	日野沢上区自主防災会	H19.5.28
24	上三沢区	上三沢区自主防災会	H19.5.1
25	みずほ区	みずほ区自主防災会	H19.11.1
26	中三沢区	中三沢区自主防災会	H19.11.10
27	下三沢区	下三沢区自主防災会	H19.4.1

○秩父広域市町村圏組合水道局指定給水装置工事事業者（皆野町内分）

	事業所の名称	所　在　地	ＴＥＬ	ＦＡＸ
1	（有）浅見管工	皆野町大字三沢 2964	0494-65-0536	0494-65-0876
2	（有）新井水道設備	皆野町大字皆野 610－7	0494-62-4525	0494-62-2852
3	（株）新井石油	皆野町大字金崎 56	0494-62-1251	0494-62-1145
4	（有）小笠原建設	皆野町大字皆野 2097－3	0494-62-0428	0494-62-1320
5	（株）岡田工務店	皆野町大字皆野 31－5	0494-62-3236	0494-62-4131
6	金室住宅設備工事店	皆野町大字大渕 503－2	080-1074-7160	0494-62-5395
7	（有）河内電設	皆野町大字国神 668－4	0494-62-0754	0494-62-5078
8	木村設備	皆野町大字皆野 2348-10	090-4437-2700	0494-62-7399
9	久保土建（有）	皆野町大字下田野 1191－2	0494-62-1442	0494-62-1491
10	黒沢窯業（有）	皆野町大字皆野 1905－1	0494-62-0152	0494-62-4688
11	（有）小林建設	皆野町大字上日野沢 1700	0494-62-4163	0494-62-4160
12	（株）中村建設	皆野町大字下田野 254－2	0494-26-7444	0494-26-7466
13	東設備	皆野町大字下田野 1098－1	0494-62-4634	－
14	守屋八潮建設（株）皆野支店	皆野町大字大渕 11－1	0494-62-1121	0494-62-1684

○皆野・長瀞下水道組合指定工事事業者（皆野町内分）

	事業所の名称	所　在　地	ＴＥＬ	ＦＡＸ
1	（有）新井水道設備	皆野町大字皆野 610－7	0494-62-4525	0494-62-2852
2	黒沢窯業（有）	皆野町大字皆野 1905－1	0494-62-0152	0494-62-4688
3	（有）浅見管工	皆野町大字三沢 2964	0494-65-0536	0494-65-0876
4	（有）河内電設	皆野町大字国神 668－4	0494-62-0754	0494-62-5078
5	田島造園緑化（有）	皆野町大字皆野 2005	0494-62-4506	0494-62-4519
6	（有）小笠原建設	皆野町大字皆野 2097－3	0494-62-0428	0494-62-1320
7	（有）千島建設	皆野町大字三沢 833	0494-65-0648	－
8	（有）伊藤商事	皆野町大字皆野 2345	0494-62-4566	0494-62-5852
9	久保土建（有）	皆野町大字下田野 1191－2	0494-62-1442	0494-62-1491
10	（有）新井運輸	皆野町大字金崎 56	0494-62-1251	－
11	（株）岡田工務店	皆野町大字皆野 31－5	0494-62-3236	0494-62-4131
12	（有）伊藤衛生社	皆野町大字皆野 2345	0494-62-0528	－
13	（株）テクノス・アライ	皆野町大字上日野沢 1116	0494-62-3709	－
14	金室住宅設備工事店	皆野町大字大渕 503－2	080-1074-7160	0494-62-5395
15	木村設備	皆野町大字皆野 2348-10	090-4437-2700	0494-62-7399

２　災害危険箇所等関係

○山腹崩壊危険地区

箇所名	位置		面積（ha）
	大字	小字	
金崎	皆野	金崎	4
小六	金沢	小六外１	4
出牛	〃	夏内外１	4
更木	〃	更木	3
所沢	〃	所沢外１	5
大平	〃	大平	2
大神沢	下日野沢	大神外２	4
藤原沢１	〃	藤原沢	6
藤原沢２	〃	〃	6
若浜	〃	沢辺	5
奈良尾	上日野沢	上山外１	3
門平	〃	門平	4
小前	〃	上柴平外３	3
大前	〃	上山外１	1
鳥城	下日野沢	鳥城外２	4
前原	大渕	道金山	2
野巻	野巻	カクボ外２	2
美ノ山	三沢	大久保	9
青砂１	〃	井戸入外２	1
青砂２	〃	青砂外２	3
谷向	〃	谷向	7
谷津	〃	玉川入	1
ヨシケ沢	〃	ヨシケ沢	3
能林	〃	能林	1
谷草	下田野	曽和本	3
出牛２	金沢	出牛	4
能林２	三沢	能林	4
笹原	〃	笹原	1

○崩壊土砂流出危険地区

箇所名	位置		面積（ha）
	大字	小字	
更木	金沢	更木向	0.24
笹ノ沢	〃	笹ノ沢	1.3
後山	〃	細見	2.61
入山	〃	入山	0.95
瀬早	〃	瀬早	0.43
熊久保	〃	浦山	1.47
所沢入	〃	所沢	1.26
金山沢	〃	中東	1.75
大平沢	〃	上大平	0.83
高松１	金沢	日影勝負沢	0.87
高松２	下日野沢	根古屋	0.36
日野	〃	城ノ下	0.63
大神沢	〃	向イ	1.74
藤原１	〃	布谷	0.1
藤原２	〃	上ノ平	0.65
藤原３	〃	藤原向	0.21
重木	〃	諏訪	0.31
沢辺	〃	上小畑	0.5
奈良尾沢	上日野沢	赤岩	2.13
立沢	〃	大平	0.14
大前沢	下日野沢	前沢	0.97
長尾沢	〃	長尾	2.21
滝の沢	〃	院内	0
関沢	大淵	前山	1.0
不動沢	〃	曲り久保	0.62
高橋沢	野巻	ナブリ平	0.04
椋宮沢	〃	落合	1.89
桜ヶ谷	〃	滝浪	0.43
滝の沢１	皆野	稲穂山	1.26
滝の沢２	〃	滝沢	0.9
伊奈理山	〃	伊奈理山	0.68
親鼻	〃	小倉谷	0.44
深沢	〃	深沢	0.17
戦場沢	〃	中小根	0.28
戦場１	三沢	芳久保	0.54

箇所名	位置		面積（ha）
	大字	小字	
強石	〃	強石	0.39
渕ノ尾	三沢	強石	1.5
中渕ノ尾	〃	渕ノ尾	0.8
吉野平	〃	〃	0.57
曽根坂	〃	清水平	0.65
長林沢	〃	野土沢	1.51
丹柿沢	〃	梅久保	1.68
下高府地	〃	高府地入	1.13
高府地入	〃	〃	3.3
日向	〃	日向	3.0
笹山	〃	笹山	1.5
下三沢	〃	来谷	0.94
平草沢	下田野	程原	0.53
大日沢	〃	津部沢	0.96
芳ノ入	〃	檜沢	1.34
丸山	〃	南沢	0.56
谷草１	〃	山口入	0.99
小関沢	〃	小関	1.25
谷草２	〃	〃	0.65
大堀沢	国神	入山	0.2
深沢	下田野	入沢	0.82
薊窪	国神	薊窪	0.51
赤岩沢	下日野沢	赤岩沢	0.43
船久保	〃	船久保	0.78
立沢２	上日野沢	落合地	0.1
笹山２	三沢	笹山	2.37
立沢３	上日野沢	上ノ山	4.17

○土砂災害警戒区域等

・土石流箇所一覧

渓流番号	渓流名	大字
362-Ⅰ-001-1	能林１－１	下田野
362-Ⅰ-001-2	能林１－２	下田野
362-Ⅰ-001-3	能林１－３	下田野
362-Ⅰ-002	来谷沢	三沢
362-Ⅰ-004	三沢１	三沢
362-Ⅰ-005	高府地１	三沢
362-Ⅰ-007	入山	三沢
362-Ⅰ-008	中の沢	三沢
362-Ⅰ-009	下三沢	三沢
362-Ⅰ-010	浅間沢	三沢
362-Ⅰ-011	上滝の沢	三沢
362-Ⅰ-012	滝の沢	三沢
362-Ⅰ-014	戦場１	皆野
362-Ⅰ-015	戦場２	皆野
362-Ⅰ-016	富沢	皆野
362-Ⅰ-017	下根岸	皆野
362-Ⅰ-018	上ノ台	皆野
362-Ⅰ-019	滝の入沢川	皆野
362-Ⅰ-020	柏木沢	皆野
362-Ⅰ-021	天神沢	野巻
362-Ⅰ-022	野巻	野巻
362-Ⅰ-023	不動沢	大渕
362-Ⅰ-024	くぬぎ沢	大渕
362-Ⅰ-025	橋場沢	大渕
362-Ⅰ-026	関沢	大渕
362-Ⅰ-027	滝の沢	大渕
362-Ⅰ-028	日野１	下日野沢
362-Ⅰ-029	日野２	下日野沢
362-Ⅰ-030	日野３	下日野沢
362-Ⅰ-031	門平沢	上日野沢
362-Ⅰ-032	奈良尾１	上日野沢
362-Ⅰ-033	奈良尾沢	上日野沢
362-Ⅰ-034	奈良尾２	上日野沢
362-Ⅰ-035	小松１	下日野沢
362-Ⅰ-037	重木	下日野沢
362-Ⅰ-038	藤原沢１	下日野沢
362-Ⅰ-039	藤原沢２	下日野沢
362-Ⅰ-040-1	大平沢-１	金沢
362-Ⅰ-040-2	大平沢-２	金沢
362-Ⅰ-041	金山沢	金沢
362-Ⅰ-042	豆ガラ沢	金崎
362-Ⅰ-043	大境沢	金崎
362-Ⅰ-044	出牛１	金沢
362-Ⅰ-045	梨木沢	金沢
362-Ⅱ-001	下田野１	下田野
362-Ⅱ-002	小関沢	下田野
362-Ⅱ-003	下田野２	下田野
362-Ⅱ-005	能林２	三沢

渓流番号	渓流名	大字
362-Ⅱ-006	能林３	三沢
362-Ⅱ-007	ヨシケ沢	三沢
362-Ⅱ-009-1	強石-１	三沢
362-Ⅱ-009-2	強石-２	三沢
362-Ⅱ-010	芳ノ入１	三沢
362-Ⅱ-011	芳ノ入２	三沢
362-Ⅱ-012	芳ノ入３	三沢
362-Ⅱ-013	芳ノ入４	三沢
362-Ⅱ-014	三沢２	三沢
362-Ⅱ-015	谷津	三沢
362-Ⅱ-017	三沢３	三沢
362-Ⅱ-018	高府地２	三沢
362-Ⅱ-019	高府地３	三沢
362-Ⅱ-020	六地蔵	三沢
362-Ⅱ-027	吉野平	三沢
362-Ⅱ-028	吉野平沢	三沢
362-Ⅱ-029	来谷１	三沢
362-Ⅱ-030	来谷２	三沢
362-Ⅱ-031	来谷３	三沢
362-Ⅱ-035	戦場３	皆野
362-Ⅱ-036	笹原１	野巻
362-Ⅱ-037	笹原２	野巻
362-Ⅱ-038	大渕	大渕
362-Ⅱ-039	若松１	下日野沢
362-Ⅱ-040	若松２	下日野沢
362-Ⅱ-041	沢辺１	下日野沢
362-Ⅱ-042	沢辺２	下日野沢
362-Ⅱ-043	重木沢	下日野沢
362-Ⅱ-046	藤原	下日野沢
362-Ⅱ-047	下日野沢１	下日野沢
362-Ⅱ-048	下日野沢２	下日野沢
362-Ⅱ-051	若松３	下日野沢
362-Ⅱ-052	日野４	下日野沢
362-Ⅱ-053	根古屋１	下日野沢
362-Ⅱ-054	根古屋２	下日野沢
362-Ⅱ-055	岩鼻１	金沢
362-Ⅱ-056	岩鼻２	金沢
362-Ⅱ-057	岩鼻３	金沢
362-Ⅱ-060-1	深沢-１	国神
362-Ⅱ-060-2	深沢-２	国神
362-Ⅱ-061	柴岡	国神
362-Ⅱ-062	関谷沢	国神
362-Ⅱ-063	出牛２	金沢
362-Ⅱ-064	小六１	金沢
362-Ⅱ-065	小六２	金沢
362-Ⅱ-066	加増１	金沢
362-Ⅱ-067	加増２	金沢

※「土石流危険渓流」については、国土交通省通知「土砂災害危険箇所の今後の取扱いについて」を踏まえ、皆野町地域防災計画における「土砂災害危険箇所」等の記載を「土砂災害警戒区域等」に変更する。

・急傾斜地の崩壊箇所一覧

箇所番号	箇所名	大字
11106-Ⅰ-0072-1	天沢-１	金沢
11106-Ⅰ-0072-2	天沢-２	金沢
11106-Ⅰ-0072-3	天沢-３	金沢
11106-Ⅰ-0072-4	天沢-４	金沢
11106-Ⅰ-0073	大淵１	大渕
11106-Ⅰ-0074-1	大淵２－１	大渕
11106-Ⅰ-0074-2	大淵２－２	大渕
11106-Ⅰ-0075	小前１	上日野沢
11106-Ⅰ-0076	奈良尾１	上日野沢
11106-Ⅰ-0077-1	奈良尾２－１	上日野沢
11106-Ⅰ-0077-2	奈良尾２－２	上日野沢
11106-Ⅰ-0078-1	重木１－１	下日野沢
11106-Ⅰ-0078-2	重木１－２	下日野沢
11106-Ⅰ-0078-3	重木１－３	下日野沢
11106-Ⅰ-0079	加増１	金沢
11106-Ⅰ-0080	藤原１	下日野沢
11106-Ⅰ-0081	金山１	金沢
11106-Ⅰ-0082-1	根古屋１－１	下日野沢
11106-Ⅰ-0082-2	根古屋１－２	下日野沢
11106-Ⅰ-0082-3	根古屋１－３	下日野沢
11106-Ⅰ-0083	柴岡１	国神
11106-Ⅰ-0084	高松山１	下日野沢
11106-Ⅰ-0085	若浜３	下日野沢
11106-Ⅰ-0086	若浜４	下日野沢
11106-Ⅰ-0087	若浜１	下日野沢
11106-Ⅰ-0088	若浜２	下日野沢
11106-Ⅰ-0089	金崎１	金崎
11106-Ⅰ-0091	下田野２	下田野
11106-Ⅰ-0092	三沢谷津１	三沢
11106-Ⅰ-0093-1	門平１－１	上日野沢
11106-Ⅰ-0093-2	門平１－２	上日野沢
11106-Ⅰ-0094-1	下田野３－１	下田野
11106-Ⅰ-0094-2	下田野３－２	下田野
11106-Ⅰ-0095	前原１	大渕
11106-Ⅰ-0096-1	野巻１－１	野巻
11106-Ⅰ-0096-2	野巻１－２	野巻
11106-Ⅰ-0096-3	野巻１－３	野巻
11106-Ⅰ-0097	戦場１	皆野
11106-Ⅰ-0098	親鼻１	皆野
11106-Ⅰ-0099	来谷２	三沢
11106-Ⅰ-0417	国神３	国神
11106-Ⅰ-0418	国神４	国神
11106-Ⅰ-0419-1	妙部谷戸１－１	金沢
11106-Ⅰ-0419-2	妙部谷戸１－２	金沢
11106-Ⅰ-0420	神ノ巻	野巻
11106-Ⅰ-0421	金崎６	金崎
11106-Ⅱ-0081	親鼻２	皆野
11106-Ⅱ-0082	下田野４	下田野
11106-Ⅱ-0083-1	谷草-１	下田野

箇所番号	箇所名	大字
11106-Ⅱ-0083-2	谷草-２	下田野
11106-Ⅱ-0085	根古屋２	下日野沢
11106-Ⅱ-0086	重木２	下日野沢
11106-Ⅱ-0087	大神	下日野沢
11106-Ⅱ-0088	沢辺１	下日野沢
11106-Ⅱ-0089	沢辺２	下日野沢
11106-Ⅱ-0090	沢辺３	下日野沢
11106-Ⅱ-0091	藤原３	下日野沢
11106-Ⅱ-0092	藤原２	下日野沢
11106-Ⅱ-0093-1	日野１－１	下日野沢
11106-Ⅱ-0093-2	日野１－２	下日野沢
11106-Ⅱ-0093-3	日野１－３	下日野沢
11106-Ⅱ-0094-1	根古屋３－１	下日野沢
11106-Ⅱ-0094-2	根古屋３－２	下日野沢
11106-Ⅱ-0094-3	根古屋３－３	下日野沢
11106-Ⅱ-0095-1	皆野腰１－１	皆野
11106-Ⅱ-0095-2	皆野腰１－２	皆野
11106-Ⅱ-0097	根岸１	皆野
11106-Ⅱ-0098	根岸２	皆野
11106-Ⅱ-0099	根岸３	皆野
11106-Ⅱ-0100	親鼻３	皆野
11106-Ⅱ-0101	金崎２	金崎
11106-Ⅱ-0102	金崎４	金崎
11106-Ⅱ-0103	下原	皆野
11106-Ⅱ-0104	金崎３	金崎
11106-Ⅱ-0105-1	浦山２－１	金沢
11106-Ⅱ-0105-2	浦山２－２	金沢
11106-Ⅱ-0106	浦山１	金沢
11106-Ⅱ-0107	浦山３	金沢
11106-Ⅱ-0108	橋爪１	金沢
11106-Ⅱ-0109-1	更木１－１	金沢
11106-Ⅱ-0109-2	更木１－２	金沢
11106-Ⅱ-0110-1	加増２－１	金沢
11106-Ⅱ-0110-2	加増２－２	金沢
11106-Ⅱ-0111	更木３	金沢
11106-Ⅱ-0112	更木２	金沢
11106-Ⅱ-0113	出牛１	金沢
11106-Ⅱ-0114	出牛２	金沢
11106-Ⅱ-0115	出牛３	金沢
11106-Ⅱ-0116-1	小六-１	金沢
11106-Ⅱ-0116-2	小六-２	金沢
11106-Ⅱ-0117	金沢大平	金沢
11106-Ⅱ-0118	柴岡３	国神
11106-Ⅱ-0119	柴岡２	国神
11106-Ⅱ-0120	能林１	三沢
11106-Ⅱ-0121-1	能林２－１	三沢
11106-Ⅱ-0121-2	能林２－２	三沢
11106-Ⅱ-0122	丸山１	三沢
11106-Ⅱ-0123	丸山２	三沢
11106-Ⅱ-0124	三沢強石１	三沢

箇所番号	箇所名	大字
11106-Ⅱ-0125	三沢強石２	三沢
11106-Ⅱ-0126	三沢強石３	三沢
11106-Ⅱ-0127	高中１	三沢
11106-Ⅱ-0128	高府地１	三沢
11106-Ⅱ-0129	高府地２	三沢
11106-Ⅱ-0130-1	小根１－１	三沢
11106-Ⅱ-0130-2	小根１－２	三沢
11106-Ⅱ-0131	上の平１	三沢
11106-Ⅱ-0132	三沢谷津２	三沢
11106-Ⅱ-0133	二本木	三沢
11106-Ⅱ-0134	三沢日向	三沢
11106-Ⅱ-0135	峯１	三沢
11106-Ⅱ-0136	芳ノ入１	三沢
11106-Ⅱ-0137	芳ノ入３	三沢
11106-Ⅱ-0138	来谷１	三沢
11106-Ⅱ-0139	六地蔵	三沢
11106-Ⅱ-0140	小前３	上日野沢
11106-Ⅱ-0141	小前２	上日野沢
11106-Ⅱ-0142	奈良尾３	上日野沢
11106-Ⅱ-0143	奈良尾４	上日野沢
11106-Ⅱ-0144-1	奈良尾５－１	上日野沢
11106-Ⅱ-0144-2	奈良尾５－２	上日野沢
11106-Ⅱ-0145	門平２	上日野沢
11106-Ⅱ-0146	立沢１	上日野沢
11106-Ⅱ-0147	立沢２	上日野沢
11106-Ⅱ-0148-1	立沢３－１	上日野沢
11106-Ⅱ-0148-2	立沢３－２	上日野沢
11106-Ⅱ-0148-3	立沢３－３	上日野沢
11106-Ⅱ-0149-1	大淵３－１	大渕
11106-Ⅱ-0149-2	大淵３－２	大渕
11106-Ⅱ-0150	大淵４	大渕
11106-Ⅱ-0151-1	笹原１－１	野巻
11106-Ⅱ-0151-2	笹原１－２	野巻
11106-Ⅱ-0151-3	笹原１－３	野巻
11106-Ⅱ-0152	笹原２	野巻
11106-Ⅱ-0470	小根２	三沢
11106-Ⅱ-0471	芳ノ入２	三沢
11106-Ⅱ-0560	三沢谷津４	三沢
11106-Ⅱ-0561	小根３	三沢
11106-Ⅱ-0562	小根４	三沢
11106-Ⅱ-0563	小根５	三沢
11106-Ⅱ-0564	小根６	三沢
11106-Ⅱ-0565	平草３	三沢
11106-Ⅱ-0566	平草４	三沢
11106-Ⅱ-0567	芳ノ入４	三沢
11106-Ⅱ-0568	小根７	三沢
11106-Ⅱ-0576	立沢９	上日野沢
11106-Ⅱ-0580	大淵１０	大渕
11106-Ⅱ-0583	加増７	金沢
11106-Ⅱ-0584	戦場５	皆野

箇所番号	箇所名	大字
11106-Ⅱ-0585	戦場６	皆野
11106-Ⅱ-0586	戦場７	皆野
11106-Ⅱ-0587	妙部谷戸２	金沢
11106-Ⅱ-0588	新谷平１	金沢
11106-Ⅱ-0589	新谷平２	金沢
11106-Ⅱ-0590-1	橋爪３－１	金沢
11106-Ⅱ-0590-2	橋爪３－２	金沢
11106-Ⅱ-0592	下田野１５	下田野
11106-Ⅱ-0593	下田野１６	下田野
11106-Ⅱ-0594	金崎７	金崎
11106-Ⅲ-0173	立沢８	上日野沢
11106-Ⅲ-0174	下田野８	下田野
11106-Ⅲ-0175	下田野９	下田野
11106-Ⅲ-0176	下田野１０	下田野
11106-Ⅲ-0177	下田野１１	下田野
11106-Ⅲ-0178	下田野１２	下田野
11106-Ⅲ-0180	高中２	三沢
11106-Ⅲ-0181	平草１	三沢
11106-Ⅲ-0182	平草２	三沢
11106-Ⅲ-0186	高松山４	下日野沢
11106-Ⅲ-0187	高松山５	下日野沢
11106-Ⅲ-0188	根古屋４	下日野沢
11106-Ⅲ-0189	根古屋５	下日野沢
11106-Ⅲ-0190	若浜５	下日野沢
11106-Ⅲ-0194	根古屋８	下日野沢
11106-Ⅲ-0195	風戸	下日野沢
11106-Ⅲ-0196	立沢	上日野沢
11106-Ⅲ-0200	金崎５	金崎
11106-Ⅲ-0201	浦山４	金沢
11106-Ⅲ-0202	浦山５	金沢
11106-Ⅲ-0203-1	浦山６－１	金沢
11106-Ⅲ-0203-2	浦山６－２	金沢
11106-Ⅲ-0204	加増３	金沢
11106-Ⅲ-0205-1	加増４－１	金沢
11106-Ⅲ-0205-2	加増４－２	金沢
11106-Ⅲ-0206	加増５	金沢
11106-Ⅲ-0207	加増６	金沢
11106-Ⅲ-0208	岩鼻１	金沢
11106-Ⅲ-0209	橋爪２	金沢
11106-Ⅲ-0210	金山２	金沢
11106-Ⅲ-0212	出牛４	金沢
11106-Ⅲ-0214-1	諏訪平２－１	金沢
11106-Ⅲ-0214-2	諏訪平２－２	金沢
11106-Ⅲ-0215	国神１	国神
11106-Ⅲ-0217	柴岡４	国神
11106-Ⅲ-0218	三沢強石４	三沢
11106-Ⅲ-0219	三沢強石５	三沢
11106-Ⅲ-0220	玉川１	三沢
11106-Ⅲ-0221	玉川２	三沢
11106-Ⅲ-0222	広町１	三沢

箇所番号	箇所名	大字
11106-Ⅲ-0224	小平	三沢
11106-Ⅲ-0226-1	三沢谷津３－１	三沢
11106-Ⅲ-0226-2	三沢谷津３－２	三沢
11106-Ⅲ-0226-3	三沢谷津３－３	三沢
11106-Ⅲ-0229	反町	三沢
11106-Ⅲ-0233	立沢５	上日野沢
11106-Ⅲ-0235	大淵５	大渕
11106-Ⅲ-0236	大淵６	大渕
11106-Ⅲ-0242	前原３	大渕
11106-Ⅲ-0244	野巻２の１	野巻
11106-Ⅲ-0245	桜ヶ谷	野巻
11106-Ⅲ-0246	親鼻４	皆野
11106-Ⅲ-0247-1	笹原３－１	野巻
11106-Ⅲ-0247-2	笹原３－２	野巻
11106-Ⅲ-0248-1	山中－１	野巻
11106-Ⅲ-0248-2	山中－２	野巻
11106-Ⅲ-0248-3	山中－３	野巻
11106-Ⅲ-0249	野巻２の２	野巻
11106-Ⅲ-0408	広町３	三沢

※「急傾斜地崩壊危険箇所」については、国土交通省通知「土砂災害危険箇所の今後の取扱いについて」を踏まえ、皆野町地域防災計画における「土砂災害危険箇所」等の記載を「土砂災害警戒区域等」に変更する。

・地すべり箇所一覧（国土交通省所管）

箇所番号	箇所名	大字
3-16	西立沢	上日野沢
3-17	立沢	上日野沢
3-18	門平	上日野沢
3-19	奈良尾南	上日野沢
3-20	奈良尾北	上日野沢
3-21	大前	上日野沢
3-22	沢辺	下日野沢
3-23	重木	下日野沢
3-24	若浜	下日野沢
3-25	日野	下日野沢
3-26	浦山	金沢
3-27	浦山北	金沢
3-28	旭谷	金沢
3-29	桜ヶ谷	野巻
3-30	国神	国神
3-31	金崎	金崎
3-32	上ノ台	皆野
3-33	日向	三沢
3-34	五十新田	三沢
3-35	美の山	三沢
3-36	上の平	三沢
3-37	藤の木	三沢
3-38	中の沢	三沢
3-39	広町	三沢
3-70	四万部山	三沢
3-71	淵の尾	三沢
3-72	小根	三沢
3-73	峰	三沢
3-74	橋爪	金沢
3-76	風戸	下日野沢

※「地すべり危険箇所」については、国土交通省通知「土砂災害危険箇所の今後の取扱いについて」を踏まえ、皆野町地域防災計画における「土砂災害危険箇所」等の記載を「土砂災害警戒区域等」に変更する。

○河川指定区間一覧

〔荒川水系〕

河川名	上流端	下流端	左岸	右岸	合計
三沢川	左岸　秩父郡皆野町大字三沢字長尾根 5,597 番地先 右岸　同町同大字字親沢 5,544 番地先	荒川への合流点	6,100	6,100	12,200
滝の入沢川	左岸　秩父郡皆野町大字皆野字上中 746 番地先 右岸　同町同大字字滝沢 3,875 番地先	〃	1,500	1,500	3,000
日野沢川	左岸　秩父郡皆野町大字上日野字塔寿 3,311 番の 1 地先 右岸　同町同大字字空滝 1,939 番地先	〃	5,900	5,900	11,800

〔利根川水系〕

河川名	上流端	下流端	左岸	右岸	合計
小山川	秩父郡皆野町大字金沢字滝の下 4,015 番地の1地先の浦山第1号堰堤	直轄区間起点	36,411	36,411	72,822

○地すべり危険地区一覧

箇所名	大字	小字	面積(ha)
風戸沢	下日野沢	風戸	12.7
立沢１	上日野沢	立沢	30.0
立沢２	〃	〃	7.4
腰	皆野	腰	7.7
滝の沢	〃	〃	25.0
淵の尾	三沢	吉野平	27.5
吉野平	〃	〃	24.6
美山	〃	五十新田	28.4
上の平	〃	上の平	17.8
四万部山	〃	曽根坂	8.9
入山	〃	入山	57.6
峰	〃	峰外２	11.7
谷津	〃	谷津	6.4
小根	〃	小根	25.6
小根（東）	〃	〃	41.0
ヨシケ沢	〃	高中	98.8
谷草沢	下田野	曽和本	13.8
橋爪	金沢	橋爪	5.1

○地すべり防止区域一覧（国土交通省所管）

防止区域名	面積 （ha）	指定年月日	名称	構造	施工年度	備考
金崎	25.73	34.10.6	排水工 落差工 根止工	ボーリング工 半円水路工 暗渠水路工	昭和 28～38 昭和 54～	工事中
日向	41.69	34.10.6	排水工 落差工	ボーリング工 コンクリート工 水抜工、土止工	昭和 36～46	概成
旭谷	12.89	36.8.26	排水工 落差工	ボーリング工 半円管、集水桝 暗渠水路工	昭和 35～46	〃
中の沢	25.68 14.04	36.8.26 48.3.8	排水工	水路工 ボーリング工	昭和 47～ 平成 20	観測中
五十新田	16.94	36.8.26	〃	ボーリング工 半円水路工 暗渠水路工	昭和 40～47	概成
美の山	20.70	36.8.26				未施工
重木	10.85	36.8.26				〃
浦山	5.48	38.10.11	排水工 落差工	水抜工 パイプ水路 ボーリング工	昭和 28～29	概成
門平	12.17	38.10.11	排水工	水抜工 水路工 集水桝	昭和 29～30	概成
国神	7.68	38.10.11	〃	水抜工	昭和 41～45	概成
桜ケ谷	47.75	43.3.26	〃	ボーリング工	昭和 46～50 昭和 63～ 令和 4	観測中
広町	20.12	57.3.27	〃	ボーリング工	昭和 57～63	概成
皆野	2.52	20.12.16	〃	ボーリング工	平成 19～26	概成

○地すべり防止区域一覧（農林水産省所管）

防止区域名	所在地	面積 （ha）	指定年月日	工事状況
四万部山	秩父郡皆野町大字三沢	8.88	昭和 35.9.27	概成
淵の尾	〃	27.15	〃	〃
小根	〃	55.77	昭和 60.4.25 昭和 37.10.11	〃
峯	〃	11.68	昭和 37.10.11	〃
橋爪	秩父郡皆野町大字金沢	5.14	〃	未施工
風戸	秩父郡皆野町大字下日野沢	8.00	昭和 61.4.10	概成

○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

区域名	大字	指定面積(ha)	告示番号	指定年月日
若浜	下日野沢	1.28	1393	S46.10.22

○砂防指定地指定状況

事務所	渓流名
秩父	柏木沢
〃	立沢
〃	滝の沢
〃	日野沢川
〃	門平沢
〃	奈良尾沢
〃	大前沢
〃	重木沢
〃	藤原沢
〃	檜木沢
〃	金沢川
〃	金山沢
〃	深沢
〃	関谷沢
〃	滝の入沢川
〃	富沢
〃	京ヶ沢

事務所	渓流名
秩父	豆ガラ沢
〃	八瀬尾根沢
〃	丑沢
〃	中の沢
〃	六地蔵沢
〃	藤の木沢
〃	浅間沢
〃	五十新田沢
〃	玉川
〃	吉野平沢
〃	芳ノ入沢
〃	小関沢
〃	小山川
〃	浦山川
〃	梨木沢
〃	穴窪沢
〃	大平沢

○ため池一覧

名称	市町村	町域名、番地	天端幅（m）	堤高（m）	堤頂長（m）	総貯水量（千㎥）	流域面積（k㎡）	満水面積（k㎡）	かんがい受益面積（ha）
一ト星	秩父郡皆野町	秩父郡皆野町大字国神字一ト星297	2.0	5.0	25.0	3.0	—	0.0013	3.0

○土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所

告　示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住　　所	警戒 区域	特別警 戒区域	土砂災害の発生要因 となる自然現象の種類
H27.12.25	来谷沢	皆野町大字三沢	○	○	土石流
H27.12.25	能林２	〃	○	○	〃
H27.12.25	能林３	〃	○	○	〃
H27.12.25	ヨシケ沢	〃	○	○	〃
H27.12.25	強石－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	強石－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	芳ノ入１	〃	○	○	〃
H27.12.25	芳ノ入２	〃	○	○	〃
H27.12.25	来谷２	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	能林１	〃	○	○	〃
H27.12.25	能林２－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	能林２－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	三沢強石１	〃	○	○	〃
H27.12.25	三沢強石２	〃	○	○	〃
H27.12.25	三沢強石３	〃	○	○	〃
H27.12.25	高中１	〃	○	○	〃
H27.12.25	小根１－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	小根１－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	芳ノ入１	〃	○	○	〃
H27.12.25	芳ノ入３	〃	○	○	〃
H27.12.25	来谷１	〃	○	○	〃
H27.12.25	小根２	〃	○	○	〃
H27.12.25	芳ノ入２	〃	○	○	〃
H27.12.25	小根３	〃	○	○	〃
H27.12.25	小根４	〃	○	○	〃
H27.12.25	小根５	〃	○	○	〃
H27.12.25	小根６	〃	○	○	〃
H27.12.25	平草３	〃	○	○	〃
H27.12.25	平草４	〃	○	○	〃
H27.12.25	芳ノ入４	〃	○	○	〃
H27.12.25	小根７	〃	○	○	〃
H27.12.25	高中２	〃	○	○	〃
H27.12.25	平草１	〃	○	○	〃
H27.12.25	平草２	〃	○	○	〃
H27.12.25	日向	〃	○		地すべり
H27.12.25	三沢１	〃	○	○	土石流
H27.12.25	上滝の沢	〃	○		〃
H27.12.25	滝の沢	〃	○	○	〃
H27.12.25	芳ノ入３	〃	○		〃

告　示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住　　所	警戒 区域	特別警 戒区域	土砂災害の発生要因 となる自然現象の種類
H27.12.25	芳ノ入４	皆野町大字三沢	○		土石流
H27.12.25	三沢２	〃	○	○	〃
H27.12.25	谷津	〃	○	○	〃
H27.12.25	三沢３	〃	○	○	〃
H27.12.25	吉野平	〃	○	○	〃
H27.12.25	吉野平沢	〃	○	○	〃
H27.12.25	来谷１	〃	○	○	〃
H27.12.25	来谷２	〃	○	○	〃
H27.12.25	来谷３	〃	○		〃
H27.12.25	三沢谷津１	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	三沢谷津２	〃	○	○	〃
H27.12.25	二本木	〃	○	○	〃
H27.12.25	三沢日向	〃	○	○	〃
H27.12.25	三沢谷津４	〃	○	○	〃
H27.12.25	三沢強石４	〃	○	○	〃
H27.12.25	三沢強石５	〃	○	○	〃
H27.12.25	玉川１	〃	○	○	〃
H27.12.25	玉川２	〃	○	○	〃
H27.12.25	小平	〃	○	○	〃
H27.12.25	三沢谷津３－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	三沢谷津３－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	三沢谷津３－３	〃	○	○	〃
H27.12.25	反町	〃	○	○	〃
H27.12.25	高府地１	〃	○	○	土石流
H27.12.25	入山	〃	○	○	〃
H27.12.25	中の沢	〃	○	○	〃
H27.12.25	上の平	〃	○	○	〃
H27.12.25	浅間沢	〃	○		〃
H27.12.25	高府地２	〃	○	○	〃
H27.12.25	高府地３	〃	○	○	〃
H27.12.25	六地蔵	〃	○	○	〃
H27.12.25	丸山１	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	丸山２	〃	○	○	〃
H27.12.25	高府地１	〃	○	○	〃
H27.12.25	高府地２	〃	○	○	〃
H27.12.25	上の平１	〃	○	○	〃
H27.12.25	峯１	〃	○	○	〃
H27.12.25	六地蔵	〃	○	○	〃
H27.12.25	広町１	〃	○	○	〃
H27.12.25	広町３	〃	○	○	〃

告　示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住　　所	警戒 区域	特別警 戒区域	土砂災害の発生要因 となる自然現象の種類
H27.12.25	五十新田	皆野町大字三沢	○		地すべり
H27.12.25	美の山	〃	○		地すべり
H27.12.25	上の平	〃	○		〃
H27.12.25	藤の木	〃	○		〃
H27.12.25	中の沢	〃	○		〃
H27.12.25	広町	〃	○		〃
H27.12.25	日野１	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
H27.12.25	日野２	〃	○	○	〃
H27.12.25	日野３	〃	○	○	〃
H27.12.25	若松３	〃	○		〃
H27.12.25	日野４	〃	○	○	〃
H27.12.25	根古屋１	〃	○	○	〃
H27.12.25	根古屋２	〃	○	○	〃
H27.12.25	根古屋１－１	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	根古屋１－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	根古屋１－３	〃	○	○	〃
H27.12.25	高松山１	〃	○	○	〃
H27.12.25	若浜２	〃	○	○	〃
H27.12.25	根古屋２	〃	○	○	〃
H27.12.25	大神	〃	○	○	〃
H27.12.25	日野１－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	日野１－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	日野１－３	〃	○	○	〃
H27.12.25	根古屋３－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	根古屋３－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	根古屋３－３	〃	○	○	〃
H27.12.25	高松山４	〃	○	○	〃
H27.12.25	高松山５	皆野町大字大渕	○	○	〃
H27.12.25	根古屋４	皆野町大字下日野沢	○	○	〃
H27.12.25	根古屋５	〃	○	○	〃
H27.12.25	根古屋８	〃	○	○	〃
H27.12.25	風戸	〃	○	○	〃
H27.12.25	若浜	〃	○		地すべり
H27.12.25	日野	〃	○		〃
H27.12.25	門平沢	皆野町大字上日野沢	○	○	土石流
H27.12.25	奈良尾１	〃	○		〃
H27.12.25	奈良尾沢	〃	○	○	〃
H27.12.25	奈良尾２	〃	○	○	〃
H27.12.25	小前１	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	奈良尾１	〃	○	○	〃

告　示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住　　所	警戒 区域	特別警 戒区域	土砂災害の発生要因 となる自然現象の種類
H27.12.25	奈良尾２－１	皆野町大字上日野沢	○	○	〃
H27.12.25	奈良尾２－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	門平１－１	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	門平１－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	小前３	〃	○	○	〃
H27.12.25	小前２	〃	○	○	〃
H27.12.25	奈良尾３	〃	○	○	〃
H27.12.25	奈良尾４	〃	○	○	〃
H27.12.25	奈良尾５－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	奈良尾５－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	門平２	〃	○	○	〃
H27.12.25	立沢１	〃	○	○	〃
H27.12.25	立沢２	〃	○	○	〃
H27.12.25	立沢３－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	立沢３－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	立沢３－３	〃	○	○	〃
H27.12.25	立沢９	〃	○	○	〃
H27.12.25	立沢８	〃	○	○	〃
H27.12.25	立沢	〃	○	○	〃
H27.12.25	立沢５	〃	○	○	〃
H27.12.25	西立沢	〃	○		地すべり
H27.12.25	立沢	〃	○		〃
H27.12.25	門平	〃	○		〃
H27.12.25	奈良尾南	〃	○		〃
H27.12.25	奈良尾北	〃	○		〃
H27.12.25	大前	〃	○		〃
H27.12.25	天神沢	皆野町大字野巻	○	○	土石流
H27.12.25	野巻	〃	○	○	〃
H27.12.25	大平沢－１	皆野町大字金沢	○		〃
H27.12.25	大平沢－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	金山沢	〃	○	○	〃
H27.12.25	笹原１	皆野町大字野巻	○	○	〃
H27.12.25	笹原２	〃	○	○	〃
H27.12.25	岩鼻１	皆野町大字金沢	○	○	〃
H27.12.25	岩鼻２	〃	○	○	〃
H27.12.25	岩鼻３	〃	○	○	〃
H27.12.25	金山１	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	野巻１－１	皆野町大字野巻	○	○	〃
H27.12.25	野巻１－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	野巻１－３	〃	○	○	〃

告　示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住　　所	警戒 区域	特別警 戒区域	土砂災害の発生要因 となる自然現象の種類
H27.12.25	妙部谷戸１－１	皆野町大字金沢	○	○	〃
H27.12.25	妙部谷戸１－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	神ノ巻	皆野町大字野巻	○	○	〃
H27.12.25	橋爪１	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	金沢大平	〃	○	○	〃
H27.12.25	笹原１－１	皆野町大字野巻	○	○	〃
H27.12.25	笹原１－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	笹原１－３	〃	○	○	〃
H27.12.25	笹原２	〃	○	○	〃
H27.12.25	妙部谷戸２	皆野町大字金沢	○	○	〃
H27.12.25	新谷平１	〃	○	○	〃
H27.12.25	新谷平２	〃	○	○	〃
H27.12.25	橋爪３－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	橋爪３－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	岩鼻１	〃	○	○	〃
H27.12.25	橋爪２	〃	○	○	〃
H27.12.25	金山２	〃	○	○	〃
H27.12.25	諏訪平２－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	諏訪平２－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	野巻２の１	皆野町大字野巻	○	○	〃
H27.12.25	桜ヶ谷	〃	○	○	〃
H27.12.25	笹原３－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	笹原３－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	山中－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	山中－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	山中－３	〃	○	○	〃
H27.12.25	野巻２の２	〃	○	○	〃
H27.12.25	桜ヶ谷	〃	○		地すべり
H27.12.25	戦場１	皆野町大字皆野	○	○	土石流
H27.12.25	戦場２	〃	○	○	〃
H27.12.25	富沢	〃	○		〃
H27.12.25	下根岸	〃	○	○	〃
H27.12.25	上ノ台	〃	○	○	〃
H27.12.25	滝の入沢川	〃	○		〃
H27.12.25	柏木沢	〃	○		〃
H27.12.25	戦場３	〃	○	○	〃
H27.12.25	戦場１	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	親鼻１	〃	○	○	〃
H27.12.25	親鼻２	〃	○	○	〃
H27.12.25	皆野腰１－１	〃	○	○	〃

告　示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住　　所	警戒 区域	特別警 戒区域	土砂災害の発生要因 となる自然現象の種類
H27.12.25	皆野腰１－２	皆野町大字皆野	○	○	〃
H27.12.25	根岸１	〃	○	○	〃
H27.12.25	根岸２	〃	○	○	〃
H27.12.25	根岸３	〃	○	○	〃
H27.12.25	親鼻３	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	下原	〃	○	○	〃
H27.12.25	戦場５	〃	○	○	〃
H27.12.25	戦場６	〃	○	○	〃
H27.12.25	戦場７	〃	○	○	〃
H27.12.25	親鼻４	〃	○	○	〃
H27.12.25	上ノ台	〃	○		地すべり
H27.12.25	小松１	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
H27.12.25	重木	〃	○	○	〃
H27.12.25	藤原沢１	〃	○	○	〃
H27.12.25	藤原沢２	〃	○	○	〃
H27.12.25	若松１	〃	○	○	〃
H27.12.25	若松２	〃	○	○	〃
H27.12.25	沢辺１	〃	○	○	〃
H27.12.25	沢辺２	〃	○	○	〃
H27.12.25	重木沢	〃	○	○	〃
H27.12.25	藤原	〃	○	○	〃
H27.12.25	下日野沢１	〃	○	○	〃
H27.12.25	下日野沢２	〃	○	○	〃
H27.12.25	重木１－１	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	重木１－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	重木１－３	〃	○	○	〃
H27.12.25	藤原１	〃	○	○	〃
H27.12.25	若浜３	〃	○	○	〃
H27.12.25	若浜４	〃	○	○	〃
H27.12.25	若浜１	〃	○	○	〃
H27.12.25	重木２	〃	○	○	〃
H27.12.25	沢辺１	〃	○	○	〃
H27.12.25	沢辺２	〃	○	○	〃
H27.12.25	沢辺３	〃	○	○	〃
H27.12.25	藤原３	〃	○	○	〃
H27.12.25	藤原２	〃	○	○	〃
H27.12.25	若浜５	〃	○	○	〃
H27.12.25	沢辺	〃	○		地すべり
H27.12.25	重木	〃	○		〃
H27.12.25	能林１－１	皆野町大字下田野	○	○	土石流

告　示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住　　所	警戒 区域	特別警 戒区域	土砂災害の発生要因 となる自然現象の種類
H27.12.25	能林１－２	皆野町大字下田野	○	○	〃
H27.12.25	能林１－３	〃	○		〃
H27.12.25	豆ガラ沢	皆野町大字金崎	○		〃
H27.12.25	大境沢	〃	○	○	〃
H27.12.25	下田野１	皆野町大字下田野	○	○	〃
H27.12.25	小関沢	皆野町大字下田野	○		土石流
H27.12.25	下田野２	〃	○	○	〃
H27.12.25	金崎１	皆野町大字金崎	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	下田野２	皆野町大字下田野	○	○	〃
H27.12.25	下田野３－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	下田野３－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	金崎６	皆野町大字金崎	○	○	〃
H27.12.25	下田野４	皆野町大字下田野	○	○	〃
H27.12.25	谷草－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	谷草－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	金崎２	皆野町大字金崎	○	○	〃
H27.12.25	金崎４	〃	○	○	〃
H27.12.25	金崎３	〃	○	○	〃
H27.12.25	下田野１５	皆野町大字下田野	○	○	〃
H27.12.25	下田野１６	〃	○	○	〃
H27.12.25	金崎７	皆野町大字金崎	○	○	〃
H27.12.25	下田野８	皆野町大字下田野	○	○	〃
H27.12.25	下田野９	〃	○	○	〃
H27.12.25	下田野１０	〃	○	○	〃
H27.12.25	下田野１１	〃	○	○	〃
H27.12.25	下田野１２	〃	○	○	〃
H27.12.25	金崎５	皆野町大字金崎	○	○	〃
H27.12.25	金崎	〃	○		地すべり
H27.12.25	出牛１	皆野町大字金沢	○	○	土石流
H27.12.25	梨木沢	〃	○		〃
H27.12.25	出牛２	〃	○	○	〃
H27.12.25	小六１	〃	○	○	〃
H27.12.25	小六２	〃	○	○	〃
H27.12.25	加増１	〃	○		〃
H27.12.25	加増２	〃	○	○	〃
H27.12.25	天沢－１	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	天沢－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	天沢－３	〃	○	○	〃
H27.12.25	天沢－４	〃	○	○	〃
H27.12.25	加増１	〃	○	○	〃

告　示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住　　所	警戒 区域	特別警 戒区域	土砂災害の発生要因 となる自然現象の種類
H27.12.25	浦山２－１	皆野町大字金沢	○	○	〃
H27.12.25	浦山２－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	浦山１	〃	○	○	〃
H27.12.25	浦山３	〃	○	○	〃
H27.12.25	更木１－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	更木１－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	加増２－１	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	加増２－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	更木３	〃	○	○	〃
H27.12.25	更木２	〃	○	○	〃
H27.12.25	出牛１	〃	○	○	〃
H27.12.25	出牛２	〃	○	○	〃
H27.12.25	出牛３	〃	○	○	〃
H27.12.25	小六－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	小六－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	加増７	〃	○	○	〃
H27.12.25	浦山４	〃	○	○	〃
H27.12.25	浦山５	〃	○	○	〃
H27.12.25	浦山６－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	浦山６－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	加増３	〃	○	○	〃
H27.12.25	加増４－１	〃	○	○	〃
H27.12.25	加増４－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	加増５	〃	○	○	〃
H27.12.25	加増６	〃	○	○	〃
H27.12.25	出牛４	〃	○	○	〃
H27.12.25	浦山	〃	○		地すべり
H27.12.25	浦山北	〃	○		〃
H27.12.25	旭谷	〃	○		〃
H27.12.25	不動沢	皆野町大字大渕	○	○	土石流
H27.12.25	くぬぎ沢	〃	○		〃
H27.12.25	橋場沢	〃	○	○	〃
H27.12.25	関沢	〃	○	○	〃
H27.12.25	滝の沢	〃	○		〃
H27.12.25	大渕	〃	○	○	〃
H27.12.25	深沢－１	皆野町大字国神	○	○	〃
H27.12.25	深沢－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	柴岡	〃	○		〃
H27.12.25	関谷沢	〃	○		〃
H27.12.25	大淵１	皆野町大字大渕	○	○	急傾斜地の崩壊

告　示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住　　所	警戒 区域	特別警 戒区域	土砂災害の発生要因 となる自然現象の種類
H27.12.25	大淵２－１	皆野町大字大渕	○	○	〃
H27.12.25	大淵２－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	柴岡１	皆野町大字国神	○	○	〃
H27.12.25	前原１	皆野町大字大渕	○	○	〃
H27.12.25	国神３	皆野町大字国神	○	○	〃
H27.12.25	国神４	〃	○	○	〃
H27.12.25	柴岡３	〃	○	○	〃
H27.12.25	柴岡２	皆野町大字国神	○	○	急傾斜地の崩壊
H27.12.25	大淵３－１	皆野町大字大渕	○	○	〃
H27.12.25	大淵３－２	〃	○	○	〃
H27.12.25	大淵４	〃	○	○	〃
H27.12.25	大淵１０	〃	○	○	〃
H27.12.25	国神１	皆野町大字国神	○	○	〃
H27.12.25	柴岡４	〃	○	○	〃
H27.12.25	大淵５	皆野町大字大渕	○	○	〃
H27.12.25	大淵６	〃	○	○	〃
H27.12.25	前原３	〃	○	○	〃
H27.12.25	国神	皆野町大字国神	○		地すべり
R7.3.21	四万部山	皆野町大字三沢	○		地すべり
R7.3.21	淵の尾	〃	○		〃
R7.3.21	小根	〃	○		〃
R7.3.21	峰	〃	○		〃
R7.3.21	橋爪	皆野町大字金沢	○		〃
R7.3.21	風戸	皆野町大字下日野沢	○		〃

3　防災関連施設・設備関係

○救急病院・救急診療所一覧

1　埼玉県秩父保健所

所在地	〒368-0025 秩父市桜木町 8-18	電話番号	0494-22-3824
		ＦＡＸ番号	0494-22-2798

2　救急病院・救急診療所一覧（秩父保健所管内）

No.	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号 (0494)	ＦＡＸ 番号 (0494)	診療科目
1	秩父市立病院	368-0025	秩父市桜木町 8-9	23-0611	23-0650	内、外、整、泌、脳、小、麻、循内、消内
2	医療法人花仁会 秩父病院	369-1874	秩父市和泉町 20	22-3022	24-9633	外、内、消外、消内、肝内、循内、形、整、腫内、肛外、放、麻、歯、歯外、矯歯
3	秩父生協病院	368-0016	秩父市阿保町 1-11	23-1300	22-7003	内、小、リハ、循内
4	秩父第一病院	368-0051	秩父市中村町2-8-14	25-0311	25-0551	内、循内、外、神内、リハ、皮
5	医療法人彩清会 清水病院	369-1412	秩父郡皆野町 大字皆野 1390-2	62-0067	62-4393	内、外、胃内、リハ、皮、糖、形、耳
6	医療法人徳洲会 皆野病院	369-1412	秩父郡皆野町 大字皆野 2031-1	62-6300	62-6010	内、呼内、循内、腎内、内、脳内、外、整、脳、小、皮、泌、婦、眼、リハ、放、肝胆、消外
7	国民健康保険 町立小鹿野中央病院	368-0105	秩父郡小鹿野町 小鹿野 300	75-2332	75-3313	内、婦、整、眼、耳、リハ、外、心療、精

区分	略号（説明）
診療科目	内（内科）、心療（心療内科）、外（外科）、小（小児科）、精（精神科）、神（神経科）、神内（神経内科）、呼（呼吸器科）、消内（消化器内科）、消外（消化器外科）、胃（胃腸科）、胃内（胃腸内科）、循内（循環器内科）、肝内（肝臓内科）、腫内（腫瘍内科）、肛外（肛門外科）、整（整形外科）、形（形成外科）、脳（脳神経外科）、皮（皮膚科）、泌（泌尿器科）、肛（肛門科）、婦（婦人科）、眼（眼科）、耳（耳鼻咽喉科）、リハ（リハビリテーション科）、放（放射線科）、歯（歯科）、歯外（歯科口腔外科）、麻（麻酔科）、肝胆（肝胆膵外科）、糖（糖尿病内科）

○指定避難所・指定避難場所一覧

No.	地区	施設名	所在地	避難所					収容人員	電話番号	備考
				避難場所	風水害	土砂災害	雪害	震災			
1	皆野	公民館（皆野総合センター）	皆野2228-1	兼	○	―	○	○	200	62-0454	警戒区域
2		柔剣道場	皆野2125	兼	○	○	○	○	220		
3		皆野小学校	皆野1346	兼	○	○	○	○	1,000	62-0053	
4		皆野中学校	皆野2244-2	兼	○	―	○	○	1,100	62-0432	警戒区域
5	国神	老人福祉センター	大渕103-1	兼	○	○	○	○	150	62-4625	
6		国神小学校	大渕70-1	兼	○	○	○	○	450	62-0579	
7		自然休養村管理所	大渕280	兼	○	○	○	○	70		
8		皆野高等学校体育館	大渕19-1	兼	○	―	○	○	500	62-2076	特別警戒区域
9		転作研修センター	金崎111-1	兼	○	○	○	○	40		
10		皆野幼稚園	国神639	兼	○	○	○	○	180	62-1333	
11	金沢	金沢生活改善センター	金沢259-1	兼	○	―	○	○	30		警戒区域
12	日野沢	わく・ワクセンター	下日野沢3990	兼	○	―	○	○	380		警戒区域
13	三沢	三沢小学校	三沢1606	兼	○	○	○	○	450	65-0123	
14		三沢農業集落センター	三沢1588-1	兼	○	○	○	○	80		
15	皆野	町民運動公園	皆野836-2	○	―	―	―	―	―		
16		皆野スポーツ公園	下田野1119-1	○	―	―	―	―	―		

○福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	協定連絡先
1	悠う湯ホーム	下日野沢 3906-3	62-5550	社会福祉法人　みなの福祉会
2	障害者支援施設 カーサ・ミナノ	国神 421	62-5612	社会福祉法人　カナの会

○防災倉庫及び防災備蓄品一覧

番号	施設名称	発電機	投光器	段ボールベッド	毛布	テント型パーテーション	主食（アルファ米・パン）	水	缶入りミルク	非常用糞尿処理セット	おむつ（大人用・こども用）	生理用品
1	皆野町役場倉庫 （庁舎側）				○		○	○		○	○	○
2	皆野町役場倉庫 (管理職駐車場)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	防災倉庫 (皆野小学校)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	防災倉庫 (皆野中学校)	○	○		○		○	○	○	○	○	○
5	防災倉庫 (老人福祉センター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	防災倉庫 (わく・ワクセンター)				○		○	○	○	○	○	○
7	防災倉庫 (旧金沢小学校)				○		○	○	○	○	○	○
8	防災倉庫 (三沢小学校)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○緊急輸送道路

道路管理者	道路種別	路線名	備考
埼玉県	埼玉県管理国道	国道 140 号	
埼玉県	有料道路	皆野寄居有料道路西関東連絡道路	

○災害用ヘリポート（飛行場場外離着陸場）の状況

名称	地名番地	管理者	管轄消防	着陸帯		表面
				長さ	幅	
皆野スポーツ公園	皆野町大字下田野地内	皆野町	秩父消防本部	20	20	転圧地
金崎ヘリポート	皆野町大字金崎 301	皆野町	秩父消防本部	17	17	ｱｽﾌｧﾙﾄ

4 協定

○災害協定締結一覧

■自治体間等の相互応援協定

協定名称	締結先
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村
災害時における足立区と秩父地域自治体との相互応援に関する協定書	足立区

■物資供給（食料品・飲料水・生活必需品等）に関する協定

協定名称	締結先
災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	株式会社カインズ
災害時における物資の輸送に関する協定書	社団法人埼玉県トラック協会秩父支部
災害時における救援物資提供に関する協定書	三国コカ･コーラボトリング株式会社
災害時における物資供給に関する協定書	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター

■医療・救護活動に関する協定

協定名称	締結先
災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人秩父郡市医師会
災害時の医療救護活動に関する協定書	秩父郡市歯科医師会
災害時の医療救護活動に関する協定書	秩父郡市薬剤師会
災害時の医療救護活動に関する協定書	医療法人徳洲会皆野病院

■施設利用に関する協定・覚書

協定名称	締結先
災害時における避難施設の使用に関する覚書	埼玉県立皆野高等学校
皆野秩父バイパス新皆野橋架設に伴う工事用道路の使用に関する協定書	埼玉県西関東連絡道路建設事務所
防災行政無線連動装置及び防災行政無線遠隔制御装置の設置、運用管理等に関する協定書	秩父消防本部
災害時における福祉避難所の設置運営に係る協定書	社会福祉法人みなの福祉会
災害時における福祉避難所の設置運営に係る協定書	社会福祉法人カナの会

■災害復旧に関する協定・覚書

協定名称	締結先
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社　熊谷支社
災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社　熊谷支社

■消防に関する協定・覚書

協定名称	締結先
埼玉県下消防応援協定	県内全市町村及び一部事務組合
埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書	県内全市町村及び一部事務組合
比企広域市町村圏組合消防相互応援協定	比企広域市町村圏組合
秩父地域５市町消防団危機対応相互応援協定書	秩父広域市町村圏組合及び秩父郡市町

■その他の協定

協定名称	締結先
埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県
災害時における協力支援に関する協定	ちちぶ農業協同組合
災害時の情報交換に関する協定書	国土交通省関東地方整備局
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉土地家屋調査士会
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会
皆野町と郵便局との地域における協力に関する協定書	日本郵便株式会社 秩父郵便局・三沢郵便局
皆野町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社 秩父郵便局・三沢郵便局
災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
「ＡＵＧ」を活用した包括連携協定書 ※ＡＵＧとは、次の無人操縦機を指す。 ＵＡＶ（無人航空機）・ＵＵＶ（無人潜水機）・ ＵＧＶ（無人地上車両）	FreaksGarage
災害時における給電器及び給電可能な車両の貸与に関する協定書	株式会社浅見商会

○災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

（目的）

第１条　この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第 67 条第１項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供

（４）　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

（５）　被災者の一時収容のための施設の提供

（６）　被災傷病者の受入れ

（７）　遺体の火葬のための施設の提供

（８）　ボランティア受付及び活動調整

（９）　被災児童及び生徒の応急教育の受入れ

(10)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

（１）　被害の状況

（２）　応援の種類

（３）　応援の具体的な内容及び必要量

（４）　応援を希望する期間

（５）　応援場所及び応援場所への経路

（６）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

３　被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

２　前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

（応援の調整）

第５条　知事は、前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

（情報の交換等）

第６条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

（その他）

第７条　この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

２　この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

１　この協定は、平成 19 年５月１日から施行する。

２　この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成 19 年５月１日

○災害時における足立区と秩父地域自治体との相互応援に関する協定書

足立区（以下「甲」という。）と秩父地域１市４町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町及び小鹿野町）（以下、これらを総称して「乙」という。）は、災害時の相互応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は甲乙いずれかの地域において、地震、水害、火災等による大規模災害が発生し、当該被害を受けた団体単独では十分に被災者の救護等の応急措置が実施できない場合において、相互に応援を行い、もって被災地区住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（応援の内容）

第２条　この協定に基づき実施する応援の内容は、次のとおりとする。

（１）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に関して必要な物資を提供すること。

（２）食糧品、飲料水その他生活必需品等を提供すること。

（３）避難者を一時収容するために必要な施設を提供すること。

（４）被災者の応急救助、復旧及び復興に必要な職員を派遣すること。

（５）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった応援をすること。

（応援の要請）

第３条　被災した団体が被害を受けていない団体に対し、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を連絡するものとする。

（１）被害の状況

（２）必要とする物資等の種類及び数量

（３）必要とする職員の職種及び人数

（４）応援の期間

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２　前項に規定する要請は、甲と乙を構成する各団体の間で直接、電話等により応援の要請や連絡調整を行うこととし、後日、速やかに要請文書を送付するものとする。

（応援の実施）

第４条　前条の規定により応援の要請を受けた団体は、可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費は、応援を要請した団体の負担とし、その額については、双方で協議して定める。

２　前項の規定により難い場合には、別途協議するものとする。

（情報等の交換）
第６条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書６通を作成し、記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和６年１０月１２日

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号
甲　足　立　区　長

埼玉県秩父市熊木町８番１５号
乙　秩　父　市　長

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬４５４５番地
横　瀬　町　長

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
皆　野　町　長

埼玉県秩父郡長瀞町大字本野上１０３５番地１
長　瀞　町　長

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野８９番地
小　鹿　野　町　長

○災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（株式会社カインズ）

皆野町（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（１）　日用品等の生活必需品

（２）　災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第４条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第６条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

２　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第８条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年２月１０日

甲　埼玉県秩父郡皆野長大字皆野１４２０番地１
皆野町
皆　野　町　長　　石木戸　　道也

乙　群馬県高崎市高関町３８０
株式会社　カインズ
代表取締役社長　　土　屋　裕　雅

○災害時における物資の輸送に関する協定書（社団法人埼玉県トラック協会秩父支部）

皆野町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会秩父支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　甲の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第２条　甲はこの協定による要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第１号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

（１）　要請理由

（２）　輸送する物資名、数量及び輸送先

（３）　車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の２名体制とする）の人数

（４）　輸送年月日（期間）

（５）　その他必要とする事項

（実施）

第３条　乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定により緊急輸送の実施を終えたときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第２号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙が第２条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の運搬費用については、原則として乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第１０条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（８時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。

３　甲は、次の場合の費用について、その実費を負担するものとし、それ以外のものについては甲乙協議して定めるものとする。

ア　宿泊の費用

（費用の請求及び支払い）

第６条　乙は、第２条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第７条　乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

２　災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙により道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

３　乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

（災害応援活動への適用）

第８条　この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

（期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、１か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各１通を保有する。

平成２４年６月１１日

皆野町大字皆野１４２０－１
甲　皆野町
皆野町長　　石木戸　　道也

秩父市宮側町６－１１
乙　社団法人　埼玉県トラック協会　秩父支部
支部長　　金子　　展明

○災害時における救援物資提供に関する協定書（三国コカ・コーラボトリング株式会社）

皆野町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲の行政区内に震度５弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

２　乙は、災害対応型自動販売機【キースイッチ搭載型、エネレンジャー搭載型】(以下「自販機」という。）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

尚、乙が設置している自販機は、乙の甲に対する協力を実行するために設置するものであり、甲及び乙は、設置場所、設置台数を維持するものとし、設置されている乙の自販機は、甲、乙確認の上別紙リストにて管理するものとする。

尚リストに変更が生じた場合、甲、乙確認の上修正するものとする。

３　乙は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

４　乙は、第１項の要請があったとき飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

５　前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は、甲乙協議の上決定するものとする。

（自販機鍵の貸与）

第３条　乙は、前条第２項のキースイッチ搭載型自販機の飲料提供を可能とするため、甲に対し自販機鍵を貸与するものとする。

２　甲は、自販機鍵を甲の責任において保管・管理し、自販機鍵の管理責任者が異動などにより交代する場合は、確実に引継ぎを行うものとする。

（自販機の取扱い）

第４条　乙は、第２条２項のエネレンジャー搭載型自販機の飲料提供を可能とするため、甲に対し自販機の取扱いに関する事項を、説明書をもって説明を行い、甲は、説明書を保管・管理し、管理責任者が異動などにより交替する場合は、確実に引継ぎを行うものとする。

（提供結果の通知）

第５条　甲は、第２条２項に基づき、飲料を災害の被災者等に提供した場合、後日速やかに乙に使用結果を通知するものとする。

（要請の手続き）

第６条　この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙相手方のいずれかから協定解消の申し出がないかぎり、同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、１ヶ月までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めるもののほか協定の実施に関して必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各１通を保有する。

平成２６年４月１８日

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
甲　皆野町
皆野町長　　石　木　戸　　道　也

埼玉県桶川市加納１８０番地
乙　三国コカ・コーラボトリング　株式会社
代表取締役
社　　長　　カリン・ドラガン

○災害時における物資供給に関する協定書（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）

皆野町（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）
第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
（情報交換）
第10条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。
（有効期間）
第12条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年１２月２０日

甲　埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
皆野町
皆野町長　黒　澤　栄　則

乙　新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
理事長　捧　雄　一　郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭､木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

○災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人秩父郡市医師会）

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と一般社団法人秩父郡市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀞町地域防災計画及び小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（災害医療支援隊の派遣）

第２条　甲は防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、災害医療支援隊の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（災害医療支援隊の業務）

第３条　災害医療支援隊の業務は、次のとおりとする。

（１）　傷病者の傷病の程度の判定

（２）　傷病者に対する応急処置

（３）　後方医療施設への搬送の要否及びその順位の決定

（４）　死亡の確認及び死体検案

（５）　その他必要な措置

（災害医療支援隊の輸送）

第４条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害医療支援隊の輸送について必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第５条　災害医療支援隊が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、必要に応じ当該災害医療支援隊が携行するものを使用することとする。

２　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

３　救護所において必要とする給食および給水は、甲が行う。

（医療費）

第６条　救護所における医療費は、無料とする。

２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第７条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第８条　第２条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。

（１）　災害医療支援隊の派遣及び輸送に要した経費

（２）　災害医療支援隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３）　災害医療支援隊の医師、看護師及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（４）　前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と定めた経費

２　前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（細則）

第９条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書６通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年２月１９日

秩父市熊木町8番15号
甲　秩父市
秩父市長　　久喜　邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545
横瀬町
横瀬町長　　富田　能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1
皆野町
皆野町長　　石木戸　道也

秩父郡長瀞町大字本野上1035-1
長瀞町
長瀞町長　　大澤　タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89
小鹿野町
小鹿野町長　　福島　弘文

秩父市熊木町2番19号
乙　一般社団法人　秩父郡市医師会
会　　長　　新井　政幸

○災害時の医療救護活動に関する協定書（秩父郡市歯科医師会）

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と秩父郡市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀞町地域防災計画及び小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（災害医療支援隊の派遣）

第２条　甲は防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、災害医療支援隊の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（災害医療支援隊の業務）

第３条　災害医療支援隊の業務は、次のとおりとする。

（１）　歯科医療を必要とする傷病者に対する応急措置

（２）　歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）　検視・検案に際しての法歯学上の協力

（４）　歯科医療記録等による身元確認の協力

（５）　高齢者、障害者等への口腔ケアの実施

（６）　その他必要な措置

（災害医療支援隊の輸送）

第４条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害医療支援隊の輸送について必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第５条　災害医療支援隊が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、必要に応じ当該災害医療支援隊が携行するものを使用することとする。

２　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

３　救護所において必要とする給食および給水は、甲が行う。

（医療費）

第６条　救護所における医療費は、無料とする。

２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第７条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第８条　第２条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。

（１）　災害医療支援隊の派遣及び輸送に要した経費

（２）　災害医療支援隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３）　災害医療支援隊の歯科医師、看護師及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（４）　前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と定めた経費

２　前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（細則）

第９条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書６通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年２月１９日

秩父市熊木町８番15号
甲　秩父市
秩父市長　　久喜　邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545
横瀬町
横瀬町長　　富田　能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1
皆野町
皆野町長　　石木戸　道也

秩父郡長瀞町大字本野上1035-1
長瀞町
長瀞町長　　大澤　タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89
小鹿野町
小鹿野町長　　福島　弘文

秩父郡皆野町皆野173-3
乙　秩父郡市歯科医師会
会　　長　　吉田　　久

○災害時の医療救護活動に関する協定書（秩父郡市薬剤師会）

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と秩父郡市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀞町地域防災計画及び小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第２条　甲は防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第３条　薬剤師の業務は、次のとおりとする。

（１）　救護所等における医師の処方に基づく調剤及び服薬指導

（２）　医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理

（３）　その他必要な措置

（薬剤師の輸送）

第４条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師の輸送について必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第５条　薬剤師が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、災害の状況に応じ、薬剤師が携行するもの及び乙の備蓄するものを使用することとする。

２　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

３　救護所において必要とする給食および給水は、甲が行う。

（調剤費）

第６条　救護所における調剤費は、無料とする。

（防災訓練）

第７条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第８条　第２条の規定に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。

（１）　薬剤師の派遣及び輸送に要した経費

（２）　薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３）　乙が備蓄している医薬品等を使用した場合の実費

（４）　医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（５）　前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

２　前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（細則）

第９条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書６通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年２月１９日

秩父市熊木町8番15号
甲　秩父市
秩父市長　　久喜　邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545
横瀬町
横瀬町長　　富田　能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1
皆野町
皆野町長　　石木戸　道也

秩父郡長瀞町大字本野上1035-1
長瀞町
長瀞町長　　大澤　タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89
小鹿野町
小鹿野町長　　福島　弘文

秩父市寺尾1447-1
乙　秩父郡市薬剤師会
会　　長　　四方田　真一

○災害時の医療救護活動に関する協定書（医療法人徳洲会皆野病院）

皆野町（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会皆野病院（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、皆野町内で災害が発生し、避難所を開設した際に、甲が乙の協力を得て、発熱等の体調不良者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（医療救護活動の要請）

第２条　甲は、医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、医療救護活動を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、状況に応じて可能な範囲で医療救護活動を行うものとする。

（医療救護活動の業務）

第３条　災害時の医療救護活動の業務は、次のとおりとする。

（１）体調不良者の症状の程度の判定及び応急処置

（２）診療後の安静場所の提供

（体調不良者の搬送）

第４条　甲は、乙が医療救護活動を円滑に実施できるよう、体調不良者を搬送するものとする。ただし、体調不良者の症状が重症であり、緊急を要する場合は、乙の医療機関へ救急車での搬送を要請する。

（医療費）

第５条　医療施設における医療費は、原則として体調不良者である患者の負担とする。

（費用弁償等）

第６条　乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）　災害医療救護活動の医師、看護師及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（２）　前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

２　前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するための本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年１０月２１日

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
甲　皆野町
町長　柴﨑　勉

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野２０３１番地１
乙　医療法人徳洲会　皆野病院
院長　若山　昌彦

○災害時における避難施設の使用に関する覚書

埼玉県立皆野高等学校（以下「甲」という。）と皆野町（以下「乙」という。）は、皆野町内に発生した災害等における避難施設（以下「施設」という。）の使用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条　この覚書において、「災害」とは災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

２　この覚書において、「施設」とは、埼玉県立皆野高等学校内に設置されている　「体育館」等をいう。

（鍵の貸与）

第２条　甲は、災害発生時に備え、乙に別紙１の鍵を１組貸与し、乙は貸与された鍵を慎重に保管するものとする。

２　乙は、前項により貸与を受けた鍵の保管責任者を文書で甲に報告するものとする。
　なお、保管責任者に変更があった場合はそのつど文書で報告するものとする。

（情報の交換）

第３条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況等、必要に応じて情報の交換を行う。

（防災訓練への参加）

第４条　甲は、乙が行う各地域の防災訓練等に参加することができる。

（連絡責任者）

第５条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては埼玉県立皆野高等学校長、乙においては、皆野町長とする。

（期間）

第６条　この覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）

第７条　前各号に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、そのつど甲乙協議のうえ決定する。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの１通を所持する。

平成２０年１０月１０日

埼玉県秩父郡皆野町大字大渕 19 番地 1
甲　埼玉県立皆野高等学校
校　長　　持　田　賢　一　　㊞

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420 番地 1
乙　皆 野 町
皆野町長　石 木 戸　道　也　　㊞

○皆野秩父バイパス新皆野橋架設に伴う工事用道路の使用に関する協定書

埼玉県西関東連絡道路建設事務所（以下、「甲」という。）と皆野町（以下、「乙」という。）は、皆野秩父バイパス新皆野橋架設に伴う工事用道路（以下、「工事用道路」という。）の使用に関し、次のとおり協定する。

（使用範囲）

第１条　甲は、甲が管理する工事用道路を火災等の緊急時の際、乙に一時的に使用させるものとする。

（使用期間）

第２条　乙が工事用道路を一時使用できる期間は、令和６年４月１日から令和９年３月31日までとする。ただし、この期間は甲、乙協議のうえ更新し、又は短縮することができるものとする。

２　甲がこの土地を工事用道路以外の目的に必要とするため、乙に第１条による使用をさせなくした場合、乙は甲に代替の施設を要求できないものとする。

（使用料）

第３条　第１条に規定する一時使用については無料とする。

（使用方法）

第４条　工事用道路は甲が使用するとき、又は第１条に規定する場合以外は出入り口を施錠するものとする。また、乙が第１条の規定に基づき工事用道路を使用する場合は、あらかじめ貸与を受けた鍵を使用するものとする。

（鍵の管理）

第５条　甲は、工事用道路の出入口の鍵を乙に貸与し、乙は防災活動上必要な範囲で合鍵を作成できるものとする。この場合、乙は作成した合鍵の数量及び合鍵の管理者を甲に報告するとともに、適切に管理しなければならない。

（管理区分）

第６条　工事用道路の管理は甲が行うものとする。ただし、第１条に規定する使用で発生した事故等の責任は乙が負うものとする。

（担当）

第７条　本協定に係る担当は、甲は建設担当とし乙は総務課危機管理担当とする。

（疑義）

第８条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めなき事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本合意成立の証として、本書２通を作成し、甲乙各１通を所持する。

令和６年４月１日

住所　埼玉県秩父郡皆野町皆野２５１１-１
甲　氏名　埼玉県西関東連絡道路建設事務所
所　長　木村　良雄

住所　埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
乙　氏名　皆野町長　黒澤　栄則

○防災行政無線連動装置及び防災行政無線遠隔制御装置の設置、運用管理等に関する協定書

秩父消防本部長（以下「甲」という。）と皆野町長（以下「乙」という。）とは、地域防災計画に基づく防災対策にかかる事務及び行政事務に関し相互に密接な連携を図るため、防災行政無線連動装置の設置及び防災行政無線遠隔制御の運用管理等に関して次のとおり協定を締結する。

（装置等の設置）

第１条　装置等の設置については、次のとおりとする。

（１）　甲は、秩父消防本部庁舎内に防災行政無線連動装置を設置する。

（２）　乙は、秩父消防本部庁舎内に皆野町防災行政無線遠隔制御装置を設置する。

（設置場所の変更）

第２条　甲は、自己の都合により防災行政無線遠隔制御装置の設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由及び新たに設置する場所を提示の上、協議するものとする。

（運用）

第３条　防災行政無線遠隔制御装置等の運用については、甲所属の無線従事者が行うものとする。詳細については、別添覚書のとおりとする。

（維持管理）

第４条　防災行政無線連動装置の維持管理については、甲が責任を持って行い各市町の防災行政無線遠隔制御装置の維持管理については、乙が責任を持って行う。

（有効期間）

第５条　この協定書の有効期間は、協定締結後１年とする。

期間満了の日から２カ月前までに甲乙のいずれからも申し出が無い場合は、この協定書の有効期間は、さらに１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書の解釈について疑義を生じた場合、又はこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

平成２５年３月１日

埼玉県秩父市下宮地町１０番２５号
甲　秩父消防本部　消防長　浅見　真一

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
乙　埼玉県秩父郡皆野町長　石木戸　道也

覚　　書

秩父消防本部長（以下「甲」という。）と皆野町長（以下「乙」という。）は、両者間の平成２５年３月１日付け防災行政無線遠隔制御装置等の設置及び管理運用等に関する協定書第３条、第６条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（運用）
甲からの防災行政無線防災連動装置による運用は、次のとおりとする。
１　火災放送
２　県民防火の日（試験放送）
３　住民の生命にかかわる情報伝達
４　その他特に甲が必要と認める事項
（但し、３　４については、乙の運用ができないときに限る）
（費用負担）
１　甲は、防災行政無線遠隔制御装置の設置場所の使用にかかる費用について無料とする。
２　防災行政無線遠隔制御装置にかかる電気料は、甲の負担とする。
３　各市町防災行政無線親機から防災行政無線遠隔制御装置間の回線使用料は、乙の負担とする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

平成２５年３月１日

埼玉県秩父市下宮地町１０番２５号
甲　秩父消防本部　消防長　浅見　真一

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
乙　埼玉県秩父郡皆野町長　石木戸　道也

○災害時における福祉避難所の設置運営に係る協定書（みなの福祉会）

皆野町（以下「甲」という。）と社会福祉法人　みなの福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、皆野町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することが出来ること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入所するに至らない在宅の要援護者で、一般避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れ要請）

第３条　甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

（手続き）

第４条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（１）　対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）　身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第５条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担する。

（物資調達及び介助者の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖への努力）

第７条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入れ可能人数の把握）

第８条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定める者とする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２５年４月１日

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
甲　皆野町
皆野町長　　石　木　戸　　道　也

埼玉県秩父郡皆野町大字下日野沢３９０６番地３
乙　社会福祉法人　みなの福祉会
理事長　　山　中　　展　弘

○災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（カナの会）

皆野町（以下「甲」という。）と社会福祉法人　カナの会（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、皆野町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することが出来ること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入所するに至らない在宅の要援護者で、一般避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れ要請）

第３条　甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

（手続き）

第４条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（１）　対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）　身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第５条　福祉避難所として、乙が対象者の受け入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担する。

（物資調達及び介助者の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖への努力）

第７条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入れ可能人数の把握）

第８条　甲は、平常時から乙の施設における受け入れ可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定める者とする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出が無い限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２５年４月１日

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
甲　皆野町
皆野町長　　石　木　戸　　道　也

埼玉県秩父郡皆野町大字下日野沢３９０６番地３
乙　社会福祉法人　カナの会
理事長　　井　沢　　千　鶴

○災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、皆野町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第２条　甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（１）　公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。

（２）　町内における電気に係る事故防止に関すること。

（３）　活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。

（４）　前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。

（５）　災害発生時における復旧に関すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第３条　甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第１）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

（１）　支援協力の種類

（２）　支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等

（３）　支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第４条　前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第５条　乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第２）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第２）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第６条　乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第７条　乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２３年１月１８日から平成２３年３月３日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出が無い場合には、協定の期間満了日の翌日から１年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

平成２３年１月１８日

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
甲　皆野町
皆野町長　　石　木　戸　　道　也

埼玉県さいたま市北区植竹町１－８２０－６
乙　埼玉県電気工事工業組合
理　事　長　　小　澤　　浩　二

○災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

皆野町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下「乙」という。）は、皆野町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

（１）甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供

（２）乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供

（３）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第４条　甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

（１）停電復旧に係る応急措置の実施

（２）電力復旧の支障となる障害物等の除去

（３）甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（４）住民への停電情報等の周知のための、甲の防災行政無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第５条　甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年８月 31 日

埼玉県秩父群皆野町大字皆野 1420 番地１
甲　皆野町
皆野町長　石木戸　道也　印

埼玉県熊谷市筑波１丁目 113 番地
乙　東京電力パワーグリッド株式会社
熊谷支社
熊谷支社長　大矢　孝　印

○災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

皆野町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下「乙」という。）は、令和２年８月３１日付で締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的及び原則）

第１条　本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

２　相互協力にあたっては所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況等においては、双方協議のうえ、必要と認められる場合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

（対象区域）

第２条　本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第44条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

２　その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議のうえ必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

第３条　本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備及び樹木・土砂等の障害物の除去作業を対象とする。

（要請の手続）

第４条　乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。

（１）要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）

（２）場所（直近の電柱番号、住所、地図等）

（３）作業内容

（４）作業希望日時

（５）要請者連絡先

（６）その他必要な事項

２　緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に基づく手続きを行う。

（道路区域における作業の実施）

第５条　甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

２　甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。

３　前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。
４　乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡したうえで啓開作業を実施することができる。

（その他区域における作業の実施）
第６条　第２条第２項の区域における作業については、前条の規定に準じて甲乙協議のうえ実施するものとする。

（費用負担）
第７条　前２条に基づき実施された停電復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別紙「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に係る費用負担」による。
２　甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

（実施責任）
第８条　関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。
２　作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

（定めのない事項等）
第９条　本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年３月９日

甲　埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
皆野町
皆野町長　　柴﨑　勉

乙　埼玉県熊谷市筑波１丁目１１３番地
東京電力パワーグリッド株式会社
熊谷支社
熊谷支社長　　足立　浩一

○埼玉県下消防応援協定

第１章　総則

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害により被害を最小限度に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法第１条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

（報告及び連絡）

第４条　前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関し必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

第２章　相互応援

（応援要請）

第５条　この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村」という。）の長に行うものとする。

（１）　その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

（２）　発災市町村等の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合

（３）　その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

２　前条に規定する県に対する報告及び前条に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

（１）　災害の種別

（２）　災害発生の場所及び被害の状況

（３）　要請する人員、車両等の種別、資器材の数量、集結場所及び活動内容

（４）　その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第６条　応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別な理由がない場合のほか応援するものとする。

２　前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（消防用資器材等の調達手配）

第７条　応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない市町村にあっては、市町村長）が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

（通報）

第９条　応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

（災害概要の通報）

第10条　発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第３章　連絡会議

（連絡会議）

第11条　協定事項の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

（協議連絡事項）

第12条　連絡会議は次の各号について行うものとする。

（１）　消防相互応援に関すること。

（２）　協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。

（３）　協定市町村等間の消防演習に関すること。

（４）　警防技術に関すること。

（５）　消防用資器材の開発、研究資料の交換に関すること。

（６）　その他必要な事項

第４章　経費負担

（経費負担）

第13条　この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

（１）　この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。

（２）　第７条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第５章　雑則

（実施細部）

第14条　この協定に特別な定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防本部をおかない市町村又は消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあっては消防団長）が協議して定めるものとする。

（疑義）

第15条　この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

（協定書の保管）

第16条　この協定を証するため、協定市町村等の長は、記名押印の上各１通を保管する。

附　則

この協定は、昭和60年４月１日から効力を生ずる。

○埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この覚書は、埼玉県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき協定市町村等相互間の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第２章　相互応援

（緊急通報）

第２条　協定第５条に規定する災害発生時の応援要請及び協定第７条に規定する消防用資器材等の調達依頼等の緊急通信は、別に定める通報指定場所に電話等で行うものとする。

（応援隊の派遣）

第３条　協定第６条の第１項に規定する応援隊を派遣する場合は、派遣する人員、車両、資器材の数量、出発時刻及び指揮責任者等を前条に規定する通報指定場所に通報するものとする。

（誘導及び資器材の貸与）

第４条　発生市町村等の消防長又は協定第14条に規定する消防団長（以下「消防長等」という。）は、前条に規定する応援隊を効率的に運用するため、当該市町村等の消防職員又は消防団員をして現場への誘導及び担当任務等の指定を行わせるとともに、応援活動上必要な資器材を貸与するものとする。

（応援隊の報告）

第５条　協定第９条に規定する報告は、現場報告及び書類報告に区分し、それぞれ次により行うものとする。

（１）　現場報告は、現場において次の事項について行うものとする。

ア　応援隊の活動概要

イ　応援隊が使用した消火剤等の資器材の使用数量及び機械器具の損傷の有無

ウ　応援隊が発災市町村等から支給を受け食糧及び補給を受けた燃料等の数量

（２）　書類報告は、別記様式第１号により行うものとする。

（消防用資器材等の調達手配）

第６条　協定第７条に規定する消防用資器材等の調達手配は消防用資器材を製造し、又は販売する業者から調達する場合で、当該業者の主たる事業所等が応援市町村等内にある場合に行うものとする。

（資器材の使用）

第７条　応援隊が第14条第１項第１号の規定により、発生市町村等が負担する資器材等を使用する場合で発生市町村等の消防長等の了解を求めるいとまがない場合は、使用後速やかに発生市町村等の消防長等に報告するものとする。

（災害概要の通報）

第８条　協定第10条に規定する通報は、別記様式第２号により、発生市町村等の消防長等が応援市町村等の消防長等に通報するものとする。

（会議の名称及び構成員）

第９条　協定第11条に規定する連絡会議は、埼玉県下消防相互応援連絡会議（以下「連絡会議」という。）とし、協定機関の消防長等をもって構成する。

（幹事市町村）
第10条　応援活動と連絡会議の円滑な推進を図るため、幹事市町村等を置く。
２　幹事市町村等は埼玉県消防長会の各ブロック毎に１とし、幹事市町村等の互選により、代表幹事市町村等を選出する。
３　幹事市町村等の任期は２年とし、再任を妨げないものとする。
（応援活動の調整）
第11条　幹事市町村等は、応援活動において必要な調整を行うものとする。
（会議の種別）
第12条　会議は、連絡会議及び幹事会議とする。
２　連絡会議及び幹事会議は必要のつど開催し、代表幹事市町村等が招集するものとする。
（消防現勢の変動）
第13条　協定第12条第２号の消防現勢について変動があった場合は、連絡会議の際又は必要のつど別記様式第３号により各協定機関に通報するものとする。
（経費負担）
第14条　協定第13条第１項の規定により、発生市町村等が負担する経費は次のとおりとし、これ以外で特に多額の経費を要した場合における経費負担ついては、協定市町村等間において協議して定めるものとする。
（１）　消火剤、その他の資器材を使用し、又は損傷した場合の経費
（２）　応援隊の食糧費及び長時間防ぎょの場合の補給燃料費
（３）　応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29号第３項の規定による損失補償費及び同法第29条第５項の規定による災害補償費
２　前項第１号による補償は、努めて当該災害に使用した資器材と同等の性能又は品質を有する物をもって行うものとする。
（他の協定との関係）
第15条　協定市町村等が、当該協定市町村等間において締結している、この協定以外の協定とこの協定が競合するため、特に必要があると認められる場合は、当該市町村等間においてあらかじめ協議しておくものとする。
（覚書の改訂）
第16条　この覚書を改訂する場合は、協定機関が協議のうえ定めるものとする。
（協定に関する事務）
第17条　協定に関する事務は、代表幹事市町村等が担当するものとする。
（覚書の保管）
第18条　この覚書を証するため、協定機関の消防長等は、記名押印のうえ、各１通を保管するものとする。
附　則
この覚書は、昭和60年４月１日から効力を生ずる。

○比企広域市町村圏組合消防相互応援協定

秩父広域市町村圏組合		
秩	父	市
横	瀬	町
皆	野	町

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、比企広域市町村圏組合と秩父広域市町村圏組合及び秩父市、横瀬町、皆野町（以下「協定団体」という。）間の消防相互応援協定を締結し、火災、救急その他特殊災害が発生した場合に、協定団体相互間の消防力を活用して、災害時における人的及び物的被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援の種別及び区域）

第２条　消防相互応援は、普通応援及び特別応援とする。

２　普通応援とは、協定団体の境界付近において発生した火災、救急その他の災害等を認知し、もしくは受報した場合に、隣接区域の消防隊又は救急隊が被応援地の要請を待たずして応援出場することをいう。

３　特別応援とは、前項に定める普通応援以上の応援を必要とする場合において、被応援地の要請により、前項の規定にかかわらず出場することをいう。

（応援要請の方法）

第３条　応援は口頭により次の事項を連絡し行うものとする。

（１）　火災、救急その他災害の種別、発生場所及び規模

（２）　出場要請部隊

（３）　進入路、誘導員の配置場所

（４）　指揮本部の場所及び連絡の方法

（特別応援部隊の編成）

第４条　特別応援部隊の編成については、応援地の裁量によるものとする。

（指揮）

第５条　応援部隊の指揮は、被応援地の現場最高指揮者（以下「最高指揮者」という。）が行うものとする。ただし、普通応援にあって当該応援部隊が単独で応援活動を行うときは、応援部隊の長が行うものとする。

（連絡）

第６条　応援部隊の長は、現場到着及び引揚時、並びに消防活動状況等を速やかに最高指揮者に報告しなければならない。

２　前条第１項ただし書きに定める単独で応援活動を行ったときは、終了後速やかに応援活動の状況を被応援地の最高指揮者に連絡するものとする。

（経費の負担）

第７条　応援部隊に係る人的及び物的損害に対する負担並びに旅費、手当ては応援した側の負担とする。使用した車両の積載消耗品（消化薬剤を除く。）の負担も同様とする。ただし、応援活動を継続するのに必要な消耗品並びに応援活動に消費した消化薬剤の補給については、被応援地において行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、応援した側に事故等で特別の損害を生じた場合は、被応援地と協議して経費を分担することができる。

（資料の交換）

第８条　協定団体の長は、必要に応じて消防力の状況等の資料を交換するものとする。

（協議）

第９条　この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協定団体双方が誠意をもって協議して決定するものとする。

附則

１　この協定は、平成20年４月１日から施行する。

２　比企広域市町村圏組合と秩父広域市町村組合との消防相互応援協定（平成５年４月１日締結）は、廃止する。

この協定の成立を証するため、協定書５通を作成し、協定団体記名押印の上、各自１通を保有する。

比企広域市町村圏組合
管理者　　坂本　祐之輔

秩父広域市町村圏組合
管理者　　栗原　稔

秩父市
市　長　　栗原　稔

横瀬町
町　長　　加藤　嘉郎

皆野町
町　長　　石木戸　道也

○秩父地域５市町消防団危機対応相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、住民の生命、身体、財産に多大な影響を及ぼす災害、事件、事故の予防鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、秩父広域市町村圏組合構成市町消防団相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定の実施区域は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町及び小鹿野町とする。

（対象となる危機）

第３条　この協定における危機とは、次の各号のいずれかに該当する災害事案等で、大規模又は特殊及び突発的で、応援活動を必要とするものをいう。

（１）　災害（地震・台風などの風水害、雪害及び地滑りや山崩れなどの土砂災害）

（２）　事故（列車転覆や航空機墜落の大規模事故、大規模な火災・爆発事故及び危険物・ガス・毒劇物の流出や漏洩事故）

（３）　テロ行為

（４）　武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態

（５）　その他の災害事案等で、応援活動を必要とするもの。

（応援の種別）

第４条　この協定による応援は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　普通応援　協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で危機が発生した場合に、発生地の市町長の要請を待たずに出動する応援

（２）　特別応援　協定市町の区域内に危機が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）

第５条　特別応援の要請は、危機発生市町長から電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

（１）　危機の種別

（２）　危機発生場所及び被害の状況

（３）　要請する人員・車両及び資機材の種別数量

（４）　集結場所及び活動内容

（５）　その他必要事項

２　普通応援で出動した場合、応援側は直ちにその旨を被応援側に連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

第６条　応援要請を受けた市町長は、当該市町区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

２　応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻・出動人員・車両及び資機材の種別数量を被応援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく被応援市町長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第７条　被応援市町の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、消防長（消防署長）又は被応援市町の消防団長が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に行うことができる。

（経費の負担）

第９条　応援隊活動に要する経費は、次の各号に掲げる区分により負担するものとする。

（１）　この協定に基づく応援活動に要する経費のうち、人件費・消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

（２）　前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

（改廃）

第10条　この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

（疑義）

第11条　この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度、関係市町の消防団長が協議して決定するものとする。

（協定書の保管）

第12条　この協定の締結を証するため、秩父広域市町村圏組合管理者及び協定市町長は協定書６通を作成し、記名押印のうえ各１通を保管する。

附則

この協定は、平成19年３月１日から効力を生ずる。

平成 19 年３月１日

秩父広域市町村圏組合
管理者　　栗原　稔

秩父市長　　栗原　稔

横瀬町長　　加藤　嘉郎

皆野町長　　石木戸　道也

長瀞町長　　大澤　芳夫

小鹿野町長　　関口　和夫

○埼玉県防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

（１）　災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（２）　発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合

（３）　その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

２　応援要請は、埼玉県防災航空センター（以下「防災航空センター」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

（１）　災害の種別

（２）　災害の発生場所及び被害の状況

（３）　災害発生現場の気象状態

（４）　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

（５）　応援に要する資機材の品目及び数量

（６）　その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

２　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第６条　前条第１項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第７条　応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第５条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）
第８条　この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。
２　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。
（その他）
第９条　この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。
（適用）
第10条　この協定は、平成３年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれ１通を所持する。
平成３年３月２９日

○災害時における協力支援に関する協定

（協定の主旨）

第１条　この協定は、災害時（町民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件、事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合）において、ちちぶ農業協同組合（以下「甲」という。）が行う、皆野町（以下「乙」という。）への災害協力支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲の協力内容は、次に掲げるとおりとする。

（１）　被災者が緊急避難的に甲の建物及び施設を利用すること。

（２）　甲の車両及び機械（原則として運転者同行）を乙が使用すること。

（３）　農作物及び生鮮食料品を乙に供給すること。

（４）　その他日常生活用品等供給することが可能なものを乙に提供すること。

（協力の要請）

第３条　乙は、災害対策本部を設置し、災害対策を行う際に、甲の協力支援が必要と認めた場合、要請を行うものとする。

２　乙は、前条の協力内容を乙に要請するときは、要請の理由、要請の内容、供給を受ける日時、場所その他必要な事項を明記した書面を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力支援体制）

第４条　甲は、前条の要請を受けたときは、速やかに支援体制を整える等万全を期すものとする。

（指揮命令）

第５条　甲の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、乙が指定する者が行うものとする。

（供給協力及び費用弁償）

第６条　甲は、第２条第３号及び第４号の供給の協力を行うときは、乙の指定する場所に搬入等を行うものとする。

２　乙は、前項による供給を受けたときは、被災日前日の価格を基に、その実費を甲に弁償するものとする。ただし、甲が無償と決定した場合は、無償とし、甲は、速やかにその旨を乙に通告するものとする。

（疑義の決定等）

第７条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各１通を保有する。

平成18年12月20日

甲　ちちぶ農業協同組合
代表理事組合長　　中島　政晴

乙　皆野町
皆野町長　　石木戸　道也

○災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局長　菊川滋（以下「甲」という。）と、皆野町長　石木戸道也（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、皆野町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　皆野町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合

二　皆野町災害対策本部が設置された場合

三　その他甲または乙が必要する場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること

二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること

三　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を所有する。

平成２２年１２月９日

甲）埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　　菊　川　　滋

乙）埼玉県秩父郡皆野長大字皆野１４２０－１
皆　野　町　長　　石木戸　　道也

○災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

皆野町（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の町内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条　甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

（１）　災害にかかる住家の被害認定基準運用指針(平成１３年６月２８日府政防第５１８号)に基づき、甲の職員と連携した町内家屋の調査に関すること。

（２）　甲が発行したり災証明について、町民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第３条　甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」(別紙様式第１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請をすることができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第４条　乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式第２）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

２　乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合の必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第６条　乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第２項の費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により、請求された内容を確認のうえ、適当と認めた時は速やかに乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第７条　乙及び乙の会員は､認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第８条　乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに１年延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２４年４月１日

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
甲　皆野町
町　長　　石木戸　　道也

さいたま市浦和区高砂４丁目１４番１号
乙　埼玉土地家屋調査士会
会　長　　宮　田　　精一

○災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

皆野町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条１号に定める災害が発生した場合、（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第２条　甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

２　乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

３　乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。

４　乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第３条　相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

（１）　相続に関する相談

（２）　不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

（３）　不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

（４）　成年後見人制度に関する相談

（５）　その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第４条　甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第５条　乙は、災害時における甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

２　乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

３　乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第６条　被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りではない。

（相談料）

第７条　乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

（情報交換）

第８条　甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

（連携）

第９条　乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

（協定の存続期間）

第10条　この協定の存続期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に１年間自動延長されるものとする。２年目以降も同様とする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年２月２２日

（甲）埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
皆　野　町　長　　石木戸　　道　也

（乙）さいたま市浦和区高砂三丁目１６番５８号
埼玉司法書士会　会長　　山　嵜　　秀美

○皆野町と郵便局との地域における協力に関する協定書

皆野町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社秩父郵便局及び皆野町内郵便局（以下「乙」という。）は、次のとおり、地域における協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて町民サービスの向上に資することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　協力内容は次の各号のとおりとする。

(1)　乙は皆野町内における業務中、次に掲げる揚合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

ア　地域見守り活動に関すること。

イ　道路の損傷等に関すること。

ウ　廃棄物等の不法投棄に関すること。

(2)　災害発生時の協力に関すること。

２　前項第１号の規定により乙が情報を提供した場合において、甲はその個別の事実を関係機関を除く第三者に開示しないものとする。

３　第１項各号の具体的な実施内容については、別紙覚書のとおりとする。

（免責）

第３条　乙は、前条第１項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（連絡会議の設置）

第４条　甲または乙は本協定を実施するため、必要に応じ連絡会議を設置することができる。

（甲の役割）

第５条　甲は、皆野町民に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、第２条第１項に定める事項の実施にあたり、乙と町民との連携が必要な場合は、助言等必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第６条　乙は、乙の社員に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、第２条第１項に定める事項について取り組むものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、締結日から平成30年３月31日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して１年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

（守秘義務）

第８条　甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

２　甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（連絡体制）

第９条　甲及び乙は、第２条の協力内容の連絡体制について、協議するものとする。

２　甲及び乙は、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、相互の連携を深めるものとする。

（協議）

第10条　協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

本協定を証するため、本書３通を作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有するものとする。

（附則）

本協定の締結をもって、「災害時における皆野郵便局、皆野町間の協力に関する覚書（平成11年４月１日締結）」を廃止する。

平成２９年８月１０日

甲　埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420－１
皆野町
皆野町長　　石木戸　道也

乙　埼玉県秩父市上宮地町３－16
日本郵便株式会社
秩父郵便局長　　萩原　厚生

皆野町内郵便局代表
埼玉県秩父郡皆野町大字三沢 1754
日本郵便株式会社
三沢郵便局長　　山口　薫

○皆野町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

皆野町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、町民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

(1) 安心･安全な暮らしの実現に関すること。
(2) 災害発生時における協力に関すること。
(3) 地域経済活性化に関すること。
(4) 教育・文化の振興に関すること。
(5) その他、地方創生に関すること。

２　甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

ただし、第１号～第２号については次のとおり実施する。

(1) 第１号及び第２号について

「皆野町と郵便局との地域における協力に関する協定書」（平成 29 年 8 月 10 日締結）のとおり。

（協力郵便局）

第３条　本協定の協力郵便局は、別表に定める郵便局とする。

（協定内容の変更）

第４条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第５条　乙は､連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第６条　甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第２条第２項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

２　甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、締結日から 2021 年３月 31 日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

２０２０年９月２８日

甲　埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420-１
皆野町
皆野町長　　石木戸　道也

乙　埼玉県秩父市上宮地町３-16
日本郵便株式会社
秩父郵便局長　　奥村　聡

皆野町内郵便局代表
埼玉県秩父郡皆野町大字三沢 1754
日本郵便株式会社
三沢郵便局長　　山口　薫

○災害時における被災者支援に関する協定書

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町及び小鹿野町（以下「ちちぶ定住自立圏」という。）と埼玉県行政書士会（以下「行政書士会」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、ちちぶ定住自立圏域内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに大規模事故、火災等の人為災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（行政書士業務相談）

第２条　この協定において行政書士業務相談は、次のとおりとする。

(1) 罹災証明書申請書類に関する相談
(2) 自動車登録申請書類に関する相談
(3) 相続関係書類に関する相談
(4) 許認可申請書類に関する相談
(5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
(6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象者）

第３条　行政書士業務相談を受けることができる者は、次の各号のとおりとする。

(1) 災害により被害を受けたちちぶ定住自立圏域内在住在勤者
(2) 災害により被害を受けたちちぶ定住自立圏域内企業及びその他の団体等
(3) 災害によりちちぶ定住自立圏外からちちぶ定住自立圏域内に避難した者
(4) 前各号の者の親族、介護者又は現に支援にあたっている者でちちぶ定住自立圏又は行政書士会が必要と認めたもの

（支援業務の申請）

第４条　ちちぶ定住自立圏は、災害時において、被災者支援のためちちぶ定住自立圏が必要と認める場合は、行政書士会に対して第２条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書（様式第１号）を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第５条　行政書士会は前条の要請を受けた場合、速やかに行政書士会の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第６条　ちちぶ定住自立圏は、災害時において行政書士会に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）
第７条　行政書士会は、行政書士業務相談を実施した場合において、ちちぶ定住自立圏から報告を求められたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について、書面（様式第２号）により報告するものとする。
（費用）
第８条　行政書士業務相談は無料とする。
２　行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、行政書士会が負担するものとする。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間の１か月前までにこの協定の解除又は変更について、ちちぶ定住自立圏及び行政書士会のいずれからも意思表示がないときは、この協定はさらに１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。
（協議）
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、ちちぶ定住自立圏と行政書士会が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を６通作成し、署名の上、各１通を保有する。

令和２年２月４日

秩父市熊木町８番15号
秩父市
秩父市長　　久喜　邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地
横瀬町
横瀬町長　　富田　能成

秩父郡皆野町大字皆野1420番地１
皆野町
皆野町長　　石木戸　道也

秩父郡長瀞町大字本野上1035番地１
長瀞町
長瀞町長　　大澤　タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
小鹿野町
小鹿野町長　　森　真太郎

さいたま市浦和区仲町３丁目11番11号
埼玉県行政書士会
会長　　関口　隆夫

○災害に係る情報発信等に関する協定

皆野町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第１条（本協定の目的）

本協定は、皆野町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、皆野町が皆野町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ皆野町の行政機能の低下を軽減させるため、皆野町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第２条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、皆野町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) ヤフーが、皆野町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、皆野町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 皆野町が、皆野町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 皆野町が、皆野町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 皆野町が、災害発生時の皆野町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 皆野町が、皆野町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 皆野町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、皆野町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第３条（費用）

前条に基づく皆野町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第４条（情報の周知）

ヤフーは、皆野町から提供を受ける情報について、皆野町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第５条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、皆野町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第６条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第７条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、皆野町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、皆野町とヤフー両者記名押印のうえ各１通を保有する。

令和４年８月３０日

皆野町：埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420 番地 1
皆野町役場
皆野町長　　柴　﨑　　勉

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
代表取締役　　小　澤　隆　生

○「ＡＵＧ」を活用した包括連携協定書

皆野町（以下「甲」という。）とFreaks　Garage（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第１条　甲と乙は、包括的な連携のもと相互に協力し、防災分野・災害対策及び観光分野における地域課題の解決や活性化を図り、豊かな経済と活力ある町づくりに資することを目的とする。

（定義）

第２条　ＡＵＧとは、以下の無人操縦機をいう。

（１）Unmanned Aerial Vehicle　（無人航空機）

（２）Unmanned Underwater Vehicle　（無人潜水機）

（３）Unmanned Ground Vehicle　（無人地上車両）

（連携事項）

第３条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

（１）防災対策の強化に関すること

（２）災害時における支援活動に関すること

（３）観光誘客の促進に関すること

（４）ＡＵＧの技術指導に関すること

（５）町有施設の利用に関すること

（６）その他ＡＵＧの活用により、解決・効率化等が見込まれる地域課題への対応に関すること

（連携の実施）

第４条　甲及び乙は、前条の連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定するものとする。

（協定期間）

第５条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月31日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙いずれかから更新しない旨の書面による意思表示がされない場合は、さらに１年間有効とし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し又は漏らしてはならない。

（協議）

第７条　本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年３月１日

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地１
甲　皆野町
皆野町長　　柴﨑　勉

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1007-３
乙　農園ハイツ２号棟101
Freaks　Garage
代表　　中村　一徳

○災害時における給電器及び給電可能な車両の貸与に関する協定書

皆野町（以下「甲」という。）と、株式会社浅見商会（以下「乙」という。）は、災害時における給電器及び給電可能な車両（以下「給電器等」）の貸与について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における給電器等の貸与に関する必要な事項について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において甲が給電器等を必要とする時は、乙に対し、協力を要請することができる。

（協力事項）

第３条　乙は次の事項について協力するものとする。

（１）災害時において、給電器等を貸与し、避難所等の電源供給を行うこと。

（２）町が実施するイベントや防災訓練等において、給電器等を周知すること。

（３）その他これに付随する事項

（要請手続き）

第４条　甲は、災害時において乙が保有する給電器等を必要とする場合は、乙に対し、別に定める書面（様式第１号）を提出するものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後、書面（様式第１号）を提出するものとする。

（給電器等の引き渡し）

第５条　乙は、甲からの要請を受け、給電器等を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引き渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲、乙が協議の上、引き渡しの方法を調整する。

（貸与期間）

第６条　給電器等の貸与期間は、原則として災害発生から３日間程度とする。但し、災害の規模に応じて、甲が延長を希望する場合は、甲、乙で協議し、貸与期間を延長することができるものとする。

（報告）

第７条　乙は、甲からの要請を受け、給電器等を引き渡した場合は、甲に対し書面（様式第２号）を提出するものとする。

（給電器等の返却）
第８条　乙が甲に貸与した給電器等の返却時期及び場所については、甲、乙が協議の上、決定する。

（費用負担）
第９条　甲が貸与を受ける給電器等の使用料は、無償とする。但し乙から甲へ費用負担の申し入れがあった場合はこの限りではない。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ署名の上、各１通を保有するものとする。

令和６年１２月２０日

甲　埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1
皆野町

皆野町長　黒澤　栄則

乙　埼玉県秩父郡皆野町大字皆野778番地5
株式会社浅見商会

代表取締役社長　浅見　陽介

5　条例

○皆野町防災会議条例

昭和38年7月30日
条例第7号

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基き、皆野町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　皆野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。

(2)　皆野町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、町長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

(2)　埼玉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(3)　埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(4)　町長がその部内の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　消防長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

6　前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ町長が定める。

7　第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3　専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、町長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和38年8月1日から施行する。

附　則(平成12年条例第3号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○皆野町防災会議に関する要綱

平成8年3月21日
要綱第4号

（目的）
第1条　この要綱は、皆野町防災会議条例（昭和38年皆野町条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、防災会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長代理委員）
第2条　条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副町長の職にある委員とする。

（会議）
第3条　防災会議は、会長が招集し、その議長となる。
2　防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3　防災会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

（異動等の報告）
第4条　委員に異動があった場合、後任者は直ちに役職、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

（会長の専決処分）
第5条　防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。
2　前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議においてこれを報告しなければならない。

（会議録）
第6条　会長は、会議録を作成し、次の事項を記録しておかなければならない。
(1)　会議の日時及び場所
(2)　出席者の役職名及び氏名
(3)　会議に付した案件及び審議の経過
(4)　議決した事項
(5)　その他の事項

（公表等の方法）
第7条　地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議が行う公表は、皆野町公告式条例（昭和30年皆野町条例第7号）の例による。

（雑則）
第8条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則
この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年告示第41号）
この告示は、平成19年4月1日から施行する。

○皆野町災害対策本部条例

昭和38年7月30日
条例第8号

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基き、皆野町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第5条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和38年8月1日から施行する。

附　則（平成8年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

6　その他

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

令和７年４月現在

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 360 円以内	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費用を含む。 ２　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設の借上げを実施し、供与することが可能。（ホテル・旅館の利用額は 7,000 円（食費込・税込）/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調査を行うこと。）
福祉避難所の設置（法第４条第２項）	上のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者	上に加えて､右記対象経費の通常の実費を加算	同上	上に加えて、 １　おおむね１０人の対象者に１人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ２　高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ３　日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。
応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額１戸当たり 7,089,000 円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は､当該地域における実費。	○建設型応急住宅 １　災害発生の日から 20 日以内着工 ２　供与期間は 2 年以内	○建設型応急住宅 １　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,089,000 円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○賃貸型応急住宅 １　規模 建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	○賃貸型応急住宅 １　災害発生の日から速やかに借上げ、提供 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様	○賃貸型応急住宅 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　間</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に避難している者
2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>1人1日当たり
1,390円以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>対象経費
主食費、服飾費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>対象費用
・水の購入費
・給水又は浄水に必要な機械・器具の借上げ費、修繕費、燃料費
・薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等
・資材：ろ水器に使用するフィルター等</td></tr>
<tr><td rowspan="7">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="7">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　現物給付に限ること。
2　対象品目
①被服、寝具及び身の回り品
②日用品
③炊事用具及び食器
④光熱材料</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td>6人以上1人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>20,300</td><td>26,100</td><td>38,700</td><td>46,200</td><td>58,500</td><td>8,500</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>33,700</td><td>43,500</td><td>60,600</td><td>70,900</td><td>89,300</td><td>12,300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,700</td><td>8,900</td><td>13,400</td><td>16,300</td><td>20,500</td><td>2,900</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,700</td><td>14,000</td><td>19,900</td><td>23,600</td><td>29,800</td><td>3,900</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>1　救護班･･･使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
2　病院又は診療所･･･国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者･･･
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1　救護班等による場合は、使用した衛生材料費等の実費
2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費を含む。</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td><td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、
1世帯当たり
53,900円以内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
生業に必要な資金の貸与	1　住家が全壊（焼）又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 2　生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	1　生業費　30,000円/件 2　就職支度費　15,000円/件	災害発生の日から1ヵ月以内	資金の貸与条件 貸与期間：2年以内 利子：無利子
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具、通学用品及びその他の学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童5,500円以内 中学校生徒5,800円以内 高等学校等生徒6,300円以内	災害発生の日から （教科書） 1カ月以内 （文房具、通学用品及びその他の学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12才未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする者	（洗浄、消毒等） 1体当り3,700円以内 一時保存： ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等借上費等

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第２項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実　費　弁　償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定すると同府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第 17 条第１号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第４条第５号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の３の額を加算した額以内		
	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	災害救助法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　３千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については 100 分の９ ハ　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については 100 分の８ ニ　１億円を超え２億円以下の部分の金額については 100 分の７ ホ　２億円を超え３億円以下の部分の金額については 10 分の６ ヘ　３億円を超え５億円以下の部分の金額については 100 分の５ ト　５億円を超える部分の金額については 100 分の４	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含まれる。

※　この基準によって救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、内閣総理大事に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○指定文化財一覧

（１）国指定・登録文化財（６件）

種　　別		名　　称	所　在　地	指定年月日
重要有形民俗文化財		秩父の山村生産用具(238点)	大字皆野3610 有形民俗文化財収蔵庫	S42.6.17
		荒川水系の漁撈用具(252点)		S46.12.15
登録有形文化財（建造物）		旧壺春堂醫院主屋・土蔵	大字皆野1169-1他	R3.2.4
記念物	名　勝	長瀞	大字皆野、下田野、金崎	T13.12.9
	天然記念物	長瀞	大字皆野、下田野、金崎	T13.12.9
		前原の不整合	大字大渕429、433-2	H28.3.1

（２）埼玉県指定文化財（７件）

種　　別		名　　称	所　在　地	指定年月日
民俗文化財	有形民俗文化財	出牛人形浄瑠璃人形道具一式	大字金沢196	S45.3.30
		秩父地方の養蚕用具及び関係資料(1245点)	大字皆野3602	H20.3.14
	無形民俗文化財	皆野椋神社の獅子舞	大字皆野238	S54.3.27
記念物	史　跡	円墳大塚古墳	大字皆野95-1,-2,-3,-4	S33.3.20
		門平高札場跡	大字上日野沢1744-1先	S46.3.31
		金崎古墳群（４基）	大字金崎2-1、15、17-1、110	S51.3.30
	天然記念物	国神の大イチョウ	大字国神577-2	S15.3.31

（３）町指定文化財（66件）

種　　別		名　　称	所　在　地	指定年月日
有形文化財	建造物	萩神社の石鳥居	大字金沢2647	H14.12.26
		薬研堀	大字三沢1855先	H26.3.20
		石橋	大字三沢1796-1先	H26.3.20
	彫　刻	薬王寺薬師三尊像（３躯）	大字野巻186	S38.10.1
		円福寺十一面観音	大字皆野293	S59.4.1
		薬王寺の十二神将	大字野巻186-1	H26.3.20

種　　別		名　　称	所　在　地	指定年月日
有形文化財	工 芸 品	赤城大神社の懸仏	大字下田野919-1	H14.12.26
	古 文 書	宮前家文書	大字金崎102	S38.10.1
		金室家文書	大字大渕492	S41.4.25
		関根家文書	大字三沢2078	S41.4.25
		持田家文書	大字金沢2136	S59.4.1
	考古資料	駒形遺跡出土山形土偶	大字皆野3610	H5.5.28
		柳瀬古墳群1号墳出土鉄製品	大字皆野3610	H5.5.28
		駒形遺跡出土線刻画のある土器片	大字皆野3610	H5.5.28
		夏内遺跡出土長頸壷	大字皆野3610	H5.5.28
		大背戸遺跡出土土製品(10点)	大字皆野3610	H5.5.28
		伝金崎古墳群出土直刀(５口)	大字皆野3610	H5.5.28
		大澤家の石幢付像容の石堂、宝篋印塔残欠	大字野巻482	H12.10.26
		平有行の実名板碑	大字皆野3610	H14.12.26
		薬師免遺跡出土板碑	大字三沢627	H14.12.26
	歴史資料	薬師免の自然石板碑	大字三沢4075-1	H14.12.26
		水戸征討記念碑	大字三沢1753	H14.12.26
		塩旗の五輪塔	大字皆野1015	H14.12.26
	石　　塔	下田野西福寺の光明真言塔	大字下田野1223-1	H14.12.26
		石井家の一石五輪塔	大字金沢2509-2	H14.12.26
		出牛西福寺の五輪塔	大字金沢196	H14.12.26
		曲木の宝篋印塔	大字三沢5380-1	H14.12.26
		曽根坂一里塚の阿弥陀塔	大字三沢2752-1	H14.12.26
		自性院跡の六面石幢	大字皆野2418	H26.3.20
		自性院跡の光明真言塔	大字皆野2418	H26.3.20

種　　別		名　　称	所　在　地	指定年月日
民俗文化財	有形民俗文化財	椋神社獅子頭（３点）	大字皆野238	S38.10.1
		正法寺観音堂の大絵馬	大字金沢1091	S59.4.1
		住吉社の大絵馬	大字金沢2696	S59.4.1
		諏訪平の己巳塔	大字金沢835-2	H14.12.26
		岩下の庚申塔	大字三沢2009-1先	H14.12.26
		武蔵川大治郎の碑	大字三沢5795-1	H14.12.26
		皆野町及び周辺地域の灯火用具	大字皆野3602	R3.1.25
	無形民俗文化財	金崎神社獅子舞	大字金崎108-1	S59.4.1
		国神神社獅子舞	大字国神709	S59.4.1
		門平獅子舞	大字上日野沢門平地区	S59.4.1
		奈良尾獅子舞	大字上日野沢奈良尾地区	S59.4.1
		重木獅子舞	大字下日野沢重木地区	S59.4.1
		下三沢諏訪神社獅子舞	大字三沢726	S59.4.1
		皆野椋神社神楽	大字皆野238	S59.4.1
		日野沢大神社神楽	大字下日野沢3543-2	S59.4.1
		出牛人形浄瑠璃	大字金沢出牛地区	S59.4.1
		下田野あんどんまち	大字下田野地区	S59.4.1
		立沢の虫送り	大字上日野沢立沢地区	S59.4.1
		門平の虫送り	大字上日野沢門平地区	S59.4.1
記念物	史　　跡	平将平の墓	大字皆野293	S38.10.1
		平重能の墓	大字皆野293	S38.10.1
		小平の一里塚跡	大字三沢782	S38.10.1
		平草の一里塚跡	大字三沢94	S59.4.1
		秩父観音霊場札所三十四番水潜寺	大字下日野沢3522	S59.4.1
		小池氏館跡	大字皆野143	S59.4.1

種　　別		名　　称	所　在　地	指定年月日
記念物	史　　跡	阿左美氏館跡	大字下日野沢1278、1279	S59.4.1
		駒形遺跡	大字皆野2227-1他	H11.11.1
		国神村道路元標	大字大渕430-1	H26.3.20
		金澤村道路元標	大字金沢2643	H26.3.20
		三澤村道路元標	大字三沢1554-1	H26.3.20
		旧郷平橋の橋台親柱	大字大渕598-2先	H26.3.20
		薬王寺のやぐら	大字野巻186-1	H26.3.20
	天　然 記念物	加増のエドヒガン	大字金沢2849	S41.4.25
		赤城大神社社叢	大字下田野919-1	H14.12.26
		平草のキリシマツツジ	大字三沢213	H14.12.26
		平草のイヌツゲ	大字三沢213	H14.12.26

（４）埼玉県選択及び選定文化財（５件）

種　　別	名　　称	所　在　地	選定年月日
埼玉県選択 無形民俗文化財	立沢の虫送り	大字上日野沢立沢地区	H4.6.17
	門平の虫送り	大字上日野沢門平地区	H4.6.17
埼玉県選定 重要遺跡	勝負沢岩陰遺跡	大字下日野沢729	S51.10.1
	竜ヶ谷城跡	大字三沢2980他	S51.10.1
	駒形遺跡	大字皆野2227-1他	S51.10.1

農林漁業セーフティネット資金の概要

[一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ]

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

１．借入対象者

① 認定農業者（※1）
② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であるもの）
③ 認定新規就農者（※2）
④ 目標地図に位置付けられた者（※3）
⑤ 集落営農組織

（※1） 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた者をいう。
（※2） 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいう。
（※3） 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者をいう。

２．借入条件

（１）資金の使途

① 災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
② 法令に基づく行政処分（豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
③ 社会的・経済的環境の変化等(物価高騰、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合（※）に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金

（※）売上の減少（前期比 10%以上）、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等（原油、飼料等）の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

（２）借入限度額 ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
② ①以外の場合：600 万円

（３）借入金利：１．１５～１．６５％（令和 7 年 3 月 19 日現在）

（４）償還期限：１５年以内（うち措置期間３年以内）

３．取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

４・利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類（※）を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。（災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります）。

５・問い合せ先

□（株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL：0120-154-505）
□沖縄振興開発金融公庫（TEL：098-941-1840）
□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

○ Operational Intervention Level（ＯＩＬ）と防護措置について

<table>
<tr><th colspan="2">基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値※1</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>ＯＩＬ１</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">500μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ４</td><td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="3">β線：40,000cpm※3
（皮膚から数cmでの検出器の計数率）
β線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】
（皮膚から数cmでの検出器の計数率）</td><td>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>ＯＩＬ２</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限※9</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h※6
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ＯＩＬ６</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※7</td><td>飲料水
牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000 Bq/kg※8</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200 Bq/kg</td><td>500 Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1 Bq/kg</td><td>10 Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20 Bq/kg</td><td>100 Bq/kg</td></tr>
</table>

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には 0IL の初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算しておおむね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20 ㎠の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/㎠相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/㎠相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

7　様式類

○災害救助関係申請様式

様式１

第　　号
年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

避難所開設期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方に発生した　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である　　日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
４　その他

様式２

第　　号
年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて大きく、罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引き上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。

記

１　設置戸数の引上げ数（（１）－（２））　　戸
　（１）　設置戸数の総数　　戸
　（２）　設置基準戸数　　戸（全壊（焼）、流失世帯　　戸×３０％）
２　設置戸数の引上げを要する具体的理由
３　全壊（焼）、流失世帯に対する住宅復旧計画
４　応急仮設住宅に収容を要する者の名簿
５　その他

様式３

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方に発生した　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、応急仮設住宅の着工期間である２０日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
４　その他

様式４

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

炊出し期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め炊出し期間である　　日間では炊出しを打切り自宅炊事に切換えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員
４　その他

様式５

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

飲料水供給期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である　　日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区ごとの供給人員
４　その他

様式６

第　　号
年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

１　冬季基準を適用すべき数

被　害　別	被　害　数		季別の変更を要する数		備　考
	世帯数	人　員	世帯数	人　員	
全壊（焼）流失					
半壊(焼)床上浸水					
計					

２　季別の変更を要する具体的理由
３　変更額と夏季基準額との差額概算
４　義援金品等の状況

様式７

第　　号
年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

　　月　　日　　地方に発生した　　による　　害は、その被害が極めて大きく、罹災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

１　変更を要する限度額
２　変更を要する具体的理由
３　変更を要する地区ごとの世帯数
４　変更額と基準額の差額概算
５　その他

様式８

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方に発生した　　による　　害は、その被害が甚大であって、給与期間である　　日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する地区ごとの世帯数

４　その他

様式９

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

医療期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め医療期間である　　日間では医療を打切ることが困難な実情でありますので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する地区または医療機関ごとの患者数

４　その他

様式１０

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

助産期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から　　日間では、助産を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式１１

第　　号
年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて激甚であり、救出期間である　　日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
４　その他

様式１２

第　　号
年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害規模が極めて大きく、罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

１　修理戸数の引き上げ数（（１）－（２））　　戸
（１）　修理戸数の総数　　戸
（２）　修理基準戸数　　戸（半壊（焼）世帯　　戸×３０％）
２　修理戸数の引上げを要する具体的理由
３　半壊（焼）世帯に対する応急修理計画
４　応急修理対象者名簿
５　その他

様式１３

第　　号
年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方に発生した　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である１ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
４　その他

様式１４

第　　号
年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて大きく、かつ、罹災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

１　引上げを要する貸与世帯数（（１）－（２））　　世帯
（１）　貸与世帯数の総数　　世帯
（２）　貸与基準世帯数　　世帯（全壊（焼）、流失世帯　　戸×２５％）
２　貸与世帯の引上げを要する具体的理由
３　他の貸付金制度による貸付との関連
４　その他

様式１５

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

　　月　　日の　　による被害は、極めて甚大であって、生業資金の貸与期間である１ヶ月間（先般承認を得た日の延長期間）ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区ごとの世帯数
４　その他

様式１６

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

学用品給与期間の延長承認申請書

　　月　　日の　　による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間　　日間では、給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
４　その他

様式１７

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

埋葬期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である　　日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
４　その他

様式１８

第　　号
年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

死体の捜索期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害規模が極めて激甚であり、捜索期間である　　日間では、捜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり捜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長をすることによって捜索されるべき死体数
４　その他

様式１９

第　　号
年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

死体処理期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である　　日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり死体処理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長をすることによって処理されるべき死体数
４　その他

様式２０

第　　号
年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

１　障害物除去戸数の引上げ数（（１）－（２））　　戸
　（１）　除去戸数の総数　　戸
　（２）　除去基準戸数　　戸（半壊、床上浸水世帯　　戸×１５％）
２　除去戸数の引き上げを要する具体的理由
３　障害物の除去対象者名簿

様式２１

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

障害物除去期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく除去期間である　　日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
４　その他

様式２２

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

輸送の特例承認申請書

　　月　　日発生した　　による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

１　輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
２　輸送区間又は距離
３　輸送を要する物資等の数量又は積載台数
４　輸送を実施しようとする期間
５　輸送のために必要とする経費の内容及び金額
６　輸送を要する具体的理由
７　その他

様式２３

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

輸送期間の延長承認申請書

　　月　　日発生した　　による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

１　延長を要する期間
２　輸送目的又は輸送物資等の品名
３　輸送区間又は距離
４　輸送物資（人員）の数量又は積載台数
５　輸送のために必要とする経費の内容及び金額
６　期間の延長を要する具体的理由
７　その他

様式２４

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

人夫の雇上げの特例承認申請書

　　月　　日発生した　　による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

１　人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
２　人夫の所要人員
３　雇上げを要する期間
４　人夫の雇上げに要する経費
５　人夫の雇上げを要する具体的理由
６　その他

様式２５

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

人夫の雇上げ期間の延長承認申請書

　　月　　日発生した　　による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

１　延長を要する期間
２　人夫の雇上げの目的又は救助の種類
３　雇上げの人員
４　使用場所
５　期間の延長を要する具体的理由
６　その他

様式２６

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

請　　書

　　年　　月　　日第　　号をもって委任の通知を受けた災害救助法による応急仮設住宅設置事業を次の条件により承諾します。

記

１　設置戸数　　戸
２　規模構造　１戸当り　　２６．４㎡　　円以内
３　着工期日　　年　　月　　日まで
４　事業内容　　上記の金額の範囲内で「災害救助法による応急仮設住宅設置要領」に基づき応急仮設住宅の設置事業を行う。

様式２７

応急仮設住宅に入居する者の名簿

選考月日

（皆野町）

選考順位	住　　所	氏　　名	家族数	職　業	月　収	世帯の状況

（注）世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

様式２８

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

　　月　　日第　　号により委任された標記住宅については、下記の通り着工したのでお届けします。

記

１　設置戸数　　戸

２　着工月日　　月　　日

３　竣工予定　　月　　日

４　添付書類　　請負業考の着工属の写　別紙のとおり

　注　請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

様式２９

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

災害救助法による応急仮設住宅の竣工について

　　月　　日第　　号により委任された標記住宅については、下記の通り竣工したのでお届けします。

記

１　設置戸数　　戸

２　着工月日　　月　　日

３　竣工月日　　月　　日

４　市町村の竣工検査日　　月　　日

５　添付書類　請負業者の竣工届の写　別紙のとおり

様式３０

請　求　（概算・精算）　書

一金　　円也

ただし、　　による災害救助法による応急仮設住宅設置費　　戸分

上記のとおり請求します。

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　様

皆野町長　　印

添付書類　　支出調書及び領収書の写

○罹災証明書様式

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号
罹　災　証　明　書</td></tr>
<tr><td>世帯主氏名</td><td></td><td colspan="2">令和年　　月　　日生（　　歳）
職業（　　）</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">秩父郡皆野町大字　　番地</td></tr>
<tr><td>罹災の原因</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>罹災年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>罹災場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>罹災状況
（該当するものに○をつけること）</td><td colspan="3">死亡・行方不明・重症・軽傷
住家・自家・借家
全壊（焼）・半壊（焼）・流失・床上浸水・床下浸水・一部損壊
その他（　　）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8">世帯構成</td><td>氏　　名</td><td>続　柄</td><td>年　齢</td><td>備　考（人的被害者はその種類等記入のこと）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>証明書</td><td colspan="4">上記のとおり、罹災したことを証明する。
令和　　年　　月　　日
皆野町長　　印</td></tr>
</table>

皆野町地域防災計画

令和７年５月
皆野町防災会議

発　行：皆野町
編　集：皆野町　総務課
〒３６９－１４９２
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野１４２０番地１
ＴＥＬ：０４９４－６２－１２３１
ＦＡＸ：０４９４－６２－２７９１